

令和6年度版

# 長崎県の労働事情

(令和6年度労働条件等実態調査結果報告書)

令和7年3月

長崎県産業労働部雇用労働政策課

## はじめに

本県の景気は、個人消費は一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復しており、生産活動も増加しています。また、雇用情勢については、令和7年1月の有効求人倍率は、1.18倍と1.1倍台で推移しており、求人が求職を上回る中で、求人を持ち直しの動きが続いているが、物価上昇等が今後の雇用に与える影響を注視する必要があります。

県においては、子育て政策を最重要課題に位置付け、安心して子どもを産み育てられる社会をめざしています。このためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、誰もが働きやすい魅力ある職場をつくり出していくことが重要です。

この報告書は、県内事業所を対象に、労働条件などの現状を把握し、今後の労働行政をさらに推進していくため、令和6年6月30日現在で実施した「令和6年度長崎県労働条件等実態調査」の結果等をまとめたものです。労使をはじめ関係者の皆様に、参考資料としてお役立ていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり、ご多忙中にもかかわらずご協力いただいた各事業所の皆様及び関係各位に心からお礼を申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

長崎県産業労働部雇用労働政策課長

# 目 次

## 第1章 労働条件等実態調査

1. 調査概要	1
2. 調査結果の概要	
I. 事業所の概要	
回答事業所の状況	3
II. 雇用と取組	
1. 採用状況	5
2. 配置状況	6
3. 管理職の配置状況	7
4. 女性の活躍の推進状況	9
5. 職場におけるハラスメント防止対策	12
III. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	
1. ワーク・ライフ・バランス	13
IV. 労働時間	
1. 年次有給休暇	16
2. 週休制	20
3. 労働時間	22
V. 育児休業制度・子の看護休暇制度	
1. 育児休業制度	23
2. 育児休業の利用状況	25
3. 男性の育児休業取得	27
4. 子の看護休暇制度	29
VI. 介護休業制度・介護休暇制度	
1. 介護休業制度	31
2. 介護休業の利用状況	33
3. 介護休暇制度	33
4. 従業員へのケアラー支援にかかる取組内容	35
VII. 高年齢者の雇用状況	
1. 高年齢者雇用の概況	37
2. 高年齢者雇用制度に関する制度等	42
3. 労働条件の明示事項の追加	43
4. 今年及び今後の賃上げ	44
3. 統計表	
県合計	56
4. 調査票	
令和6年度長崎県労働条件等実態調査票	89

# 目 次

## 第2章 労働事情の全国比較

<b>I. 労働力人口</b> _____	
1. 労働力状態の推移	107
2. 年齢別労働力人口	108
3. 産業大分類別就業者数	109
4. 就業状態・雇用形態別就業者数	110
5. 市町別労働力人口	111
<b>II. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数</b> _____	112
<b>III. 賃金・労働時間</b> _____	
1. 賃金	
(1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移	113
(2) 就業形態別令和5年平均の月間現金給与額	114
(3) 産業別令和5年平均の月間定期給与額	115
(4) 男女別令和5年平均の月間定期給与額	116
2. 労働時間	
(1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移	117
(2) 就業形態別令和5年平均の月間労働時間	118
(3) 産業別令和5年平均の月間労働時間	119
(4) 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況	120
(5) 主な週休制の形態別企業割合	121
(6) 週休制の適用労働者割合	122
<b>IV. 労使関係</b> _____	
1. 労働組合組織状況	
① 県内の組合数及び組合員数の推移	123
② 産業別組合数・組合員数	123
<b>V. 高齢者雇用確保措置実施状況</b> _____	
1. 雇用確保措置実施状況(21人以上規模企業)	124
2. 65歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移	126
3. 70歳以上まで働ける企業の状況(21人以上規模企業)	125
4. 企業における定年制の状況(21人以上規模企業)	125
5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況	125

# 1. 調査概要

## 1. 調査目的

県内の民間事業所における労働者の労働条件等の現状を把握し、各種施策の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査対象

事業所母集団データベースによる事業所名簿を母集団とし、日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業, 郵便業」「卸売業, 小売業」「金融業, 保険業」「不動産業, 物品賃貸業」「学術研究, 専門・技術サービス業」「宿泊業, 飲食サービス業」「生活関連サービス業, 娯楽業」「教育, 学習支援業」「医療, 福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出により選定した1,300事業所。

## 3. 調査基準日

令和6年6月30日現在

## 4. 調査方法

郵送による自計方式

## 5. 調査項目

- (1) 事業所の概要
- (2) 雇用と取組
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- (4) 労働時間
- (5) 育児休業制度・子の看護休暇制度
- (6) 介護休業制度・介護休暇制度
- (7) 高年齢者の雇用状況

## 6. 回収状況

調査対象事業所から783件の回答があり、5人未満の事業所等を除いた有効回答は708件であった。

（注）調査票の記入状況から、調査項目により分析対象事業所が若干異なる。

## 調査対象事業所及び集計事業所

規模・産業分類	調査対象事業所数 (配布数)	集計事業所数 (有効回収数)
計	1,300	708
5～29人	1,113	551
30～99人	157	131
100～299人	24	22
300人以上	6	4
建設業	129	83
製造業	105	60
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0
情報通信業	11	7
運輸業，郵便業	53	31
卸売業，小売業	338	162
金融業，保険業	39	21
不動産業，物品賃貸業	26	12
学術研究，専門・技術サービス業	34	16
宿泊業，飲食サービス業	120	47
生活関連サービス業，娯楽業	46	20
教育，学習支援業	33	18
医療，福祉	273	183
複合サービス事業	17	11
サービス業（他に分類されないもの）	73	37

### 7. 利用上の注意

調査結果の利用等にあたっては、下記の点に注意を要する。

- ① 本報告書の集計結果は原則として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、内訳の合計が必ずしも100%とならない場合がある。
- ② 複数回答を可とした設問では、選択肢ごとに設問の回答事業所数に対する選択事業所数の比率を算出している。そのため、各選択肢ごとの割合の合計が100%を超える場合がある。
- ③ 本調査の調査対象事業所は、無作為に抽出されているものであり、集計事業所について前年と同一性が確保されていないわけではないため、前年以前の調査結果との比較には注意を要する。

## 2. 調査結果の概要

# I. 事業所の概要

## 1. 回答事業所の状況（統計表 I）

### ① 回答事業所の産業及び規模

有効回答 708 事業所の産業別割合をみると、「医療、福祉」(25.8%) が最も多く、次いで「卸売業、小売業」(22.9%)、「建設業」(11.7%) となっている。

規模別では、雇用者数「5～29人」の事業所が 77.8% を占めている。(図 1、図 2、表 1)

図1 回答事業所の産業別割合

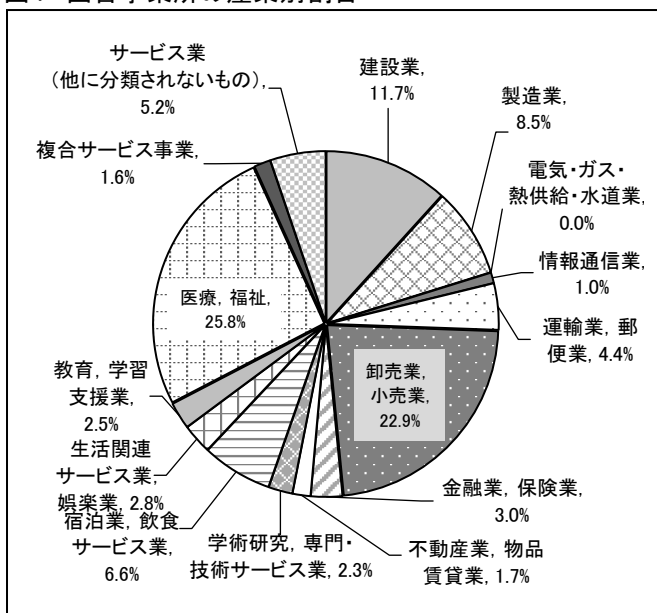
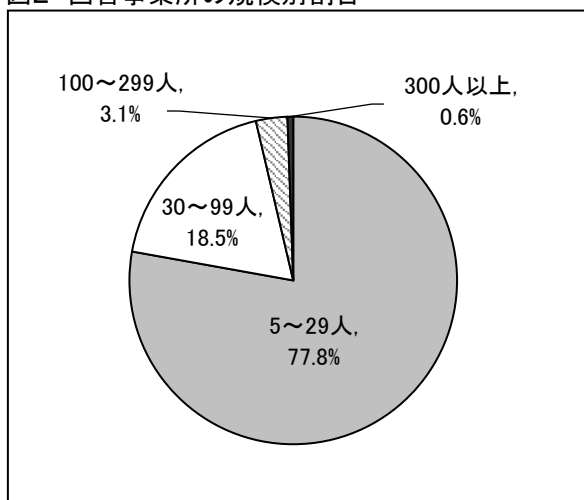


表1 回答事業所の産業別割合

産業別	割合
建設業	11.7%
製造業	8.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%
情報通信業	1.0%
運輸業、郵便業	4.4%
卸売業、小売業	22.9%
金融業、保険業	3.0%
不動産業、物品賃貸業	1.7%
学術研究、専門・技術サービス業	2.3%
宿泊業、飲食サービス業	6.6%
生活関連サービス業、娯楽業	2.8%
教育、学習支援業	2.5%
医療、福祉	25.8%
複合サービス事業	1.6%
サービス業(他に分類されないもの)	5.2%

図2 回答事業所の規模別割合



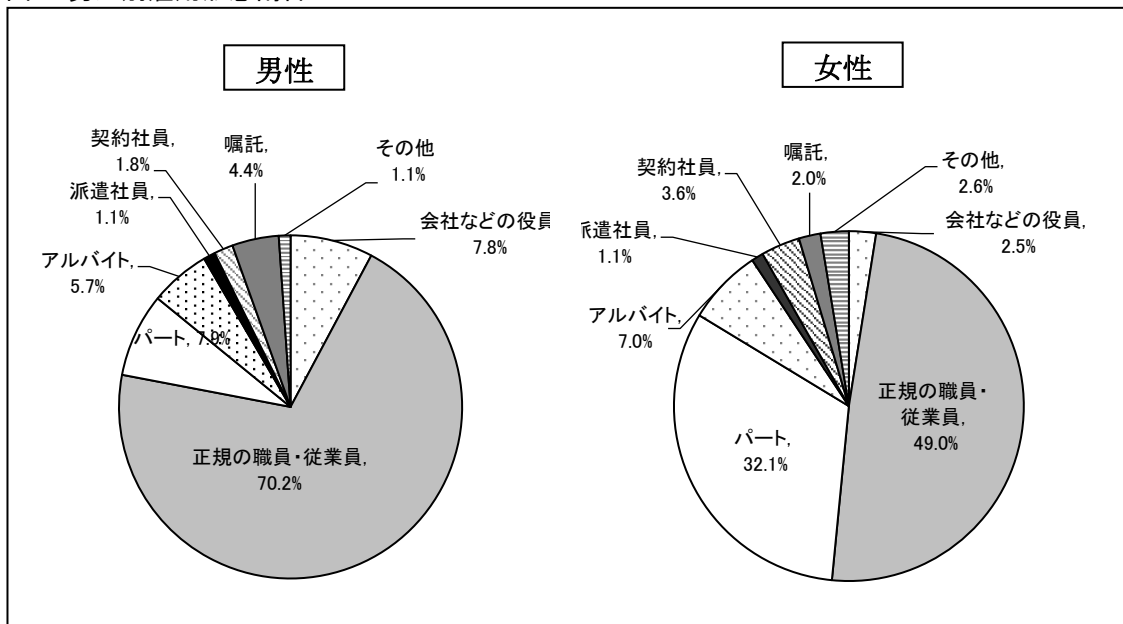


## ② 雇用者数

雇用者数は 18,324 人で、うち男性は 8,756 人 (47.8%)、女性は 9,568 人 (52.2%) となっている。

雇用形態別でみると、男性の「正規の職員・従業員」の割合は 70.2% であるのに対し、女性の割合は 49.0% で、女性は男性よりもパートなど非正規雇用の割合が多くなっている。(図 3)

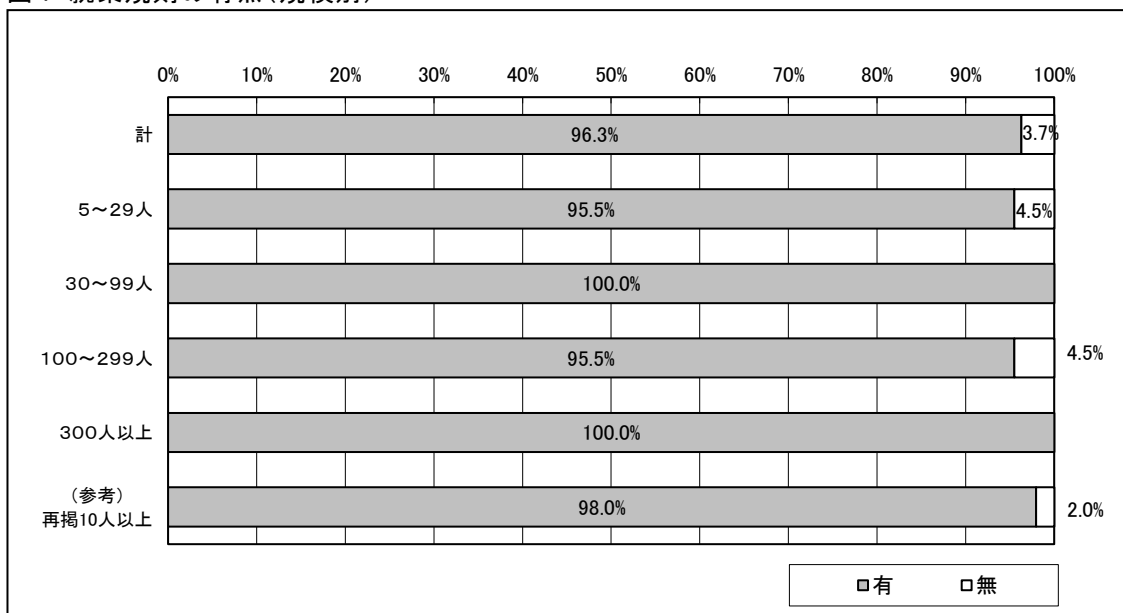
図3 男女別雇用形態割合



## ③ 就業規則

就業規則の有無について、「有」と回答した事業所は 96.3% となっている。(図 4)

図4 就業規則の有無(規模別)



## Ⅱ. 雇用と取組

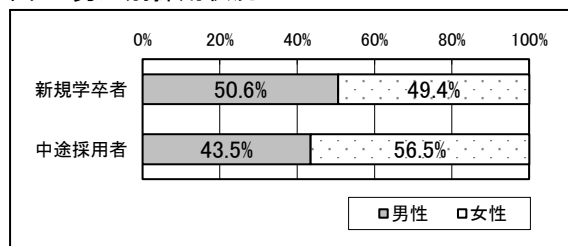
### 1. 採用状況（統計表Ⅱ－２）

#### ① 男女別採用状況

回答事業所における令和6年4月の採用者数は742人となっている。

そのうち「新規学卒者」は261人で、男女別割合は、男性132人（50.6%）、女性129人（49.4%）となっており、「中途採用者」は481人で、うち男性は209人（43.5%）、女性は272人（56.5%）となっている。（図5）

図5 男女別採用状況

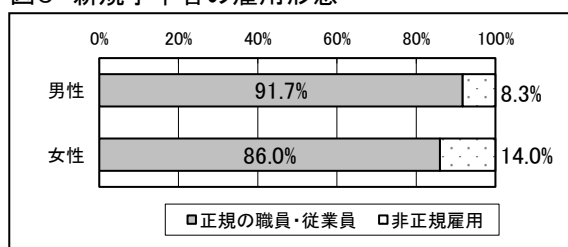


#### ② 雇用形態

##### ア. 新規学卒者

新規学卒者の雇用形態は男女共に「正規の職員・従業員」の割合が多く、男性は121人（91.7%）、女性は111人（86.0%）となっている。（図6）

図6 新規学卒者の雇用形態

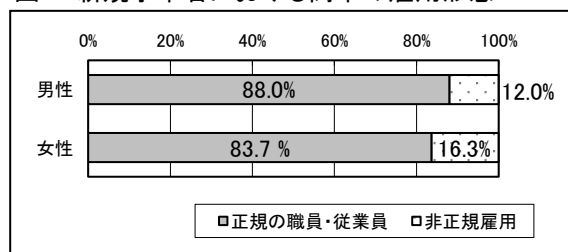


##### イ. 新規学卒者のうち高卒の割合

新規学卒者のうち高卒の割合は47.5%で、男性の高卒の割合は75人（56.8%）、女性は49人（38.0%）となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」は、男性は66人（88.0%）で女性は41人（83.7%）となっている。（図7）

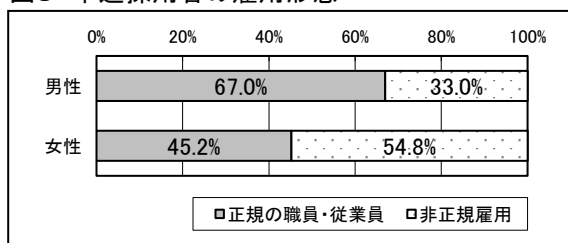
図7 新規学卒者における高卒の雇用形態



##### ウ. 中途採用者

中途採用者481人の雇用形態は、男性においては「正規の職員・従業員」が140人（67.0%）と多くなっているが、女性においては「非正規雇用」が149人（54.8%）と多くなっている。（図8）

図8 中途採用者の雇用形態

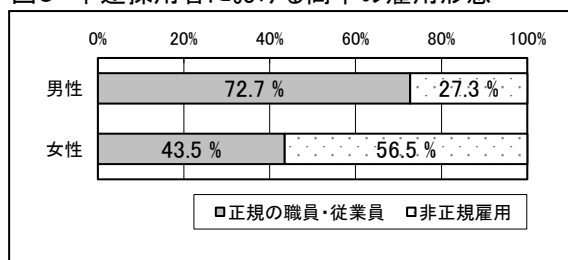


##### エ. 中途採用者のうち高卒の割合

中途採用者のうち高卒の割合は30.4%で、男性の高卒の割合は77人（36.8%）、女性は69人（25.4%）となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」は、男性56人（72.7%）で女性は30人（43.5%）となっている。（図9）

図9 中途採用者における高卒の雇用形態



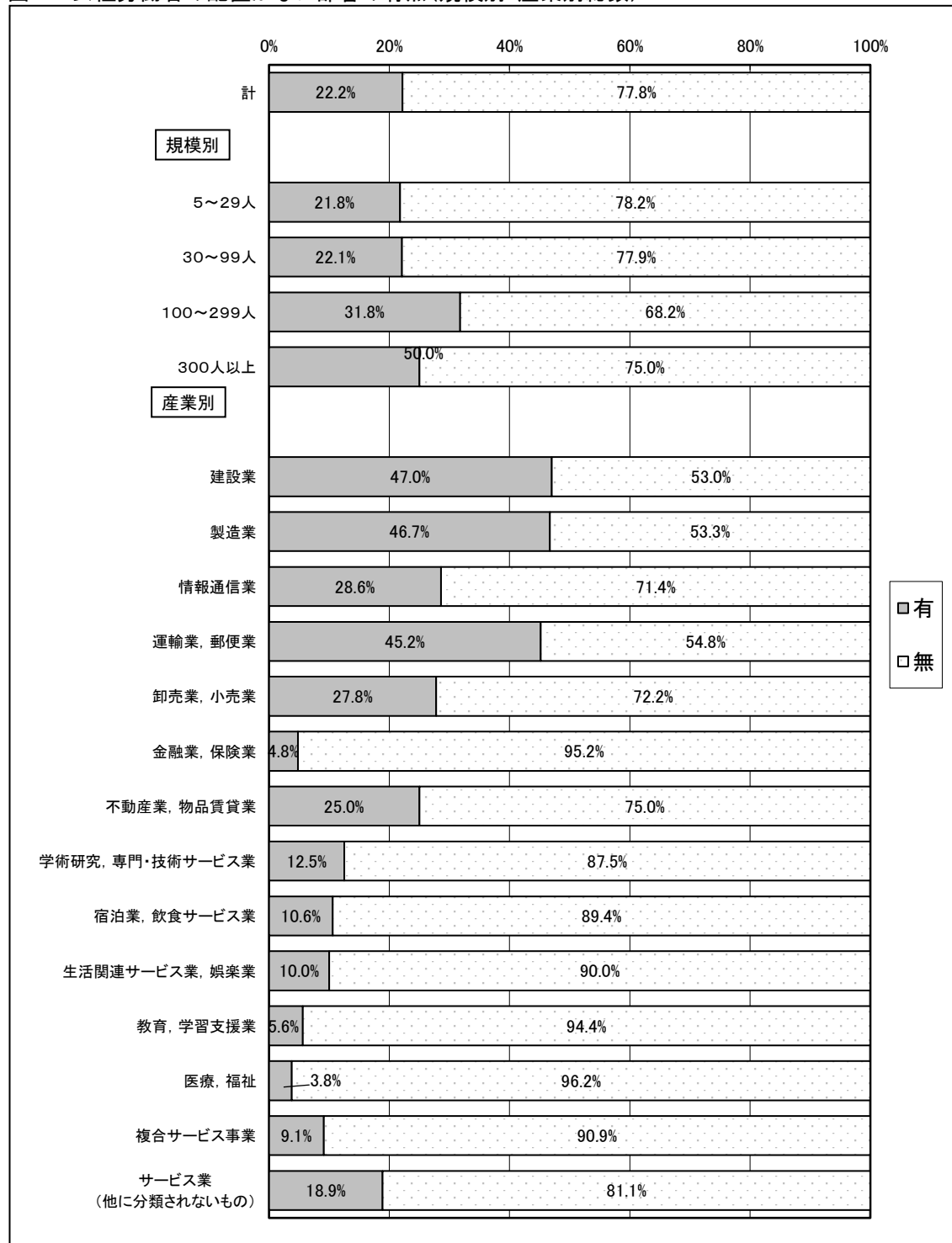
## 2. 配置状況（統計表Ⅱ－3）

### ① 女性労働者の配置がない部署の割合

女性労働者の配置がない部署が「有」と回答した事業所の割合は22.2%となっている。事業所の規模が大きくなるとともに、その割合が高くなる傾向にある。

業種別にみると、「建設業」（47.0%）が最も多く、次いで「製造業」（46.7%）、「運輸業、郵便業」（45.2%）、となっている。（図10）

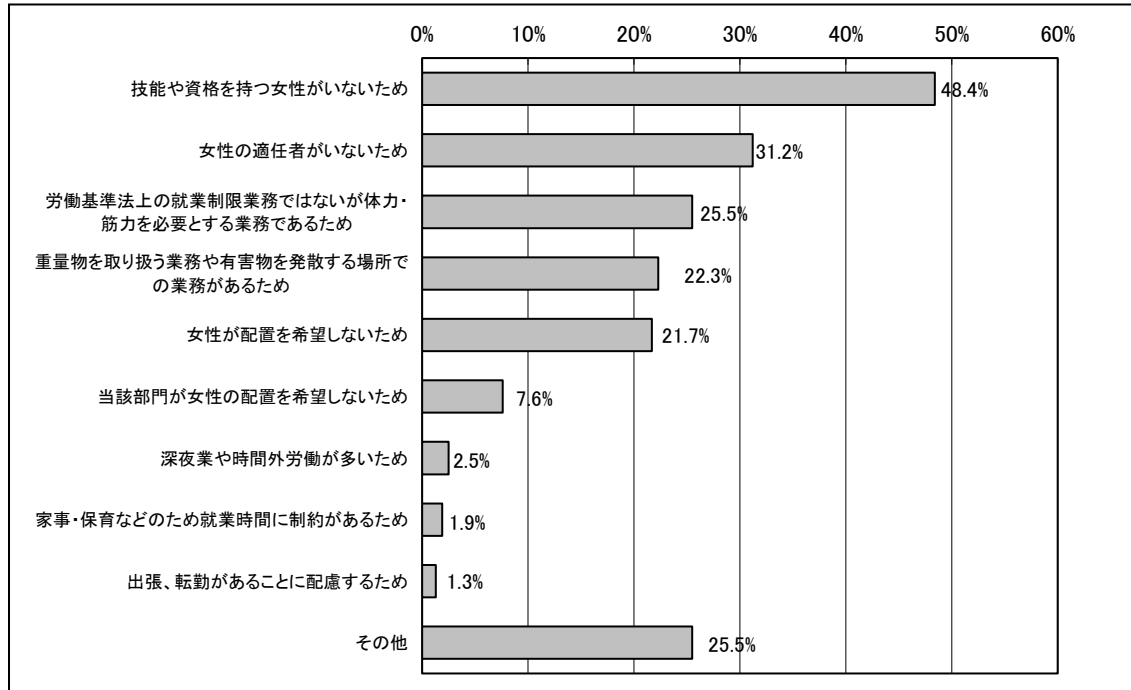
図10 女性労働者の配置がない部署の有無（規模別・産業別総数）



## ② 女性労働者の配置がない部署がある理由（複数回答）

女性労働者の配置がない部署がある理由は、「技能や資格を持つ女性がいなかったため」（48.4%）が最も多く、次いで「女性の適任者がいないため」（31.2%）、「労働基準法上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため」（25.5%）、「重量物を取り扱う業務や有害物を発散する場所での業務があるため」（22.3%）となっている。（図 11）

図11 女性労働者の配置がない部署がある理由（複数回答）

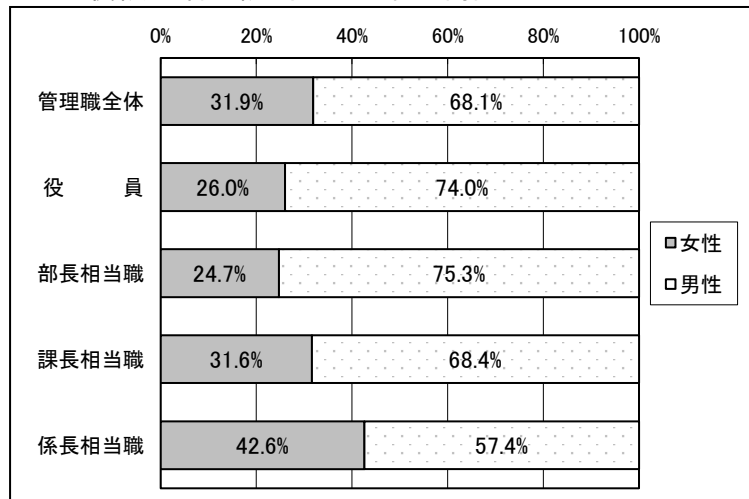


## 3. 管理職の配置状況（統計表Ⅱ－4）

### ① 管理職に占める女性の割合

管理職 3,361 人のうち女性は 1,073 人（31.9%）となっている。  
 役職別の女性管理職の割合は、「役員」（26.0%）、「部長相当職」（24.7%）、「課長相当職」（31.6%）、「係長相当職」（42.6%）となっている。（図 12）

図12 役職別・管理職に占める女性の割合



※ここでの「管理職」とは、

- ・企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
- ・部長・課長等の役職名を採用していない場合などは、事業所の実態によりどの管理職区分に該当するか適宜判断としています。
- ・係長相当職には主任クラスを含みます。

規模別でみると、「300人以上」(54.1%)が最も多くなっている。(図13)  
 産業別でみると、「医療、福祉」(56.7%)が最も多くなっており、次いで「教育、学習支援業」(45.1%)「宿泊業、飲食サービス業」(37.2%)となっている。(図14)

図13 女性管理職の割合(規模別)

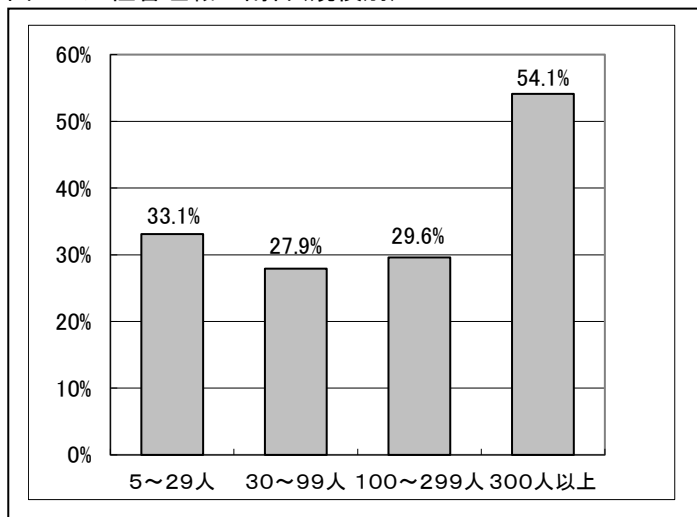
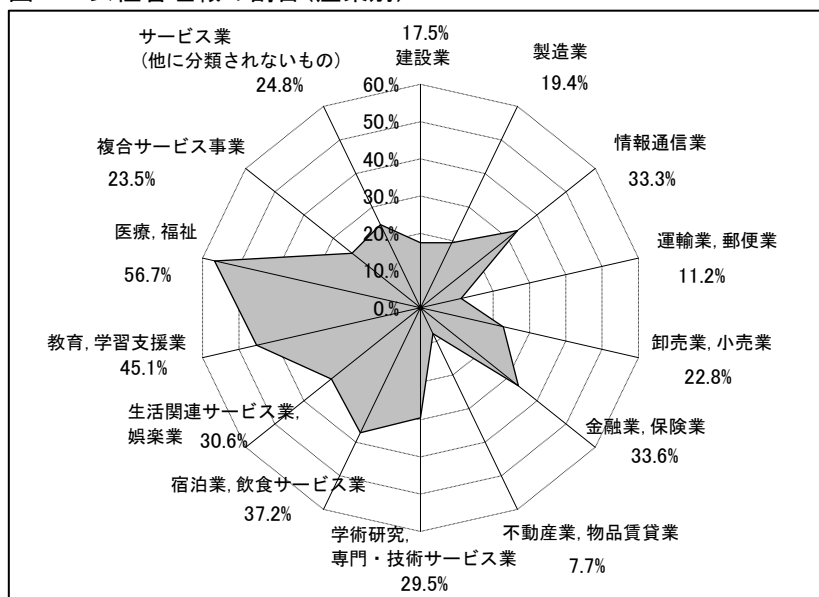


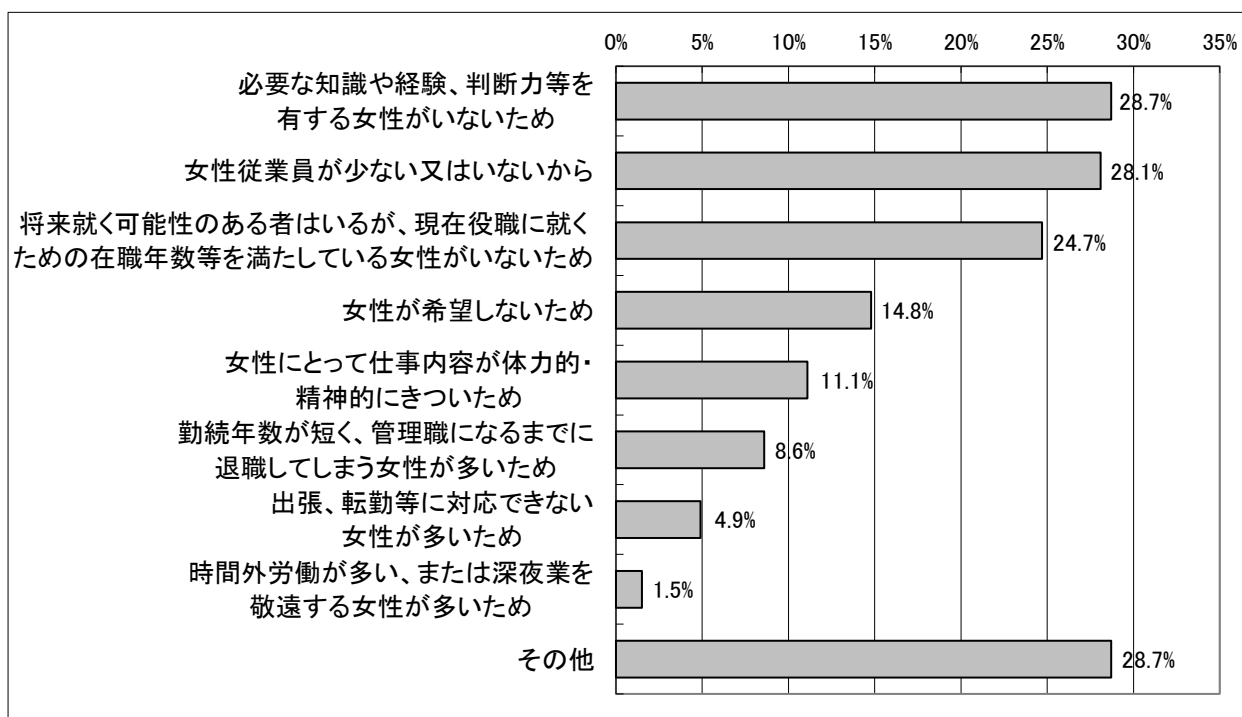
図14 女性管理職の割合(産業別)



② 女性管理職が1割未満、あるいは全くいない理由(複数回答)

回答事業所708事業所のうち、女性管理職が1割未満、あるいは全くいない管理区分があると回答した事業所は324事業所(45.8%)あり、その理由としては「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がないため」(28.7%)、が最も多く、次いで「女性従業員が少ない又はいないから」(28.1%)、「将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がないため」(24.7%)となっている。(図15)

図15 女性管理職が1割未満、あるいは全くいない理由(複数回答)



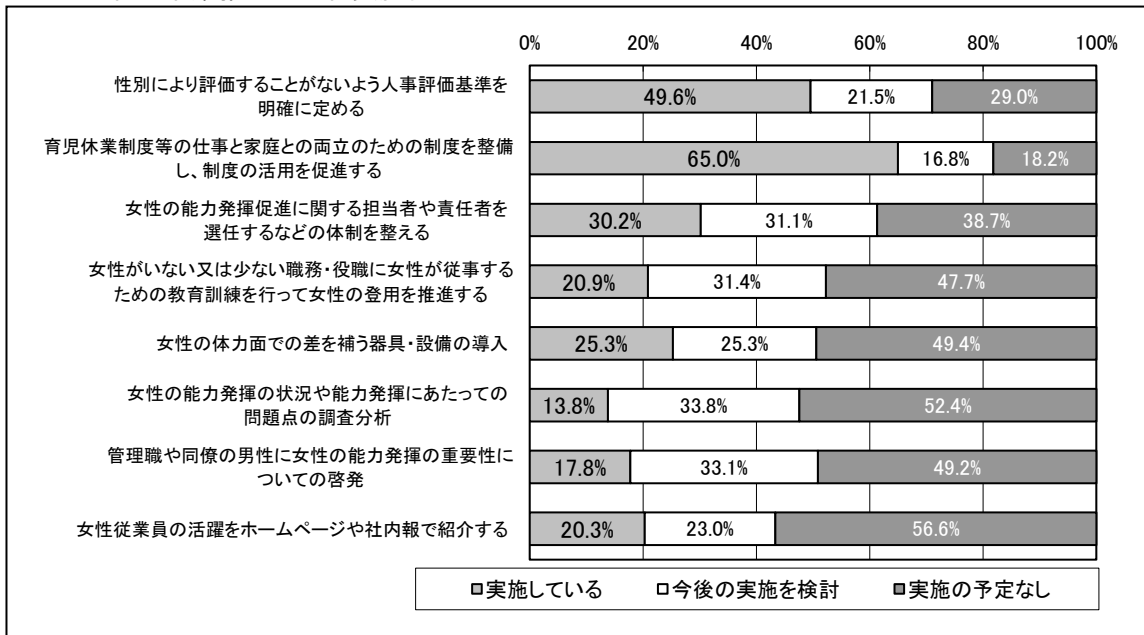
#### 4. 女性の活躍の推進状況 (統計表Ⅱ-5)

##### ① 取組実施状況

女性の活躍推進のための取組について「実施している」と回答のあった項目では、「育児休業制度等の仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する」(65.0%)が最も多く、次いで、「性別により評価することがないよう人事評価基準を明確に定める」(49.6%)、「女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整備する」(30.2%)となっている。

「今後の実施を検討する」と回答があった項目では、「女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析」(33.8%)、「管理職や同僚の男性に女性の能力発揮の重要性について啓発を行う」(33.1%)、「女性がいない又は少ない職務・役職に女性が従事するための教育訓練を行って女性の登用を推進する」(31.4%)、「女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整える」(31.1%)の割合が高くなっている。(図16)

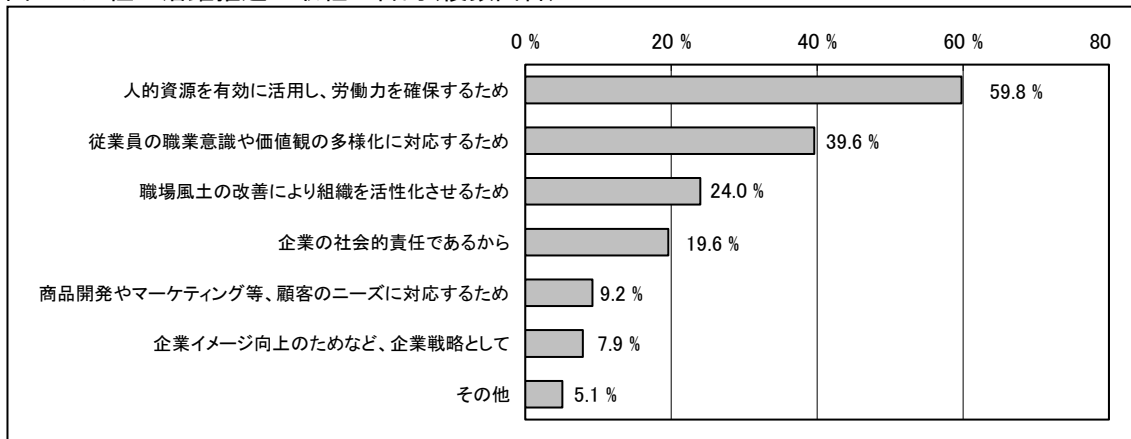
図16 女性の活躍推進の取組実施状況



② 取組の目的（複数回答）

女性の活躍推進の取組の目的は、「人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため」(59.8%) が最も多く、次いで「従業員の職場意識や価値観の多様化に対応するため」(39.6%) となっている。(図17)

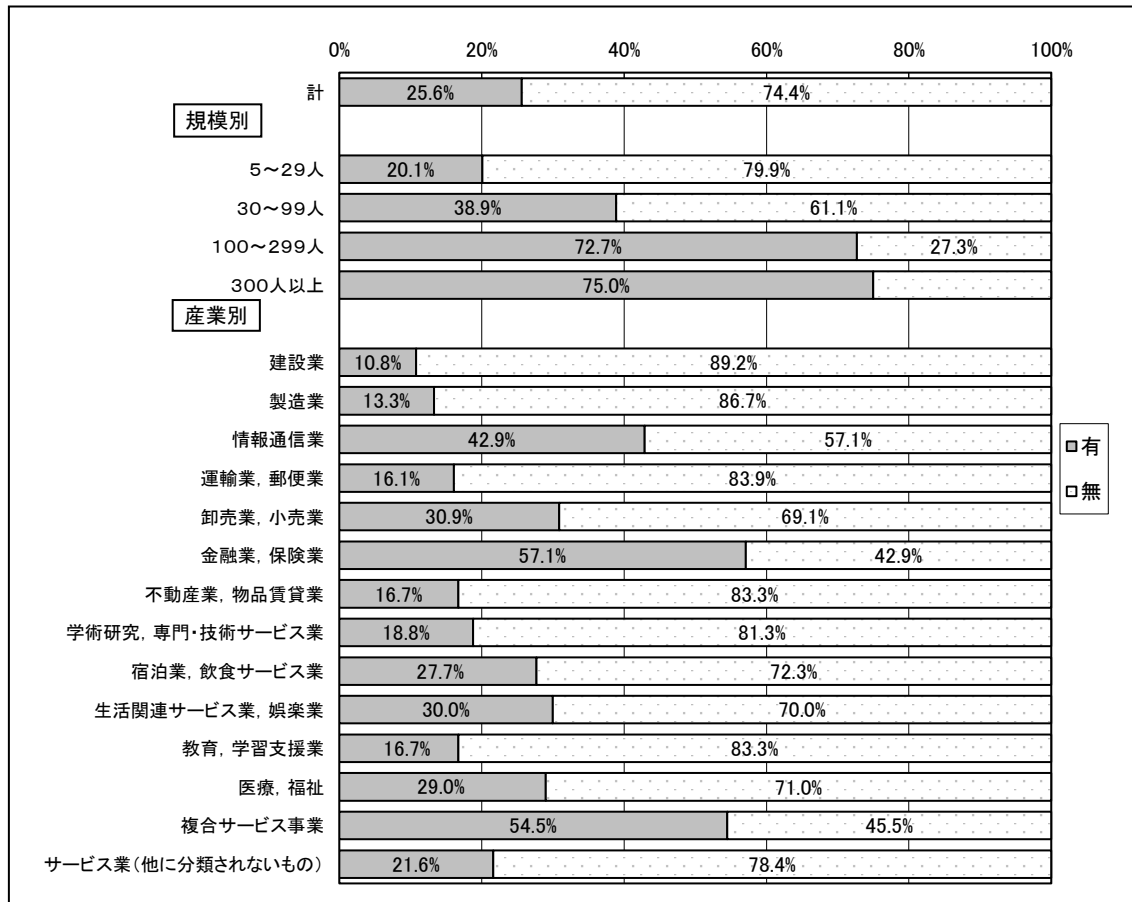
図17 女性の活躍推進の取組の目的(複数回答)



③ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の割合

一般事業主行動計画を策定していると回答した事業所の割合は25.6%となっている。業種別にみると、「金融業、保険業」(57.1%)が最も多く、次いで「複合サービス事業」(54.5%)、「情報通信業」(42.9%)となっている。(図18)

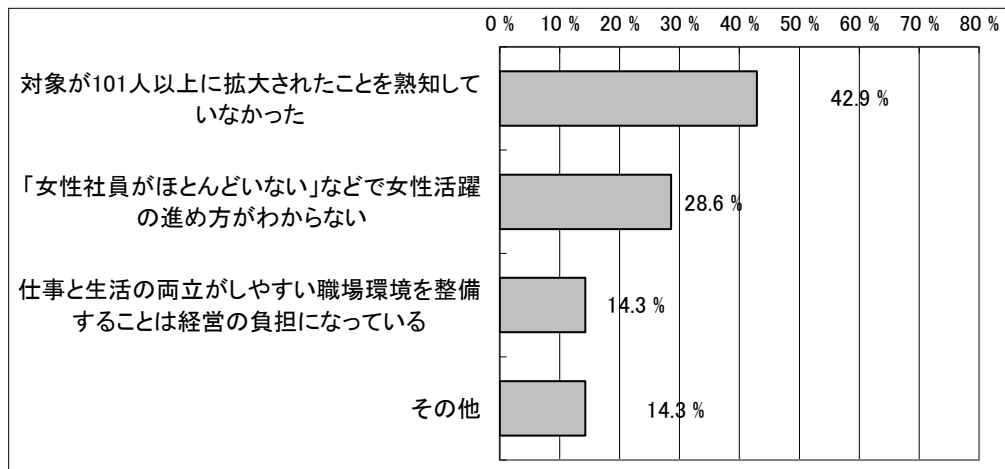
図18 一般事業主行動計画の策定の有無(規模別・産業別総数)



④ 101人以上の企業で一般事業主行動計画を策定していない理由

常時雇用101人以上の企業で一般事業主行動計画を策定していない理由としては、「対象が101人以上に拡大されたことを熟知していなかった」(42.9%)が最も多く、次いで「女性活躍の進め方がわからない」(28.6%)となっている。(図19)

図19 101人以上の企業で一般事業主行動計画を策定していない理由



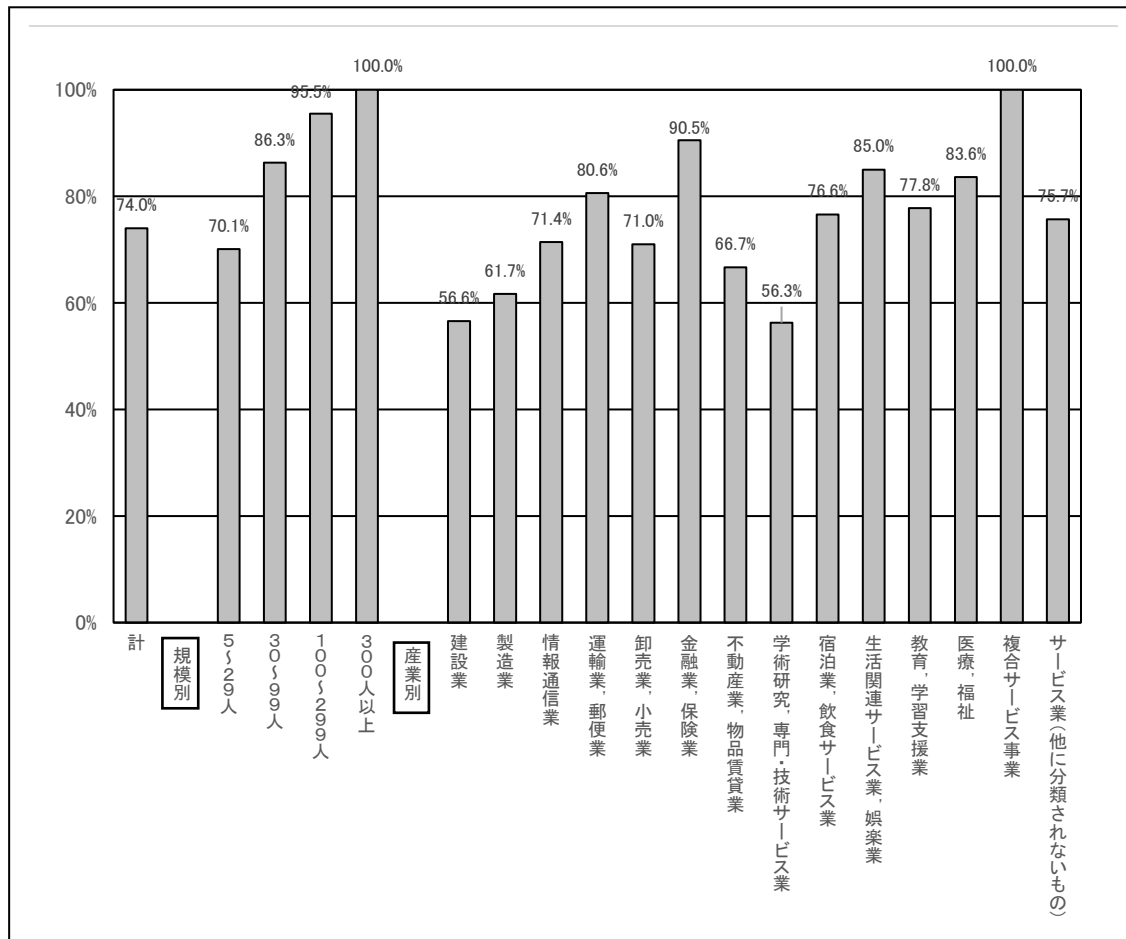


## 5. 職場におけるハラスメント防止対策（統計表Ⅱ－6）

### ① 取組状況

職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は74.0%となっている。（図20）

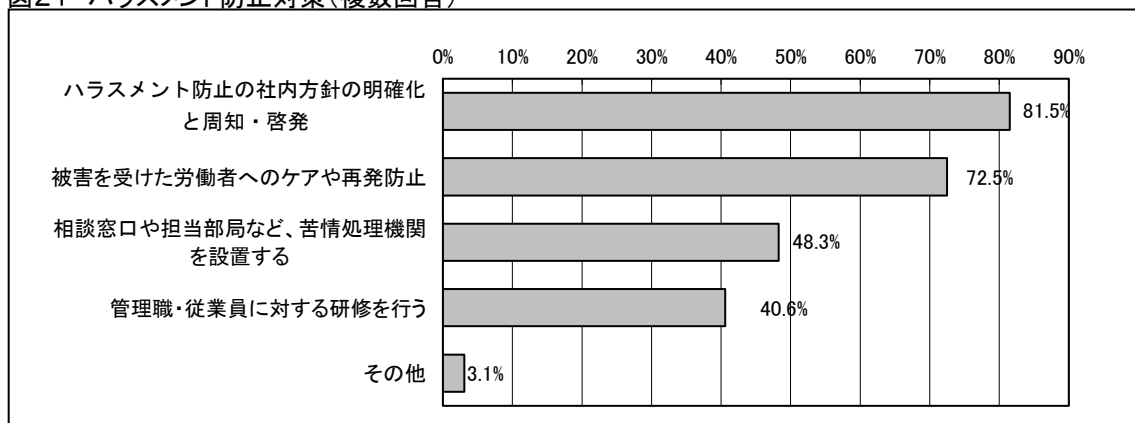
図20 ハラスメント防止取り組み状況（規模別・産業別総数）



### ② 取組内容（複数回答）

職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容は、「ハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発」（81.5%）が最も多く、次いで「相談窓口や担当部局など苦情処理機関を設置する」（72.5%）、「管理職・従業員に対する研修を行う」（48.3%）となっている。（図21）

図21 ハラスメント防止対策（複数回答）



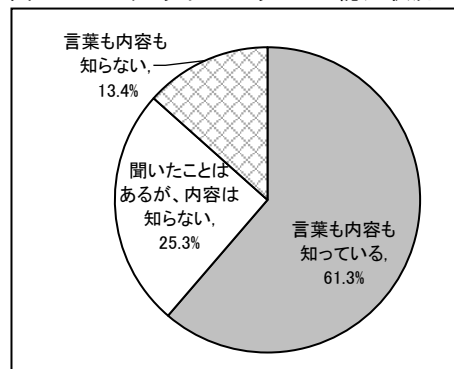
### Ⅲ. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

#### 1. ワーク・ライフ・バランス（統計表Ⅲ-7）

##### ① 認知状況

ワーク・ライフ・バランスの認知状況については、「言葉も内容も知っている」（61.3%）が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」（25.3%）、「言葉も内容も知らない」（13.4%）となっている。（図22）

図22 ワーク・ライフ・バランスの認知状況



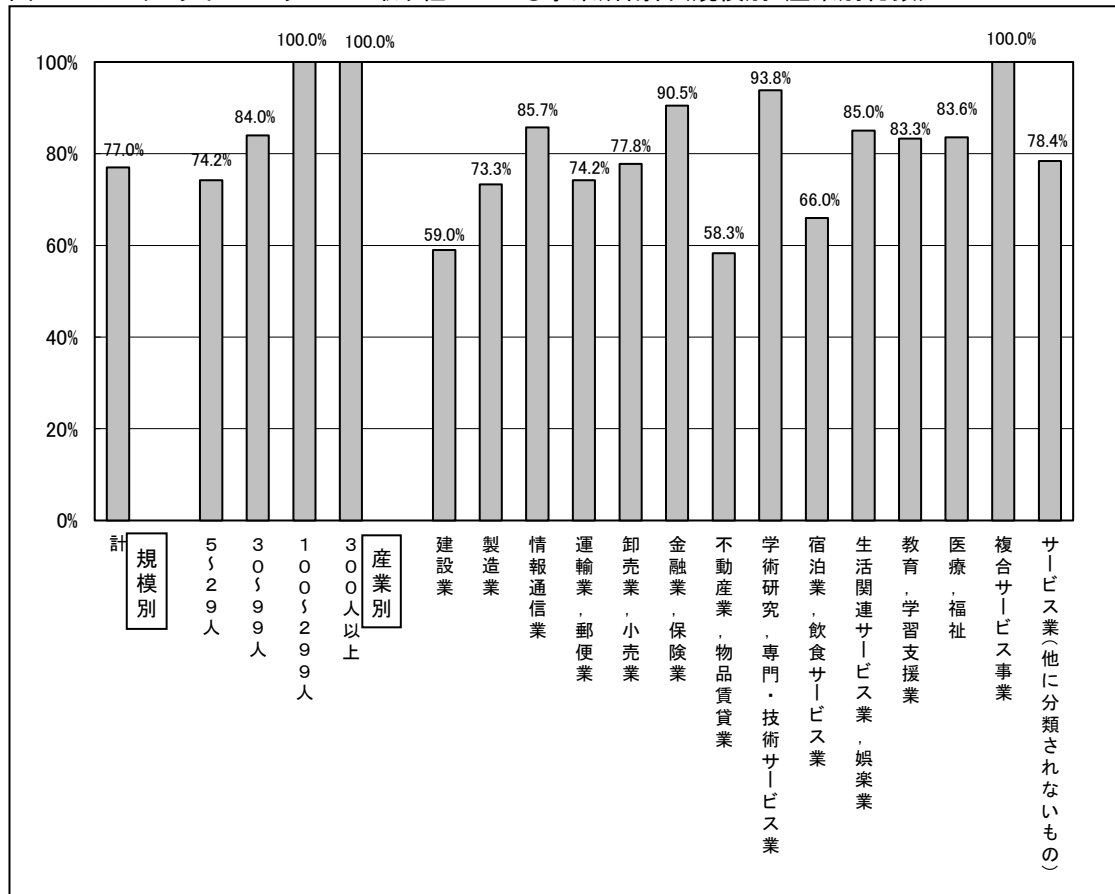
##### ② 取組状況

ワーク・ライフ・バランスの取組状況をたずねたところ、「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は、全体で77.0%となっている。

規模別で見ると、規模が大きいほど高く「100～299人」と「300人以上」の回答があったすべての事業所で「取り組んでいる」となっている。

産業別にみると、「複合サービス事業」が100%で最も多く、次いで「学術研究、専門・技術サービス」（93.8%）、「金融業、保険業」（90.5%）、「情報通信業」（85.7%）となっている。（図23）

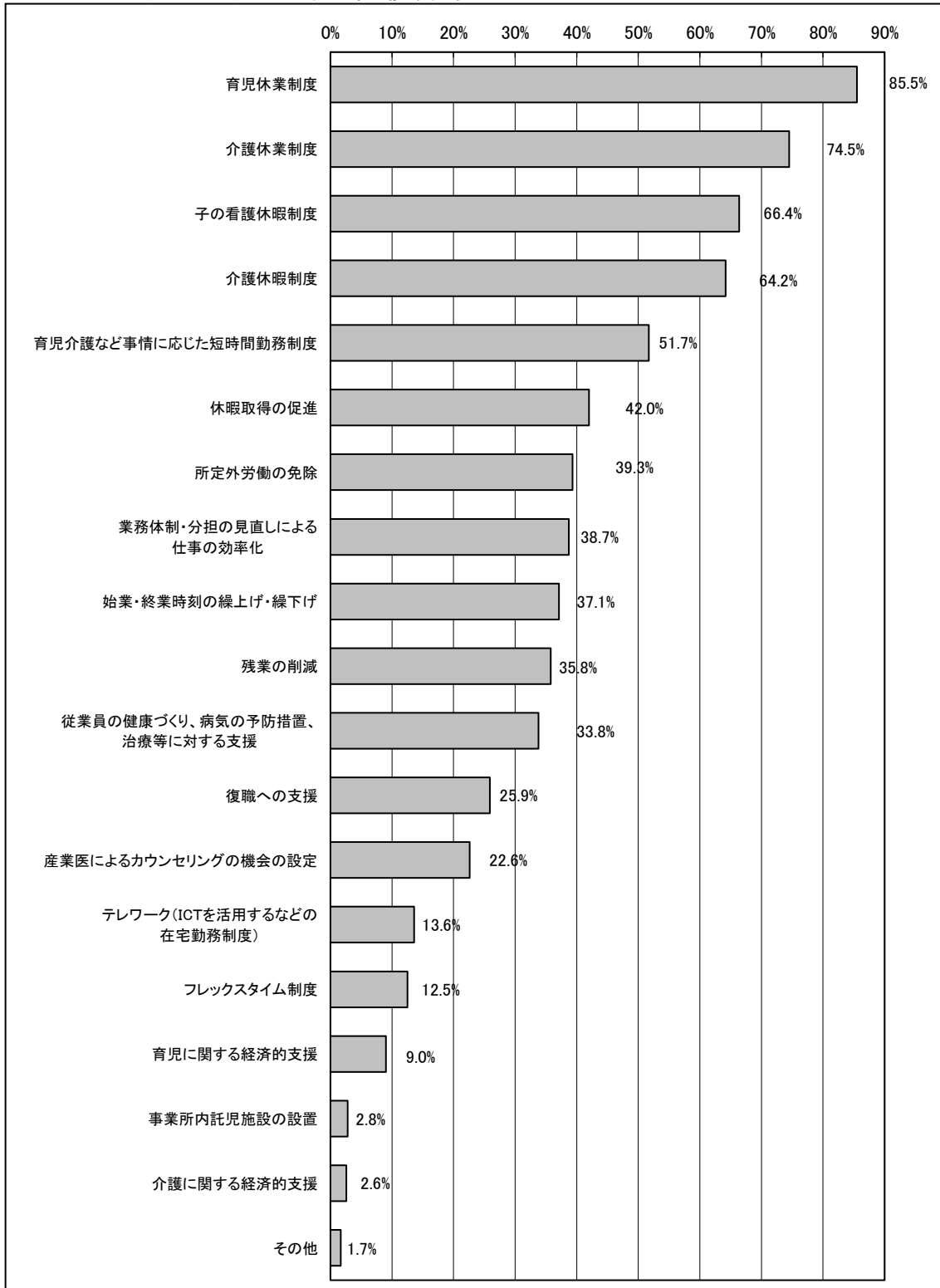
図23 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所割合（規模別・産業別総数）



### ③ 取組内容（複数回答）

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容をみると、「育児休業制度」（85.5%）、「介護休業制度」（74.5%）、「子の看護休暇制度」（66.4%）、「介護休暇制度」（64.2%）の順で高い割合となっている。（図24）

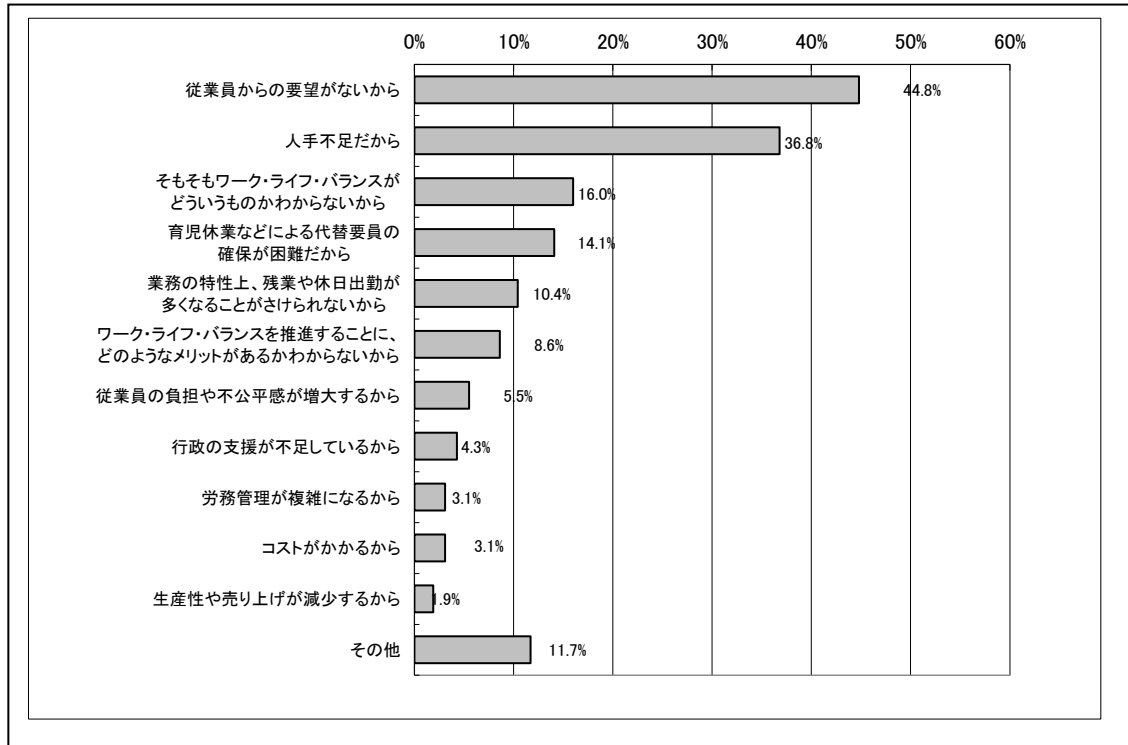
図24 ワーク・ライフ・バランス取組内容（複数回答）



#### ④ 取り組んでいない理由（複数回答）

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいない」と回答のあった事業所の理由をみると、「従業員からの要望がないから」（44.8%）が最も多く、次いで、人手不足だから」（36.8%）、「そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから」（16.0%）となっている。（図 25）

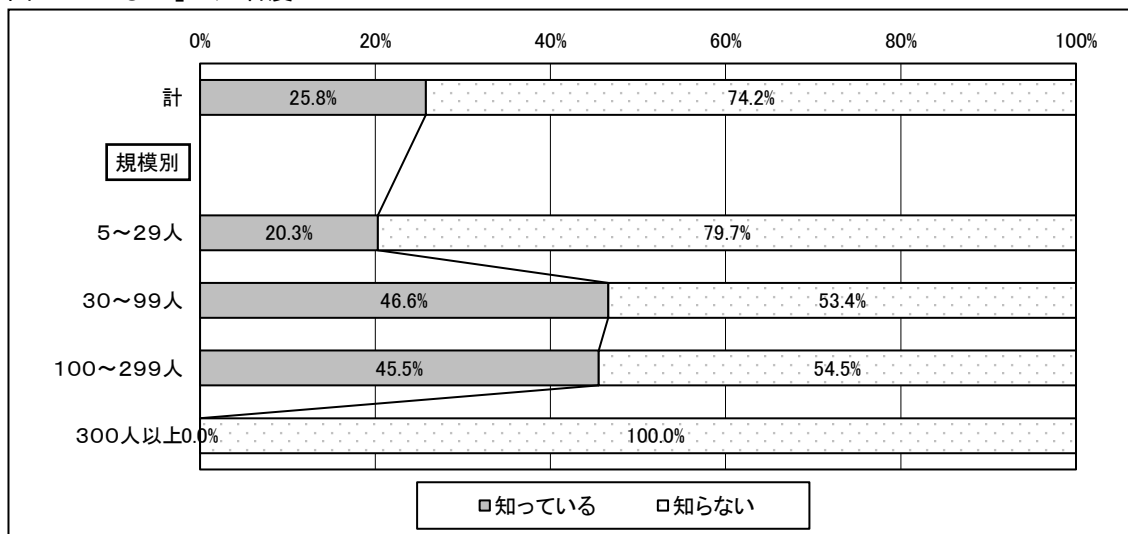
図25 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない理由（複数回答）



#### ⑤ 「Nぴか」（長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度）の知名度

「Nぴか」（長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度）を「知っている」と回答した事業所が 25.8%、「知らない」と回答した事業所が 74.2%であった。（図 26）

図26 「Nぴか」の知名度について



## IV. 労働時間

### 1. 年次有給休暇（統計表Ⅳ－8）

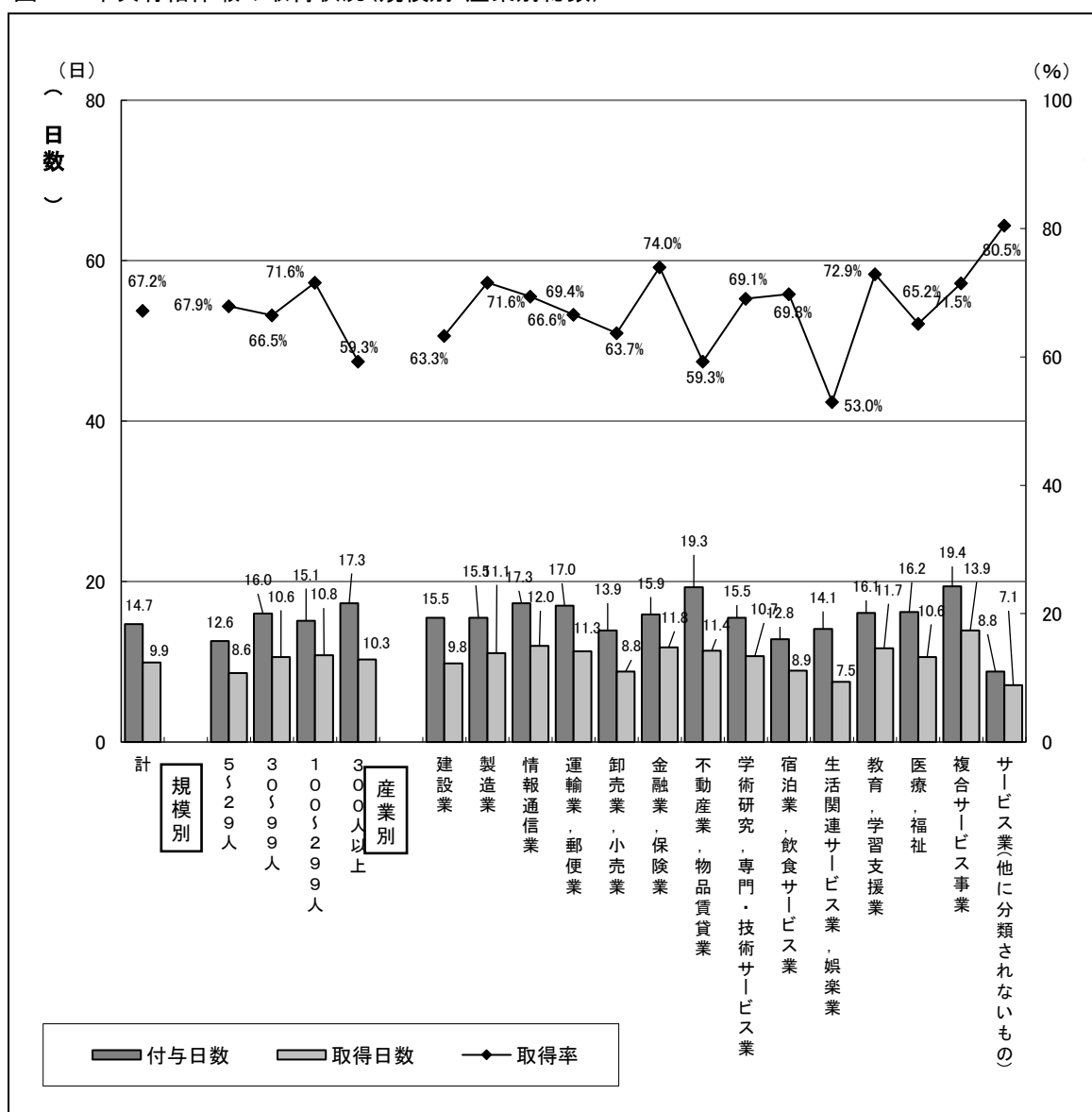
#### ① 取得状況

回答のあった事業所が1年間に付与した年次有給休暇の日数は、労働者1人平均14.7日で、そのうち取得日数は9.9日、取得率は67.2%となっている。

取得率を規模別で見ると、「100～299人以上」の事業所が71.6%と最も高く、「300人以上」の事業所が59.3%と最も低くなっている。

産業別で見ると、「サービス業（他に分類されないもの）」（80.5%）が最も高く、次いで「金融業、保険業」（74.0%）、「教育、学習支援業」（72.9%）となっており、一方で「生活関連サービス業、娯楽業」（53.0%）が最も低くなっている。（図27）

図27 年次有給休暇の取得状況（規模別・産業別総数）

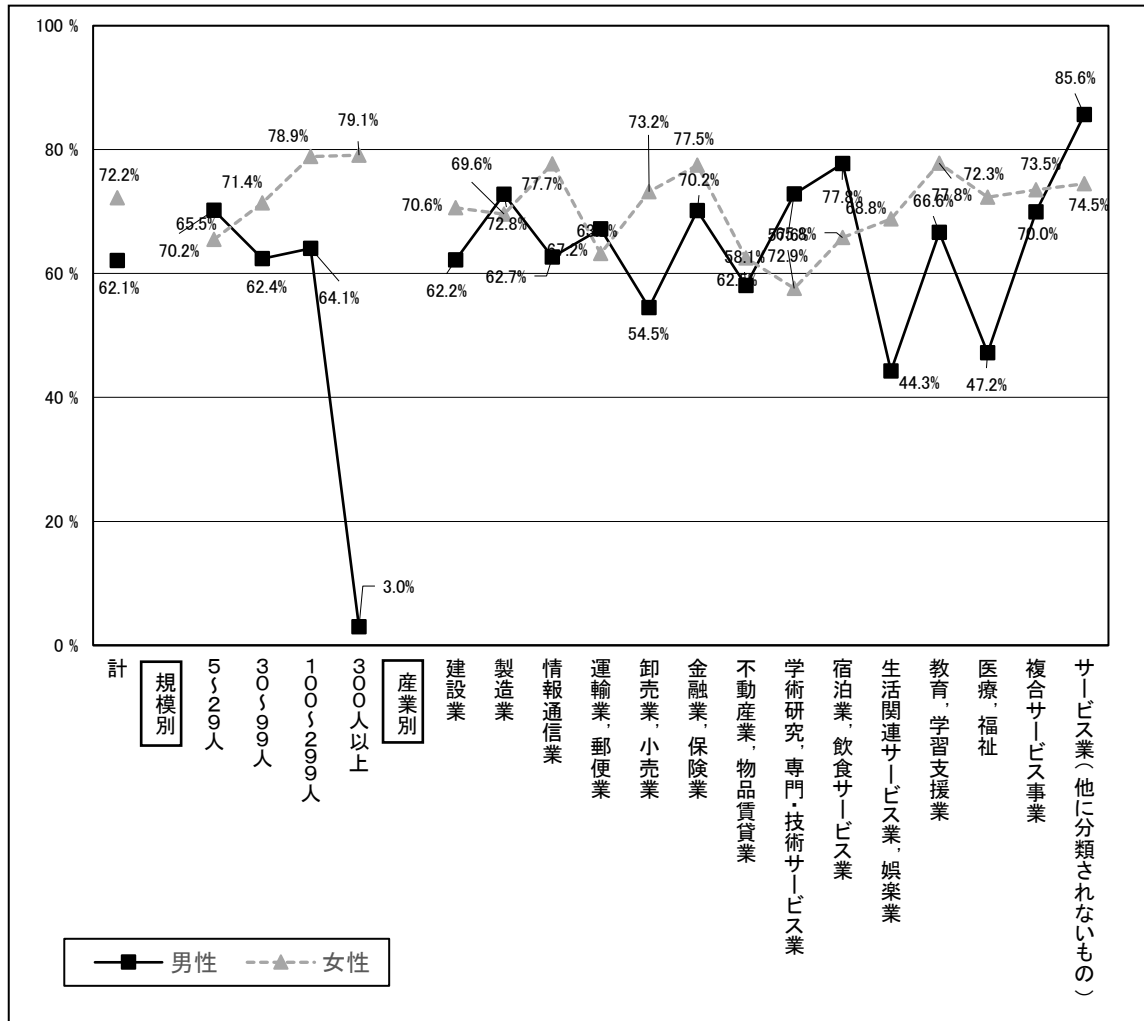


年次有給休暇の取得率を男女別にみると、全体では女性の取得率（72.2%）が男性（62.1%）より高く、規模別では5～29人規模以外は女性の取得率が男性の取得率よりも高くなっている。

産業別では、「医療・福祉」（男性47.2%、女性72.3%）で男女の取得率に最も大きな差

がみられた。(図 28)

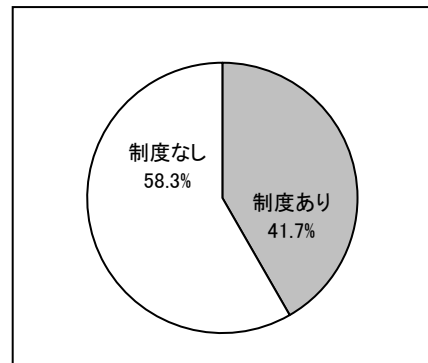
図28 年次有給休暇の男女別取得率(規模別・産業別総数)



② 計画的付与制度

年次有給休暇を計画的に付与する制度について「制度あり」と回答した事業所は41.7%で、「制度なし」は58.3%となっている。(図 29)

図29 計画的付与制度の有無



③ 半日または時間単位での取得

年次有給休暇の半日または時間単位での取得について「取得できる」と回答した事業所は77.6%、「取得できない」と回答した事業所は22.4%となっている。(図 30)

「取得できる」と回答した事業所における半日または時間単位で取得可能な日数は「10日以上」が58.5%と最も多くなっている。(図31)

図30 半日または時間単位での取得制度の有無

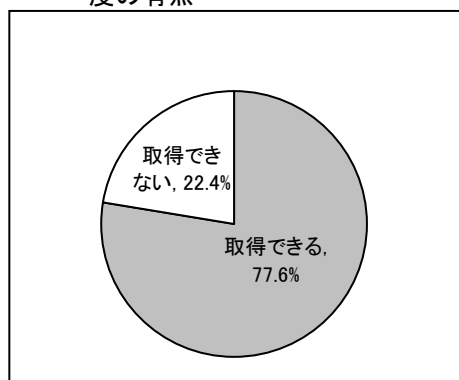
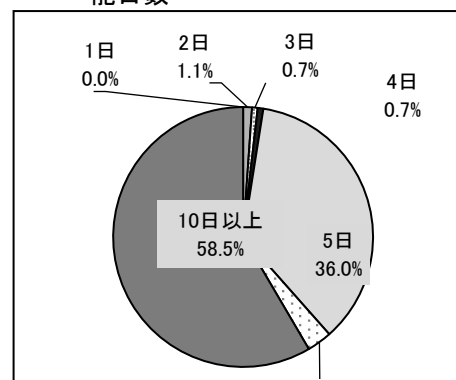


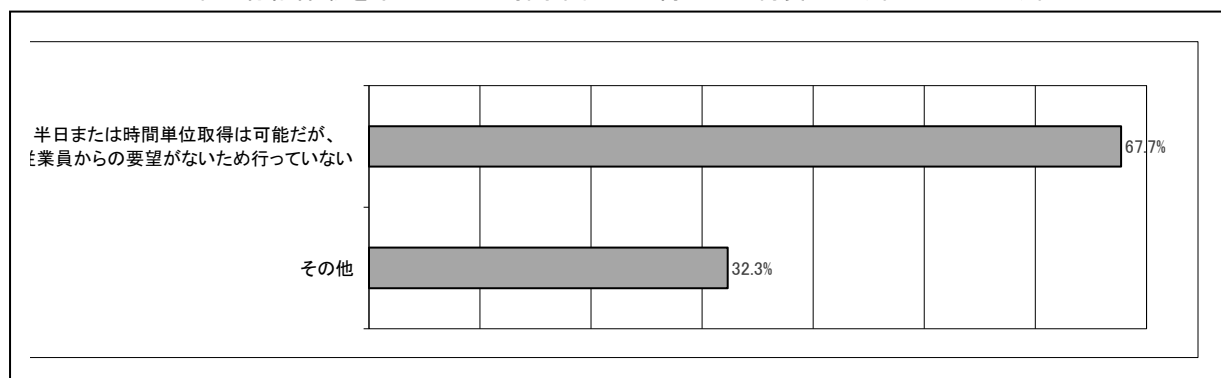
図31 半日または時間単位での取得可能な日数



#### ④ 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度に取り組まない理由

年次有給休暇を半日または時間単位で取得できないと回答した事業所のうち、制度に取り組まない(取り組めない)理由として、「半日または時間単位取得は可能だが、従業員からの要望がないため行っていない」が67.7%と最も多かった。(図32)

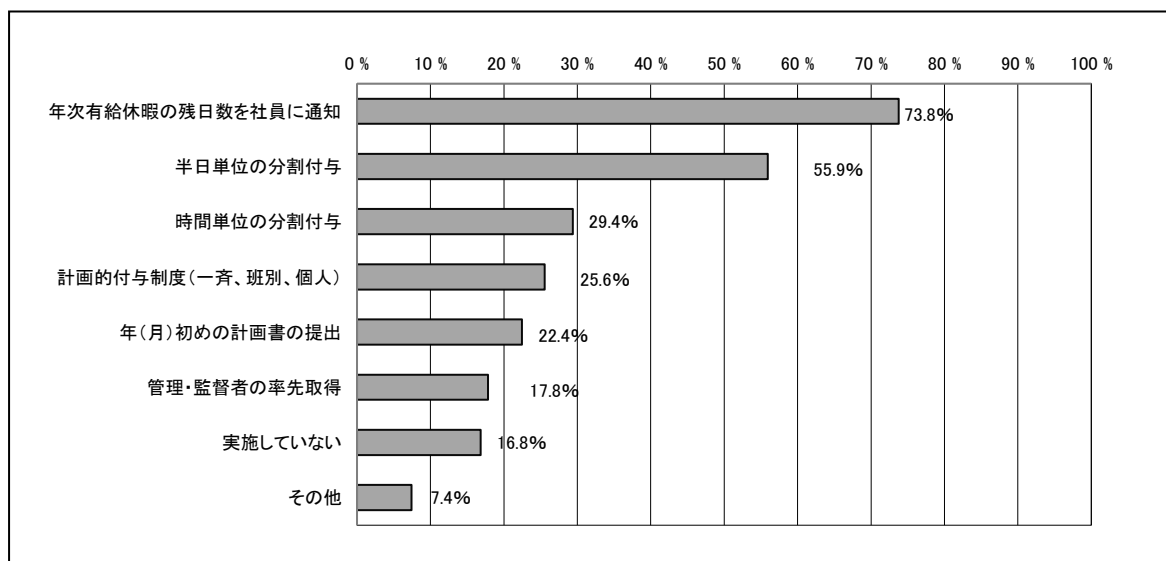
図32 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度に取り組まない(取り組めない)理由



#### ⑤ 年次有給休暇取得促進のための取組

回答事業所708事業所のうち、年次有給休暇の取得促進のための取組を実施していると回答した事業所は607事業所(85.7%)で、取組内容をみると、「年次有給休暇の残日数を社員に通知」(73.8%)が最も多く、次いで「半日単位の分割付与」(55.9%)となっている。(図33)

図33 年次有給休暇取得促進のための取組（複数回答）



⑤ 年次有給休暇の時季指定取得

回答事業所 679 事業所のうち、年次有給休暇の取得促進のための時季指定を実施していると回答した事業所は 506 事業所（74.5%）で、そのうち半日単位での取得が可能と回答したのは 87.5%となっている。（図 34-35）

図34 年次有給休暇の時季指定取得

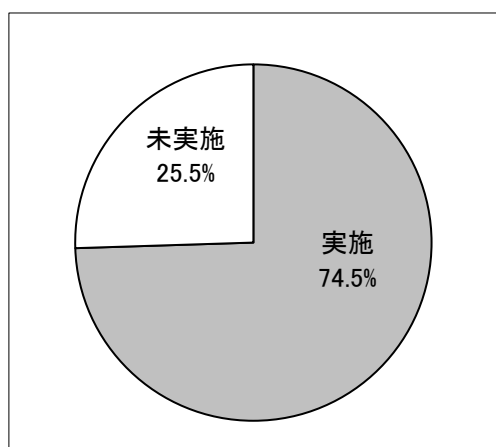
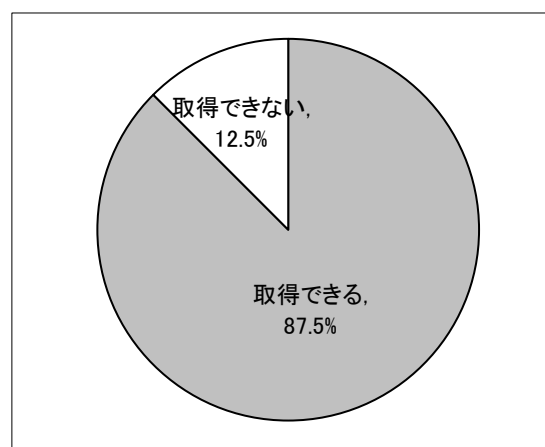


図35 年次有給休暇の半日単位取得





## 2. 週休制（統計表Ⅳ－9）

### ① 週休制の形態

主な週休制<sup>※</sup>の事業所割合をみると、「何らかの週休2日制」が76.4%で、「完全週休2日制」（49.7%）と「完全週休2日制より多い」（10.6%）を合わせると60.3%となっている。（図36）

適用労働者割合でみると、「何らかの週休2日制」が80.4%で、「完全週休2日制」（54.1%）と「完全週休2日制より多い」（12.5%）を合わせると66.6%となっている。（図37）

※）「主な週休制」とは、事業所において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

図36 主な週休制の事業所割合

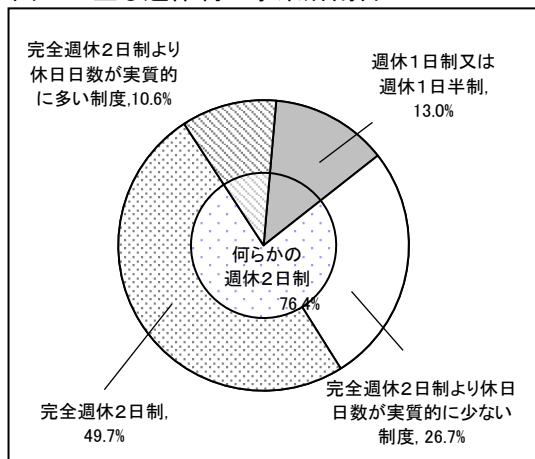
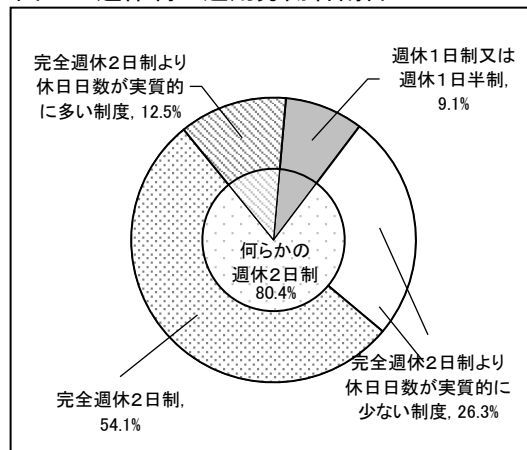


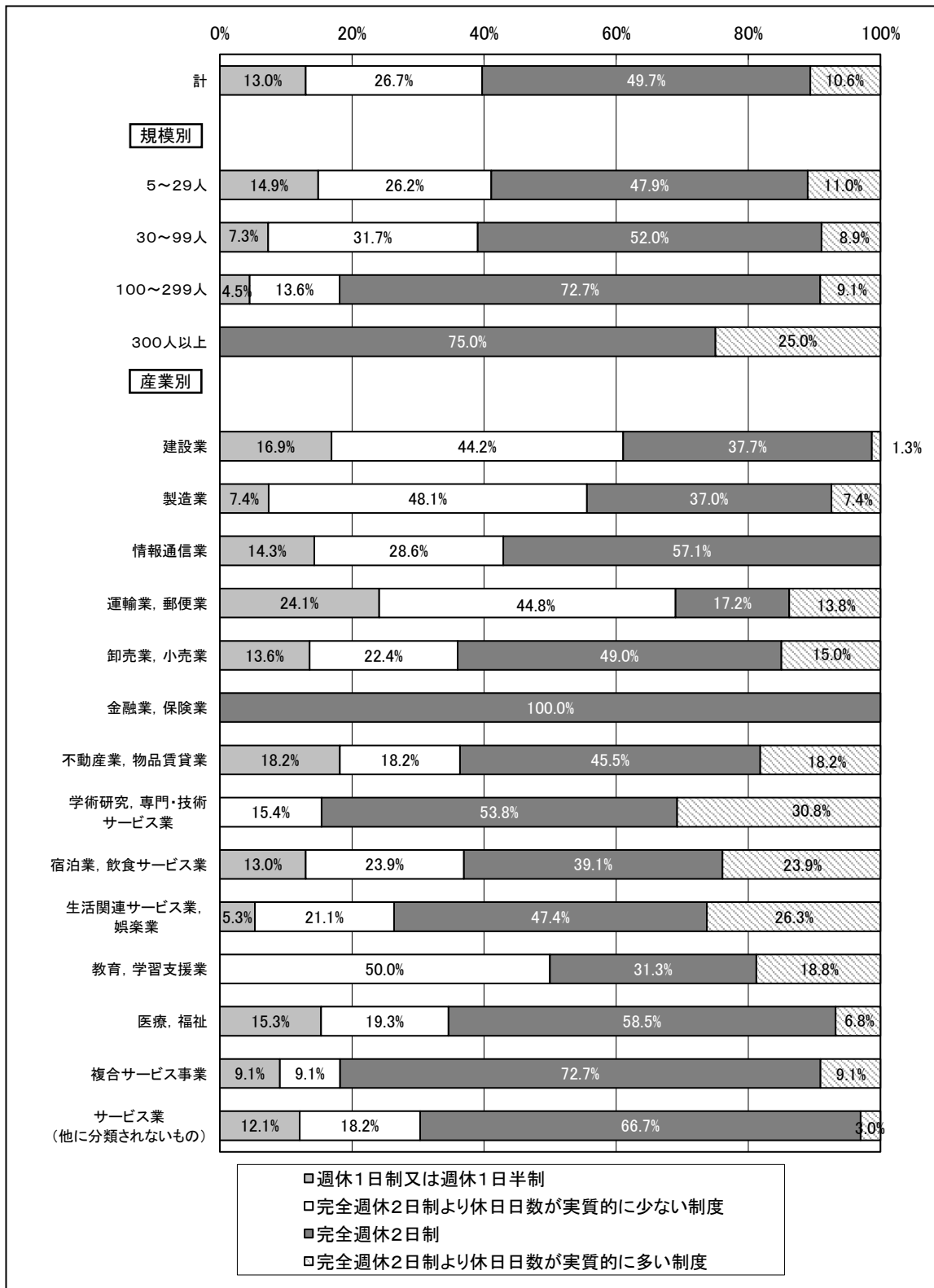
図37 週休制の適用労働者割合



「完全週休2日制」を採用しているまたは「完全週休2日制より多い」を採用している事業所について、規模別にみると、「300人以上」（100.0%）の事業所が最も多く、次いで、「100～299人」（81.8%）となっている。

産業別では、「金融業、保険業」（100.0%）、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」（84.6%）となっている。（図38）

図38 主な週休制の事業所割合(規模別・産業別総数)

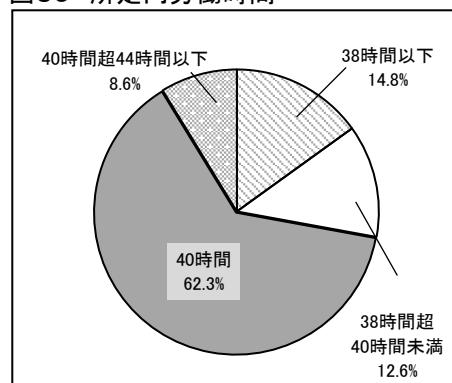


### 3. 労働時間（統計表Ⅳ－１０）

#### ① 所定内労働時間について

回答のあった事業所において1週間の所定労働時間は、「40時間」が62.3%と最も多く、次いで、「38時間以下」が14.8%であった。（図39）

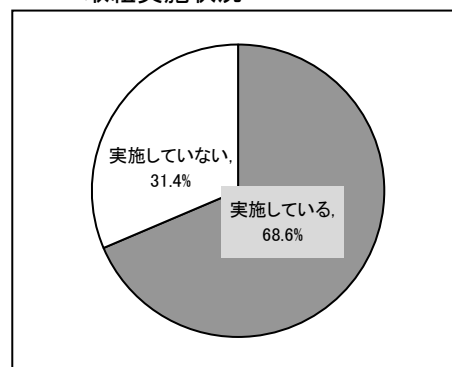
図39 所定内労働時間



#### ② 所定内労働時間短縮のための取組実施状況

所定内労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した事業所は、486事業所で全体の68.6%となっている。（図40）

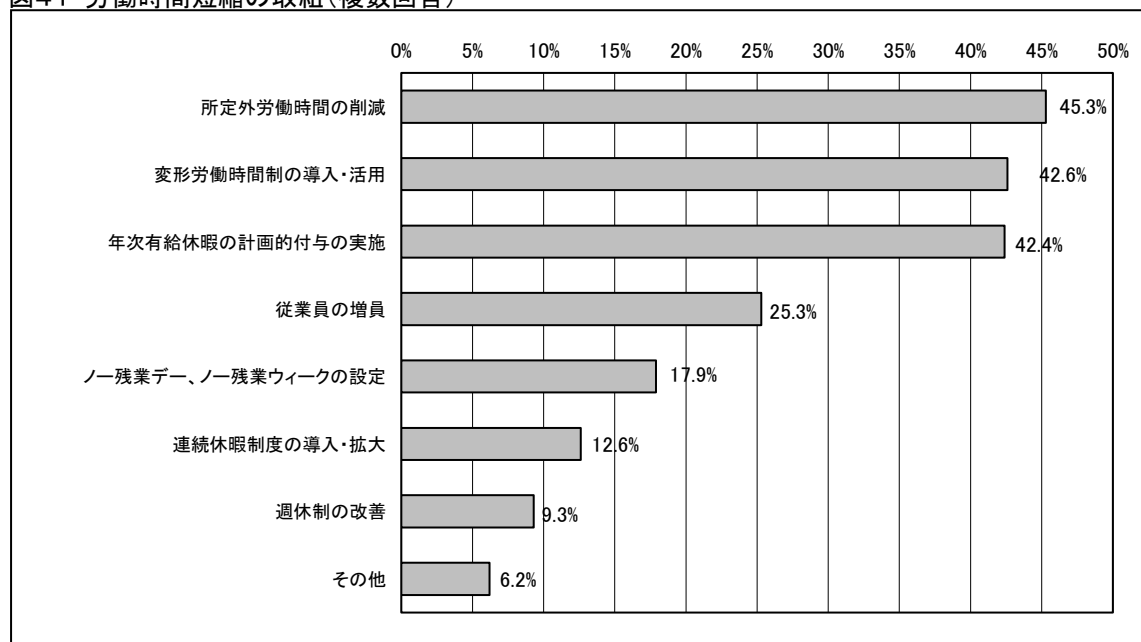
図40 所定内労働時間短縮のための取組実施状況



#### ③ 労働時間短縮のための取組内容（複数回答）

労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した486事業所で、労働時間短縮のために最も実施されている取組は「所定外労働時間の削減」（45.3%）で、次いで「変形労働時間制の導入・活用」（42.6%）、「年次有給休暇の計画的付与の実施」（42.4%）となっている。（図41）

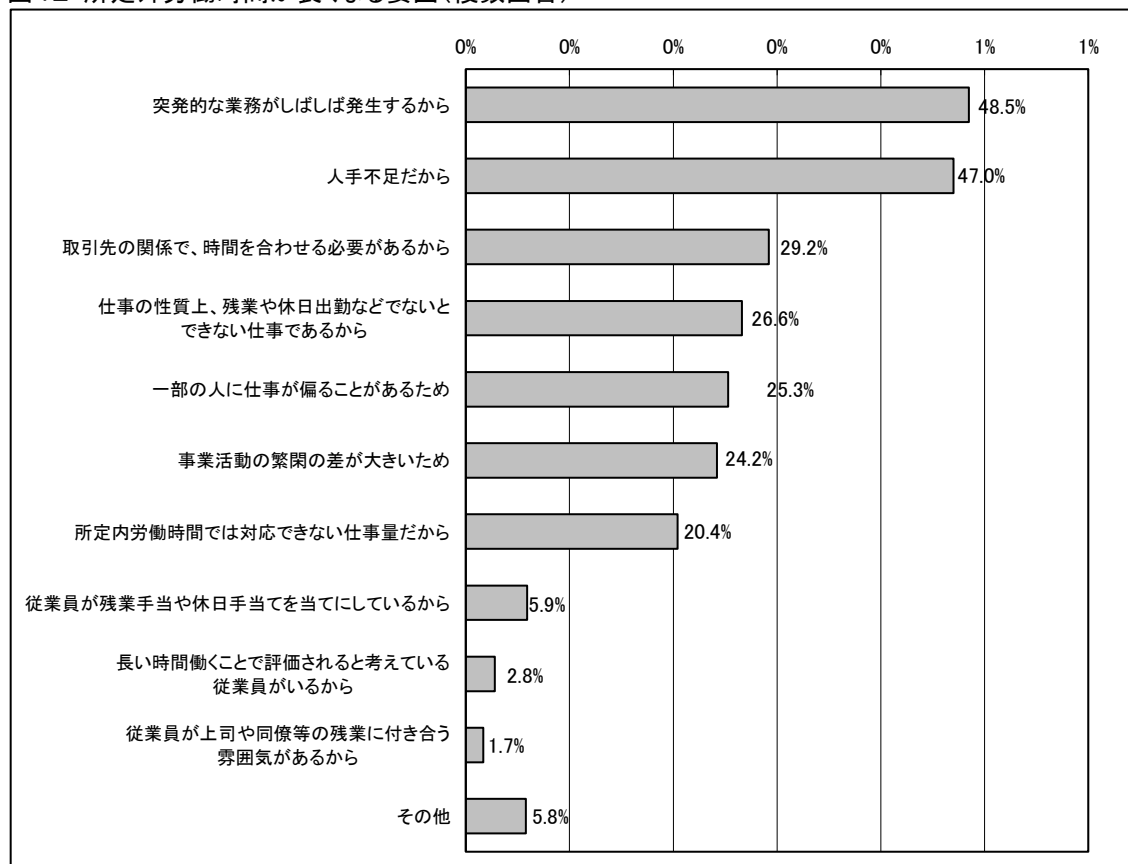
図41 労働時間短縮の取組（複数回答）



#### ④ 所定外労働時間が長くなる要因（複数回答）

所定外労働時間が長くなる要因は、「突発的な業務がしばしば発生するから」（48.5%）が最も多く、次いで「人手不足だから」（47.0%）、「取引先の都合に時間を合わせる必要があるため」（29.2%）となっている。（図 42）

図42 所定外労働時間が長くなる要因（複数回答）



## V. 育児休業制度・子の看護休暇制度

### 1. 育児休業制度（統計表V-11）

#### ① 規定の有無

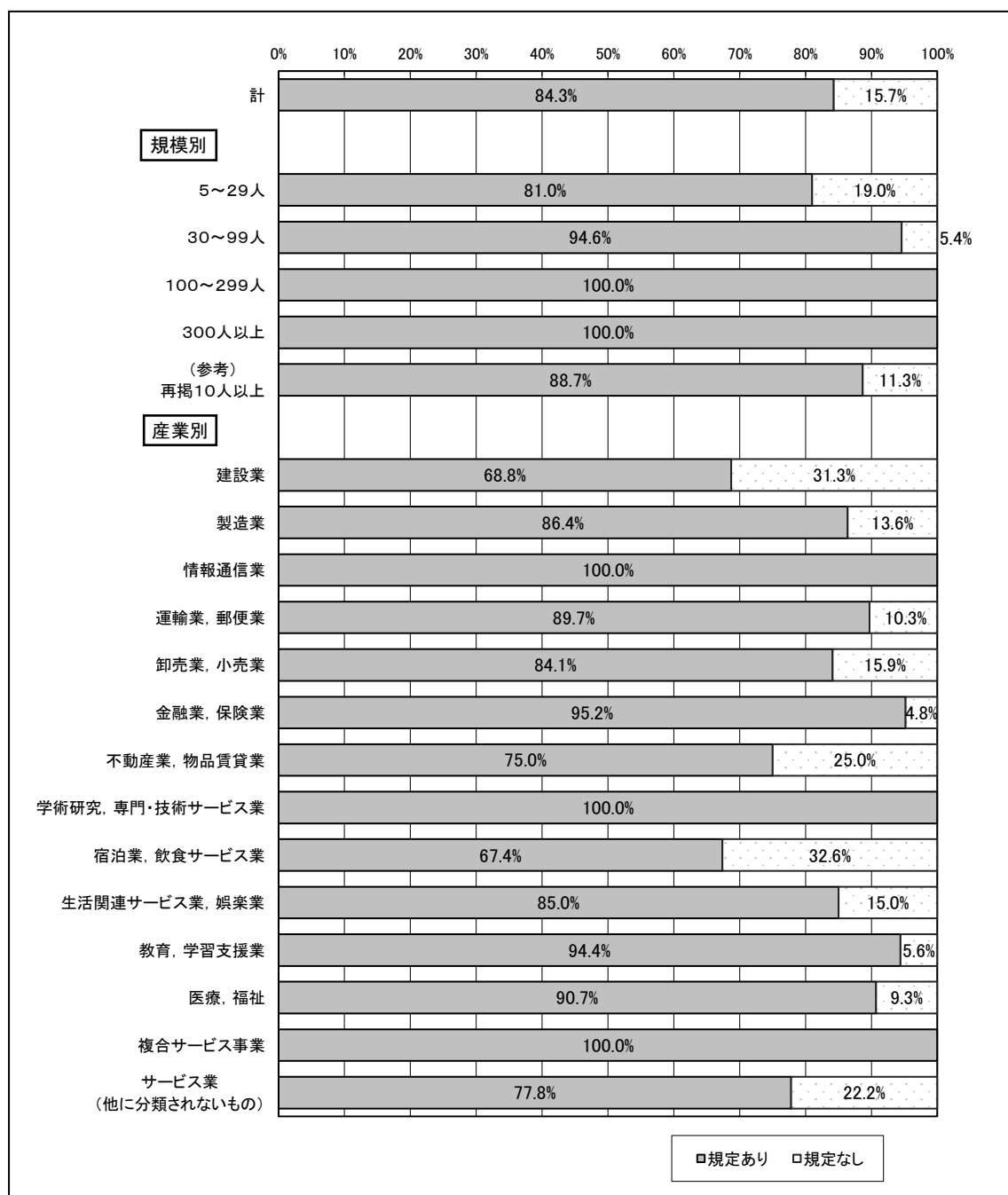
育児休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所の割合は84.3%であった。

規模別で見ると、事業所の規模が大きくなるにつれて育児休業にかかる規定が整えられ、「100～299人」、「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっている。

産業別にみると、「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」「複合サービス事業」のすべての事業所では「規定あり」（100%）となっており、次いで「金融業、保険業」（95.2%）、「教育、学習支援業」（94.4%）となっている。

（図 43）

図43 育児休業制度の規定の有無

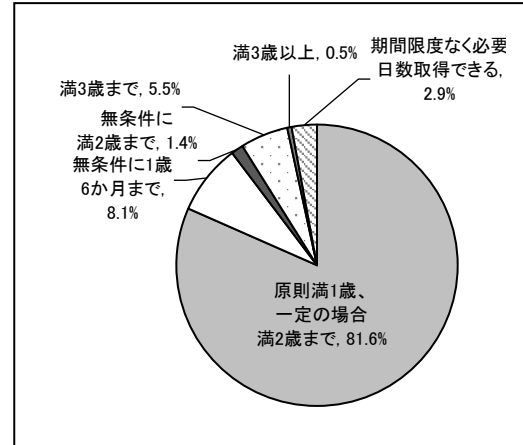


## ② 取得可能期間

育児休業の「規定あり」と回答した事業所のうち、取得することができる期間は、「原則満1歳、一定の場合2歳まで」が81.6%と最も多くなっている。(図44)

※育児休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(両親とも取得の場合は子が1歳2か月に達するまでの間に1年間)、最長で子が2歳に達するまで育児休業をすることができる制度です。

図44 育児休業取得可能期間



## 2. 育児休業の利用状況 (統計表V-12)

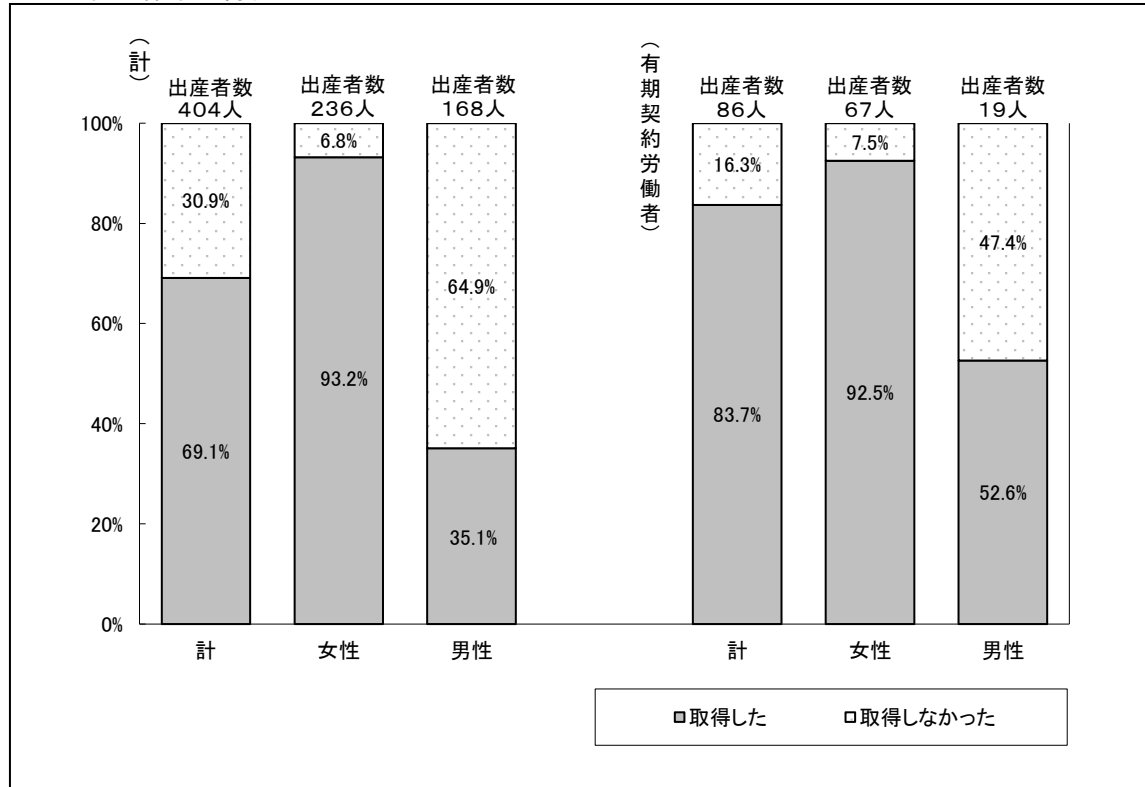
### ① 取得率

回答事業所において、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間の出産者数(男性の場合は、配偶者が出産した者の数)は404人で、うち令和6年6月30日までに育児休業を開始した者(調査時点で育児休業開始予定の申出をしているものを含む)は279人(取得率69.1%)となっている。

このうち女性は出産者数236人、育児休業取得者数220人(取得率93.2%)、男性は配偶者の出産者数168人、育児休業取得者数59人(取得率35.1%)となっている。

育児休業を開始した者のうち、有期契約労働者における育児休業取得率は、全体で83.7%となっており、そのうち女性は92.5%、男性は52.6%であった。(図45)

図45 育児休業取得状況



## ② 取得期間

①で育児休業を取得した者の取得期間は、女性では「6か月～1年未満」(54.1%)が最も多く、次いで「1年～1年半未満」(27.5%)となっている。(図46)

男性では取得者が延べ59人で、取得期間別人数は、「1週間～1か月未満」(38.5%)が最も多く、次いで「1か月～3か月未満」(24.6%)、「1週間未満」(23.1%)となっている。(図47)

図46 育児休業の取得期間(女性)

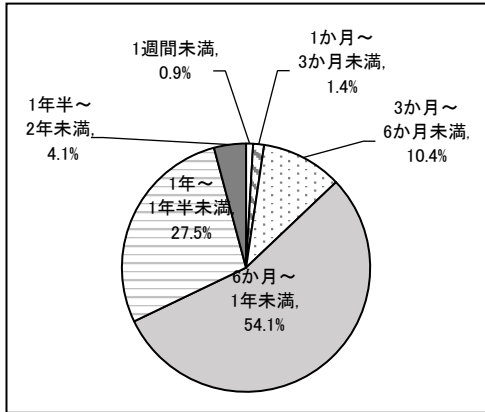
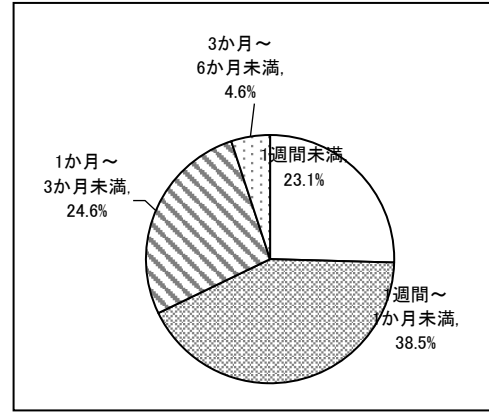


図47 育児休業の取得期間(男性)



## ③ 育児休業時及び復職時の対応

育児休業が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」(66.5%)が最も多く、次いで「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」(14.2%)となっている。(図48)

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」(96.1%)が最も多くなっている。(図49)

図48 育児休業時の対応

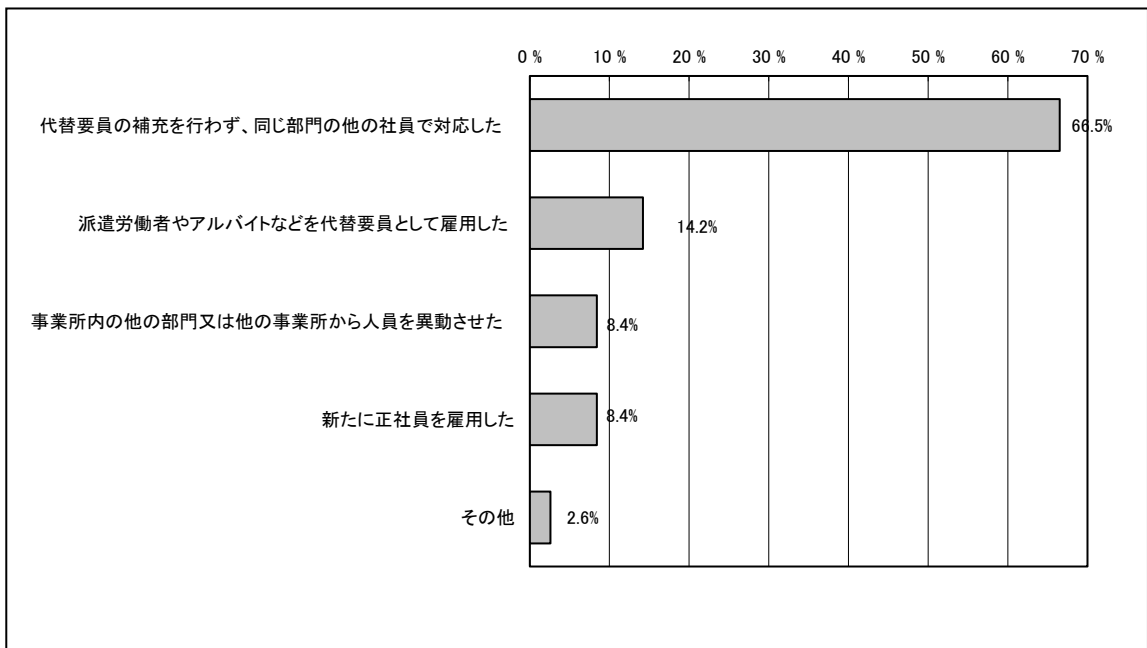
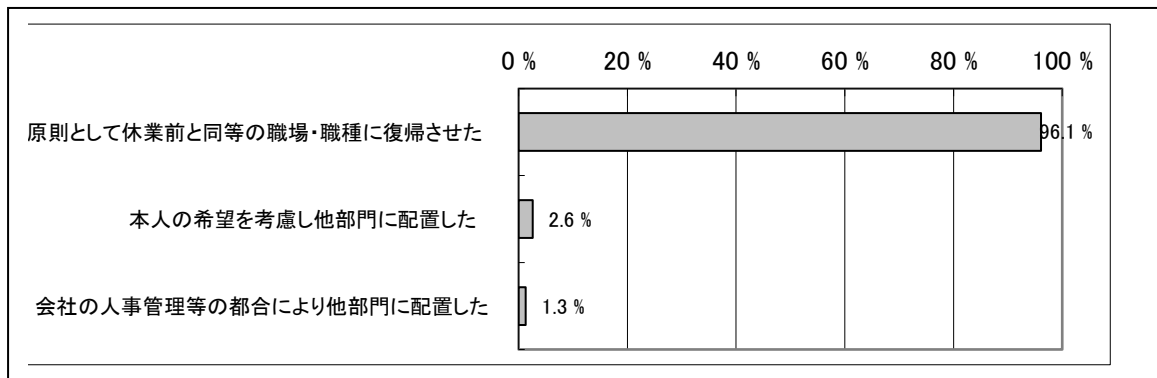


図49 復職時の対応



### 3. 男性の育児休業取得について（統計表V-13）

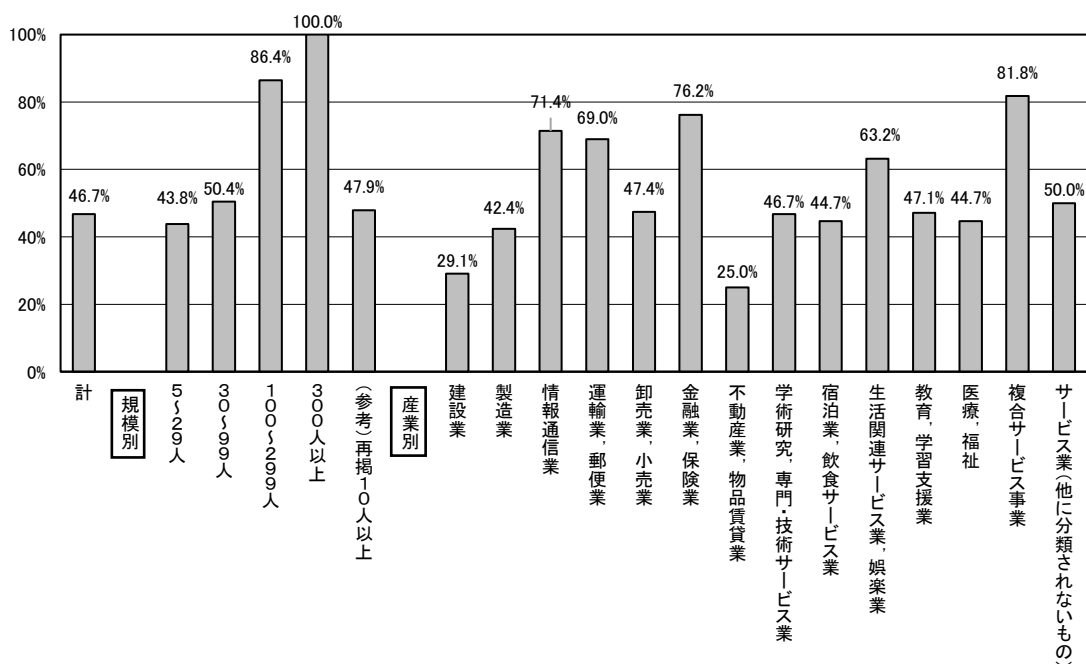
#### ① 取組状況

男性の育児休業取得の取組状況を「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は、全体で46.7%となっている。

規模別では、「300人以上」の事業所がすべて「取り組んでいる」、次いで「100人～299人」（86.4%）となっている。

産業別でみると、「複合サービス業」（81.8%）が最も多く、次いで「金融業、保険業」（76.2%）、「情報通信業」（71.4%）となっている。（図50）

図50 男性の育児休業事業所割合（規模別・産業別総数）

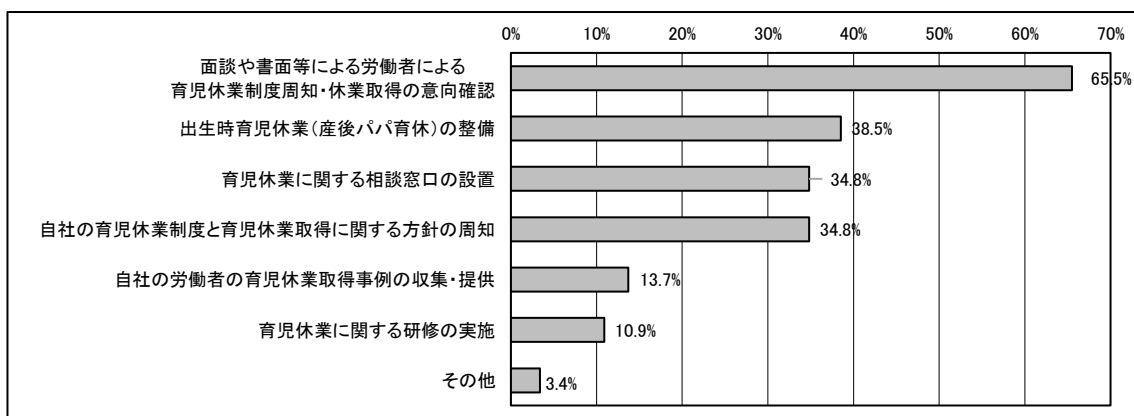


#### ② 男性の育児休業取得促進の取組内容

男性の育児休業取得の取組内容は、「面談書面による労働者による育児休業制度周知・休業取得の意向確認」（65.5%）が最も多く、次いで「出生時育児休業（産後パパ育児）の整備」（38.5%）、「育児休業に関する相談窓口の設置」、「自社の育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知」（共に34.8%）となっている。（図51）



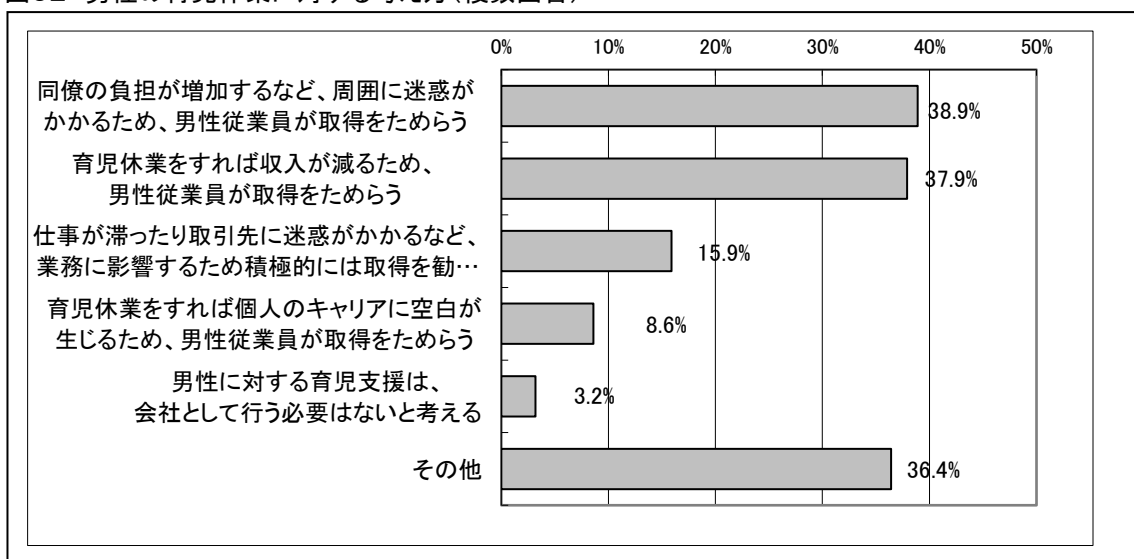
図51 男性の育児休業取得の取り組み状況(複数回答)



### ③ 男性の育児休業に対する考え方

男性の育児休業に対する事業所の状況や考え方については、「同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう」(38.9%)、次いで「育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう」(37.9%)の割合が高くなっている。(図52)

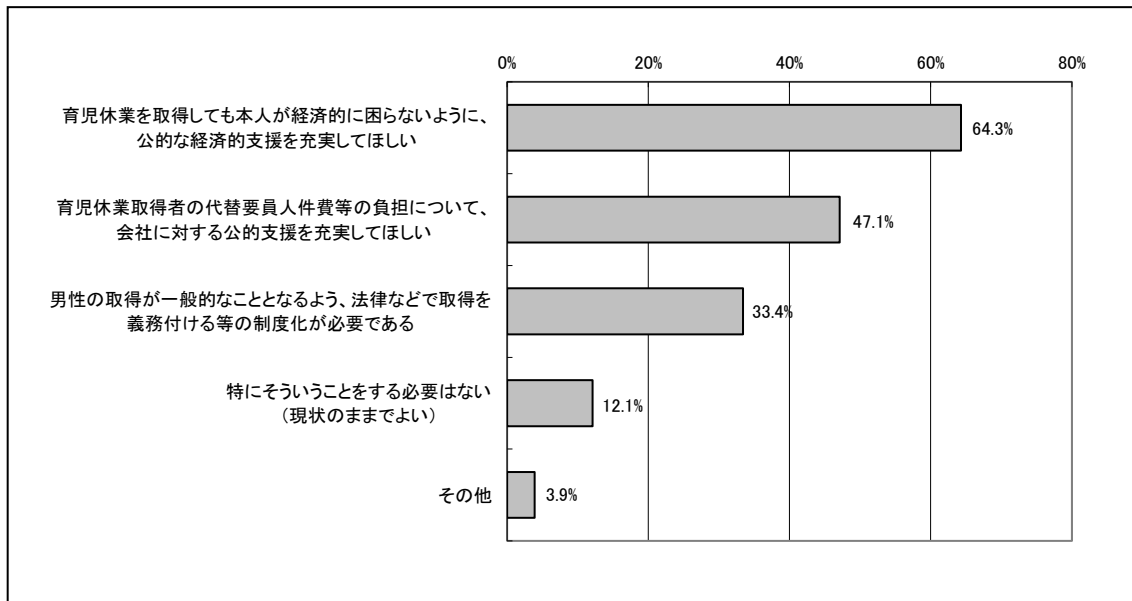
図52 男性の育児休業に対する考え方(複数回答)



### ④ 取得促進について

男性の育児休業の取得促進についての考え方として、「育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい」(64.3%)が最も多く、次いで「育児休業取得者の代替要員人件費等の負担について、会社に対する公的支援を充実してほしい」(47.1%)となっている。(図53)

図53 男性の育児休業の取得促進について(複数回答)



#### 4. 子の看護休暇制度 (統計表V-11)

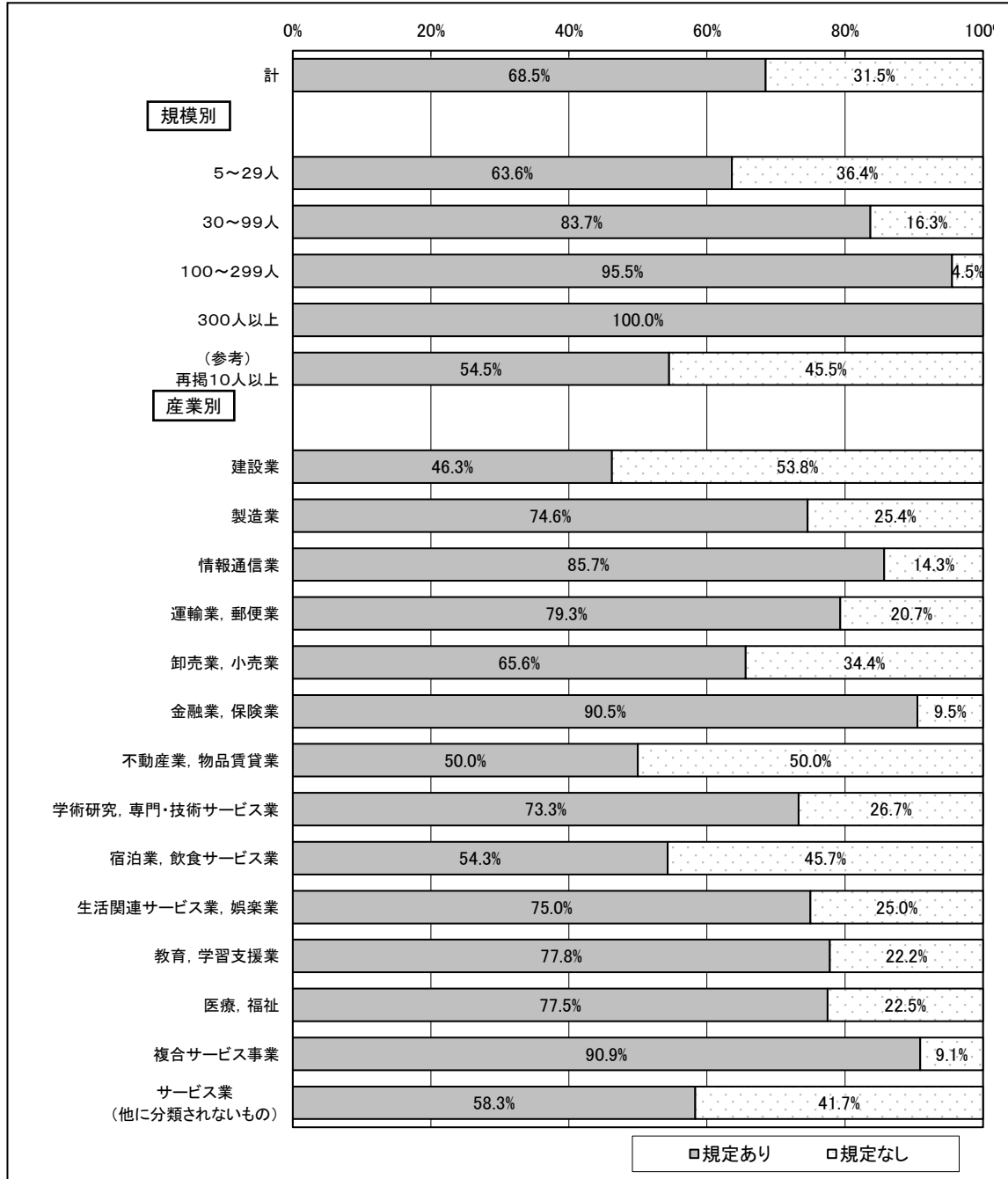
##### ① 規定の有無

子の看護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は全体の68.5%となっている。

規模別にみると、「300人以上」の事業所では100%となっている一方、「5~29人」の事業所では(63.6%)と最も低くなっている。

産業別にみると、「複合サービス業」(90.9%)が最も多く、次いで「金融業・保険業」(90.5%)となっている。(図54)

図54 子の看護休暇制度の規定の有無(規模別・産業別総数)



② 取得日数の限度等

子の看護休暇制度について「規定あり」と回答した事業所における取得可能日数の限度は「5日まで(2人以上は10日まで)」(92.8%)、取得可能な子の年齢は「小学校就学前」(86.4%)と、法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。(図55、56)

また、時間単位の取得が「できる」と回答した事業所は61.8%、半日単位の取得が「できる」と回答した事業所は78.3%となっている。(図57、58)

図55 取得日数限度

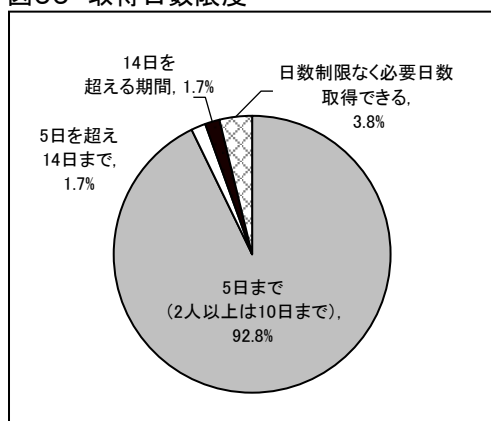


図56 利用可能な子の年齢

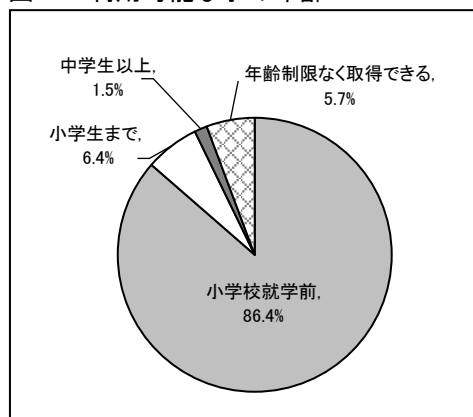


図57 時間単位の取得

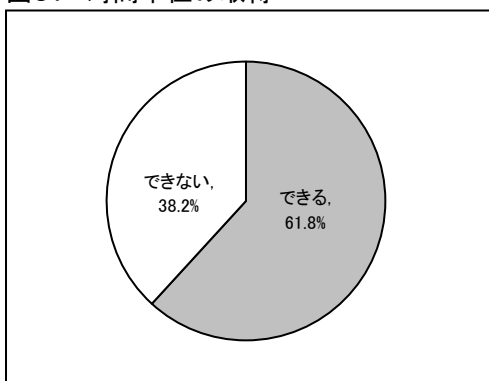
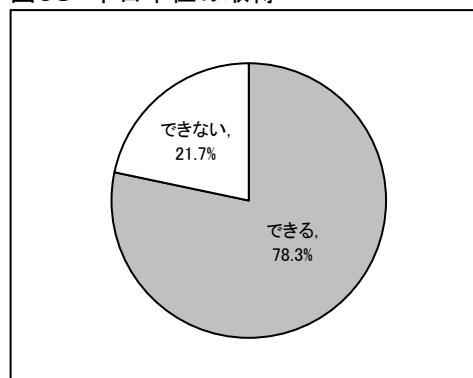


図58 半日単位の取得



## VI. 介護休業制度・介護休暇制度

### 1. 介護休業制度 (統計表VI-14)

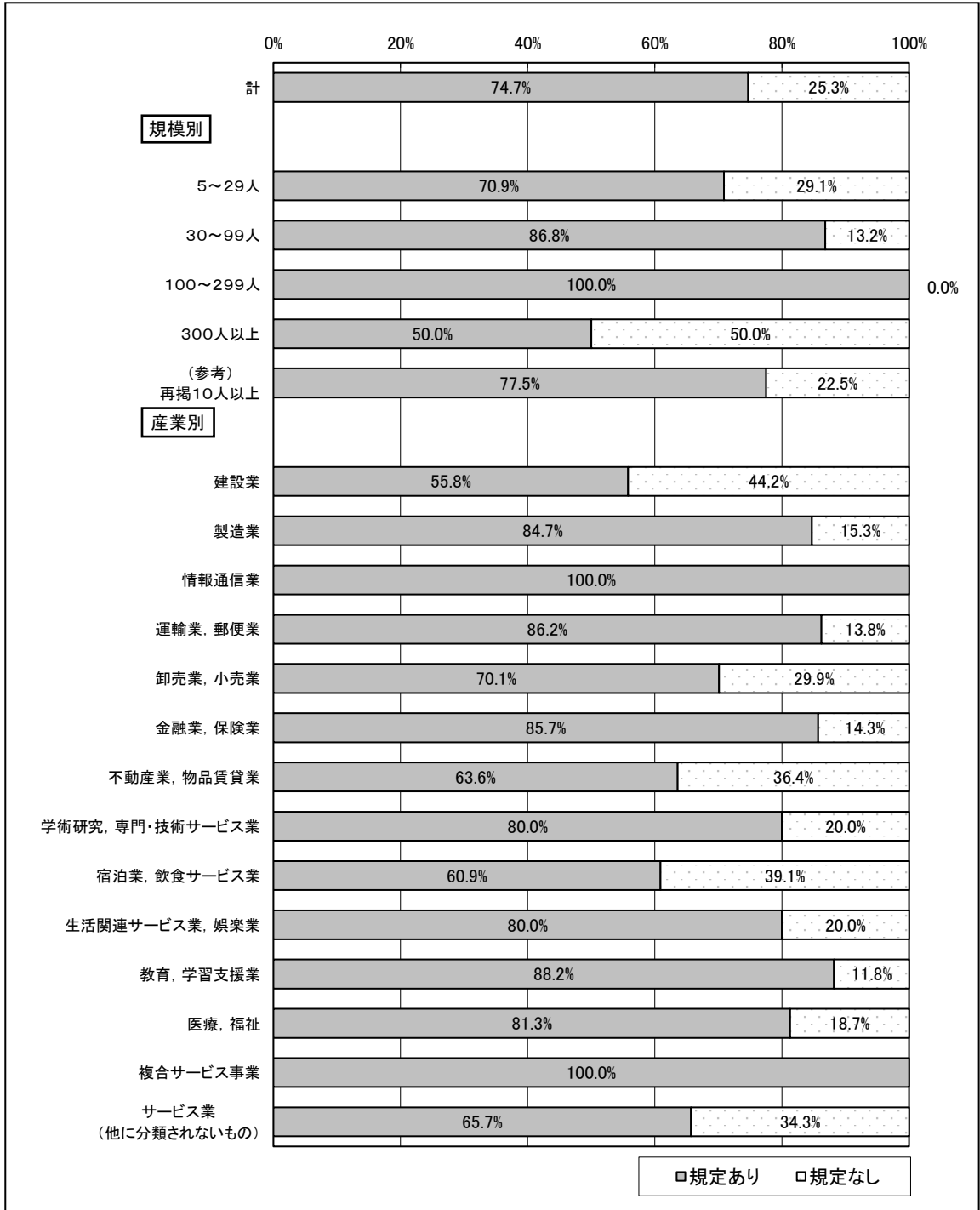
#### ① 規定の有無

介護休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は74.7%となっている。

規模別で見ると、「100人～299人」のすべての事業所で「規定あり」となっており、次いで「30～99人」(86.8%)となっている。

産業別にみると、「情報通信業」「複合サービス事業」のすべての事業所で「規定あり」となっている一方で、「建設業」(55.8%)が最も低くなっている。(図59)

図59 介護休業制度の規定の有無(規模別・産業別総数)



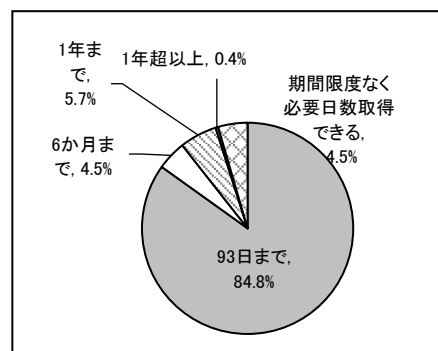
② 取得可能期間

介護休業制度がある事業所に取得可能期間をたずねたところ、法定期間である「93日まで」と回答した事業所が84.8%と最も多くなっている。

(図60)

※介護休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して介護休業を取得することができる制度です。

図60 介護休業の取得可能期間



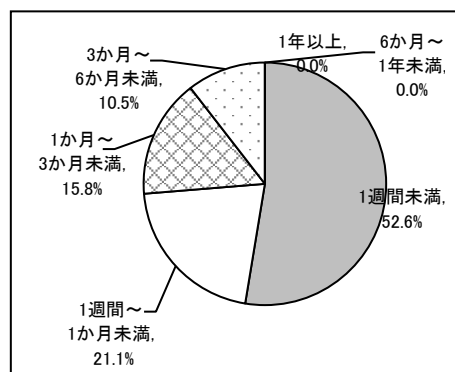
## 2. 介護休業の利用状況（統計表VI-15）

### ① 取得期間

回答事業所で介護休業取得期間は、女性では19人のうち、「1週間未満」（52.6%）が最も多く、次いで「1週間～1か月未満」（21.1%）となっている。（図61）

男性では、介護休業を取得したのは7人で、「1週間未満」（71.4%）が最も多くなっている。

図61 介護休業の取得期間(女性)



### ② 介護休業時及び復職時の対応

介護休業者が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」（90.0%）が最も多くなっている。（図62）

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」（100%）となっている。（図63）

図62 介護休業者が生じた際の対応

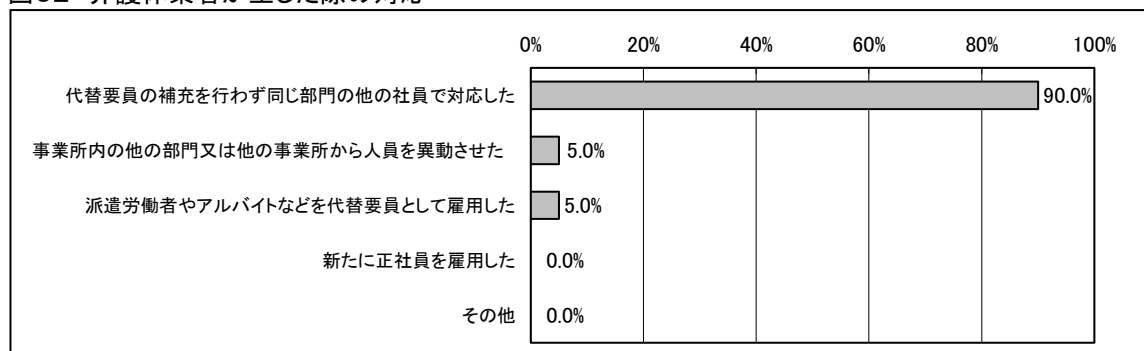
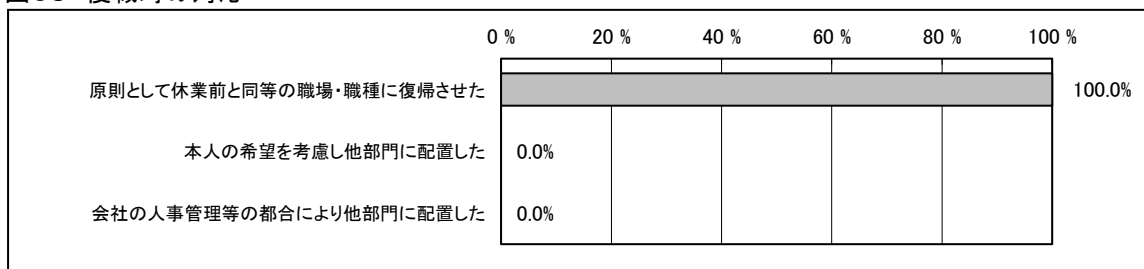


図63 復職時の対応



## 3. 介護休暇制度（統計表VI-14）

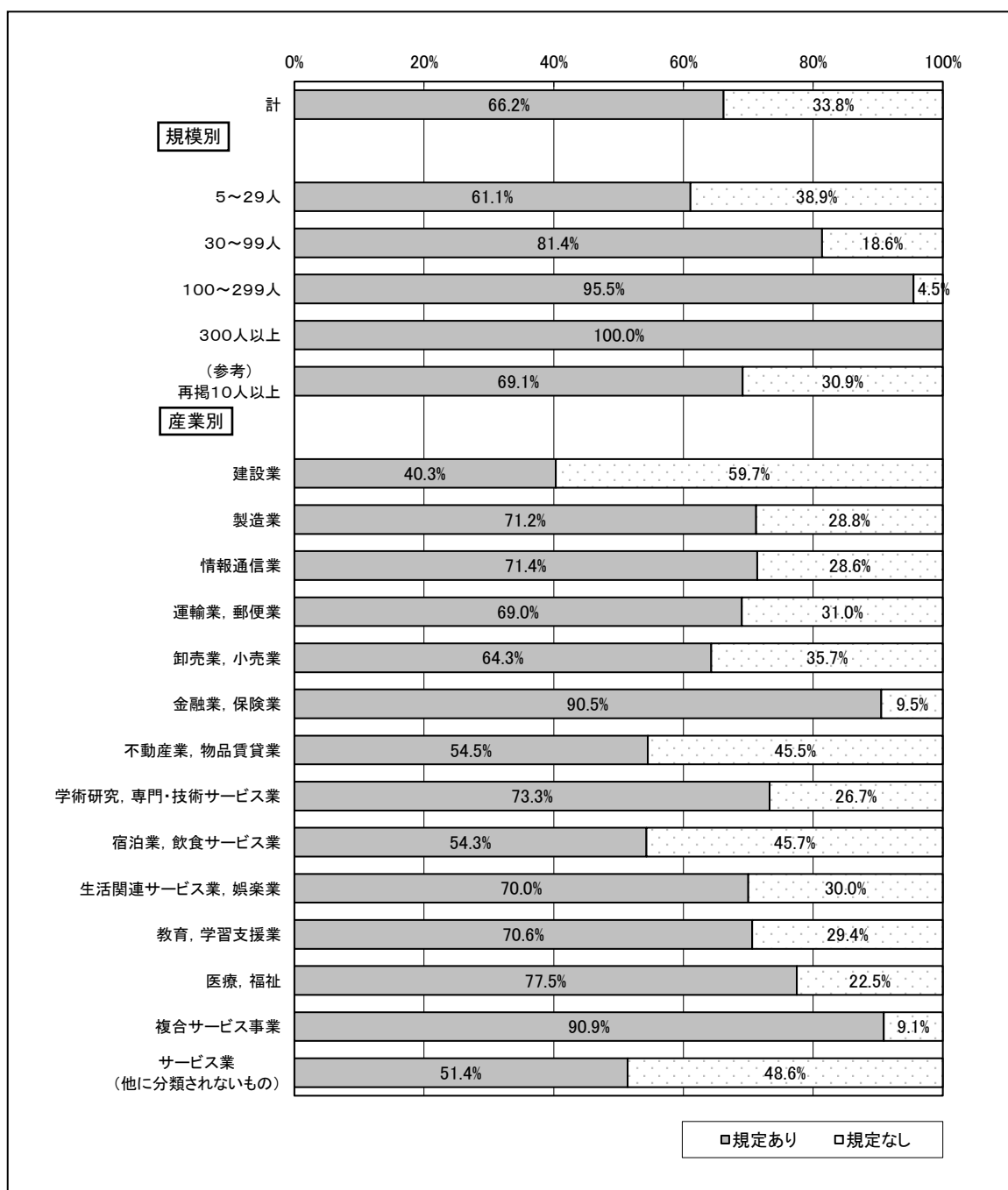
### ① 規定の有無

介護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は全体の66.2%となっている。

規模別で見ると、「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっており、「5～29人」の事業所は61.1%と最も低くなっている。

産業別で見ると、「複合サービス業」（90.9%）が最も多く、次いで「金融業、保険業」（90.5%）、「医療、福祉」（77.5%）となっている。（図64）

図64 介護休暇制度の規定の有無(規模別・産業別総数)



② 取得日数の限度等

介護休暇制度について、「規定あり」と回答した事業所における取得日数の限度は、「5日まで(2人以上は10日まで)」(93.5%)となっており、法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。(図65)

また、時間単位の取得が「できる」と回答した事業所は64.4%、半日単位の取得が「できる」と回答した事業所は78.4%となっている。(図66、67)

図65 介護休暇取得日数限度

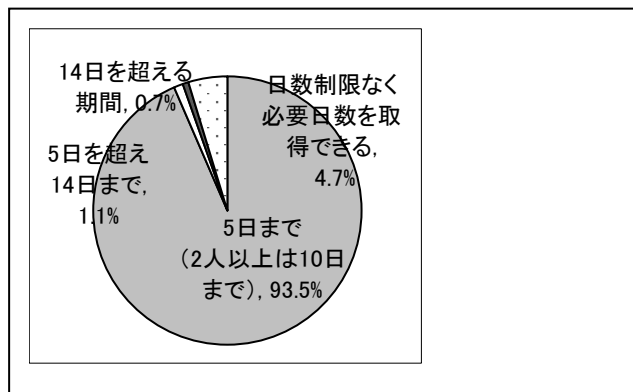


図66 介護休暇の時間単位の取得

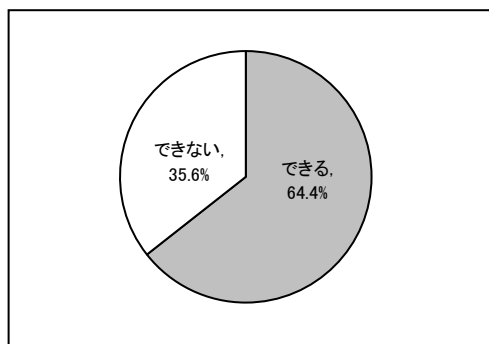
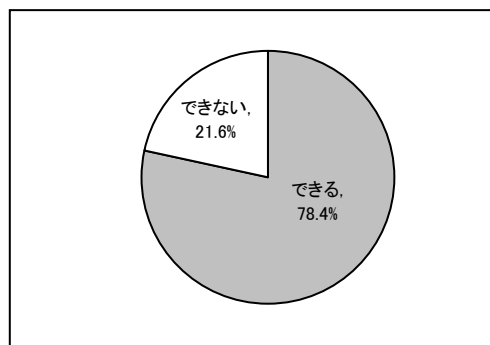


図67 介護休暇の半日単位の取得



#### 4. 従業員のケアラー支援にかかる取組内容について（統計表VI-16）

##### ① 取組状況

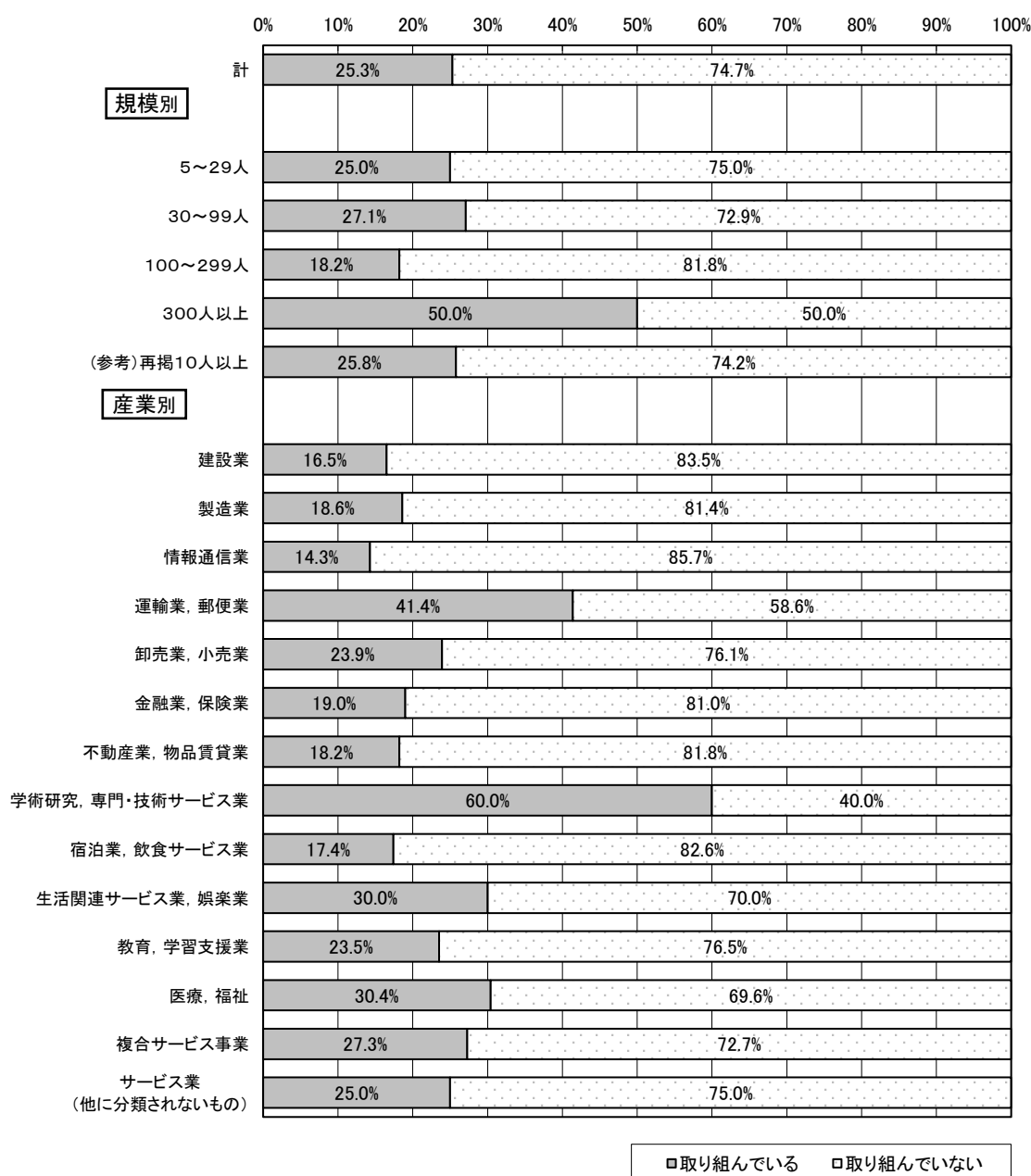
職場における従業員のケアラー支援に「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は25.3%となっている。

規模別にみると、「300人以上」（50.0%）が最も多く、次いで「30～99人」（27.1%）となっている。

産業別にみると、「学術研究、専門・技術サービス業」（60.0%）が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」（41.4%）、「医療、福祉」（30.4%）となっている。（図68）



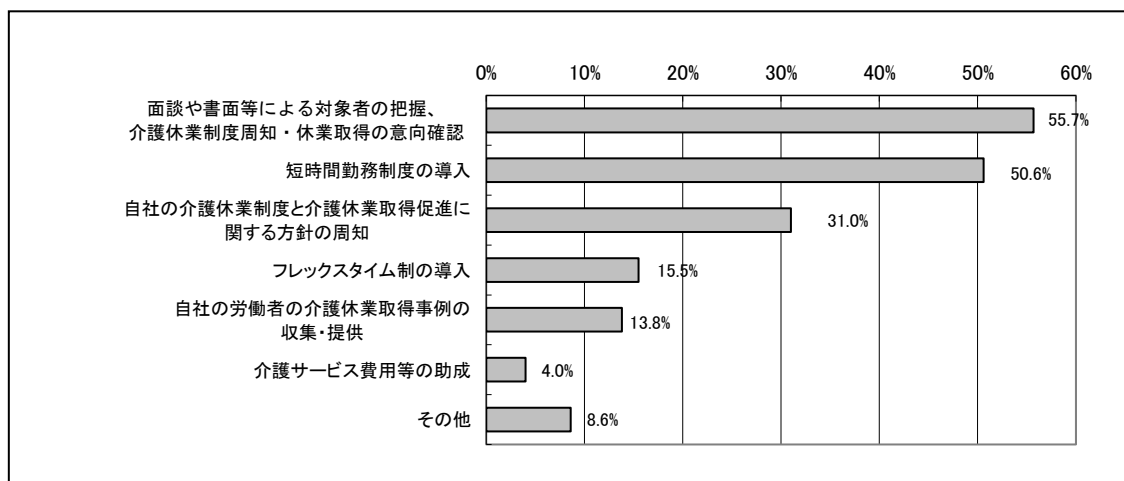
図68 従業員のケアラー支援取り組み状況(規模別・産業別総数)



## ② 取組内容(複数回答)

従業員へのケアラー支援に「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容は、「面談や書面等による対象者の把握、介護休業制度周知・休業取得の意向確認」(55.7%)が最も多く、次いで「短時間勤務制度の導入」(50.6%)、「自社の介護休業制度と介護休業取得促進に関する方針の周知」(31.0%)となっている。(図69)

図69 取組内容(複数回答)



## Ⅶ. 高年齢者の雇用状況

### 1. 高年齢者雇用の概況について (統計表Ⅶ-17)

#### ① 高年齢者の雇用者数

回答のあった事業所における60歳以上の雇用者数を年齢別にみると、「60～64歳」(9.2%)が最も多く、次いで「65～69歳」(7.8%)、「70歳以上」(5.9%)となっている。(表2)

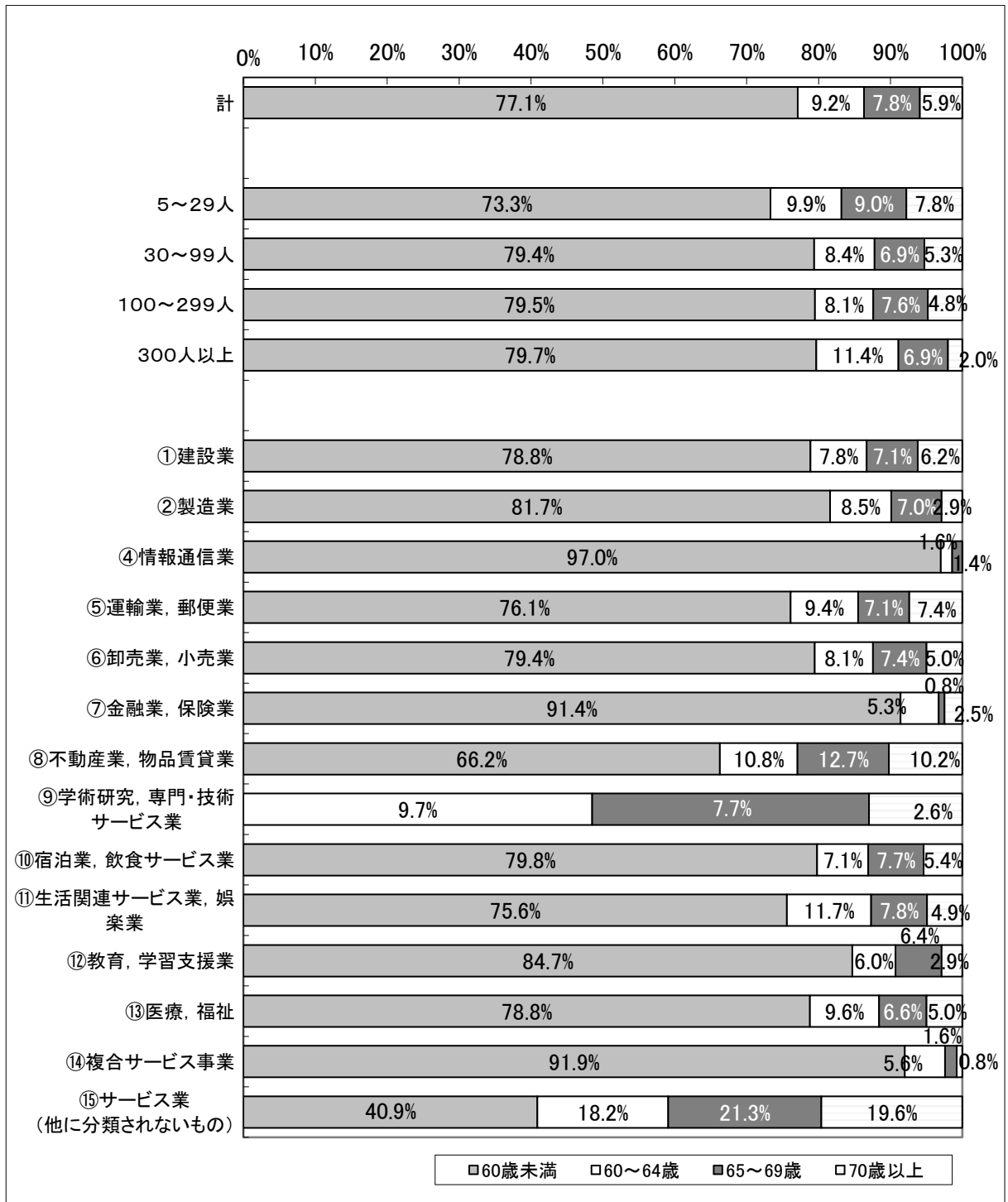
表2 雇用者全体に占める高年齢者の割合

年齢	雇用者数	割合
雇用者全体	18,324	100.0%
60～64歳	1,681	9.2%
65～69歳	1,436	7.8%
70歳以上	1,082	5.9%
計	4,199	22.9%

規模別にみると、「5～29人」の事業所で60歳以上の雇用者の割合が26.7%と最も多く、次いで、「30～99人」が20.6%となっている。

産業別にみると、「サービス業(他に分類されないもの)」(59.1%)が最も多く、次いで「不動産業、物品賃貸業」(33.8%)となっている。(図70)

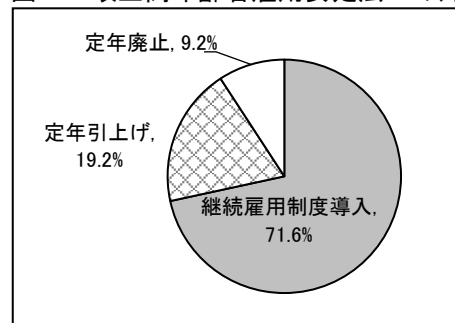
図70 雇用者全体に占める高年齢者の割合(規模別・産業別総数)



## ② 改正高年齢者雇用安定法への対応

改正高年齢者雇用安定法への対応済の事業所においては、「継続雇用制度導入」(71.6%)が最も多く、次いで「定年引上げ」(19.2%)、「定年廃止」(9.2%)となっている。(図71)

図71 改正高年齢者雇用安定法への対応



## ③ 60歳以降の賃金水準

事業所における60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べ「同水準」(55.1%)が最も多く、次いで「70%台」(9.1%)、「80%台」(6.8%)となっている。

規模別にみると、「100~299人」の「同水準」が最も高く、61.9%となっている。

産業別にみると、60歳以降の賃金水準を「同水準」としているのは、「宿泊業、飲食サービス業」(80.4%)が最も多く、次いで「建設業」(72.0%)、「製造業」(69.5%)となっている。(図72)

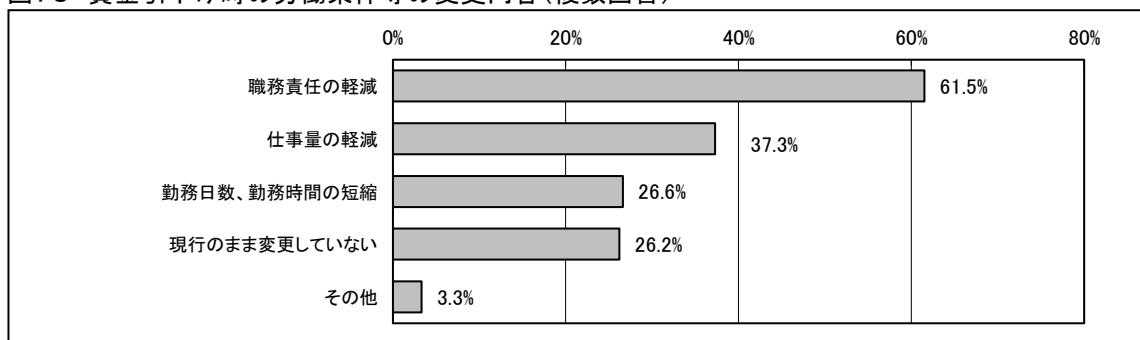
図72 60歳以降の賃金水準(規模別・産業別総数)



④ 賃金引下げ時の労働条件等の変更内容(複数回答)

③で「同水準」及び「該当者なし」と回答した事業所以外に、労働条件等で変更したものがあつたところ、「職務責任の軽減」(61.5%)が最も多く、次いで「仕事量の軽減」(37.3%)、「勤務日数、勤務時間の短縮」(26.6%)となっている。また、「現行のまま変更していない」という事業所も26.2%あつた。(図73)

図73 賃金引下げ時の労働条件等の変更内容(複数回答)

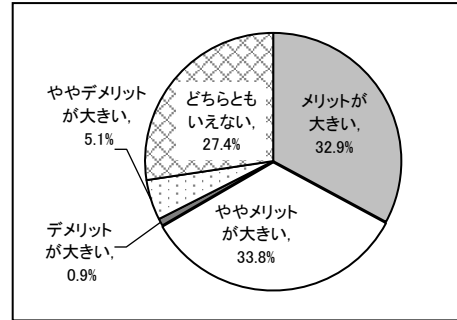


⑤ 高年齢者の雇用維持への評価

事業所における高年齢者の雇用維持への評価について、「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」と回答した事業所は合わせて66.7%で、「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」を合わせた6.0%を大きく上回っている。

このほか、「どちらともいえない」と回答した事業所も27.4%あった。(図74)

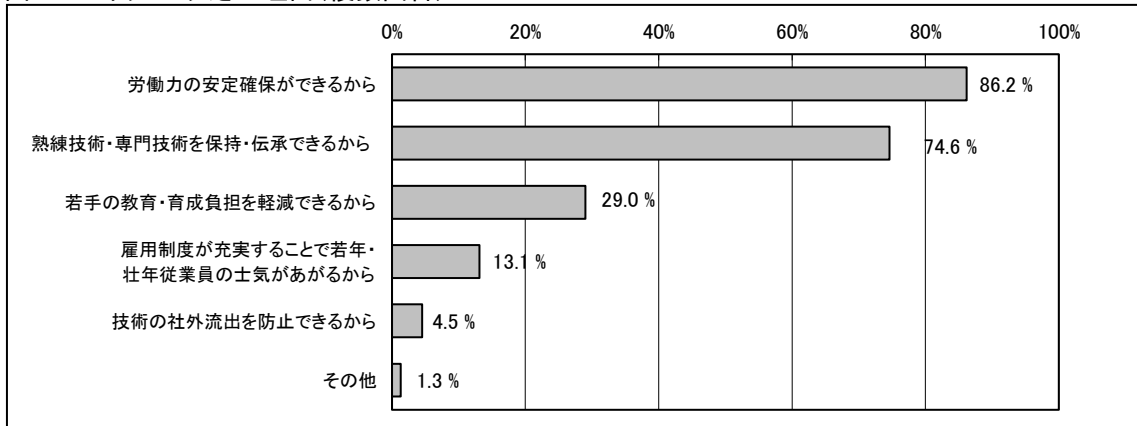
図74 高年齢者の雇用維持への評価



⑥ メリットが大きい理由(複数回答)

⑤で「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」と回答した理由は、「労働力の安定確保ができるから」(86.2%)が最も多く、次いで「熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから」(74.6%)、「若手の教育・育成負担を軽減できるから」(29.0%)となっている。(図75)

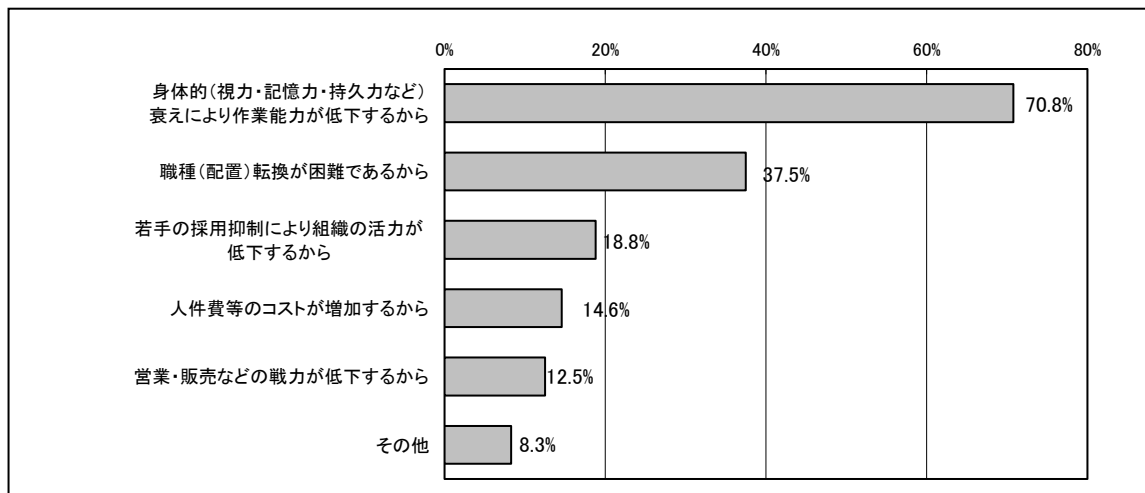
図75 メリットが大きい理由(複数回答)



⑦ デメリットが大きい理由(複数回答)

⑤で「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」と回答した理由は、「身体的(視力・記憶力・持久力など)な衰えにより作業能力が低下するから」(70.8%)が最も多く、次いで「職種(配置)転換が困難であるから」(37.5%)、「若手の採用抑制により組織の活力が低下するから」(18.8%)となっている。(図76)

図76 デメリットが大きい理由(複数回答)

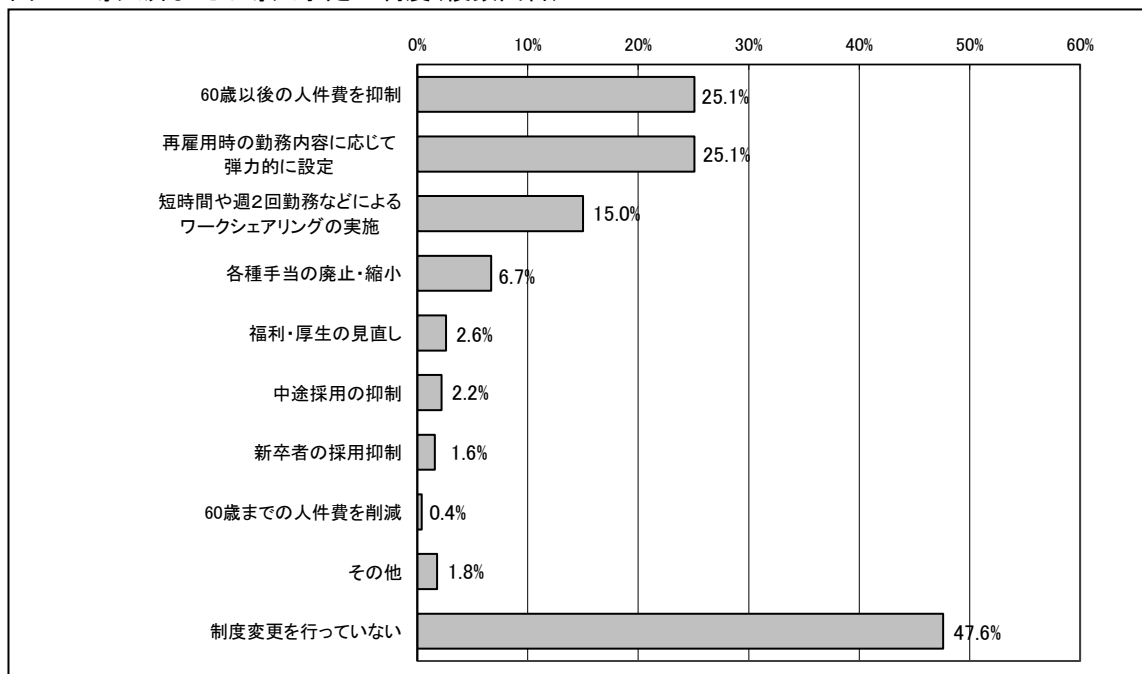


## 2. 高年齢者雇用に関する制度等について(統計表Ⅶ-18)

### ① 導入済または導入予定の制度等(複数回答)

高年齢者を雇用する上で、事業所において導入済または導入予定の制度等は、「60歳以後の人件費を抑制」及び「再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定」(25.1%)が最も多く、次いで「短時間や週2回勤務などによるワークシェアリングの実施」(15.0%)となっている。(図77)

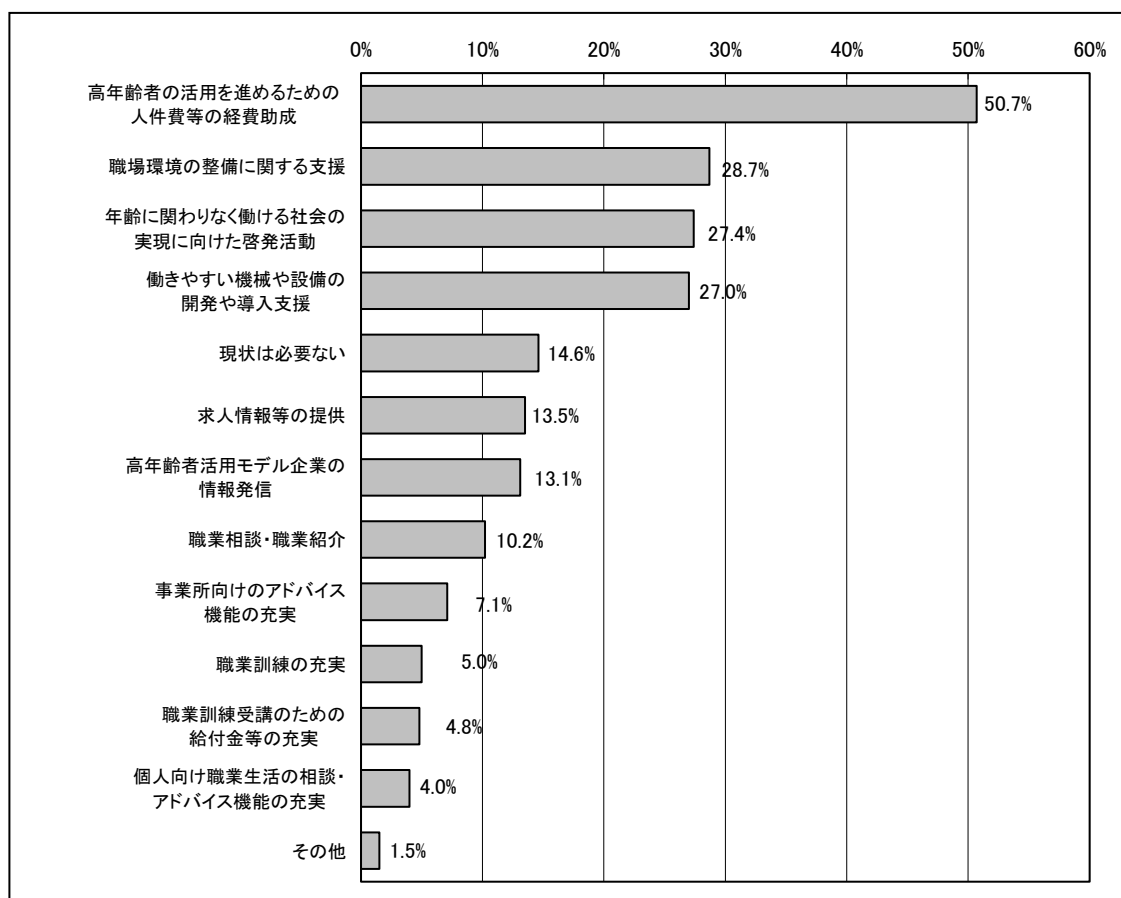
図77 導入済または導入予定の制度(複数回答)



### ② 高年齢者の雇用維持のための必要な支援(複数回答)

社会全体で高年齢者の雇用を維持するために必要だと考える支援は、「高年齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成」(50.7%)が最も多く、次いで「職場環境の整備に関する支援」(28.7%)、「年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動」(27.4%)、となっている。(図78)

図78 雇用維持のための必要な支援(複数回答)



### 3. 労働条件の明示事項の追加について(統計表Ⅶ-19)

令和6年4月以降の労働契約時に労働条件明示事項が追加されたことへの対応状況について、「対応済」が65.1%と最も多いが、「対応できていない」が25.6%となっている。(図79)

規模別で、対応できていないのは「5~29人」が28.9%と最も多くなっている。

産業別では、対応できていないのは「建設業」(43.4%)が最も多く、次いで「製造業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が(38.3%)となっている。(図80)

図79 労働条件明示事項追加への対応

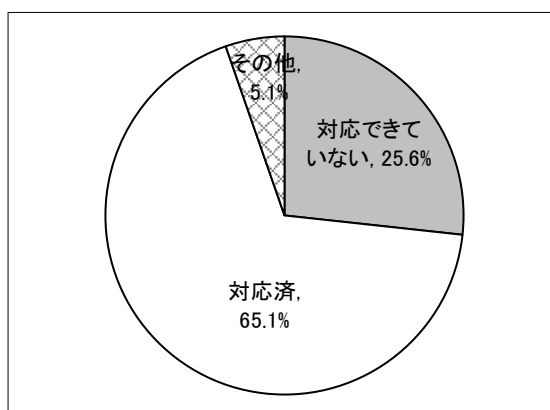
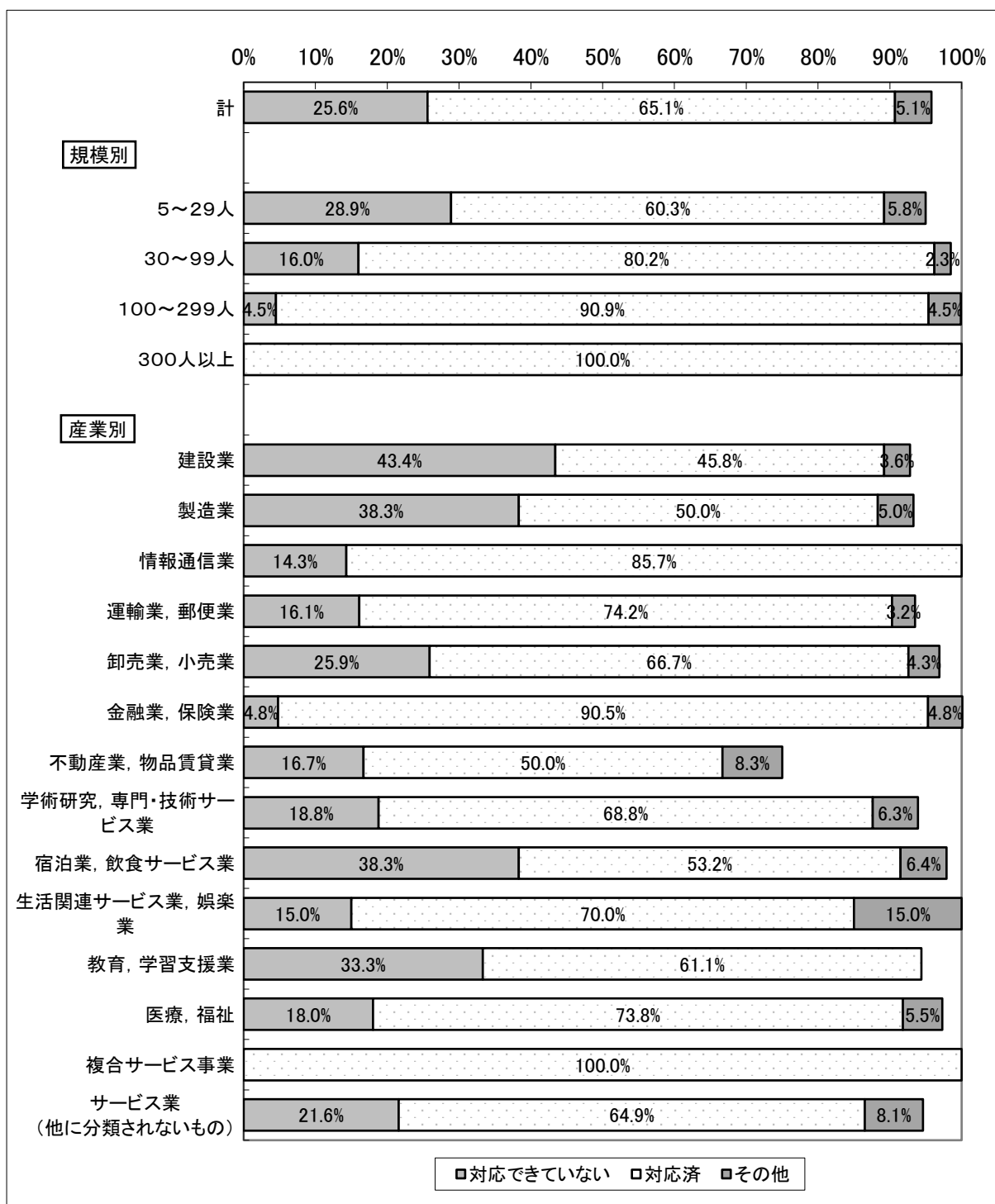




図80 労働条件明示事項追加への対応(規模別・産業別) ※無回答の空白あり



4. 今年及び今後の賃上げについて (統計表Ⅶ-20)

① 今年度の定期昇給はあったか

令和6年度の定期昇給について、「有」が75.0%となっている。(図81)

規模別では、「有」の企業は、「30~99人」(82.7%)が最も多く、次いで「100~299人」(77.3%)となっている。

産業別では、「有」の企業は、「情報通信業」(100.0%)が最も多く、次いで「教育、学習支援業」(93.8%)、「複合サービス業」(90.9%)となっている。(図82)

図81 今年度の定期昇給状況

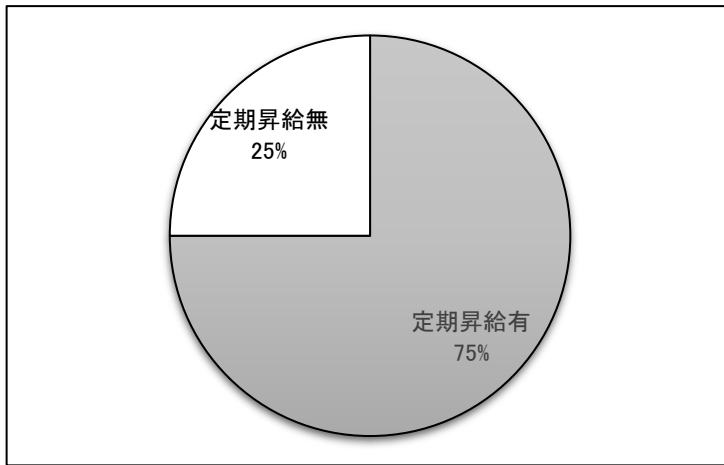
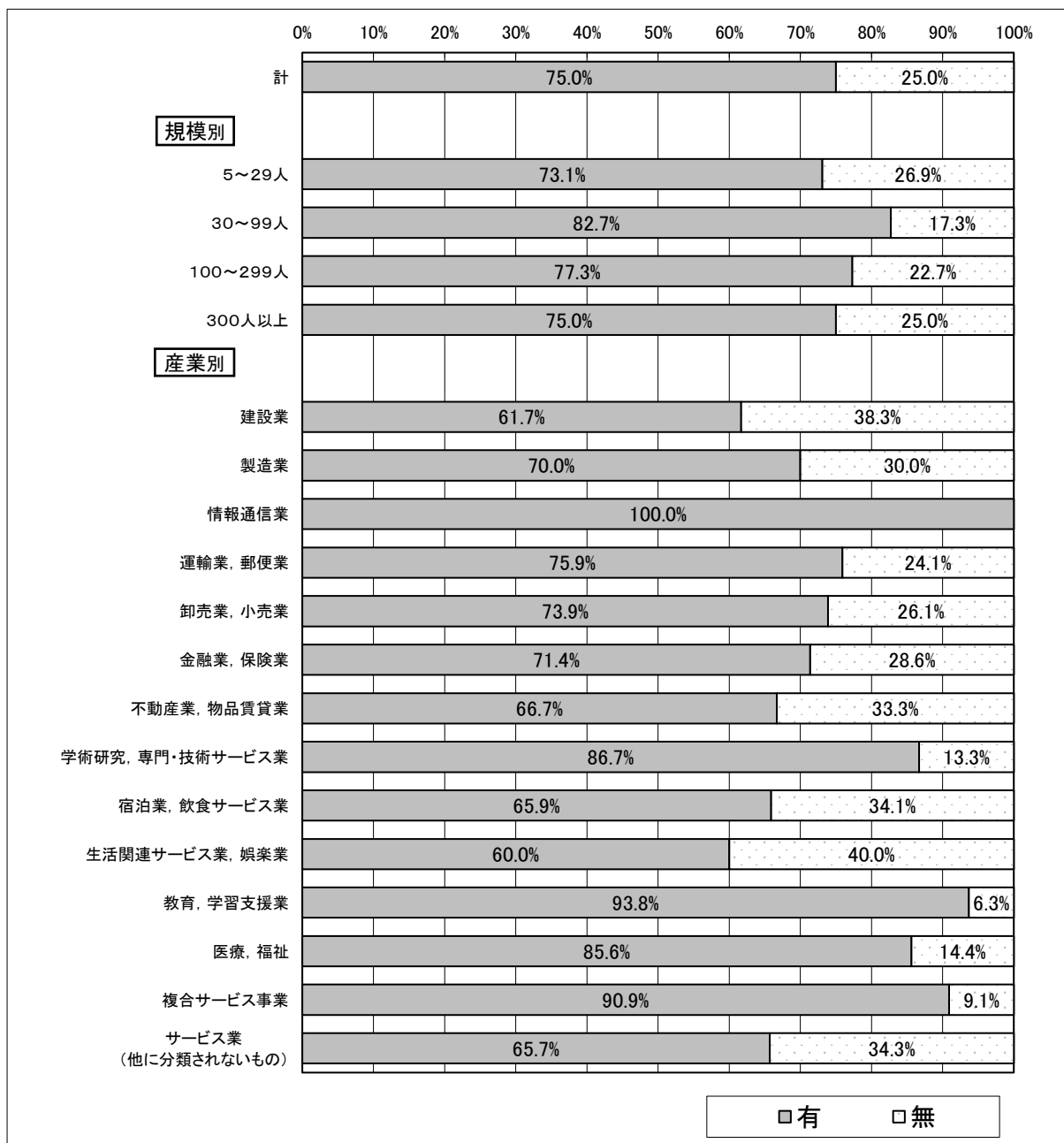


図82 今年度の定期昇給状況(規模別・産業別)



② 今年度のベースアップはあったか

令和6年度のベースアップについて、「有」が64.0%となっている。(図83)

規模別では、「有」の企業は、「5～29人」(65.7%)が最も多く、次いで「30～99人」(60.6%)となっている。

産業別では、「有」の企業は、「複合サービス業」(72.7%)が最も多く、次いで「医療、福祉」(70.1%)、となっている。(図84)

図83 今年度のベースアップ状況

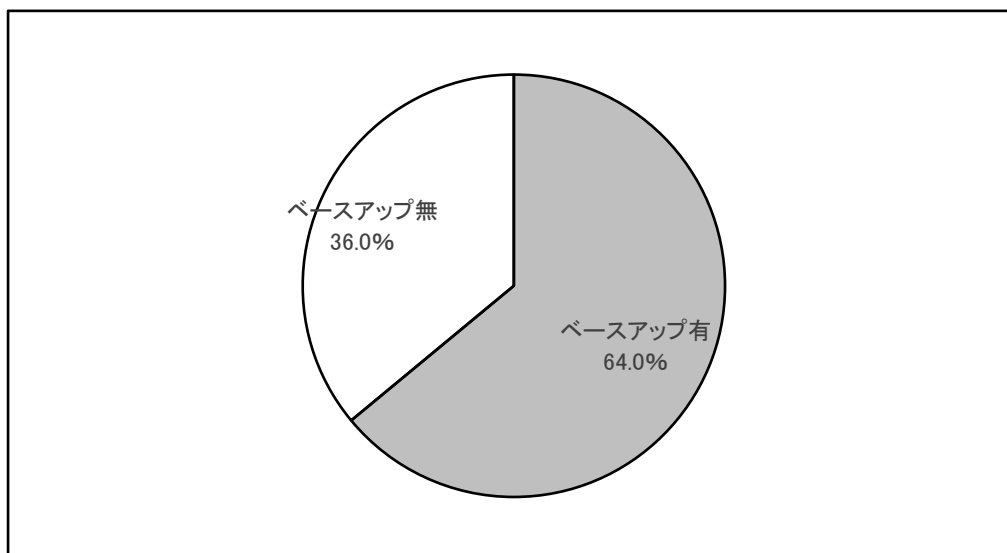
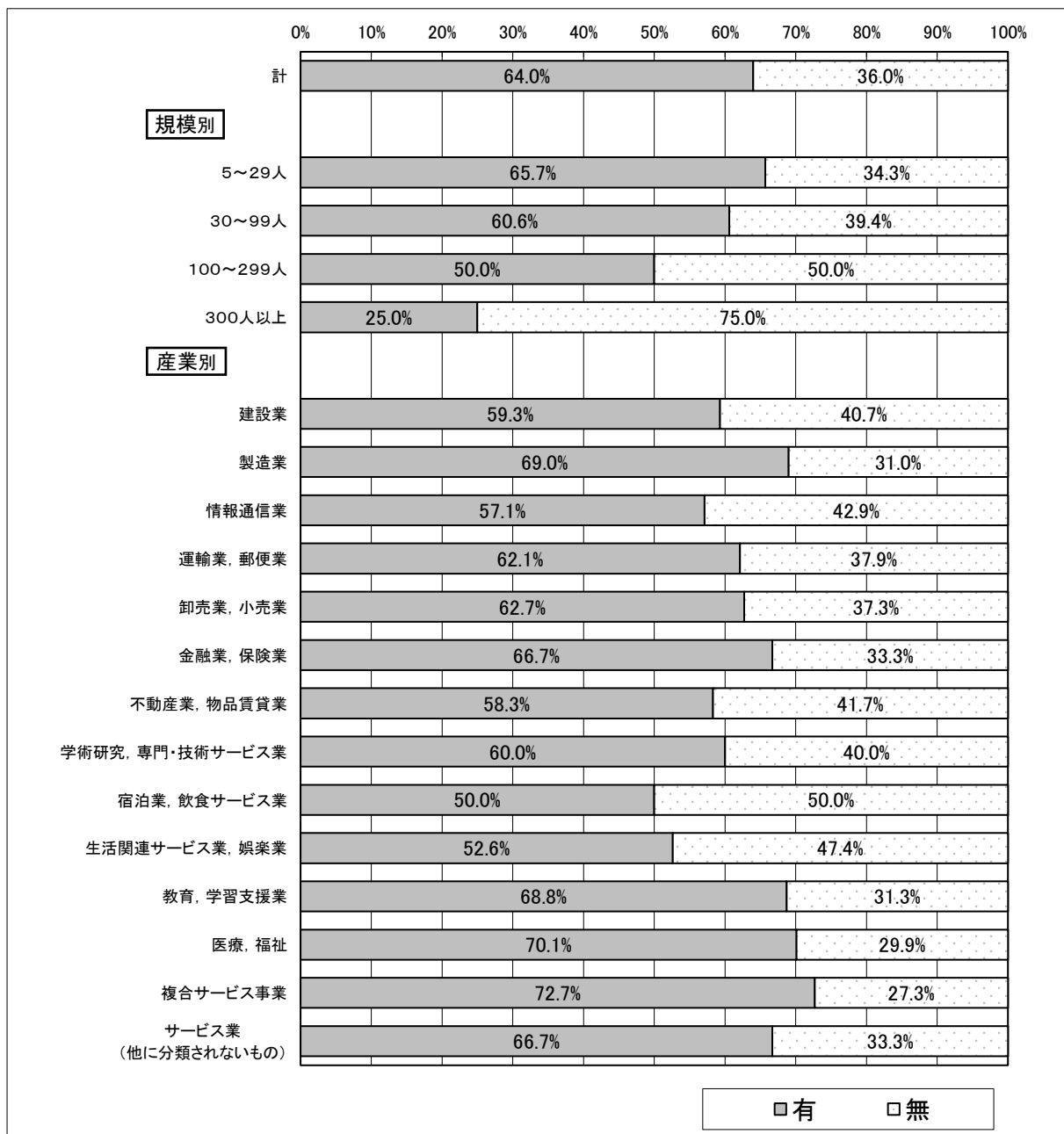


図84 今年度のベースアップ状況(規模別・産業別)



### ③ 定期昇給及びベースアップの上昇率について

①及び②で「有」と回答の企業において、定期昇給とベースアップを合計した上昇率について、「5%～」及び「～2%」と回答した事業所が19.8%と最も多く、次いで「～1%」(19.6%)、「～3%」(19.0%)となっている。(図85)

規模別ごとにみて最も割合が多いのは、【5～29人】では「5%～」(21.2%)、【30～99人】では「～3%」(25.0%)、【100～299人】では「～1%」(27.8%)、【300人以上】では「～2%」(66.7%)となっている。

産業別で「5%～」が多いのは、「生活関連サービス業、娯楽業」(42.9%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(41.7%)、「情報通信業」及び「教育、学習支援業」が28.6%の順になっている。(図86)

図85 定期昇給及びベースアップの上昇率

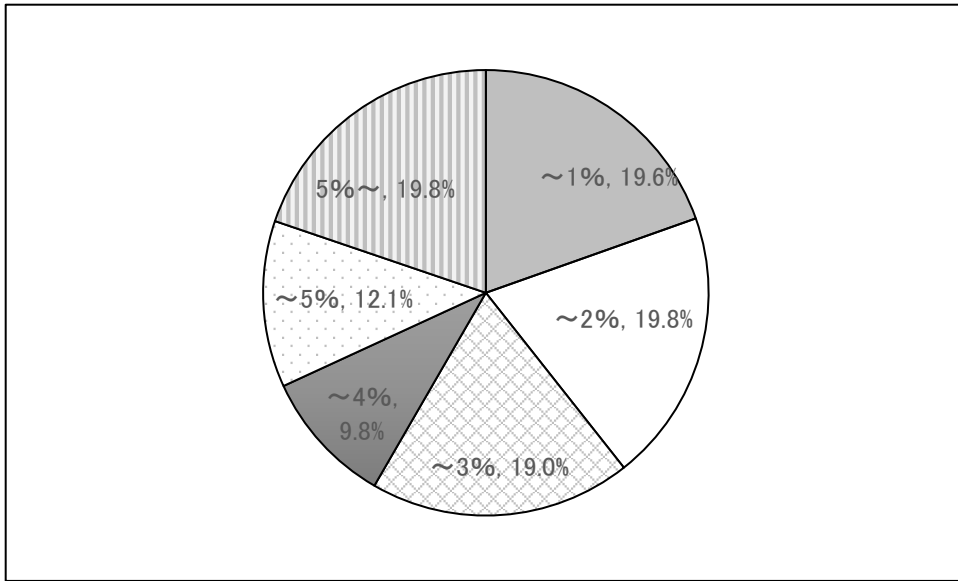
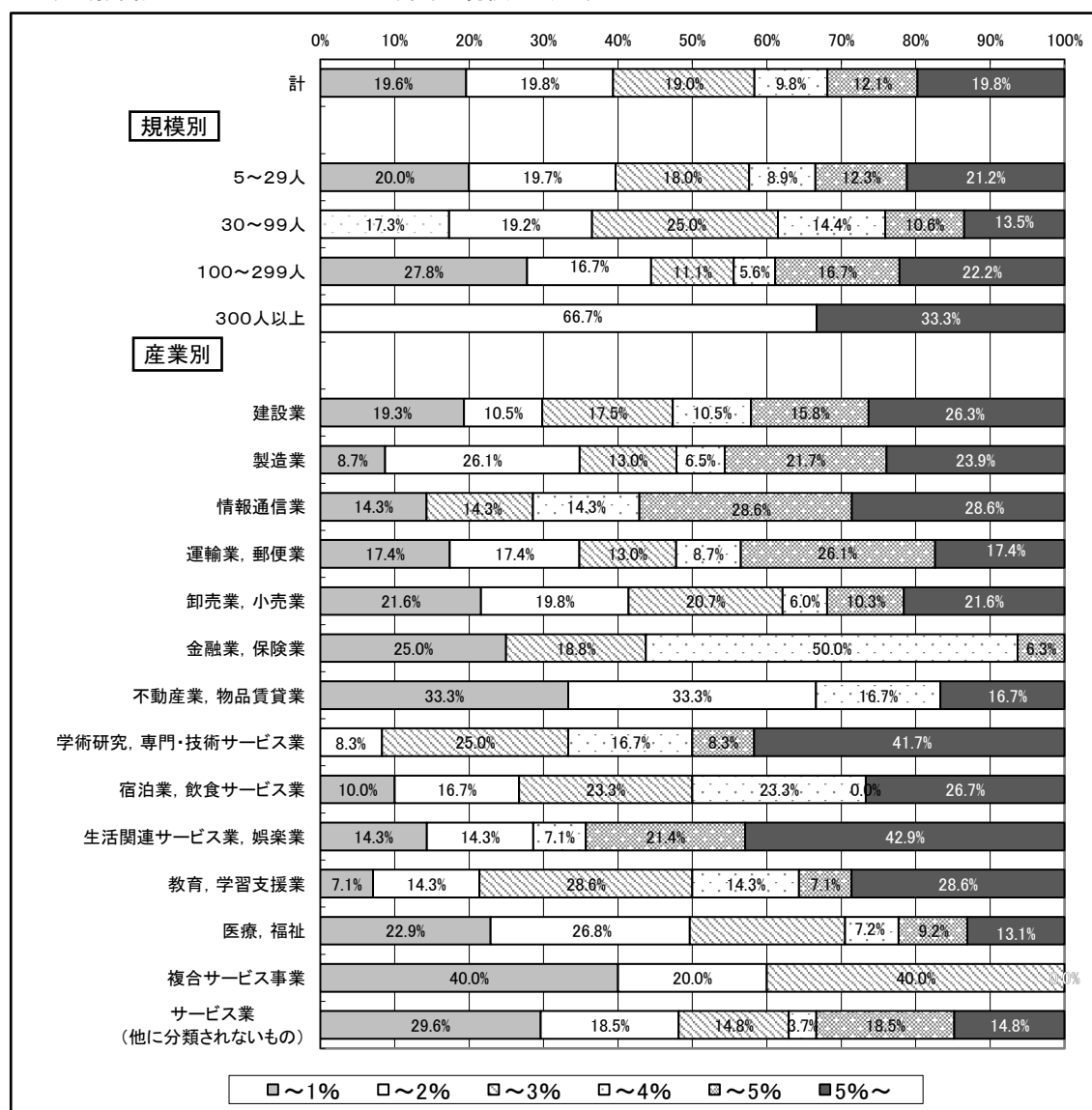


図86 定期昇給及びベースアップの上昇率(規模別・産業別)



#### ④ 直近賞与の増加について

直近年度の賞与の上昇率について、「~1%」(42.9%)と回答した事業所が最も多く、次いで「5%~」(18.1%)、「~2%」(15.9%)となっている。(図87)

規模別ごとにみて最も割合が多いのは、【5~29人】では「~1%」(42.5%)、【30~99人】では「~1%」(45.6%)、【100~299人】では「~1%」(45.0%)、【300人以上】では「~2%」(75.0%)となっている。

産業別で「5%~」が多いのは、「情報通信業」(40.0%)、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」(28.6%)、「運輸業、郵便業」(26.1%)、「不動産業、物品賃貸業」(22.2%)の順になっている。(図88)

図87 直近賞与の上昇率

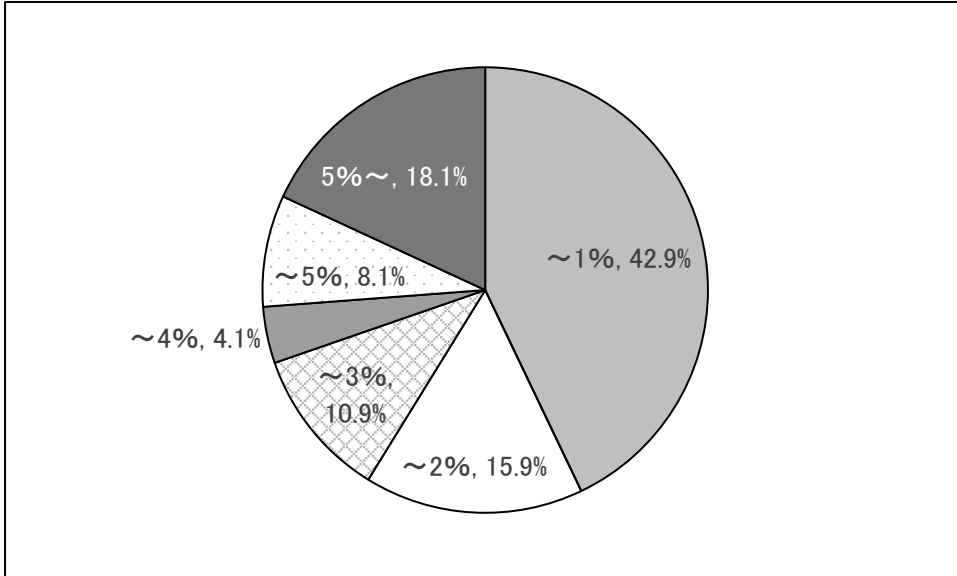
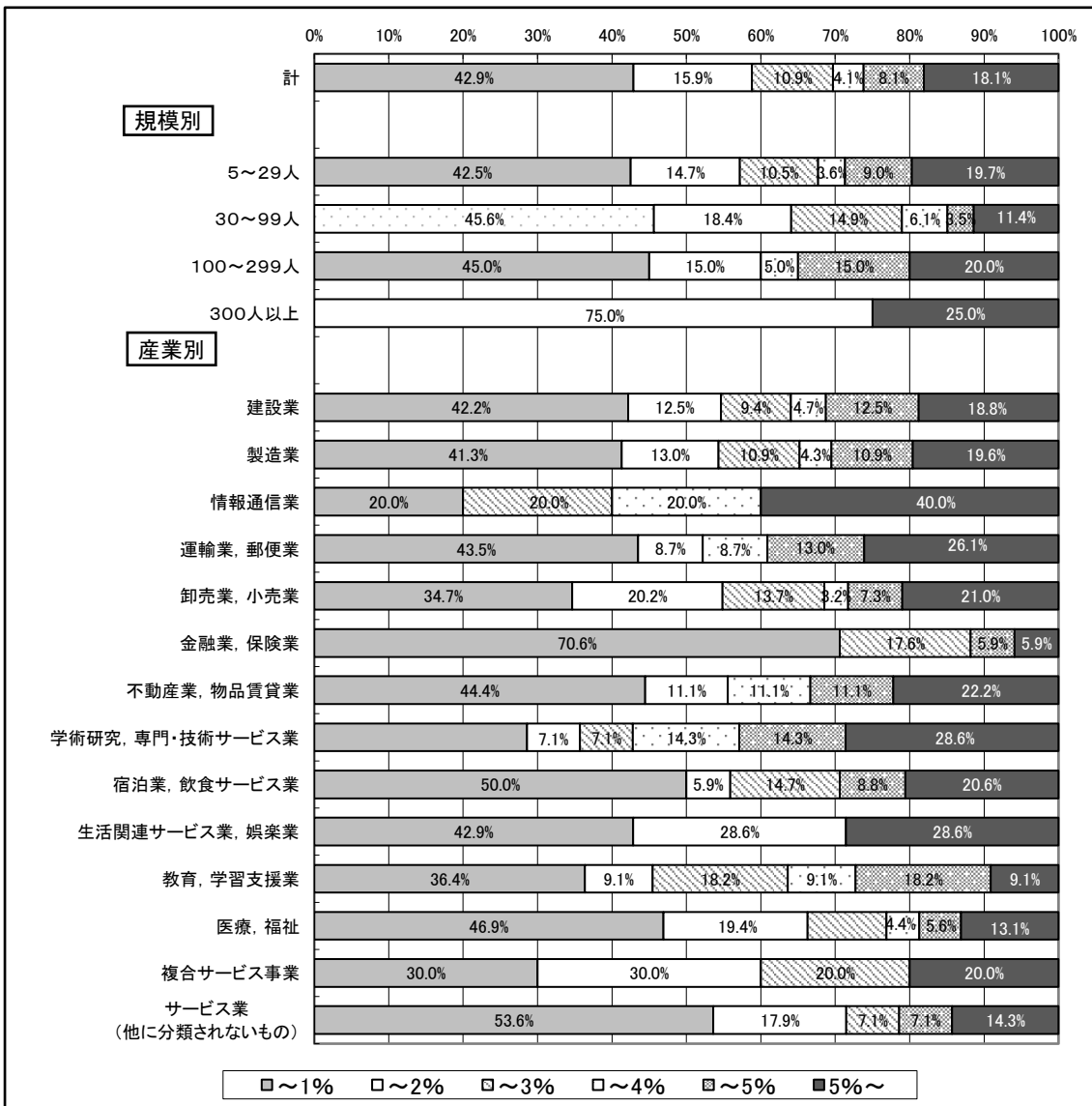


図88 直近賞与の上昇率(規模別・産業別)





### ⑤ 賃上げに必要な要素について

賃上げのために必要な要素について、「単価引き上げ」(48.6%)が最も多く、次いで「生産性向上」(44.6%)、「受注拡大」(42.2%)の順となっている。(図89)

規模別ごとにみて最も割合が多いのは、【5～29人】では「単価引き上げ」(48.8%)、【30～99人】では「単価引き上げ」(49.2%)、【100～299人】では「受注拡大」(59.1%)、【300人以上】では「生産性向上」(100.0%)となっている。

産業別では、【受注拡大】が多いのは、「不動産業、物品賃貸業」(75.0%)、「情報通信業」(71.4%)、「製造業」(67.8%)となっている。

【単価引き上げ】が多いのは、「運輸業、郵便業」(67.9%)、「製造業」(66.1%)、「建設業」(61.3%)となっている。

【生産性向上】が多いのは、「金融業、保険業」(65.0%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(60.0%)、「建設業」(53.8%)、「卸売業、小売業」(52.0%)となっている。

(図90)

図89 賃上げに必要な要素(複数回答)

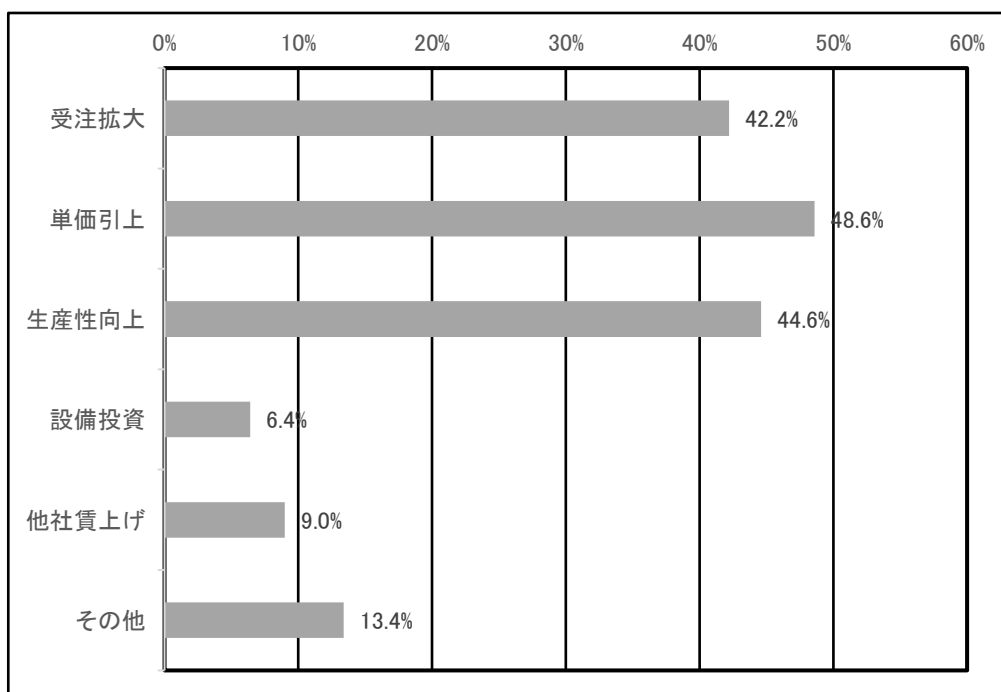
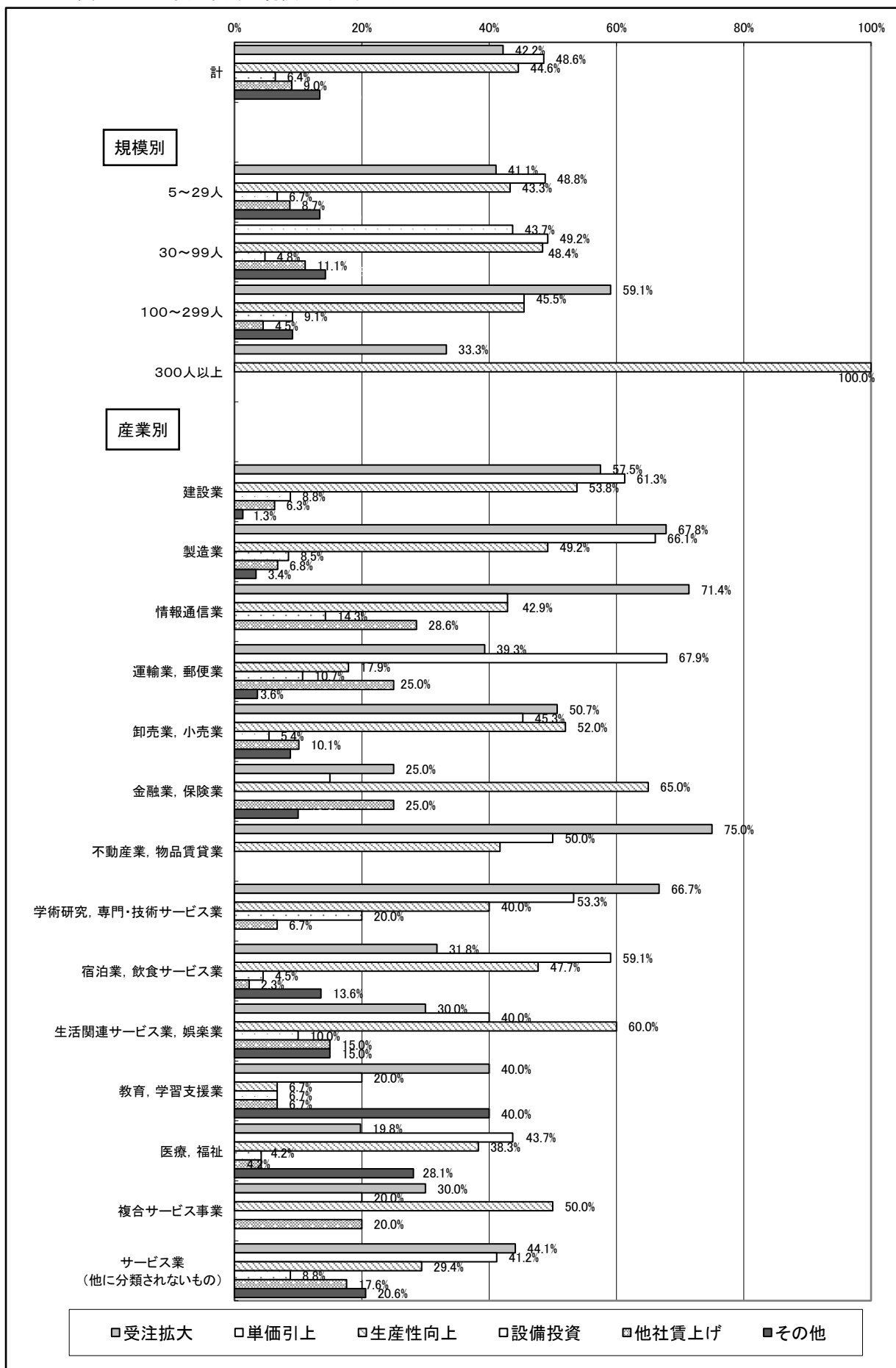


図90 賃上げに必要な要素(規模別・産業別)



## ⑥ 賃上げ見込みについて

来春の賃上げ見込みについて、「不明」(37.6%)が最も多く、次いで「検討中」(29.6%)、「実施予定」(29.0%)となっている。(図 91)

規模別ごとにみて、最も多い割合が『不明』を上回っているのは、【100～299人】の「実施予定」(38.1%)のみとなっている。

産業別で『実施予定』の割合が高いのは、「学研究、専門・技術サービス業」(53.3%)、「医療、福祉」(35.6%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(34.3%)、「宿泊業、飲食サービス業」(31.8%)、「製造業」(31.7%)の順になっている。(図 92)

図91 賃上げ見込

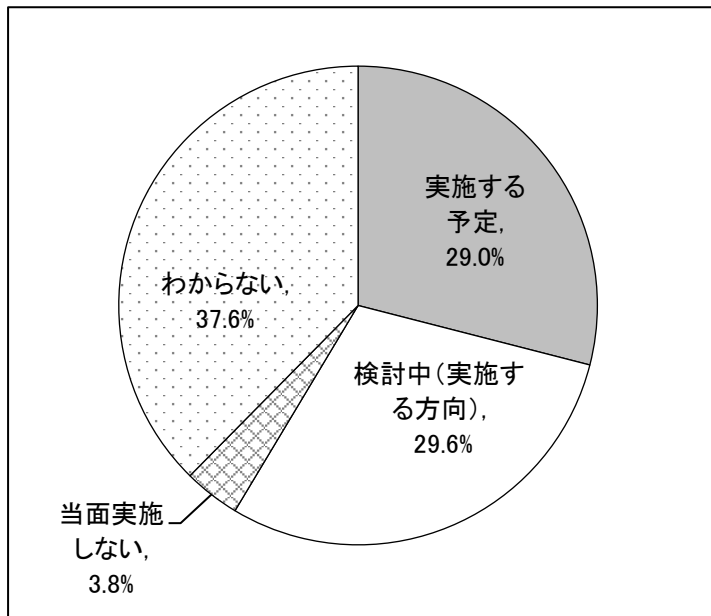
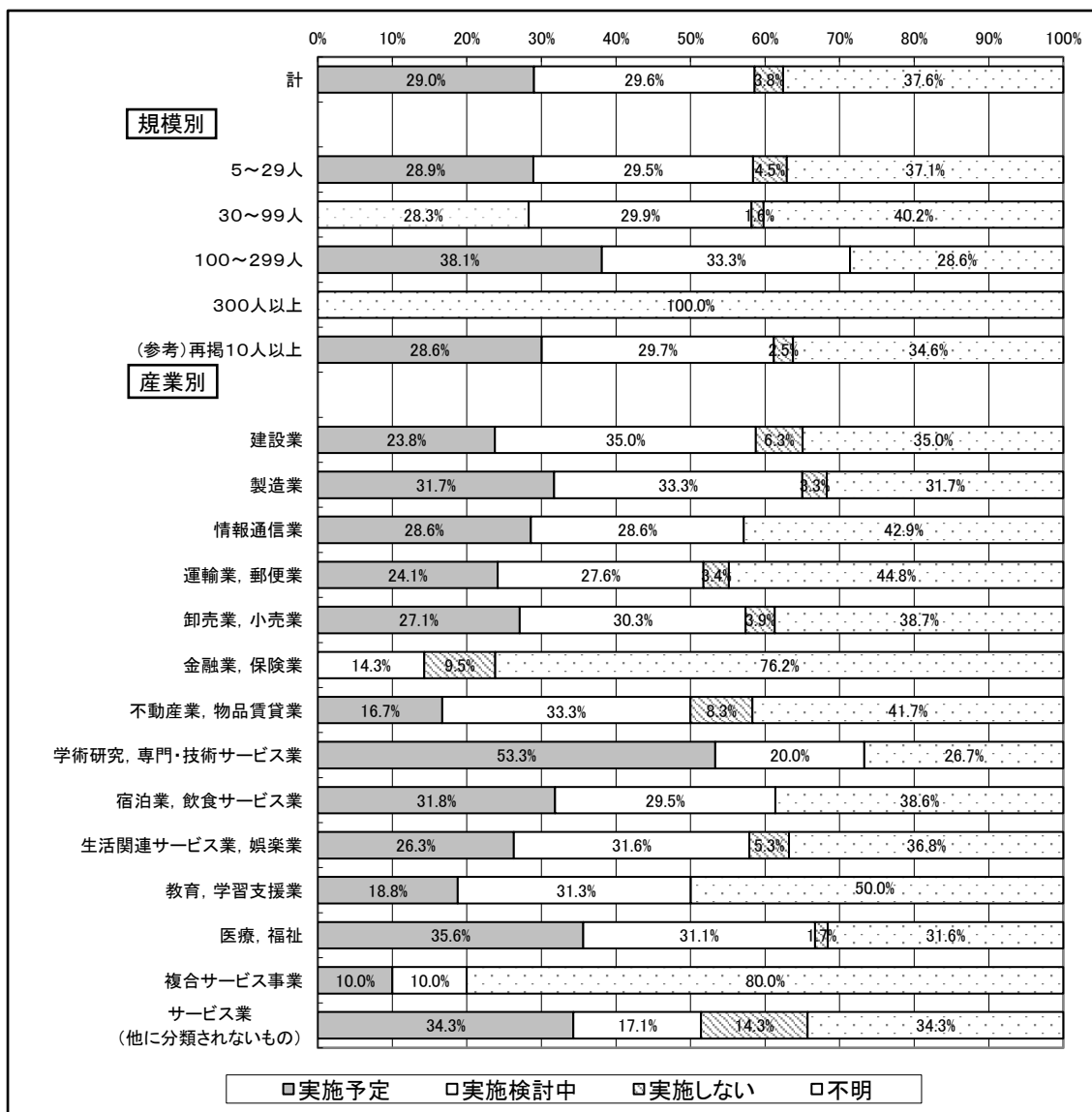


図92 賃上げ見込(規模別・産業別)



### 3. 統 計 表

上段：事業所数 下段：%

上段：雇用者数 下段：%

産業	事業所数	規模			
		5～29人	30～99人	100～299人	300人以上
計	708	551	131	22	4
	100.0	77.8	18.5	3.1	0.6
建設業	83	70	12	1	0
	11.7	84.3	14.5	1.2	0.0
製造業	60	48	8	4	0
	8.5	80.0	13.3	6.7	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	4	2	1	0
	1.0	57.1	28.6	14.3	0.0
運輸業,郵便業	31	20	10	1	0
	4.4	64.5	32.3	3.2	0.0
卸売業,小売業	162	131	28	2	1
	22.9	80.9	17.3	1.2	0.6
金融業,保険業	21	17	4	0	0
	3.0	81.0	19.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	12	11	1	0	0
	1.7	91.7	8.3	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	16	12	4	0	0
	2.3	75.0	25.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	47	36	9	2	0
	6.6	76.6	19.1	4.3	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	20	14	6	0	0
	2.8	70.0	30.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	18	13	5	0	0
	2.5	72.2	27.8	0.0	0.0
医療,福祉	183	137	36	8	2
	25.8	74.9	19.7	4.4	1.1
複合サービス事業	11	11	0	0	0
	1.6	100.0	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	37	27	6	3	1
	5.2	73.0	16.2	8.1	2.7

事業所規模別産業別	事業所数	雇用者数								
		全体			役員			正規の職員・従業員		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	708	18,324	8,756	9,568	918	679	239	10,837	6,144	4,693
	100.0	100.0	47.8	52.2	100.0	74.0	26.0	100.0	56.7	43.3
5～29人	551	7,018	3,472	3,546	569	390	179	4,043	2,408	1,635
	100.0	100.0	49.5	50.5	100.0	68.5	31.5	100.0	59.6	40.4
30～99人	131	6,458	3,365	3,093	307	254	53	3,689	2,283	1,406
	100.0	100.0	52.1	47.9	100.0	82.7	17.3	100.0	61.9	38.1
100～299人	22	3,332	1,554	1,778	36	29	7	2,168	1,184	984
	100.0	100.0	46.6	53.4	100.0	80.6	19.4	100.0	54.6	45.4
300人以上	4	1,516	365	1,151	6	6	0	937	269	668
	100.0	100.0	24.1	75.9	100.0	100.0	0.0	100.0	28.7	71.3
建設業	83	1,505	1,240	265	197	145	52	1,170	1,016	154
	100.0	100.0	82.4	17.6	100.0	73.6	26.4	100.0	86.8	13.2
製造業	60	1,704	1,130	574	93	70	23	1,162	863	299
	100.0	100.0	66.3	33.7	100.0	75.3	24.7	100.0	74.3	25.7
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	494	251	243	25	23	2	395	214	181
	100.0	100.0	50.8	49.2	100.0	92.0	8.0	100.0	54.2	45.8
運輸業,郵便業	31	946	778	168	91	84	7	637	543	94
	100.0	100.0	82.2	17.8	100.0	92.3	7.7	100.0	85.2	14.8
卸売業,小売業	162	3,528	1,704	1,824	169	130	39	1,551	1,073	478
	100.0	100.0	48.3	51.7	100.0	76.9	23.1	100.0	69.2	30.8
金融業,保険業	21	361	166	195	11	10	1	265	146	119
	100.0	100.0	46.0	54.0	100.0	90.9	9.1	100.0	55.1	44.9
不動産業,物品賃貸業	12	157	112	45	8	7	1	94	59	35
	100.0	100.0	71.3	28.7	100.0	87.5	12.5	100.0	62.8	37.2
学術研究,専門・技術サービス業	16	310	231	79	12	10	2	267	209	58
	100.0	100.0	74.5	25.5	100.0	83.3	16.7	100.0	78.3	21.7
宿泊業,飲食サービス業	47	1,146	422	724	51	36	15	288	154	134
	100.0	100.0	36.8	63.2	100.0	70.6	29.4	100.0	53.5	46.5
生活関連サービス業,娯楽業	20	409	218	191	7	5	2	172	103	69
	100.0	100.0	53.3	46.7	100.0	71.4	28.6	100.0	59.9	40.1
教育,学習支援業	18	485	204	281	5	4	1	263	118	145
	100.0	100.0	42.1	57.9	100.0	80.0	20.0	100.0	44.9	55.1
医療,福祉	183	5,779	1,458	4,321	180	105	75	3,663	1,010	2,653
	100.0	100.0	25.2	74.8	100.0	58.3	41.7	100.0	27.6	72.4
複合サービス事業	11	124	76	48	2	2	0	93	61	32
	100.0	100.0	61.3	38.7	100.0	100.0	0.0	100.0	65.6	34.4
サービス業(他に分類されないもの)	37	1,376	766	610	67	48	19	817	575	242
	100.0	100.0	55.7	44.3	100.0	71.6	28.4	100.0	70.4	29.6

事業所規模別産業別	雇用者数																				
	非正規雇用																				
	非正規雇用計			パート			アルバイト			派遣社員			契約社員			嘱託			その他		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	6,569	1,933	4,636	3,767	693	3,074	1,173	502	671	199	96	103	505	161	344	577	381	196	348	100	248
	100.0	29.4	70.6	100.0	18.4	81.6	100.0	42.8	57.2	100.0	48.2	51.8	100.0	31.9	68.1	100.0	66.0	34.0	100.0	28.7	71.3
5～29人	2,406	674	1,732	1,493	241	1,252	494	243	251	48	27	21	194	63	131	106	64	42	71	36	35
	100.0	28.0	72.0	100.0	16.1	83.9	100.0	49.2	50.8	100.0	56.3	43.8	100.0	32.5	67.5	100.0	60.4	39.6	100.0	50.7	49.3
30～99人	2,462	828	1,634	1,409	316	1,093	415	160	255	86	23	63	144	53	91	323	243	80	85	33	52
	100.0	33.6	66.4	100.0	22.4	77.6	100.0	38.6	61.4	100.0	26.7	73.3	100.0	36.8	63.2	100.0	75.2	24.8	100.0	38.8	61.2
100～299人	1,128	341	787	510	86	424	244	92	152	65	46	19	167	45	122	97	63	34	45	9	36
	100.0	30.2	69.8	100.0	16.9	83.1	100.0	37.7	62.3	100.0	70.8	29.2	100.0	26.9	73.1	100.0	64.9	35.1	100.0	20.0	80.0
300人以上	573	90	483	355	50	305	20	7	13	0	0	0	0	0	0	51	11	40	147	22	125
	100.0	15.7	84.3	100.0	14.1	85.9	100.0	35.0	65.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	21.6	78.4	100.0	15.0	85.0
建設業	138	79	59	70	32	38	23	15	8	21	10	11	0	0	0	21	20	1	3	2	1
	100.0	57.2	42.8	100.0	45.7	54.3	100.0	65.2	34.8	100.0	47.6	52.4	0.0	0.0	0.0	100.0	95.2	4.8	100.0	66.7	33.3
製造業	449	197	252	264	57	207	11	8	3	61	55	6	45	16	29	47	44	3	21	17	4
	100.0	43.9	56.1	100.0	21.6	78.4	100.0	72.7	27.3	100.0	90.2	9.8	100.0	35.6	64.4	100.0	93.6	6.4	100.0	81.0	19.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	74	14	60	30	3	27	26	8	18	11	0	11	3	0	3	4	3	1	0	0	0
	100.0	18.9	81.1	100.0	10.0	90.0	100.0	30.8	69.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	218	151	67	80	27	53	15	13	2	18	17	1	10	3	7	95	91	4	0	0	0
	100.0	69.3	30.7	100.0	33.8	66.3	100.0	86.7	13.3	100.0	94.4	5.6	100.0	30.0	70.0	100.0	95.8	4.2	0.0	0.0	0.0
卸売業,小売業	1,808	501	1,307	1,149	189	960	473	197	276	46	11	35	44	26	18	63	57	6	33	21	12
	100.0	27.7	72.3	100.0	16.4	83.6	100.0	41.6	58.4	100.0	23.9	76.1	100.0	59.1	40.9	100.0	90.5	9.5	100.0	63.6	36.4
金融業,保険業	85	10	75	63	1	62	0	0	0	6	0	6	0	0	0	15	9	6	1	0	1
	100.0	11.8	88.2	100.0	1.6	98.4	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	60.0	40.0	100.0	0.0	100.0
不動産業,物品賃貸業	55	46	9	11	7	4	1	1	0	1	0	1	6	2	4	35	35	0	1	1	0
	100.0	83.6	16.4	100.0	63.6	36.4	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	33.3	66.7	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	31	12	19	12	2	10	16	8	8	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0
	100.0	38.7	61.3	100.0	16.7	83.3	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	807	232	575	452	82	370	290	131	159	10	1	9	46	13	33	2	1	1	7	4	3
	100.0	28.7	71.3	100.0	18.1	81.9	100.0	45.2	54.8	100.0	10.0	90.0	100.0	28.3	71.7	100.0	50.0	50.0	100.0	57.1	42.9
生活関連サービス業,娯楽業	230	110	120	143	56	87	26	16	10	4	1	3	8	4	4	29	26	3	20	7	13
	100.0	47.8	52.2	100.0	39.2	60.8	100.0	61.5	38.5	100.0	25.0	75.0	100.0	50.0	50.0	100.0	89.7	10.3	100.0	35.0	65.0
教育,学習支援業	217	82	135	71	8	63	66	35	31	3	0	3	56	24	32	5	3	2	16	12	4
	100.0	37.8	62.2	100.0	11.3	88.7	100.0	53.0	47.0	100.0	0.0	100.0	100.0	42.9	57.1	100.0	60.0	40.0	100.0	75.0	25.0
医療,福祉	1,936	343	1,593	1,281	189	1,092	84	24	60	15	1	14	211	39	172	235	75	160	110	15	95
	100.0	17.7	82.3	100.0	14.8	85.2	100.0	28.6	71.4	100.0	6.7	93.3	100.0	18.5	81.5	100.0	31.9	68.1	100.0	13.6	86.4
複合サービス事業	29	13	16	11	5	6	0	0	0	0	0	0	13	5	8	4	2	2	1	1	0
	100.0	44.8	55.2	100.0	45.5	54.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	38.5	61.5	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	492	143	349	130	35	95	142	46	96	3	0	3	60	27	33	22	15	7	135	20	115
	100.0	29.1	70.9	100.0	26.9	73.1	100.0	32.4	67.6	100.0	0.0	100.0	100.0	45.0	55.0	100.0	68.2	31.8	100.0	14.8	85.2

上段：事業所数 下段：%

上段：人数 下段：%

事業所規模別産業別	事業所の現況			採用状況																						
	就業規則の有無			事業所数	新卒・中途総合計 (人)	新規学卒者 男性					新規学卒者 女性					中途採用者 (人)	中途採用者 男性					中途採用者 女性				
	事業所数	有	無			新規学卒者 (人)	正規の職員・従業員		非正規雇用 (人)	うち高卒		正規の職員・従業員		非正規雇用 (人)	うち高卒		正規の職員・従業員 (人)	うち高卒		非正規雇用 (人)	うち高卒		正規の職員・従業員 (人)	うち高卒		
							(人)	うち高卒 (人)		(人)	うち高卒 (人)	(人)	うち高卒 (人)		(人)			うち高卒 (人)	(人)		うち高卒 (人)	(人)		うち高卒 (人)		
計	708	682	26	231	742	261	121	66	11	9	111	41	18	8	481	140	56	69	21	123	30	149	39			
		96.3	3.7		100.0	35.2	16.3	8.9	1.5	1.2	15.0	5.5	2.4	1.1	64.8	18.9	7.5	9.3	2.8	16.6	4.0	20.1	5.3			
5～29人	551	526	25	128	357	117	64	42	7	5	35	17	11	7	240	65	38	29	17	60	19	86	31			
		95.5	4.5		100.0	32.8	17.9	11.8	2.0	1.4	9.8	4.8	3.1	2.0	67.2	18.2	10.6	8.1	4.8	16.8	5.3	24.1	8.7			
30～99人	131	131	0	79	197	76	37	17	1	1	38	10	0	0	121	40	9	18	1	34	7	29	3			
		100.0	0.0		100.0	38.6	18.8	8.6	0.5	0.5	19.3	5.1	0.0	0.0	61.4	20.3	4.6	9.1	0.5	17.3	3.6	14.7	1.5			
100～299人	22	21	1	20	116	43	14	5	3	3	25	11	1	0	73	15	8	17	3	15	4	26	4			
		95.5	4.5		100.0	37.1	12.1	4.3	2.6	2.6	21.6	9.5	0.9	0.0	62.9	12.9	6.9	14.7	2.6	12.9	3.4	22.4	3.4			
300人以上	4	4	0	4	72	25	6	2	0	0	13	3	6	1	47	20	1	5	0	14	0	8	1			
		100.0	0.0		100.0	34.7	8.3	2.8	0.0	0.0	18.1	4.2	8.3	1.4	65.3	27.8	1.4	6.9	0.0	19.4	0.0	11.1	1.4			
建設業	83	76	7	15	51	15	10	5	0	0	5	3	0	0	36	16	8	8	2	3	1	9	4			
		91.6	8.4		100.0	29.4	19.6	9.8	0.0	0.0	9.8	5.9	0.0	0.0	70.6	31.4	15.7	15.7	3.9	5.9	2.0	17.6	7.8			
製造業	60	59	1	18	37	18	9	5	1	0	8	7	0	0	19	14	3	2	0	1	0	2	0			
		98.3	1.7		100.0	48.6	24.3	13.5	2.7	0.0	21.6	18.9	0.0	0.0	51.4	37.8	8.1	5.4	0.0	2.7	0.0	5.4	0.0			
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
情報通信業	7	7	0	3	11	6	2	0	0	0	4	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0			
		100.0	0.0		100.0	54.5	18.2	0.0	0.0	0.0	36.4	0.0	0.0	0.0	45.5	45.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
運輸業,郵便業	31	30	1	12	56	38	35	27	1	1	2	2	0	0	18	10	5	1	1	6	2	1	1			
		96.8	3.2		100.0	67.9	62.5	48.2	1.8	1.8	3.6	3.6	0.0	0.0	32.1	17.9	8.9	1.8	1.8	10.7	3.6	1.8	1.8			
卸売業,小売業	162	157	5	41	139	56	23	13	4	3	20	11	9	6	83	25	19	19	10	18	11	21	10			
		96.9	3.1		100.0	40.3	16.5	9.4	2.9	2.2	14.4	7.9	6.5	4.3	59.7	18.0	13.7	13.7	7.2	12.9	7.9	15.1	7.2			
金融業,保険業	21	21	0	8	16	15	8	0	0	0	7	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0			
		100.0	0.0		100.0	93.8	50.0	0.0	0.0	0.0	43.8	12.5	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0			
不動産業,物品賃貸業	12	11	1	3	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4	1	1	0	0	3	1	0	0			
		91.7	8.3		100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	80.0	20.0	20.0	0.0	0.0	60.0	20.0	0.0	0.0			
学術研究,専門・技術サービス業	16	16	0	5	9	7	6	5	0	0	1	1	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0			
		100.0	0.0		100.0	77.8	66.7	55.6	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0			
宿泊業,飲食サービス業	47	45	2	14	49	5	1	0	1	1	3	0	0	0	44	8	1	11	1	6	0	19	1			
		95.7	4.3		100.0	10.2	2.0	0.0	2.0	2.0	6.1	0.0	0.0	0.0	89.8	16.3	2.0	22.4	2.0	12.2	0.0	38.8	2.0			
生活関連サービス業,娯楽業	20	20	0	8	14	7	3	1	0	0	4	2	0	0	7	1	0	4	0	2	1	0	0			
		100.0	0.0		100.0	50.0	21.4	7.1	0.0	0.0	28.6	14.3	0.0	0.0	50.0	7.1	0.0	28.6	0.0	14.3	7.1	0.0	0.0			
教育,学習支援業	18	18	0	13	23	9	1	0	2	2	4	0	2	1	14	2	0	2	1	5	1	5	1			
		100.0	0.0		100.0	39.1	4.3	0.0	8.7	8.7	17.4	0.0	8.7	4.3	60.9	8.7	0.0	8.7	4.3	21.7	4.3	21.7	4.3			
医療,福祉	183	179	4	73	261	70	17	7	2	2	49	11	2	1	191	32	6	16	4	67	9	76	12			
		97.8	2.2		100.0	26.8	6.5	2.7	0.8	0.8	18.8	4.2	0.8	0.4	73.2	12.3	2.3	6.1	1.5	25.7	3.4	29.1	4.6			
複合サービス事業	11	11	0	4	5	4	3	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1			
		100.0	0.0		100.0	80.0	60.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0			
サービス業(他に分類されないもの)	37	32	5	14	66	10	3	3	0	0	2	1	5	0	56	25	13	5	1	11	4	15	9			
		86.5	13.5		100.0	15.2	4.5	4.5	0.0	0.0	3.0	1.5	7.6	0.0	84.8	37.9	19.7	7.6	1.5	16.7	6.1	22.7	13.6			



事業所規模別産業別	配置状況													
	女性労働者の配置がない部署			女性労働者の配置がない部署がある理由（複数回答）										
	事業所数	有	無	事業所数	技能や資格を持つ女性が少ないため	女性の適任者がいないため	当該部門が女性の配置を希望しないため	女性が配置を希望しないため	出張・転勤があることに配慮するため	家事・保育などのため就業時間に制約があるため	深夜業や時間外労働が多いため	重量物運搬や有害物を発散する場所での業務があるため	体力・筋力を必要とする業務であるため	その他
計	708	157	551	157	76	49	12	34	2	3	4	35	40	29
	100.0	22.2	77.8	100.0	48.4	31.2	7.6	21.7	1.3	1.9	2.5	22.3	25.5	18.5
5～29人	551	120	431	120	57	41	10	26	0	3	2	26	30	23
	100.0	21.8	78.2	100.0	47.5	34.2	8.3	21.7	0.0	2.5	1.7	21.7	25.0	19.2
30～99人	131	29	102	29	17	7	1	8	1	0	2	8	9	3
	100.0	22.1	77.9	100.0	58.6	24.1	3.4	27.6	3.4	0.0	6.9	27.6	31.0	10.3
100～299人	22	7	15	7	2	1	0	0	1	0	0	1	1	3
	100.0	31.8	68.2	100.0	28.6	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	14.3	42.9
300人以上	4	1	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	25.0	75.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	83	39	44	39	23	20	5	10	1	2	1	6	12	4
	100.0	47.0	53.0	100.0	59.0	51.3	12.8	25.6	2.6	5.1	2.6	15.4	30.8	10.3
製造業	60	28	32	28	15	10	1	5	1	1	0	8	10	5
	100.0	46.7	53.3	100.0	53.6	35.7	3.6	17.9	3.6	3.6	0.0	28.6	35.7	17.9
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	2	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	100.0	28.6	71.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
運輸業,郵便業	31	14	17	14	10	3	0	3	0	0	1	3	3	2
	100.0	45.2	54.8	100.0	71.4	21.4	0.0	21.4	0.0	0.0	7.1	21.4	21.4	14.3
卸売業,小売業	162	45	117	45	14	13	6	11	0	0	1	13	8	8
	100.0	27.8	72.2	100.0	31.1	28.9	13.3	24.4	0.0	0.0	2.2	28.9	17.8	17.8
金融業,保険業	21	1	20	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	4.8	95.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	12	3	9	3	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0
	100.0	25.0	75.0	100.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	16	2	14	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	100.0	12.5	87.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宿泊業,飲食サービス業	47	5	42	5	1	0	0	1	0	0	0	2	2	3
	100.0	10.6	89.4	100.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	40.0	40.0	60.0
生活関連サービス業,娯楽業	20	2	18	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	100.0	10.0	90.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0
教育,学習支援業	18	1	17	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	5.6	94.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療,福祉	183	7	176	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	100.0	3.8	96.2	100.0	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6
複合サービス事業	11	1	10	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	100.0	9.1	90.9	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	37	7	30	7	4	2	0	1	0	0	0	2	3	1
	100.0	18.9	81.1	100.0	57.1	28.6	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	28.6	42.9	14.3

事業所規模別産業別	管理職について																				
	事業所数	管理職及び女性の管理職										女性管理職が1割未満あるいはまったくない理由（複数回答）									
		管理職全体 (人)	うち 女性	役員 (人)	うち 女性	部長相当職 (人)	うち 女性	課長相当職 (人)	うち 女性	係長相当職 (人)	うち 女性	事業所数	知識・経験・ 判断力等 を有する女 性がいない	役職に就く ための在職 年数を満た していない女 性がいない	管理職にな るまでに退 職してしま う女性が多 い	時間外労働 が多い、深 夜業を敬遠 する女性が多 い	出張・転勤 等に対応で きかない女性 が多い	仕事内容が 体力的、精 神的にきつ い	女性が希望 しない	女性従業員 が少ない又 はいない	その他
計	615	3,361	1,073 31.9	918	239 26.0	632	156 24.7	850	269 31.6	961	409 42.6	324	93 28.7	80 24.7	28 8.6	5 1.5	16 4.9	36 11.1	48 14.8	91 28.1	93 28.7
5～29人	463	1,506	499 33.1	569	179 31.5	289	90 31.1	319	91 28.5	329	139 42.2	230	70 30.4	54 23.5	17 7.4	4 1.7	12 5.2	28 12.2	41 17.8	66 28.7	64 27.8
30～99人	126	1,193	333 27.9	307	53 17.3	218	49 22.5	347	107 30.8	321	124 38.6	80	18 22.5	21 26.3	10 12.5	1 1.3	2 2.5	7 8.8	5 6.3	21 26.3	26 32.5
100～299人	22	479	142 29.6	36	7 19.4	94	10 10.6	149	50 33.6	200	75 37.5	13	5 38.5	5 38.5	1 7.7	0 0.0	2 15.4	1 7.7	2 15.4	4 30.8	2 15.4
300人以上	4	183	99 54.1	6	0 0.0	31	7 22.6	35	21 60.0	111	71 64.0	1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
建設業	82	424	74 17.5	197	52 26.4	96	9 9.4	67	8 11.9	64	5 7.8	40	11 27.5	10 25.0	4 10.0	1 2.5	5 12.5	8 20.0	7 17.5	25 62.5	3 7.5
製造業	55	324	63 19.4	93	23 24.7	66	6 9.1	91	14 15.4	74	20 27.0	34	14 41.2	6 17.6	5 14.7	0 0.0	0 0.0	8 23.5	6 17.6	15 44.1	6 17.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0 0.0	0	0 0.0	0	0 0.0	0	0 0.0	0	0 0.0	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
情報通信業	7	116	27 23.3	25	2 8.0	37	3 8.1	41	15 36.6	13	7 53.8	4	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0
運輸業,郵便業	29	206	23 11.2	91	7 7.7	39	2 5.1	43	4 9.3	33	10 30.3	23	7 30.4	4 17.4	2 8.7	1 4.3	2 8.7	5 21.7	3 13.0	8 34.8	4 17.4
卸売業,小売業	129	661	151 22.8	169	39 23.1	92	18 19.6	162	31 19.1	238	63 26.5	84	21 25.0	25 29.8	8 9.5	0 0.0	5 6.0	8 9.5	17 20.2	19 22.6	24 28.6
金融業,保険業	19	119	40 33.6	11	1 9.1	12	1 8.3	55	12 21.8	41	26 63.4	15	7 46.7	8 53.3	1 6.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 33.3
不動産業,物品賃貸業	11	39	3 7.7	8	1 12.5	8	0 0.0	13	0 0.0	10	2 20.0	11	4 36.4	3 27.3	0 0.0	0 0.0	1 9.1	0 0.0	5 45.5	4 36.4	1 9.1
学術研究,専門・技術サービス業	14	61	18 29.5	12	2 16.7	12	5 41.7	16	3 18.8	21	8 38.1	6	3 50.0	4 66.7	0 0.0	0 0.0	0 16.7	1 16.7	1 16.7	4 66.7	0 0.0
宿泊業,飲食サービス業	37	129	48 37.2	51	15 29.4	18	3 16.7	33	12 36.4	27	18 66.7	13	2 15.4	0 0.0	1 7.7	0 0.0	0 15.4	2 7.7	1 7.7	1 7.7	6 46.2
生活関連サービス業,娯楽業	16	49	15 30.6	7	2 28.6	14	6 42.9	13	3 23.1	15	4 26.7	11	3 27.3	5 45.5	3 27.3	1 9.1	1 9.1	0 0.0	1 9.1	3 27.3	0 0.0
教育,学習支援業	14	71	32 45.1	5	1 20.0	20	9 45.0	22	10 45.5	24	12 50.0	7	2 28.6	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	3 42.9	3 42.9
医療,福祉	158	914	518 56.7	180	75 41.7	181	89 49.2	239	146 61.1	314	208 66.2	44	10 22.7	5 11.4	3 6.8	1 2.3	0 0.0	1 2.3	3 6.8	1 2.3	29 65.9
複合サービス事業	10	34	8 23.5	2	0 0.0	11	2 18.2	12	3 25.0	9	3 33.3	10	1 10.0	2 20.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	2 20.0	2 20.0	4 40.0
サービス業(他に分類されないもの)	34	214	53 24.8	67	19 28.4	26	3 11.5	43	8 18.6	78	23 29.5	22	7 31.8	8 36.4	0 0.0	0 0.0	2 9.1	2 9.1	1 4.5	6 27.3	5 22.7

事業所規模別産業別	女性の活躍の推進状況																									
	取組実施状況																									
	事業所数	性別により評価することが ないよう人事評価基準を明 確に定める			育児休業制度等の仕事と家 庭との両立のための制度を 整備し、制度の活用を促進			女性の能力発揮に関する担 当者や責任者を選任するな どの体制を整える			女性が従事するための教育 訓練を行って女性の登用を 促進			女性の体力面での差を補う 器具・設備の導入			女性の能力発揮の状況や能 力発揮にあたっての問題点 の調査分析を行う			管理職や同僚の男性に女性 の能力発揮の重要性につい ての啓発			女性従業員の活躍をホーム ページや社内報で紹介する			その他
		実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	
計	708	351	152	205	460	119	129	214	220	274	148	222	338	179	179	350	98	239	371	126	234	348	144	163	401	38
	100.0	49.6	21.5	29.0	65.0	16.8	18.2	30.2	31.1	38.7	20.9	31.4	47.7	25.3	25.3	49.4	13.8	33.8	52.4	17.8	33.1	49.2	20.3	23.0	56.6	5.4
5～29人	551	259	118	174	333	102	116	158	172	221	123	165	263	143	139	269	78	181	292	98	184	269	105	124	322	29
	100.0	47.0	21.4	31.6	60.4	18.5	21.1	28.7	31.2	40.1	22.3	29.9	47.7	26.0	25.2	48.8	14.2	32.8	53.0	17.8	33.4	48.8	19.1	22.5	58.4	5.3
30～99人	131	73	32	26	105	13	13	44	45	42	20	50	61	31	33	67	15	51	65	21	46	64	31	34	66	7
	100.0	55.7	24.4	19.8	80.2	9.9	9.9	33.6	34.4	32.1	15.3	38.2	46.6	23.7	25.2	51.1	11.5	38.9	49.6	16.0	35.1	48.9	23.7	26.0	50.4	5.3
100～299人	22	15	2	5	18	4	0	11	3	8	5	6	11	4	6	12	5	6	11	7	3	12	7	4	11	2
	100.0	68.2	9.1	22.7	81.8	18.2	0.0	50.0	13.6	36.4	22.7	27.3	50.0	18.2	27.3	54.5	22.7	27.3	50.0	31.8	13.6	54.5	31.8	18.2	50.0	9.1
300人以上	4	4	0	0	4	0	0	1	0	3	0	1	3	1	1	2	0	1	3	0	1	3	1	1	2	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0	0.0	25.0	75.0	25.0	25.0	50.0	0.0	25.0	75.0	0.0	25.0	75.0	25.0	25.0	50.0	0.0
建設業	83	25	30	28	33	25	25	11	41	31	7	38	38	6	30	47	4	33	46	7	39	37	5	21	57	3
	100.0	30.1	36.1	33.7	39.8	30.1	30.1	13.3	49.4	37.3	8.4	45.8	45.8	7.2	36.1	56.6	4.8	39.8	55.4	8.4	47.0	44.6	6.0	25.3	68.7	3.6
製造業	60	28	13	19	41	10	9	12	24	24	6	23	31	18	14	28	3	24	33	6	24	30	10	11	39	1
	100.0	46.7	21.7	31.7	68.3	16.7	15.0	20.0	40.0	40.0	10.0	38.3	51.7	30.0	23.3	46.7	5.0	40.0	55.0	10.0	40.0	50.0	16.7	18.3	65.0	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	4	0	3	6	0	1	2	1	4	1	2	4	0	0	7	0	1	6	1	1	5	2	1	4	1
	100.0	57.1	0.0	42.9	85.7	0.0	14.3	28.6	14.3	57.1	14.3	28.6	57.1	0.0	0.0	100.0	0.0	14.3	85.7	14.3	14.3	71.4	28.6	14.3	57.1	14.3
運輸業,郵便業	31	18	8	5	20	4	7	9	12	10	5	10	16	5	7	19	2	10	19	5	9	17	8	6	17	2
	100.0	58.1	25.8	16.1	64.5	12.9	22.6	29.0	38.7	32.3	16.1	32.3	51.6	16.1	22.6	61.3	6.5	32.3	61.3	16.1	29.0	54.8	25.8	19.4	54.8	6.5
卸売業,小売業	162	94	34	34	107	29	26	58	58	46	37	62	63	53	45	64	31	58	73	35	61	66	41	42	79	7
	100.0	58.0	21.0	21.0	66.0	17.9	16.0	35.8	35.8	28.4	22.8	38.3	38.9	32.7	27.8	39.5	19.1	35.8	45.1	21.6	37.7	40.7	25.3	25.9	48.8	4.3
金融業,保険業	21	19	1	1	17	2	2	14	2	5	13	2	6	7	1	13	8	5	8	12	3	6	10	4	7	0
	100.0	90.5	4.8	4.8	81.0	9.5	9.5	66.7	9.5	23.8	61.9	9.5	28.6	33.3	4.8	61.9	38.1	23.8	38.1	57.1	14.3	28.6	47.6	19.0	33.3	0.0
不動産業,物品賃貸業	12	5	3	4	4	4	4	0	6	6	0	7	5	1	4	7	1	6	5	1	4	7	3	3	6	0
	100.0	41.7	25.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	50.0	50.0	0.0	58.3	41.7	8.3	33.3	58.3	8.3	50.0	41.7	8.3	33.3	58.3	25.0	25.0	50.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	16	7	4	5	12	1	3	6	5	5	6	2	8	6	0	10	2	4	10	4	2	10	4	3	9	3
	100.0	43.8	25.0	31.3	75.0	6.3	18.8	37.5	31.3	31.3	37.5	12.5	50.0	37.5	0.0	62.5	12.5	25.0	62.5	25.0	12.5	62.5	25.0	18.8	56.3	18.8
宿泊業,飲食サービス業	47	22	11	14	28	9	10	16	13	18	12	15	20	9	17	21	11	17	19	15	16	16	10	12	25	3
	100.0	46.8	23.4	29.8	59.6	19.1	21.3	34.0	27.7	38.3	25.5	31.9	42.6	19.1	36.2	44.7	23.4	36.2	40.4	31.9	34.0	34.0	21.3	25.5	53.2	6.4
生活関連サービス業,娯楽業	20	13	2	5	15	1	4	5	7	8	5	7	8	2	9	9	2	8	10	3	8	9	6	4	10	1
	100.0	65.0	10.0	25.0	75.0	5.0	20.0	25.0	35.0	40.0	25.0	35.0	40.0	10.0	45.0	45.0	10.0	40.0	50.0	15.0	40.0	45.0	30.0	20.0	50.0	5.0
教育,学習支援業	18	8	2	8	14	2	2	8	3	7	5	3	10	2	2	14	2	7	9	3	4	11	4	2	12	3
	100.0	44.4	11.1	44.4	77.8	11.1	11.1	44.4	16.7	38.9	27.8	16.7	55.6	11.1	11.1	77.8	11.1	38.9	50.0	16.7	22.2	61.1	22.2	11.1	66.7	16.7
医療,福祉	183	80	38	65	130	25	28	57	36	90	33	38	112	62	33	88	23	47	113	20	48	115	31	40	112	14
	100.0	43.7	20.8	35.5	71.0	13.7	15.3	31.1	19.7	49.2	18.0	20.8	61.2	33.9	18.0	48.1	12.6	25.7	61.7	10.9	26.2	62.8	16.9	21.9	61.2	7.7
複合サービス事業	11	11	0	0	11	0	0	7	2	2	10	1	0	2	7	2	3	4	4	7	2	2	6	2	3	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	63.6	18.2	18.2	90.9	9.1	0.0	18.2	63.6	18.2	27.3	36.4	36.4	63.6	18.2	18.2	54.5	18.2	27.3	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	37	17	6	14	22	7	8	9	10	18	8	12	17	6	10	21	6	15	16	7	13	17	4	12	21	0
	100.0	45.9	16.2	37.8	59.5	18.9	21.6	24.3	27.0	48.6	21.6	32.4	45.9	16.2	27.0	56.8	16.2	40.5	43.2	18.9	35.1	45.9	10.8	32.4	56.8	0.0

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	女性の活躍推進の取組状況															
	女性活躍推進の取組目的（回答2つ以内）								一般事業主行動計画			101人以上企業で策定していない理由				
	事業所数	従業員の職業意識や価値観の多様化に対応するため	企業イメージ向上など、企業戦略として	顧客のニーズに対応するため	企業の社会的責任であるから	人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため	職場の風土改善により組織を活性化させるため	その他	事業所数	策定している	策定していない	事業所数	対象拡大を熟知せず	女性活躍の進め方が不明	経営の負担	その他
計	455	180	36	42	89	272	109	23	708	181	527	7	3	2	1	1
	100.0	39.6	7.9	9.2	19.6	59.8	24.0	5.1	100.0	25.6	74.4	100.0	42.9	28.6	14.3	14.3
5～29人	331	129	29	30	64	190	83	19	551	111	440	0	0	0	0	0
	100.0	39.0	8.8	9.1	19.3	57.4	25.1	5.7	100.0	20.1	79.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30～99人	103	45	6	11	22	68	20	3	131	51	80	0	0	0	0	0
	100.0	43.7	5.8	10.7	21.4	66.0	19.4	2.9	100.0	38.9	61.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100～299人	18	4	1	1	2	12	6	1	22	16	6	6	2	2	1	1
	100.0	22.2	5.6	5.6	11.1	66.7	33.3	5.6	100.0	72.7	27.3	100.0	33.3	33.3	16.7	16.7
300人以上	3	2	0	0	1	2	0	0	4	3	1	1	1	0	0	0
	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0	75.0	25.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
建設業	39	18	4	6	8	19	11	1	83	9	74	0	0	0	0	0
	100.0	46.2	10.3	15.4	20.5	48.7	28.2	2.6	100.0	10.8	89.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	38	12	0	5	9	18	13	3	60	8	52	2	1	0	1	0
	100.0	31.6	0.0	13.2	23.7	47.4	34.2	7.9	100.0	13.3	86.7	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	4	1	0	0	1	3	2	0	7	3	4	0	0	0	0	0
	100.0	25.0	0.0	0.0	25.0	75.0	50.0	0.0	100.0	42.9	57.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	22	7	3	0	7	14	6	0	31	5	26	0	0	0	0	0
	100.0	31.8	13.6	0.0	31.8	63.6	27.3	0.0	100.0	16.1	83.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業,小売業	112	48	11	16	19	68	22	4	162	50	112	0	0	0	0	0
	100.0	42.9	9.8	14.3	17.0	60.7	19.6	3.6	100.0	30.9	69.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金融業,保険業	19	8	1	0	4	17	5	0	21	12	9	0	0	0	0	0
	100.0	42.1	5.3	0.0	21.1	89.5	26.3	0.0	100.0	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	7	2	2	1	0	6	2	0	12	2	10	0	0	0	0	0
	100.0	28.6	28.6	14.3	0.0	85.7	28.6	0.0	100.0	16.7	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	9	5	0	0	4	6	1	1	16	3	13	0	0	0	0	0
	100.0	55.6	0.0	0.0	44.4	66.7	11.1	11.1	100.0	18.8	81.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	33	11	3	3	3	24	8	1	47	13	34	0	0	0	0	0
	100.0	33.3	9.1	9.1	9.1	72.7	24.2	3.0	100.0	27.7	72.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	16	4	2	2	6	9	2	1	20	6	14	0	0	0	0	0
	100.0	25.0	12.5	12.5	37.5	56.3	12.5	6.3	100.0	30.0	70.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	9	4	1	1	3	5	0	0	18	3	15	0	0	0	0	0
	100.0	44.4	11.1	11.1	33.3	55.6	0.0	0.0	100.0	16.7	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療,福祉	115	44	6	8	17	71	23	12	183	53	130	1	1	0	0	0
	100.0	38.3	5.2	7.0	14.8	61.7	20.0	10.4	100.0	29.0	71.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
複合サービス事業	10	8	0	0	0	2	9	0	11	6	5	0	0	0	0	0
	100.0	80.0	0.0	0.0	0.0	20.0	90.0	0.0	100.0	54.5	45.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	22	8	3	0	8	10	5	0	37	8	29	4	1	2	0	1
	100.0	36.4	13.6	0.0	36.4	45.5	22.7	0.0	100.0	21.6	78.4	100.0	25.0	50.0	0.0	25.0

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	ハラスメント防止									ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)			
	取組状況			取組内容(複数回答)						認知状況			
	事業所数	取り組んでいる	取り組んでいない	事業所数	ハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発	管理職・従業員に対する研修を行う	被害を受けた労働者へのケアや再発防止	相談窓口や担当部署など苦情処理機関を設置する	その他	事業所数	言葉も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉も内容も知らない
計	708	524	184	524	427	253	213	380	16	708	434	179	95
	100.0	74.0	26.0	100.0	81.5	48.3	40.6	72.5	3.1	100.0	61.3	25.3	13.4
5~29人	551	386	165	386	314	184	158	260	12	551	315	151	85
	100.0	70.1	29.9	100.0	81.3	47.7	40.9	67.4	3.1	100.0	57.2	27.4	15.4
30~99人	131	113	18	113	94	58	44	96	2	131	95	27	9
	100.0	86.3	13.7	100.0	83.2	51.3	38.9	85.0	1.8	100.0	72.5	20.6	6.9
100~299人	22	21	1	21	15	7	8	20	2	22	20	1	1
	100.0	95.5	4.5	100.0	71.4	33.3	38.1	95.2	9.5	100.0	90.9	4.5	4.5
300人以上	4	4	0	4	4	4	3	4	0	4	4	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	75.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
建設業	83	47	36	47	33	18	17	25	0	83	31	28	24
	100.0	56.6	43.4	100.0	70.2	38.3	36.2	53.2	0.0	100.0	37.3	33.7	28.9
製造業	60	37	23	37	27	13	7	29	0	60	33	17	10
	100.0	61.7	38.3	100.0	73.0	35.1	18.9	78.4	0.0	100.0	55.0	28.3	16.7
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	5	2	5	4	5	2	5	1	7	7	0	0
	100.0	71.4	28.6	100.0	80.0	100.0	40.0	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	31	25	6	25	23	15	9	18	1	31	22	5	4
	100.0	80.6	19.4	100.0	92.0	60.0	36.0	72.0	4.0	100.0	71.0	16.1	12.9
卸売業,小売業	162	115	47	115	95	54	53	80	5	162	95	45	22
	100.0	71.0	29.0	100.0	82.6	47.0	46.1	69.6	4.3	100.0	58.6	27.8	13.6
金融業,保険業	21	19	2	19	18	16	14	19	0	21	18	0	3
	100.0	90.5	9.5	100.0	94.7	84.2	73.7	100.0	0.0	100.0	85.7	0.0	14.3
不動産業,物品賃貸業	12	8	4	8	7	2	2	7	0	12	9	3	0
	100.0	66.7	33.3	100.0	87.5	25.0	25.0	87.5	0.0	100.0	75.0	25.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	16	9	7	9	9	3	3	5	0	16	14	0	2
	100.0	56.3	43.8	100.0	100.0	33.3	33.3	55.6	0.0	100.0	87.5	0.0	12.5
宿泊業,飲食サービス業	47	36	11	36	27	16	17	27	4	47	27	15	5
	100.0	76.6	23.4	100.0	75.0	44.4	47.2	75.0	11.1	100.0	57.4	31.9	10.6
生活関連サービス業,娯楽業	20	17	3	17	15	8	8	14	0	20	13	5	2
	100.0	85.0	15.0	100.0	88.2	47.1	47.1	82.4	0.0	100.0	65.0	25.0	10.0
教育,学習支援業	18	14	4	14	12	6	5	10	0	18	12	5	1
	100.0	77.8	22.2	100.0	85.7	42.9	35.7	71.4	0.0	100.0	66.7	27.8	5.6
医療,福祉	183	153	30	153	125	71	62	111	3	183	113	52	18
	100.0	83.6	16.4	100.0	81.7	46.4	40.5	72.5	2.0	100.0	61.7	28.4	9.8
複合サービス事業	11	11	0	11	11	10	6	10	0	11	10	1	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	90.9	54.5	90.9	0.0	100.0	90.9	9.1	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	37	28	9	28	21	16	8	20	2	37	30	3	4
	100.0	75.7	24.3	100.0	75.0	57.1	28.6	71.4	7.1	100.0	81.1	8.1	10.8

事業所規模別産業別	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）																						
	取組状況			取組内容（複数回答）																			
	事業所数	取り組んでいる	取り組んでいない	事業所数	育児休業制度	介護休業制度	子の看護休暇制度	介護休暇制度	事業所内託児施設の設置	育児に関する経済的支援	介護に関する経済的支援	復職支援	所定外労働の免除	育児などの事情に応じた短時間勤務制度	テレワーク（ICTを活用するなどの在宅勤務制度）	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	業務体制・分担の見直しによる仕事の効率化	休暇取得の促進	残業の削減	産業医によるカウンセリング機会の設定	健康づくり、病気の予防措置等に対する支援	その他
計	708	545	163	545	466	406	362	350	15	49	14	141	214	282	74	68	202	211	229	195	123	184	9
	100.0	77.0	23.0	100.0	85.5	74.5	66.4	64.2	2.8	9.0	2.6	25.9	39.3	51.7	13.6	12.5	37.1	38.7	42.0	35.8	22.6	33.8	1.7
5～29人	551	409	142	409	337	287	254	246	8	32	10	108	155	195	54	53	154	158	172	154	75	140	7
	100.0	74.2	25.8	100.0	82.4	70.2	62.1	60.1	2.0	7.8	2.4	26.4	37.9	47.7	13.2	13.0	37.7	38.6	42.1	37.7	18.3	34.2	1.7
30～99人	131	110	21	110	104	95	85	84	4	15	4	28	46	69	16	13	41	43	47	37	39	37	1
	100.0	84.0	16.0	100.0	94.5	86.4	77.3	76.4	3.6	13.6	3.6	25.5	41.8	62.7	14.5	11.8	37.3	39.1	42.7	33.6	35.5	33.6	0.9
100～299人	22	22	0	22	21	20	19	16	2	2	0	4	10	15	4	1	6	9	8	4	7	6	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	95.5	90.9	86.4	72.7	9.1	9.1	0.0	18.2	45.5	68.2	18.2	4.5	27.3	40.9	36.4	18.2	31.8	27.3	4.5
300人以上	4	4	0	4	4	4	4	4	1	0	0	1	3	3	0	1	1	1	2	0	2	1	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	0.0	25.0	75.0	75.0	0.0	25.0	25.0	25.0	50.0	0.0	50.0	25.0	0.0
建設業	83	49	34	49	33	29	24	24	0	2	1	8	17	16	5	6	11	12	22	18	8	21	2
	100.0	59.0	41.0	100.0	67.3	59.2	49.0	49.0	0.0	4.1	2.0	16.3	34.7	32.7	10.2	12.2	22.4	24.5	44.9	36.7	16.3	42.9	4.1
製造業	60	44	16	44	36	33	31	27	0	3	0	8	20	19	5	4	15	12	21	20	6	8	0
	100.0	73.3	26.7	100.0	81.8	75.0	70.5	61.4	0.0	6.8	0.0	18.2	45.5	43.2	11.4	9.1	34.1	27.3	47.7	45.5	13.6	18.2	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	6	1	6	6	6	6	5	0	0	1	2	4	5	5	1	5	3	2	1	3	2	1
	100.0	85.7	14.3	100.0	100.0	100.0	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7	33.3	66.7	83.3	83.3	16.7	83.3	50.0	33.3	16.7	50.0	33.3	16.7
運輸業,郵便業	31	23	8	23	23	22	20	20	0	1	1	5	7	10	3	0	9	6	7	7	6	10	0
	100.0	74.2	25.8	100.0	100.0	95.7	87.0	87.0	0.0	4.3	4.3	21.7	30.4	43.5	13.0	0.0	39.1	26.1	30.4	30.4	26.1	43.5	0.0
卸売業,小売業	162	126	36	126	107	89	74	73	1	9	5	39	51	63	20	24	59	54	52	48	30	40	2
	100.0	77.8	22.2	100.0	84.9	70.6	58.7	57.9	0.8	7.1	4.0	31.0	40.5	50.0	15.9	19.0	46.8	42.9	41.3	38.1	23.8	31.7	1.6
金融業,保険業	21	19	2	19	17	16	17	16	1	11	1	9	12	15	9	2	12	11	15	16	12	13	0
	100.0	90.5	9.5	100.0	89.5	84.2	89.5	84.2	5.3	57.9	5.3	47.4	63.2	78.9	47.4	10.5	63.2	57.9	78.9	84.2	63.2	68.4	0.0
不動産業,物品賃貸業	12	7	5	7	6	4	4	4	0	0	0	0	4	1	1	1	4	1	2	4	3	0	0
	100.0	58.3	41.7	100.0	85.7	57.1	57.1	57.1	0.0	0.0	0.0	0.0	57.1	14.3	14.3	14.3	57.1	14.3	28.6	57.1	42.9	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	16	15	1	15	14	11	9	8	0	0	0	5	6	9	4	2	7	6	6	5	4	4	0
	100.0	93.8	6.3	100.0	93.3	73.3	60.0	53.3	0.0	0.0	0.0	33.3	40.0	60.0	26.7	13.3	46.7	40.0	40.0	33.3	26.7	26.7	0.0
宿泊業,飲食サービス業	47	31	16	31	27	21	21	19	1	2	1	5	13	20	3	3	15	17	7	4	3	11	1
	100.0	66.0	34.0	100.0	87.1	67.7	67.7	61.3	3.2	6.5	3.2	16.1	41.9	64.5	9.7	9.7	48.4	54.8	22.6	12.9	9.7	35.5	3.2
生活関連サービス業,娯楽業	20	17	3	17	13	13	12	12	0	3	1	6	7	12	1	3	7	6	8	6	7	4	0
	100.0	85.0	15.0	100.0	76.5	76.5	70.6	70.6	0.0	17.6	5.9	35.3	41.2	70.6	5.9	17.6	41.2	35.3	47.1	35.3	41.2	23.5	0.0
教育,学習支援業	18	15	3	15	13	11	10	9	0	2	1	3	8	10	3	0	2	5	9	7	1	5	0
	100.0	83.3	16.7	100.0	86.7	73.3	66.7	60.0	0.0	13.3	6.7	20.0	53.3	66.7	20.0	0.0	13.3	33.3	60.0	46.7	6.7	33.3	0.0
医療,福祉	183	153	30	153	137	117	104	104	11	13	0	41	58	81	11	14	42	64	58	41	20	47	2
	100.0	83.6	16.4	100.0	89.5	76.5	68.0	68.0	7.2	8.5	0.0	26.8	37.9	52.9	7.2	9.2	27.5	41.8	37.9	26.8	13.1	30.7	1.3
複合サービス事業	11	11	0	11	11	11	11	9	0	2	2	5	3	8	0	2	4	5	8	6	9	7	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	81.8	0.0	18.2	18.2	45.5	27.3	72.7	0.0	18.2	36.4	45.5	72.7	54.5	81.8	63.6	9.1
サービス業(他に分類されないもの)	37	29	8	29	23	23	19	20	1	1	0	5	4	13	4	6	10	9	12	12	11	12	0
	100.0	78.4	21.6	100.0	79.3	79.3	65.5	69.0	3.4	3.4	0.0	17.2	13.8	44.8	13.8	20.7	34.5	31.0	41.4	41.4	37.9	41.4	0.0

事業所規模別産業別	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）															
	取り組んでいない理由（回答3つ以内）													Nびかの知名度		
	事業所数	従業員からの要望がないから	人手不足だから	労務管理が複雑になるから	代替要員の確保が困難だから	従業員の負担や不公平感が增大するから	業務の特性上、残業や休日出勤が多くなる	コストがかかる	生産性・売り上げが減少する	メリットがあるかわからない	どういものかわからないから	行政の支援が不足しているから	その他	事務所数	知っている	知らない
計	163	73	60	5	23	9	17	5	2	14	26	7	19	708	183	525
	100.0	44.8	36.8	3.1	14.1	5.5	10.4	3.1	1.2	8.6	16.0	4.3	11.7	100.0	25.8	74.2
5～29人	142	63	53	5	20	7	10	3	2	12	23	4	19	551	112	439
	100.0	44.4	37.3	3.5	14.1	4.9	7.0	2.1	1.4	8.5	16.2	2.8	13.4	100.0	20.3	79.7
30～99人	21	10	7	0	3	2	7	2	0	2	3	3	0	131	61	70
	100.0	47.6	33.3	0.0	14.3	9.5	33.3	9.5	0.0	9.5	14.3	14.3	0.0	100.0	46.6	53.4
100～299人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	10	12
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	45.5	54.5
300人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
建設業	34	18	13	0	2	2	2	0	0	2	8	3	1	83	16	67
	100.0	52.9	38.2	0.0	5.9	5.9	5.9	0.0	0.0	5.9	23.5	8.8	2.9	100.0	19.3	80.7
製造業	16	7	5	0	3	1	2	1	1	3	3	0	1	60	21	39
	100.0	43.8	31.3	0.0	18.8	6.3	12.5	6.3	6.3	18.8	18.8	0.0	6.3	100.0	35.0	65.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	5
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	28.6	71.4
運輸業,郵便業	8	6	2	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	31	8	23
	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	100.0	25.8	74.2
卸売業,小売業	36	17	15	1	5	2	1	1	0	4	7	1	6	162	34	128
	100.0	47.2	41.7	2.8	13.9	5.6	2.8	2.8	0.0	11.1	19.4	2.8	16.7	100.0	21.0	79.0
金融業,保険業	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	11	10
	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	52.4	47.6
不動産業,物品賃貸業	5	2	2	0	3	0	1	0	1	0	0	0	1	12	2	10
	100.0	40.0	40.0	0.0	60.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	100.0	16.7	83.3
学術研究,専門・技術サービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16	4	12
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	25.0	75.0
宿泊業,飲食サービス業	16	6	10	1	3	1	5	0	0	1	2	1	1	47	7	40
	100.0	37.5	62.5	6.3	18.8	6.3	31.3	0.0	0.0	6.3	12.5	6.3	6.3	100.0	14.9	85.1
生活関連サービス業,娯楽業	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	20	5	15
	100.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	100.0	25.0	75.0
教育,学習支援業	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	18	6	12
	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	100.0	33.3	66.7
医療,福祉	30	8	9	2	3	2	4	1	0	2	5	2	6	183	52	131
	100.0	26.7	30.0	6.7	10.0	6.7	13.3	3.3	0.0	6.7	16.7	6.7	20.0	100.0	28.4	71.6
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	2	9
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	18.2	81.8
サービス業(他に分類されないもの)	8	5	3	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	37	13	24
	100.0	62.5	37.5	12.5	25.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	35.1	64.9

事業所規模別産業別	年次有給休暇												
	事業所数	常用労働者数 (人)	うち 女性	年間延べ 付与日数 (日) A		年間延べ 取得日数 (日) B		一人当たり					
				うち 女性	付与日数 (日)	うち 女性	付与日数 (日)	うち 女性	取得日数 (日)	うち 女性	取得率 B/A (%)	うち 女性	
計	670	15,595	7,819	228,934	115,656	153,779	83,471	14.7	14.8	9.9	10.7	67.2	72.2
5～29人	518	5,860	2,617	73,853	36,043	50,139	23,600	12.6	13.8	8.6	9.0	67.9	65.5
30～99人	127	5,474	2,677	87,589	39,786	58,229	28,402	16.0	14.9	10.6	10.6	66.5	71.4
100～299人	21	2,892	1,526	43,749	22,279	31,337	17,581	15.1	14.6	10.8	11.5	71.6	78.9
300人以上	4	1,369	999	23,743	17,548	14,074	13,888	17.3	17.6	10.3	13.9	59.3	79.1
建設業	79	1,132	159	17,556	2,316	11,115	1,635	15.5	14.6	9.8	10.3	63.3	70.6
製造業	60	1,493	534	23,103	8,306	16,551	5,779	15.5	15.6	11.1	10.8	71.6	69.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	434	216	7,521	3,437	5,216	2,669	17.3	15.9	12.0	12.4	69.4	77.7
運輸業,郵便業	28	729	119	12,373	1,717	8,245	1,085	17.0	14.4	11.3	9.1	66.6	63.2
卸売業,小売業	150	2,815	1,455	39,101	19,178	24,901	14,044	13.9	13.2	8.8	9.7	63.7	73.2
金融業,保険業	20	308	162	4,890	2,565	3,620	1,989	15.9	15.8	11.8	12.3	74.0	77.5
不動産業,物品賃貸業	12	119	41	2,296	627	1,361	392	19.3	15.3	11.4	9.6	59.3	62.5
学術研究,専門・技術サービス業	15	266	62	4,119	1,006	2,847	579	15.5	16.2	10.7	9.3	69.1	57.6
宿泊業,飲食サービス業	41	597	438	7,639	5,067	5,335	3,335	12.8	11.6	8.9	7.6	69.8	65.8
生活関連サービス業,娯楽業	19	333	149	4,706	1,679	2,495	1,155	14.1	11.3	7.5	7.8	53.0	68.8
教育,学習支援業	18	400	229	6,424	3,617	4,683	2,813	16.1	15.8	11.7	12.3	72.9	77.8
医療,福祉	175	4,941	3,648	80,090	57,440	52,215	41,522	16.2	15.7	10.6	11.4	65.2	72.3
複合サービス事業	11	115	42	2,228	970	1,593	713	19.4	23.1	13.9	17.0	71.5	73.5
サービス業(他に分類されないもの)	35	1,913	565	16,888	7,731	13,602	5,761	8.8	13.7	7.1	10.2	80.5	74.5



事業所規模別産業別	年次有給休暇													
	計画的付与制度			半日または時間単位取得制度										
	事業所数	制度あり	制度なし	事業所数	取得 できる	取得 できない	半日または時間単位取得日数							
							事業所数	1日	2日	3日	4日	5日	6～9日	10日以上
計	702	293	409	697	541	156	458	0	5	3	3	165	14	268
	100.0	41.7	58.3	100.0	77.6	22.4	100.0	0.0	1.1	0.7	0.7	36.0	3.1	58.5
5～29人	546	233	313	542	408	134	340	0	4	0	3	122	7	204
	100.0	42.7	57.3	100.0	75.3	24.7	100.0	0.0	1.2	0.0	0.9	35.9	2.1	60.0
30～99人	130	48	82	129	109	20	96	0	0	3	0	33	7	53
	100.0	36.9	63.1	100.0	84.5	15.5	100.0	0.0	0.0	3.1	0.0	34.4	7.3	55.2
100～299人	22	11	11	22	20	2	19	0	1	0	0	7	0	11
	100.0	50.0	50.0	100.0	90.9	9.1	100.0	0.0	5.3	0.0	0.0	36.8	0.0	57.9
300人以上	4	1	3	4	4	0	3	0	0	0	0	3	0	0
	100.0	25.0	75.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
建設業	83	29	54	81	52	29	46	0	0	1	1	12	1	31
	100.0	34.9	65.1	100.0	64.2	35.8	100.0	0.0	0.0	2.2	2.2	26.1	2.2	67.4
製造業	60	27	33	60	49	11	35	0	0	0	0	5	2	28
	100.0	45.0	55.0	100.0	81.7	18.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	5.7	80.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	3	4	7	7	0	7	0	0	0	0	2	0	5
	100.0	42.9	57.1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	71.4
運輸業,郵便業	29	11	18	28	18	10	16	0	0	1	0	5	0	10
	100.0	37.9	62.1	100.0	64.3	35.7	100.0	0.0	0.0	6.3	0.0	31.3	0.0	62.5
卸売業,小売業	160	78	82	160	118	42	100	0	4	0	1	36	3	56
	100.0	48.8	51.3	100.0	73.8	26.3	100.0	0.0	4.0	0.0	1.0	36.0	3.0	56.0
金融業,保険業	21	16	5	21	19	2	19	0	1	0	0	9	0	9
	100.0	76.2	23.8	100.0	90.5	9.5	100.0	0.0	5.3	0.0	0.0	47.4	0.0	47.4
不動産業,物品賃貸業	12	1	11	12	8	4	6	0	0	0	0	1	0	5
	100.0	8.3	91.7	100.0	66.7	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	83.3
学術研究,専門・技術サービス業	15	8	7	14	13	1	10	0	0	0	0	5	2	3
	100.0	53.3	46.7	100.0	92.9	7.1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	20.0	30.0
宿泊業,飲食サービス業	47	14	33	47	24	23	20	0	0	0	0	7	2	11
	100.0	29.8	70.2	100.0	51.1	48.9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	35.0	10.0	55.0
生活関連サービス業,娯楽業	20	7	13	20	13	7	9	0	0	0	0	6	0	3
	100.0	35.0	65.0	100.0	65.0	35.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3
教育,学習支援業	18	10	8	18	17	1	14	0	0	0	0	7	1	6
	100.0	55.6	44.4	100.0	94.4	5.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	7.1	42.9
医療,福祉	182	68	114	182	162	20	140	0	0	1	1	56	2	80
	100.0	37.4	62.6	100.0	89.0	11.0	100.0	0.0	0.0	0.7	0.7	40.0	1.4	57.1
複合サービス事業	11	8	3	11	11	0	9	0	0	0	0	6	0	3
	100.0	72.7	27.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3
サービス業(他に分類されないもの)	37	13	24	36	30	6	27	0	0	0	0	8	1	18
	100.0	35.1	64.9	100.0	83.3	16.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.6	3.7	66.7

事業所規模別産業別	年次有給休暇																		
	平日または時間単位取得制度に取り組まない理由			取得促進のための取組										年5日の年次有給休暇の取得促進			平日単位の時季指定可否		
	事業所数	平日または時間単位取得は可能だが、従業員からの要望がないため行っていない	その他	事業所数	実施している (複数回答)	年(月)初めの計画書の提出	計画的付与制度 (一斉、班別、個人)	時間単位の分割付与	平日単位の分割付与	管理・監督者の率先取得	残日数を社員に通知	その他	実施していない	事業所数	実施している	未実施	事業所数	可能	不可
計	155	105	50	708	607	136	155	178	339	108	447	45	102	679	506	173	510	446	64
	100.0	67.7	32.3	100.0	85.7	22.4	25.5	29.3	55.8	17.8	73.6	7.4	14.4	100.0	74.5	25.5	100.0	87.5	12.5
5～29人	133	93	40	551	464	96	123	140	257	79	340	34	88	525	387	138	387	336	51
	100.0	69.9	30.1	100.0	84.2	20.7	26.5	30.2	55.4	17.0	73.3	7.3	16.0	100.0	73.7	26.3	100.0	86.8	13.2
30～99人	20	10	10	131	118	35	25	26	66	23	89	11	13	129	99	30	103	93	10
	100.0	50.0	50.0	100.0	90.1	29.7	21.2	22.0	55.9	19.5	75.4	9.3	9.9	100.0	76.7	23.3	100.0	90.3	9.7
100～299人	2	2	0	22	21	4	7	8	13	5	14	0	1	22	19	3	19	17	2
	100.0	100.0	0.0	100.0	95.5	19.0	33.3	38.1	61.9	23.8	66.7	0.0	4.5	100.0	86.4	13.6	100.0	89.5	10.5
300人以上	0	0	0	4	4	1	0	4	3	1	4	0	0	3	1	2	1	0	1
	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	25.0	0.0	100.0	75.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0	33.3	66.7	100.0	0.0	100.0
建設業	29	24	5	83	64	10	10	12	32	10	47	6	20	79	55	24	57	54	3
	100.0	82.8	17.2	100.0	77.1	15.6	15.6	18.8	50.0	15.6	73.4	9.4	24.1	100.0	69.6	30.4	100.0	94.7	5.3
製造業	11	9	2	60	53	8	17	12	29	6	38	4	7	59	45	14	47	41	6
	100.0	81.8	18.2	100.0	88.3	15.1	32.1	22.6	54.7	11.3	71.7	7.5	11.7	100.0	76.3	23.7	100.0	87.2	12.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	0	0	0	7	7	0	3	3	4	1	3	2	0	7	4	3	4	4	0
	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	42.9	42.9	57.1	14.3	42.9	28.6	0.0	100.0	57.1	42.9	100.0	100.0	0.0
運輸業,郵便業	10	5	5	31	24	7	6	3	11	6	17	1	7	29	26	3	27	22	5
	100.0	50.0	50.0	100.0	77.4	29.2	25.0	12.5	45.8	25.0	70.8	4.2	22.6	100.0	89.7	10.3	100.0	81.5	18.5
卸売業,小売業	42	23	19	162	139	41	49	36	68	25	104	14	23	152	110	42	110	89	21
	100.0	54.8	45.2	100.0	85.8	29.5	35.3	25.9	48.9	18.0	74.8	10.1	14.2	100.0	72.4	27.6	100.0	80.9	19.1
金融業,保険業	2	2	0	21	20	11	11	9	14	5	12	2	1	21	19	2	19	17	2
	100.0	100.0	0.0	100.0	95.2	55.0	55.0	45.0	70.0	25.0	60.0	10.0	4.8	100.0	90.5	9.5	100.0	89.5	10.5
不動産業,物品賃貸業	4	1	3	12	11	0	1	0	4	1	9	1	1	12	9	3	10	7	3
	100.0	25.0	75.0	100.0	91.7	0.0	9.1	0.0	36.4	9.1	81.8	9.1	8.3	100.0	75.0	25.0	100.0	70.0	30.0
学術研究,専門・技術サービス業	1	0	1	16	13	3	5	7	12	5	11	1	3	13	8	5	8	7	1
	100.0	0.0	100.0	100.0	81.3	23.1	38.5	53.8	92.3	38.5	84.6	7.7	18.8	100.0	61.5	38.5	100.0	87.5	12.5
宿泊業,飲食サービス業	22	15	7	47	34	6	2	6	12	7	28	0	13	46	22	24	23	17	6
	100.0	68.2	31.8	100.0	72.3	17.6	5.9	17.6	35.3	20.6	82.4	0.0	27.7	100.0	47.8	52.2	100.0	73.9	26.1
生活関連サービス業,娯楽業	7	6	1	20	18	3	2	4	9	4	15	0	2	19	15	4	15	13	2
	100.0	85.7	14.3	100.0	90.0	16.7	11.1	22.2	50.0	22.2	83.3	0.0	10.0	100.0	78.9	21.1	100.0	86.7	13.3
教育,学習支援業	1	1	0	18	17	2	3	10	9	2	14	2	1	18	15	3	15	14	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	94.4	11.8	17.6	58.8	52.9	11.8	82.4	11.8	5.6	100.0	83.3	16.7	100.0	93.3	6.7
医療,福祉	20	15	5	183	168	36	34	60	111	20	123	10	15	179	141	38	139	130	9
	100.0	75.0	25.0	100.0	91.8	21.4	20.2	35.7	66.1	11.9	73.2	6.0	8.2	100.0	78.8	21.2	100.0	93.5	6.5
複合サービス事業	0	0	0	11	11	6	7	8	9	4	8	0	0	11	8	3	8	7	1
	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	54.5	63.6	72.7	81.8	36.4	72.7	0.0	0.0	100.0	72.7	27.3	100.0	87.5	12.5
サービス業(他に分類されないもの)	6	4	2	37	28	3	5	8	15	12	18	2	9	34	29	5	28	24	4
	100.0	66.7	33.3	100.0	75.7	10.7	17.9	28.6	53.6	42.9	64.3	7.1	24.3	100.0	85.3	14.7	100.0	85.7	14.3

事業所規模別産業別	週休制について											
	週休2日制度(適用労働者割合)						週休2日制度(事業所割合)					
	労働者数	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休 2日制よ り実質的 に少ない	完全週休 2日制	完全週休 2日制よ り多い	事業所数	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休 2日制よ り実質的 に少ない	完全週休 2日制	完全週休 2日制よ り多い
計	15,925	1,132	12,805	4,194	8,611	1,988	660	86	504	176	328	70
	100.0	7.1	80.4	26.3	54.1	12.5	100.0	13.0	76.4	26.7	49.7	10.6
5～29人	6,031	658	4,568	2,168	2,400	805	511	76	379	134	245	56
	100.0	10.9	75.7	35.9	39.8	13.3	100.0	14.9	74.2	26.2	47.9	11.0
30～99人	5,315	362	4,282	1,596	2,686	671	123	9	103	39	64	11
	100.0	6.8	80.6	30.0	50.5	12.6	100.0	7.3	83.7	31.7	52.0	8.9
100～299人	3,057	112	2,678	353	2,325	267	22	1	19	3	16	2
	100.0	3.7	87.6	11.5	76.1	8.7	100.0	4.5	86.4	13.6	72.7	9.1
300人以上	1,522	0	1,277	77	1,200	245	4	0	3	0	3	1
	100.0	0.0	83.9	5.1	78.8	16.1	100.0	0.0	75.0	0.0	75.0	25.0
建設業	1,207	135	1,037	482	555	35	77	13	63	34	29	1
	100.0	11.2	85.9	39.9	46.0	2.9	100.0	16.9	81.8	44.2	37.7	1.3
製造業	1,393	35	1,219	521	698	139	54	4	46	26	20	4
	100.0	2.5	87.5	37.4	50.1	10.0	100.0	7.4	85.2	48.1	37.0	7.4
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	433	10	423	33	390	0	7	1	6	2	4	0
	100.0	2.3	97.7	7.6	90.1	0.0	100.0	14.3	85.7	28.6	57.1	0.0
運輸業,郵便業	805	153	558	393	165	94	29	7	18	13	5	4
	100.0	19.0	69.3	48.8	20.5	11.7	100.0	24.1	62.1	44.8	17.2	13.8
卸売業,小売業	2,939	289	2,025	824	1,201	625	147	20	105	33	72	22
	100.0	9.8	68.9	28.0	40.9	21.3	100.0	13.6	71.4	22.4	49.0	15.0
金融業,保険業	344	0	337	0	337	7	21	0	21	0	21	0
	100.0	0.0	98.0	0.0	98.0	2.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	141	50	67	35	32	24	11	2	7	2	5	2
	100.0	35.5	47.5	24.8	22.7	17.0	100.0	18.2	63.6	18.2	45.5	18.2
学術研究,専門・技術サービス業	219	0	94	8	86	125	13	0	9	2	7	4
	100.0	0.0	42.9	3.7	39.3	57.1	100.0	0.0	69.2	15.4	53.8	30.8
宿泊業,飲食サービス業	709	55	478	218	260	176	46	6	29	11	18	11
	100.0	7.8	67.4	30.7	36.7	24.8	100.0	13.0	63.0	23.9	39.1	23.9
生活関連サービス業,娯楽業	358	15	274	43	231	69	19	1	13	4	9	5
	100.0	4.2	76.5	12.0	64.5	19.3	100.0	5.3	68.4	21.1	47.4	26.3
教育,学習支援業	314	0	238	133	105	76	16	0	13	8	5	3
	100.0	0.0	75.8	42.4	33.4	24.2	100.0	0.0	81.3	50.0	31.3	18.8
医療,福祉	4,951	260	4,283	734	3,549	408	176	27	137	34	103	12
	100.0	5.3	86.5	14.8	71.7	8.2	100.0	15.3	77.8	19.3	58.5	6.8
複合サービス事業	124	11	91	12	79	22	11	1	9	1	8	1
	100.0	8.9	73.4	9.7	63.7	17.7	100.0	9.1	81.8	9.1	72.7	9.1
サービス業(他に分類されないもの)	1,988	119	1,681	758	923	188	33	4	28	6	22	1
	100.0	6.0	84.6	38.1	46.4	9.5	100.0	12.1	84.8	18.2	66.7	3.0

事業所規模別産業別	労働時間について																
	週所定労働時間					労働時間短縮のための取組状況			取組内容（複数回答）								
	事業所数	38時間以下	38時間超40時間未満	40時間	40時間超44時間以下	事業所数	実施している	実施していない	事業所数	所定外労働時間の削減	変形労働時間制の導入・活用	週休制の改善	年次有給休暇の計画的付与の実施	連続休暇制度の導入・拡大	ノー残業デー・ノー残業ウィークの設定	従業員の増員	その他
計	708	105	89	441	61	708	486	222	486	220	207	45	206	61	87	123	30
	100.0	14.8	12.6	62.3	8.6	100.0	68.6	31.4	100.0	45.3	42.6	9.3	42.4	12.6	17.9	25.3	6.2
5～29人	551	89	65	332	55	551	385	166	385	161	158	41	164	42	62	97	26
	100.0	16.2	11.8	60.3	10.0	100.0	69.9	30.1	100.0	41.8	41.0	10.6	42.6	10.9	16.1	25.2	6.8
30～99人	131	12	20	91	6	131	81	50	81	47	41	4	32	15	23	19	2
	100.0	9.2	15.3	69.5	4.6	100.0	61.8	38.2	100.0	58.0	50.6	4.9	39.5	18.5	28.4	23.5	2.5
100～299人	22	4	3	15	0	22	16	6	16	8	6	0	9	3	2	6	2
	100.0	18.2	13.6	68.2	0.0	100.0	72.7	27.3	100.0	50.0	37.5	0.0	56.3	18.8	12.5	37.5	12.5
300人以上	4	0	1	3	0	4	4	0	4	4	2	0	1	1	0	1	0
	100.0	0.0	25.0	75.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0
建設業	83	7	9	57	8	83	54	29	54	24	25	12	19	5	8	10	2
	100.0	8.4	10.8	68.7	9.6	100.0	65.1	34.9	100.0	44.4	46.3	22.2	35.2	9.3	14.8	18.5	3.7
製造業	60	6	11	42	0	60	47	13	47	19	22	4	15	3	13	16	0
	100.0	10.0	18.3	70.0	0.0	100.0	78.3	21.7	100.0	40.4	46.8	8.5	31.9	6.4	27.7	34.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	3	1	3	0	7	5	2	5	4	3	0	3	0	0	1	0
	100.0	42.9	14.3	42.9	0.0	100.0	71.4	28.6	100.0	80.0	60.0	0.0	60.0	0.0	0.0	20.0	0.0
運輸業,郵便業	31	2	1	22	4	31	21	10	21	8	15	2	8	2	0	3	2
	100.0	6.5	3.2	71.0	12.9	100.0	67.7	32.3	100.0	38.1	71.4	9.5	38.1	9.5	0.0	14.3	9.5
卸売業,小売業	162	34	20	81	24	162	117	45	117	58	45	9	61	16	23	25	9
	100.0	21.0	12.3	50.0	14.8	100.0	72.2	27.8	100.0	49.6	38.5	7.7	52.1	13.7	19.7	21.4	7.7
金融業,保険業	21	7	1	13	0	21	19	2	19	13	1	0	12	14	15	1	0
	100.0	33.3	4.8	61.9	0.0	100.0	90.5	9.5	100.0	68.4	5.3	0.0	63.2	73.7	78.9	5.3	0.0
不動産業,物品賃貸業	12	0	1	10	1	12	6	6	6	2	1	2	1	0	2	4	1
	100.0	0.0	8.3	83.3	8.3	100.0	50.0	50.0	100.0	33.3	16.7	33.3	16.7	0.0	33.3	66.7	16.7
学術研究,専門・技術サービス業	16	2	1	11	0	16	11	5	11	4	4	0	6	2	3	5	0
	100.0	12.5	6.3	68.8	0.0	100.0	68.8	31.3	100.0	36.4	36.4	0.0	54.5	18.2	27.3	45.5	0.0
宿泊業,飲食サービス業	47	13	7	25	2	47	32	15	32	18	10	2	7	1	1	18	0
	100.0	27.7	14.9	53.2	4.3	100.0	68.1	31.9	100.0	56.3	31.3	6.3	21.9	3.1	3.1	56.3	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	20	7	4	5	4	20	12	8	12	5	5	2	5	3	2	2	1
	100.0	35.0	20.0	25.0	20.0	100.0	60.0	40.0	100.0	41.7	41.7	16.7	41.7	25.0	16.7	16.7	8.3
教育,学習支援業	18	2	1	14	1	18	13	5	13	4	11	0	7	0	2	2	0
	100.0	11.1	5.6	77.8	5.6	100.0	72.2	27.8	100.0	30.8	84.6	0.0	53.8	0.0	15.4	15.4	0.0
医療,福祉	183	15	21	132	15	183	118	65	118	47	59	11	46	11	8	31	13
	100.0	8.2	11.5	72.1	8.2	100.0	64.5	35.5	100.0	39.8	50.0	9.3	39.0	9.3	6.8	26.3	11.0
複合サービス事業	11	2	2	7	0	11	9	2	9	3	2	0	8	3	3	1	0
	100.0	18.2	18.2	63.6	0.0	100.0	81.8	18.2	100.0	33.3	22.2	0.0	88.9	33.3	33.3	11.1	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	37	5	9	19	2	37	22	15	22	11	4	1	8	1	7	4	2
	100.0	13.5	24.3	51.4	5.4	100.0	59.5	40.5	100.0	50.0	18.2	4.5	36.4	4.5	31.8	18.2	9.1

事業所規模別産業別	労働時間について											
	所定外（時間外）労働時間が長くなる要因（複数回答）											
	事業所数	人手不足 だから	所定内労働時間では対応できない仕事量 だから	一部のの人に仕事 が偏ること があるため	事業活動の 繁閑の差が 大きいから	仕事の性格上、 残業や休日出 勤などでない とできない仕事 であるから	取引先の都合 に時間を合わ せる必要があ るから	従業員が残業 手当や休日手 当を当てにし ているから	従業員が上司 や同僚等の残 業に付き合う 雰囲気がある から	長い時間働く ことで評価さ れると考えて いる従業員が いるから	突発的な業務 が発生するから	その他
計	538	253	110	136	130	143	157	32	9	15	261	31
	100.0	47.0	20.4	25.3	24.2	26.6	29.2	5.9	1.7	2.8	48.5	5.8
5～29人	396	174	77	94	90	99	120	24	8	10	185	24
	100.0	43.9	19.4	23.7	22.7	25.0	30.3	6.1	2.0	2.5	46.7	6.1
30～99人	118	64	27	32	33	37	30	8	1	4	64	7
	100.0	54.2	22.9	27.1	28.0	31.4	25.4	6.8	0.8	3.4	54.2	5.9
100～299人	20	14	6	9	7	6	7	0	0	1	8	0
	100.0	70.0	30.0	45.0	35.0	30.0	35.0	0.0	0.0	5.0	40.0	0.0
300人以上	4	1	0	1	0	1	0	0	0	0	4	0
	100.0	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
建設業	68	33	15	14	14	29	31	7	2	0	32	4
	100.0	48.5	22.1	20.6	20.6	42.6	45.6	10.3	2.9	0.0	47.1	5.9
製造業	44	24	16	9	16	7	18	6	1	4	18	2
	100.0	54.5	36.4	20.5	36.4	15.9	40.9	13.6	2.3	9.1	40.9	4.5
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	2	2	2	5	1	3	0	0	0	4	0
	100.0	28.6	28.6	28.6	71.4	14.3	42.9	0.0	0.0	0.0	57.1	0.0
運輸業、郵便業	27	8	7	7	7	14	13	2	1	1	15	0
	100.0	29.6	25.9	25.9	25.9	51.9	48.1	7.4	3.7	3.7	55.6	0.0
卸売業、小売業	125	63	21	42	38	26	43	8	2	4	60	6
	100.0	50.4	16.8	33.6	30.4	20.8	34.4	6.4	1.6	3.2	48.0	4.8
金融業、保険業	16	3	1	2	1	4	12	0	0	0	9	0
	100.0	18.8	6.3	12.5	6.3	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0	56.3	0.0
不動産業、物品賃貸業	11	5	3	3	1	3	8	2	0	0	5	0
	100.0	45.5	27.3	27.3	9.1	27.3	72.7	18.2	0.0	0.0	45.5	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	11	4	2	5	4	4	4	0	0	0	8	0
	100.0	36.4	18.2	45.5	36.4	36.4	36.4	0.0	0.0	0.0	72.7	0.0
宿泊業、飲食サービス業	38	29	8	12	10	6	1	1	0	0	10	3
	100.0	76.3	21.1	31.6	26.3	15.8	2.6	2.6	0.0	0.0	26.3	7.9
生活関連サービス業、娯楽業	15	8	1	2	4	4	4	0	0	1	11	1
	100.0	53.3	6.7	13.3	26.7	26.7	26.7	0.0	0.0	6.7	73.3	6.7
教育、学習支援業	11	1	3	3	3	6	1	0	0	1	3	0
	100.0	9.1	27.3	27.3	27.3	54.5	9.1	0.0	0.0	9.1	27.3	0.0
医療、福祉	128	56	22	24	14	26	6	5	3	4	67	14
	100.0	43.8	17.2	18.8	10.9	20.3	4.7	3.9	2.3	3.1	52.3	10.9
複合サービス事業	8	4	0	3	4	2	3	1	0	0	6	0
	100.0	50.0	0.0	37.5	50.0	25.0	37.5	12.5	0.0	0.0	75.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	29	13	9	8	9	11	10	0	0	0	13	1
	100.0	44.8	31.0	27.6	31.0	37.9	34.5	0.0	0.0	0.0	44.8	3.4

上段：事業所数 下段：%

上段：人数 下段：%

事業所規模別産業別	育児休業制度																			
	育児休業制度について										出産者数									
	事業所数	就業規則に規定あり	就業規則に規定なし	取得期間							事業所数	出産者計	有期契約労働者数		女	有期契約労働者数		男(妻)	有期契約労働者数	
				事業所数	原則満1歳、一定の場合満2歳まで	無条件に1歳6か月まで	無条件に満2歳まで	満3歳まで	それ以上	期間限度なし			有期契約労働者数	育休対象有期契約労働者数		有期契約労働者数	育休対象有期契約労働者数		有期契約労働者数	育休対象有期契約労働者数
計	693	584	109	580	473	47	8	32	3	17	205	404	86	69	236	67	53	168	19	16
	100.0	84.3	15.7	100.0	81.6	8.1	1.4	5.5	0.5	2.9	100.0	100.0	21.3	17.1	58.4	28.4	22.5	41.6	11.3	9.5
5～29人	538	436	102	432	346	39	6	24	1	16	124	161	45	33	98	33	24	63	12	9
	100.0	81.0	19.0	100.0	80.1	9.0	1.4	5.6	0.2	3.7	100.0	100.0	28.0	20.5	60.9	33.7	24.5	39.1	19.0	14.3
30～99人	129	122	7	122	108	7	1	4	1	1	60	127	28	24	72	26	22	55	2	2
	100.0	94.6	5.4	100.0	88.5	5.7	0.8	3.3	0.8	0.8	100.0	100.0	22.0	18.9	56.7	36.1	30.6	43.3	3.6	3.6
100～299人	22	22	0	22	17	1	1	3	0	0	17	81	13	12	40	8	7	41	5	5
	100.0	100.0	0.0	100.0	77.3	4.5	4.5	13.6	0.0	0.0	100.0	100.0	16.0	14.8	49.4	20.0	17.5	50.6	12.2	12.2
300人以上	4	4	0	4	2	0	0	1	1	0	4	35	0	0	26	0	0	9	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	74.3	0.0	0.0	25.7	0.0	0.0
建設業	80	55	25	54	44	5	1	3	0	1	17	28	5	2	8	2	0	20	3	2
	100.0	68.8	31.3	100.0	81.5	9.3	1.9	5.6	0.0	1.9	100.0	100.0	17.9	7.1	28.6	25.0	0.0	71.4	15.0	10.0
製造業	59	51	8	51	46	3	0	1	0	1	18	32	9	8	10	5	4	22	4	4
	100.0	86.4	13.6	100.0	90.2	5.9	0.0	2.0	0.0	2.0	100.0	100.0	28.1	25.0	31.3	50.0	40.0	68.8	18.2	18.2
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	7	0	7	4	1	1	1	0	0	3	24	0	0	10	0	0	14	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	57.1	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	41.7	0.0	0.0	58.3	0.0	0.0
運輸業,郵便業	29	26	3	26	23	1	0	2	0	0	10	16	2	2	6	1	1	10	1	1
	100.0	89.7	10.3	100.0	88.5	3.8	0.0	7.7	0.0	0.0	100.0	100.0	12.5	12.5	37.5	16.7	16.7	62.5	10.0	10.0
卸売業,小売業	157	132	25	131	106	10	3	5	1	6	44	67	18	17	35	14	14	32	4	3
	100.0	84.1	15.9	100.0	80.9	7.6	2.3	3.8	0.8	4.6	100.0	100.0	26.9	25.4	52.2	40.0	40.0	47.8	12.5	9.4
金融業,保険業	21	20	1	20	17	3	0	0	0	0	7	13	0	0	2	0	0	11	0	0
	100.0	95.2	4.8	100.0	85.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	15.4	0.0	0.0	84.6	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	12	9	3	9	8	1	0	0	0	0	4	5	2	1	4	2	1	1	0	0
	100.0	75.0	25.0	100.0	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	40.0	20.0	80.0	50.0	25.0	20.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	15	15	0	15	12	1	0	1	1	0	2	3	0	0	0	0	0	3	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	80.0	6.7	0.0	6.7	6.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	46	31	15	29	25	0	1	1	1	1	7	14	5	5	11	4	4	3	1	1
	100.0	67.4	32.6	100.0	86.2	0.0	3.4	3.4	3.4	3.4	100.0	100.0	35.7	35.7	78.6	36.4	36.4	21.4	33.3	33.3
生活関連サービス業,娯楽業	20	17	3	17	14	0	0	1	0	2	3	10	9	9	8	7	7	2	2	2
	100.0	85.0	15.0	100.0	82.4	0.0	0.0	5.9	0.0	11.8	100.0	100.0	90.0	90.0	80.0	87.5	87.5	20.0	100.0	100.0
教育,学習支援業	18	17	1	17	15	1	0	1	0	0	8	17	3	2	12	1	1	5	2	1
	100.0	94.4	5.6	100.0	88.2	5.9	0.0	5.9	0.0	0.0	100.0	100.0	17.6	11.8	70.6	8.3	8.3	29.4	40.0	20.0
医療,福祉	182	165	17	165	134	18	2	7	0	4	70	144	29	19	114	29	19	30	0	0
	100.0	90.7	9.3	100.0	81.2	10.9	1.2	4.2	0.0	2.4	100.0	100.0	20.1	13.2	79.2	25.4	16.7	20.8	0.0	0.0
複合サービス事業	11	11	0	11	4	1	0	5	0	1	2	3	0	0	3	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	36.4	9.1	0.0	45.5	0.0	9.1	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	36	28	8	28	21	2	0	4	0	1	10	28	4	4	13	2	2	15	2	2
	100.0	77.8	22.2	100.0	75.0	7.1	0.0	14.3	0.0	3.6	100.0	100.0	14.3	14.3	46.4	15.4	15.4	53.6	13.3	13.3

事業所規模別産業別	子の看護休暇制度																				
	事業所数	就業規則に規定あり	就業規則に規定なし	取得日数限度					子の年齢の限度				時間単位の取得			半日単位の取得					
				事業所数	法定期間		法定を超える期間		日数制限なし	事業所数	法定期間		法定を超える期間		年齢制限なし	事業所数	できる	できない	事業所数	できる	できない
					5日まで (2人以上は 10日まで)	5日を超え 14日まで	14日を超 える期間	小学校 就学前			小学生 まで	中学生 以上									
計	693	475	218	471	437	8	8	18	471	407	30	7	27	471	291	180	471	369	102		
	100.0	68.5	31.5	100.0	92.8	1.7	1.7	3.8	100.0	86.4	6.4	1.5	5.7	100.0	61.8	38.2	100.0	78.3	21.7		
5～29人	538	342	196	338	309	7	5	17	338	291	20	3	24	338	220	118	338	266	72		
	100.0	63.6	36.4	100.0	91.4	2.1	1.5	5.0	100.0	86.1	5.9	0.9	7.1	100.0	65.1	34.9	100.0	78.7	21.3		
30～99人	129	108	21	108	105	0	2	1	108	98	5	3	2	108	54	54	108	83	25		
	100.0	83.7	16.3	100.0	97.2	0.0	1.9	0.9	100.0	90.7	4.6	2.8	1.9	100.0	50.0	50.0	100.0	76.9	23.1		
100～299人	22	21	1	21	19	1	1	0	21	16	4	1	0	21	13	8	21	16	5		
	100.0	95.5	4.5	100.0	90.5	4.8	4.8	0.0	100.0	76.2	19.0	4.8	0.0	100.0	61.9	38.1	100.0	76.2	23.8		
300人以上	4	4	0	4	4	0	0	0	4	2	1	0	1	4	4	0	4	4	0		
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	25.0	0.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0		
建設業	80	37	43	37	36	0	0	1	37	32	2	0	3	37	20	17	37	29	8		
	100.0	46.3	53.8	100.0	97.3	0.0	0.0	2.7	100.0	86.5	5.4	0.0	8.1	100.0	54.1	45.9	100.0	78.4	21.6		
製造業	59	44	15	44	40	1	2	1	44	37	2	2	3	44	20	24	44	31	13		
	100.0	74.6	25.4	100.0	90.9	2.3	4.5	2.3	100.0	84.1	4.5	4.5	6.8	100.0	45.5	54.5	100.0	70.5	29.5		
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
情報通信業	7	6	1	6	5	1	0	0	6	4	1	0	1	6	4	2	6	3	3		
	100.0	85.7	14.3	100.0	83.3	16.7	0.0	0.0	100.0	66.7	16.7	0.0	16.7	100.0	66.7	33.3	100.0	50.0	50.0		
運輸業,郵便業	29	23	6	23	22	0	0	1	23	20	3	0	0	23	10	13	23	17	6		
	100.0	79.3	20.7	100.0	95.7	0.0	0.0	4.3	100.0	87.0	13.0	0.0	0.0	100.0	43.5	56.5	100.0	73.9	26.1		
卸売業,小売業	157	103	54	101	92	2	2	5	101	87	6	0	8	102	61	41	102	83	19		
	100.0	65.6	34.4	100.0	91.1	2.0	2.0	5.0	100.0	86.1	5.9	0.0	7.9	100.0	59.8	40.2	100.0	81.4	18.6		
金融業,保険業	21	19	2	19	18	1	0	0	19	16	3	0	0	19	14	5	19	13	6		
	100.0	90.5	9.5	100.0	94.7	5.3	0.0	0.0	100.0	84.2	15.8	0.0	0.0	100.0	73.7	26.3	100.0	68.4	31.6		
不動産業,物品賃貸業	12	6	6	6	5	0	1	0	6	5	1	0	0	6	4	2	6	5	1		
	100.0	50.0	50.0	100.0	83.3	0.0	16.7	0.0	100.0	83.3	16.7	0.0	0.0	100.0	66.7	33.3	100.0	83.3	16.7		
学術研究,専門・技術サービス業	15	11	4	11	10	0	1	0	11	10	1	0	0	11	9	2	11	10	1		
	100.0	73.3	26.7	100.0	90.9	0.0	9.1	0.0	100.0	90.9	9.1	0.0	0.0	100.0	81.8	18.2	100.0	90.9	9.1		
宿泊業,飲食サービス業	46	25	21	24	23	0	1	0	24	16	5	3	0	24	17	7	24	19	5		
	100.0	54.3	45.7	100.0	95.8	0.0	4.2	0.0	100.0	66.7	20.8	12.5	0.0	100.0	70.8	29.2	100.0	79.2	20.8		
生活関連サービス業,娯楽業	20	15	5	15	13	1	0	1	15	14	0	0	1	15	10	5	15	12	3		
	100.0	75.0	25.0	100.0	86.7	6.7	0.0	6.7	100.0	93.3	0.0	0.0	6.7	100.0	66.7	33.3	100.0	80.0	20.0		
教育,学習支援業	18	14	4	13	12	0	0	1	13	12	0	0	1	13	9	4	13	10	3		
	100.0	77.8	22.2	100.0	92.3	0.0	0.0	7.7	100.0	92.3	0.0	0.0	7.7	100.0	69.2	30.8	100.0	76.9	23.1		
医療,福祉	182	141	41	141	133	1	0	7	141	130	3	1	7	140	89	51	140	111	29		
	100.0	77.5	22.5	100.0	94.3	0.7	0.0	5.0	100.0	92.2	2.1	0.7	5.0	100.0	63.6	36.4	100.0	79.3	20.7		
複合サービス事業	11	10	1	10	8	1	0	1	10	7	1	0	2	10	9	1	10	9	1		
	100.0	90.9	9.1	100.0	80.0	10.0	0.0	10.0	100.0	70.0	10.0	0.0	20.0	100.0	90.0	10.0	100.0	90.0	10.0		
サービス業(他に分類されないもの)	36	21	15	21	20	0	1	0	21	17	2	1	1	21	15	6	21	17	4		
	100.0	58.3	41.7	100.0	95.2	0.0	4.8	0.0	100.0	81.0	9.5	4.8	4.8	100.0	71.4	28.6	100.0	81.0	19.0		

事業所規模別産業別	育児休業制度																							
	育児休業者数（人）						育休休業取得率（%）						育児休業利用期間（女性）											
	育児休業者計	有期契約労働者数	女	有期契約労働者数	男	有期契約労働者数	育児休業取得率計	有期契約労働者数	女	有期契約労働者数	男	有期契約労働者数	事業所数	1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年半未満	1年半～2年未満	2年～3年未満	3年以上	合計	退職者
計	279	72	220	62	59	10	69.1	83.7	93.2	92.5	35.1	52.6	130	2	1	2	22	118	60	9	4	0	218	13
	100.0	25.8	78.9	28.2	21.1	16.9							0.9	0.5	0.9	10.1	54.1	27.5	4.1	1.8	0.0	100.0	6.0	
5～29人	107	34	87	29	20	5	66.5	75.6	88.8	87.9	31.7	41.7	74	1	1	1	11	48	19	6	1	0	88	7
	100.0	31.8	81.3	33.3	18.7	25.0							1.1	1.1	1.1	12.5	54.5	21.6	6.8	1.1	0.0	100.0	8.0	
30～99人	89	28	69	26	20	2	70.1	100.0	95.8	100.0	36.4	100.0	41	0	0	1	9	30	21	3	3	0	67	5
	100.0	31.5	77.5	37.7	22.5	10.0							0.0	0.0	1.5	13.4	44.8	31.3	4.5	4.5	0.0	100.0	7.5	
100～299人	53	10	39	7	14	3	65.4	76.9	97.5	87.5	34.1	60.0	11	1	0	0	1	28	8	0	0	0	38	1
	100.0	18.9	73.6	17.9	26.4	21.4							2.6	0.0	0.0	2.6	73.7	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	2.6
300人以上	30	0	25	0	5	0	85.7	0.0	96.2	0.0	55.6	0.0	4	0	0	0	1	12	12	0	0	0	25	0
	100.0	0.0	83.3	0.0	16.7	0.0							0.0	0.0	0.0	4.0	48.0	48.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
建設業	9	1	5	0	4	1	32.1	20.0	62.5	0.0	20.0	33.3	6	0	0	0	0	3	2	2	0	0	7	0
	100.0	11.1	55.6	0.0	44.4	25.0							0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	28.6	28.6	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
製造業	12	7	9	5	3	2	37.5	77.8	90.0	100.0	13.6	50.0	8	0	1	1	0	5	1	1	0	0	9	1
	100.0	58.3	75.0	55.6	25.0	66.7							0.0	11.1	11.1	0.0	55.6	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	100.0	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	16	0	10	0	6	0	66.7	0.0	100.0	0.0	42.9	0.0	3	0	0	0	0	8	2	0	0	0	10	1
	100.0	0.0	62.5	0.0	37.5	0.0							0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	10.0
運輸業,郵便業	8	1	6	1	2	0	50.0	50.0	100.0	100.0	20.0	0.0	6	0	0	0	2	2	1	0	1	0	6	1
	100.0	12.5	75.0	16.7	25.0	0.0							0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	100.0	16.7	
卸売業,小売業	42	15	30	13	12	2	62.7	83.3	85.7	92.9	37.5	50.0	22	1	0	0	3	13	9	1	0	0	27	1
	100.0	35.7	71.4	43.3	28.6	16.7							3.7	0.0	0.0	11.1	48.1	33.3	3.7	0.0	0.0	0.0	100.0	3.7
金融業,保険業	10	0	2	0	8	0	76.9	0.0	100.0	0.0	72.7	0.0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0
	100.0	0.0	20.0	0.0	80.0	0.0							0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	4	2	4	2	0	0	80.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	4	0	0	0	0	2	2	0	0	0	4	0
	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0							0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	14	5	11	4	3	1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	7	0	0	0	1	7	3	0	0	0	11	1
	100.0	35.7	78.6	36.4	21.4	33.3							0.0	0.0	0.0	9.1	63.6	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	9.1
生活関連サービス業,娯楽業	9	8	8	7	1	1	90.0	88.9	100.0	100.0	50.0	50.0	2	0	0	0	0	1	5	1	1	0	8	0
	100.0	88.9	88.9	87.5	11.1	100.0							0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	62.5	12.5	12.5	0.0	0.0	100.0	0.0
教育,学習支援業	15	2	12	1	3	1	88.2	66.7	100.0	100.0	60.0	50.0	6	0	0	0	7	5	0	0	0	0	12	1
	100.0	13.3	80.0	8.3	20.0	33.3							0.0	0.0	0.0	58.3	41.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	8.3
医療,福祉	120	27	108	27	12	0	83.3	93.1	94.7	93.1	40.0	0.0	60	1	0	1	8	62	31	3	2	0	108	7
	100.0	22.5	90.0	25.0	10.0	0.0							0.9	0.0	0.9	7.4	57.4	28.7	2.8	1.9	0.0	0.0	100.0	6.5
複合サービス事業	3	0	3	0	0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0							0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	17	4	12	2	5	2	60.7	100.0	92.3	100.0	33.3	100.0	3	0	0	0	1	8	3	0	0	0	12	0
	100.0	23.5	70.6	16.7	29.4	40.0							0.0	0.0	0.0	8.3	66.7	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0



事業所規模別産業別	育児休業制度																					
	育児休業利用期間（男性）											育児休業者が生じた際の対応						育児休業における復職時の対応				
	事業所数	1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年半未満	1年半～2年未満	2年～3年未満	3年以上	合計	退職者	事業所数	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	新たに正社員を雇用了	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用了	その他	事業所数	原則として休業前と同様の職場・職種に復帰させた	本人の希望を考慮し他部門に配置した	会社の人事管理等の都合により他部門に配置した
計	41	15	25	16	3	5	1	0	0	0	65	2	155	103	13	13	22	4	153	147	4	2
	0.0	23.1	38.5	24.6	4.6	7.7	1.5	0.0	0.0	0.0	100.0	3.1	100.0	66.5	8.4	8.4	14.2	2.6	100.0	96.1	2.6	1.3
5～29人	18	9	5	5	1	0	0	0	0	0	20	1	89	57	6	9	13	4	89	86	1	2
	0.0	45.0	25.0	25.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	5.0	100.0	64.0	6.7	10.1	14.6	4.5	100.0	96.6	1.1	2.2
30～99人	13	4	12	3	2	4	0	0	0	0	25	1	49	30	7	4	8	0	47	44	3	0
	0.0	16.0	48.0	12.0	8.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	4.0	100.0	61.2	14.3	8.2	16.3	0.0	100.0	93.6	6.4	0.0
100～299人	7	0	5	8	0	1	1	0	0	0	15	0	13	12	0	0	1	0	13	13	0	0
	0.0	0.0	33.3	53.3	0.0	6.7	6.7	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	92.3	0.0	0.0	7.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
300人以上	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	4	0	0	0	0	4	4	0	0
	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
建設業	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	9	5	0	0	4	0	9	9	0	0
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	55.6	0.0	0.0	44.4	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
製造業	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	9	7	0	2	0	0	9	9	0	0
	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	77.8	0.0	22.2	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	1	0	2	4	0	1	0	0	0	0	7	0	3	1	1	1	0	0	3	3	0	0
	0.0	0.0	28.6	57.1	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	8	6	0	1	1	0	8	8	0	0
	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	75.0	0.0	12.5	12.5	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
卸売業,小売業	11	5	3	4	0	4	0	0	0	0	16	1	31	20	3	2	5	1	30	29	0	1
	0.0	31.3	18.8	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	6.3	100.0	64.5	9.7	6.5	16.1	3.2	100.0	96.7	0.0	3.3
金融業,保険業	4	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8	0	5	4	0	0	1	0	5	5	0	0
	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	1	0	0	4	4	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3	0	7	5	0	0	2	0	7	6	1	0
	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	71.4	0.0	0.0	28.6	0.0	100.0	85.7	14.3	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	1	2	2	0	0
	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	4	0	7	4	1	0	2	0	7	5	2	0
	0.0	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	57.1	14.3	0.0	28.6	0.0	100.0	71.4	28.6	0.0
医療,福祉	10	2	8	2	0	0	0	0	0	0	12	1	64	44	7	5	7	1	63	61	1	1
	0.0	16.7	66.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	8.3	100.0	68.8	10.9	7.8	10.9	1.6	100.0	96.8	1.6	1.6
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	4	3	0	1	0	0	1	0	0	0	5	0	5	3	0	1	0	1	5	5	0	0
	0.0	60.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	60.0	0.0	20.0	0.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0

事業所規模別産業別	男性の育児休暇取得について										
	取組状況			取組内容（複数回答）							
	事業所数	取り組んでいる	取り組んでいない	事業所数	面談や書面等による労働者による育児休業制度周知・休業取得の意向確認	育児休業に関する研修の実施	育児休業に関する相談窓口の設置	自社の労働者の育児休業取得事例の収集・提供	自社の育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知	出生時育児休業（産後パパ育休）の整備	その他
計	687	321	366	322	211	35	112	44	112	124	11
	100.0	46.7	53.3	100.0	65.5	10.9	34.8	13.7	34.8	38.5	3.4
5～29人	534	234	300	234	154	26	82	33	80	87	10
	100.0	43.8	56.2	100.0	65.8	11.1	35.0	14.1	34.2	37.2	4.3
30～99人	127	64	63	65	41	7	22	8	26	29	1
	100.0	50.4	49.6	100.0	63.1	10.8	33.8	12.3	40.0	44.6	1.5
100～299人	22	19	3	19	13	2	6	2	4	6	0
	100.0	86.4	13.6	100.0	68.4	10.5	31.6	10.5	21.1	31.6	0.0
300人以上	4	4	0	4	3	0	2	1	2	2	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	75.0	0.0	50.0	25.0	50.0	50.0	0.0
建設業	79	23	56	23	14	2	7	3	9	7	1
	100.0	29.1	70.9	100.0	60.9	8.7	30.4	13.0	39.1	30.4	4.3
製造業	59	25	34	25	16	0	9	0	5	7	0
	100.0	42.4	57.6	100.0	64.0	0.0	36.0	0.0	20.0	28.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	5	2	5	2	1	1	1	3	2	1
	100.0	71.4	28.6	100.0	40.0	20.0	20.0	20.0	60.0	40.0	20.0
運輸業,郵便業	29	20	9	20	14	0	5	3	5	6	1
	100.0	69.0	31.0	100.0	70.0	0.0	25.0	15.0	25.0	30.0	5.0
卸売業,小売業	156	74	82	75	48	8	24	16	38	33	2
	100.0	47.4	52.6	100.0	64.0	10.7	32.0	21.3	50.7	44.0	2.7
金融業,保険業	21	16	5	16	13	6	8	3	8	6	0
	100.0	76.2	23.8	100.0	81.3	37.5	50.0	18.8	50.0	37.5	0.0
不動産業,物品賃貸業	12	3	9	3	3	1	1	1	2	2	0
	100.0	25.0	75.0	100.0	100.0	33.3	33.3	33.3	66.7	66.7	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	15	7	8	7	5	1	3	3	5	4	1
	100.0	46.7	53.3	100.0	71.4	14.3	42.9	42.9	71.4	57.1	14.3
宿泊業,飲食サービス業	47	21	26	21	13	6	14	2	4	5	0
	100.0	44.7	55.3	100.0	61.9	28.6	66.7	9.5	19.0	23.8	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	19	12	7	12	9	1	6	0	2	4	1
	100.0	63.2	36.8	100.0	75.0	8.3	50.0	0.0	16.7	33.3	8.3
教育,学習支援業	17	8	9	8	3	0	2	1	3	3	1
	100.0	47.1	52.9	100.0	37.5	0.0	25.0	12.5	37.5	37.5	12.5
医療,福祉	179	80	99	80	55	1	23	7	18	34	3
	100.0	44.7	55.3	100.0	68.8	1.3	28.8	8.8	22.5	42.5	3.8
複合サービス事業	11	9	2	9	6	5	4	3	7	4	0
	100.0	81.8	18.2	100.0	66.7	55.6	44.4	33.3	77.8	44.4	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	36	18	18	18	10	3	5	1	3	7	0
	100.0	50.0	50.0	100.0	55.6	16.7	27.8	5.6	16.7	38.9	0.0

事業所規模別産業別	男性の育児休暇取得について												
	男性の育児休業が進まない理由（複数回答）							取得促進について（複数回答）					
	事業所数	男性に対する育児支援は、会社として行う必要はないと考える	業務に影響するため積極的に取得を勧めない	周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう	個人のキャリアに空白が生じるため、男性従業員が取得をためらう	収入が減るため、男性従業員が取得をためらう	その他	事業所数	本人への公的な経済支援を充実して欲しい	法律などで取得を義務付ける等の制度化が必要	代替要員の人件費等、会社への公的支援を充実して欲しい	現状のままでよい	その他
計	560	18	89	218	48	212	204	596	383	199	281	72	23
	100.0	3.2	15.9	38.9	8.6	37.9	36.4	100.0	64.3	33.4	47.1	12.1	3.9
5～29人	428	12	70	157	35	152	166	450	288	149	205	59	19
	100.0	2.8	16.4	36.7	8.2	35.5	38.8	100.0	64.0	33.1	45.6	13.1	4.2
30～99人	113	6	17	49	11	48	34	121	76	43	66	10	3
	100.0	5.3	15.0	43.4	9.7	42.5	30.1	100.0	62.8	35.5	54.5	8.3	2.5
100～299人	16	0	2	10	1	10	4	21	16	5	9	3	1
	100.0	0.0	12.5	62.5	6.3	62.5	25.0	100.0	76.2	23.8	42.9	14.3	4.8
300人以上	3	0	0	2	1	2	0	4	3	2	1	0	0
	100.0	0.0	0.0	66.7	33.3	66.7	0.0	100.0	75.0	50.0	25.0	0.0	0.0
建設業	67	1	18	23	2	32	22	67	49	18	30	10	3
	100.0	1.5	26.9	34.3	3.0	47.8	32.8	100.0	73.1	26.9	44.8	14.9	4.5
製造業	48	0	8	17	3	17	20	51	31	16	24	3	2
	100.0	0.0	16.7	35.4	6.3	35.4	41.7	100.0	60.8	31.4	47.1	5.9	3.9
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	2	0	0	1	2	1	0	5	5	2	2	0	0
	100.0	0.0	0.0	50.0	100.0	50.0	0.0	100.0	100.0	40.0	40.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	25	1	2	9	2	15	9	26	18	3	10	3	2
	100.0	4.0	8.0	36.0	8.0	60.0	36.0	100.0	69.2	11.5	38.5	11.5	7.7
卸売業,小売業	121	5	27	58	18	46	33	142	89	61	62	13	8
	100.0	4.1	22.3	47.9	14.9	38.0	27.3	100.0	62.7	43.0	43.7	9.2	5.6
金融業,保険業	18	0	2	14	1	3	3	19	4	13	8	1	0
	100.0	0.0	11.1	77.8	5.6	16.7	16.7	100.0	21.1	68.4	42.1	5.3	0.0
不動産業,物品賃貸業	12	0	4	5	1	3	3	10	7	3	7	1	0
	100.0	0.0	33.3	41.7	8.3	25.0	25.0	100.0	70.0	30.0	70.0	10.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	12	0	0	1	0	3	8	14	4	5	3	5	0
	100.0	0.0	0.0	8.3	0.0	25.0	66.7	100.0	28.6	35.7	21.4	35.7	0.0
宿泊業,飲食サービス業	39	2	3	12	1	11	17	36	22	7	19	6	2
	100.0	5.1	7.7	30.8	2.6	28.2	43.6	100.0	61.1	19.4	52.8	16.7	5.6
生活関連サービス業,娯楽業	17	0	2	7	3	7	5	16	12	6	9	2	0
	100.0	0.0	11.8	41.2	17.6	41.2	29.4	100.0	75.0	37.5	56.3	12.5	0.0
教育,学習支援業	13	1	3	5	1	4	6	14	9	5	9	2	0
	100.0	7.7	23.1	38.5	7.7	30.8	46.2	100.0	64.3	35.7	64.3	14.3	0.0
医療,福祉	147	7	10	48	6	56	65	153	101	41	77	24	3
	100.0	4.8	6.8	32.7	4.1	38.1	44.2	100.0	66.0	26.8	50.3	15.7	2.0
複合サービス事業	9	0	3	6	4	6	1	11	10	6	7	0	0
	100.0	0.0	33.3	66.7	44.4	66.7	11.1	100.0	90.9	54.5	63.6	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	30	1	7	12	4	8	12	32	22	13	14	2	3
	100.0	3.3	23.3	40.0	13.3	26.7	40.0	100.0	68.8	40.6	43.8	6.3	9.4

上段：事業所数 下段：%

上段：人数 下段：%

事業所規模別産業別	介護休業制度																	
	事業所数	就業規則に規定あり	就業規則に規定なし	取得期間						介護休業利用期間（女性）								
				事業所数	93日まで	6か月まで	1年まで	1年超以上	期間限度なし	事業所数	1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上	合計	退職者
計	687	513	174	508	431	23	29	2	23	15	10	4	3	2	0	0	19	1
	100.0	74.7	25.3	100.0	84.8	4.5	5.7	0.4	4.5	0.0	52.6	21.1	15.8	10.5	0.0	0.0	100.0	5.3
5～29人	532	377	155	373	312	19	20	0	22	7	4	2	0	1	0	0	7	1
	100.0	70.9	29.1	100.0	83.6	5.1	5.4	0.0	5.9	0.0	57.1	28.6	0.0	14.3	0.0	0.0	100.0	14.3
30～99人	129	112	17	111	98	3	8	1	1	6	5	0	2	1	0	0	8	0
	100.0	86.8	13.2	100.0	88.3	2.7	7.2	0.9	0.9	0.0	62.5	0.0	25.0	12.5	0.0	0.0	100.0	0.0
100～299人	22	22	0	22	19	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	86.4	4.5	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
300人以上	4	2	2	2	2	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	3	0
	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
建設業	77	43	34	43	37	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	55.8	44.2	100.0	86.0	4.7	4.7	0.0	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	59	50	9	50	43	4	0	0	3	2	0	0	0	2	0	0	2	0
	100.0	84.7	15.3	100.0	86.0	8.0	0.0	0.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	7	0	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	29	25	4	25	20	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	86.2	13.8	100.0	80.0	4.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業,小売業	157	110	47	106	92	0	7	2	5	2	2	0	0	0	0	0	2	0
	100.0	70.1	29.9	100.0	86.8	0.0	6.6	1.9	4.7	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
金融業,保険業	21	18	3	18	8	0	10	0	0	2	1	1	0	0	0	0	2	1
	100.0	85.7	14.3	100.0	44.4	0.0	55.6	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0
不動産業,物品賃貸業	11	7	4	7	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	63.6	36.4	100.0	71.4	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	15	12	3	12	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	80.0	20.0	100.0	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	46	28	18	28	26	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	60.9	39.1	100.0	92.9	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	20	16	4	16	14	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	80.0	20.0	100.0	87.5	6.3	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	17	15	2	15	12	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	100.0	88.2	11.8	100.0	80.0	0.0	6.7	0.0	13.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
医療,福祉	182	148	34	147	135	4	1	0	7	6	5	3	2	0	0	0	10	0
	100.0	81.3	18.7	100.0	91.8	2.7	0.7	0.0	4.8	0.0	50.0	30.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
複合サービス事業	11	11	0	11	6	3	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	54.5	27.3	9.1	0.0	9.1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	35	23	12	23	18	3	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
	100.0	65.7	34.3	100.0	78.3	13.0	8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

事業所規模別産業別	介護休暇制度														
	事業所数	就業規則に規定あり	就業規則に規定なし	取得期間					時間単位の取得			半日単位の取得			
				事業所数	法定期間		法定を超える期間		日数制限なし	事業所数	できる	できない	事業所数	できる	できない
					5日まで (2人以上は 10日まで)	5日を超え 14日まで	14日を超 える期間								
計	687	455	232	449	420	5	3	21	449	289	160	449	352	97	
	100.0	66.2	33.8	100.0	93.5	1.1	0.7	4.7	100.0	64.4	35.6	100.0	78.4	21.6	
5～29人	532	325	207	319	293	4	1	21	319	212	107	320	251	69	
	100.0	61.1	38.9	100.0	91.8	1.3	0.3	6.6	100.0	66.5	33.5	100.0	78.4	21.6	
30～99人	129	105	24	105	104	0	1	0	105	57	48	104	83	21	
	100.0	81.4	18.6	100.0	99.0	0.0	1.0	0.0	100.0	54.3	45.7	100.0	79.8	20.2	
100～299人	22	21	1	21	20	1	0	0	21	16	5	21	14	7	
	100.0	95.5	4.5	100.0	95.2	4.8	0.0	0.0	100.0	76.2	23.8	100.0	66.7	33.3	
300人以上	4	4	0	4	3	0	1	0	4	4	0	4	4	0	
	100.0	100.0	0.0	100.0	75.0	0.0	25.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	
建設業	77	31	46	30	27	1	0	2	30	16	14	30	24	6	
	100.0	40.3	59.7	100.0	90.0	3.3	0.0	6.7	100.0	53.3	46.7	100.0	80.0	20.0	
製造業	59	42	17	41	39	0	0	2	41	23	18	41	32	9	
	100.0	71.2	28.8	100.0	95.1	0.0	0.0	4.9	100.0	56.1	43.9	100.0	78.0	22.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
情報通信業	7	5	2	5	5	0	0	0	5	3	2	5	4	1	
	100.0	71.4	28.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	60.0	40.0	100.0	80.0	20.0	
運輸業,郵便業	29	20	9	20	19	0	1	0	20	9	11	20	15	5	
	100.0	69.0	31.0	100.0	95.0	0.0	5.0	0.0	100.0	45.0	55.0	100.0	75.0	25.0	
卸売業,小売業	157	101	56	97	89	3	0	5	97	55	42	98	76	22	
	100.0	64.3	35.7	100.0	91.8	3.1	0.0	5.2	100.0	56.7	43.3	100.0	77.6	22.4	
金融業,保険業	21	19	2	19	16	1	0	2	19	15	4	19	11	8	
	100.0	90.5	9.5	100.0	84.2	5.3	0.0	10.5	100.0	78.9	21.1	100.0	57.9	42.1	
不動産業,物品賃貸業	11	6	5	6	6	0	0	0	6	3	3	6	4	2	
	100.0	54.5	45.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	50.0	100.0	66.7	33.3	
学術研究,専門・技術サービス業	15	11	4	11	11	0	0	0	11	9	2	10	9	1	
	100.0	73.3	26.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	81.8	18.2	100.0	90.0	10.0	
宿泊業,飲食サービス業	46	25	21	25	24	0	0	1	25	19	6	25	19	6	
	100.0	54.3	45.7	100.0	96.0	0.0	0.0	4.0	100.0	76.0	24.0	100.0	76.0	24.0	
生活関連サービス業,娯楽業	20	14	6	14	13	0	0	1	14	10	4	14	11	3	
	100.0	70.0	30.0	100.0	92.9	0.0	0.0	7.1	100.0	71.4	28.6	100.0	78.6	21.4	
教育,学習支援業	17	12	5	12	12	0	0	0	12	8	4	12	9	3	
	100.0	70.6	29.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	66.7	33.3	100.0	75.0	25.0	
医療,福祉	182	141	41	141	134	0	0	7	141	94	47	141	113	28	
	100.0	77.5	22.5	100.0	95.0	0.0	0.0	5.0	100.0	66.7	33.3	100.0	80.1	19.9	
複合サービス事業	11	10	1	10	9	0	0	1	10	10	0	10	10	0	
	100.0	90.9	9.1	100.0	90.0	0.0	0.0	10.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	35	18	17	18	16	0	2	0	18	15	3	18	15	3	
	100.0	51.4	48.6	100.0	88.9	0.0	11.1	0.0	100.0	83.3	16.7	100.0	83.3	16.7	

上段：人数 下段：%

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	介護休業制度																		
	介護休業利用期間（男性）									介護休業者が生じた際の対応						介護休業における復職時の対応			
	事業所数	1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3ヶ月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上	合計	退職者	事業所数	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	新たに正社員を雇った	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇った	その他	事業所数	原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた	本人の希望を考慮し他部門に配置した	会社の人事管理等の都合により他部門に配置した
計	6	5	0	1	1	0	0	7	0	20	18	1	0	1	0	19	19	0	0
	0.0	71.4	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	90.0	5.0	0.0	5.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
5～29人	2	1	0	0	1	0	0	2	0	9	9	0	0	0	0	8	8	0	0
	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
30～99人	2	2	0	0	0	0	0	2	0	8	6	1	0	1	0	8	8	0	0
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	75.0	12.5	0.0	12.5	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
100～299人	2	2	0	1	0	0	0	3	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0
	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
300人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
建設業	2	1	0	0	1	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0
	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
製造業	1	2	0	0	0	0	0	2	0	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
卸売業,小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
金融業,保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
医療,福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	0	0	1	0	6	6	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	2	1	0	1	0	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0
	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0

事業所規模別産業別	従業員へのケアラー支援について										
	取組状況			取組内容（複数回答）							
	事業所数	取り組んでいる	取り組んでいない	事業所数	面談や書面等による対象者の把握、介護休業制度周知・休業取得の意向確認	自社の労働者の介護休業取得事例の収集・提供	自社の介護休業制度と介護休業取得促進に関する方針の周知	短時間勤務制度の導入	フレックスタイム制の導入	介護サービス費用等の助成	その他
計	691	175	516	174	97	24	54	88	27	7	15
	100.0	25.3	74.7	100.0	55.7	13.8	31.0	50.6	15.5	4.0	8.6
5～29人	536	134	402	133	74	20	42	68	20	6	13
	100.0	25.0	75.0	100.0	55.6	15.0	31.6	51.1	15.0	4.5	9.8
30～99人	129	35	94	35	20	2	8	16	4	1	2
	100.0	27.1	72.9	100.0	57.1	5.7	22.9	45.7	11.4	2.9	5.7
100～299人	22	4	18	4	1	1	2	2	2	0	0
	100.0	18.2	81.8	100.0	25.0	25.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0
300人以上	4	2	2	2	2	1	2	2	1	0	0
	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0
建設業	79	13	66	12	6	0	5	5	5	0	3
	100.0	16.5	83.5	100.0	50.0	0.0	41.7	41.7	41.7	0.0	25.0
製造業	59	11	48	11	6	0	1	6	0	0	0
	100.0	18.6	81.4	100.0	54.5	0.0	9.1	54.5	0.0	0.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	1	6	1	0	0	0	1	1	0	0
	100.0	14.3	85.7	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
運輸業、郵便業	29	12	17	11	6	3	2	5	0	1	0
	100.0	41.4	58.6	100.0	54.5	27.3	18.2	45.5	0.0	9.1	0.0
卸売業、小売業	159	38	121	39	24	5	16	18	8	3	2
	100.0	23.9	76.1	100.0	61.5	12.8	41.0	46.2	20.5	7.7	5.1
金融業、保険業	21	4	17	4	2	1	1	3	0	0	0
	100.0	19.0	81.0	100.0	50.0	25.0	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	11	2	9	2	1	0	1	1	0	0	1
	100.0	18.2	81.8	100.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0
学術研究、専門・技術サービス業	15	9	6	9	3	2	4	4	1	0	2
	100.0	60.0	40.0	100.0	33.3	22.2	44.4	44.4	11.1	0.0	22.2
宿泊業、飲食サービス業	46	8	38	8	3	1	4	5	2	0	0
	100.0	17.4	82.6	100.0	37.5	12.5	50.0	62.5	25.0	0.0	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	20	6	14	7	2	0	1	5	2	0	1
	100.0	30.0	70.0	100.0	28.6	0.0	14.3	71.4	28.6	0.0	14.3
教育、学習支援業	17	4	13	3	2	1	1	2	1	1	0
	100.0	23.5	76.5	100.0	66.7	33.3	33.3	66.7	33.3	33.3	0.0
医療、福祉	181	55	126	56	34	8	14	27	6	0	6
	100.0	30.4	69.6	100.0	60.7	14.3	25.0	48.2	10.7	0.0	10.7
複合サービス事業	11	3	8	3	3	3	3	3	1	2	0
	100.0	27.3	72.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	36	9	27	8	5	0	1	3	0	0	0
	100.0	25.0	75.0	100.0	62.5	0.0	12.5	37.5	0.0	0.0	0.0

事業所規模別産業別	高齢者の雇用状況																		
	改正高齢者雇用安定法への対応																		
	年齢別雇用者数						対応				60歳以降の賃金水準								
	事業所数	全体(人)	60歳未満(人)	60～64歳(人)	65～69歳(人)	70歳以上(人)	事業所数	定年廃止	定年引上げ	継続雇用制度導入	事業所数	同水準	90%台	80%台	70%台	60%台	50%台	50%未満	該当者なし
計	708	18,324	14,125	1,681	1,436	1,082	573	53	110	410	692	381	30	47	63	43	21	11	96
	100.0	100.0	77.1	9.2	7.8	5.9	100.0	9.2	19.2	71.6	100.0	55.1	4.3	6.8	9.1	6.2	3.0	1.6	13.9
5～29人	551	7,018	5,142	696	632	548	429	50	80	299	538	298	22	29	42	36	13	9	89
	100.0	100.0	73.3	9.9	9.0	7.8	100.0	11.7	18.6	69.7	100.0	55.4	4.1	5.4	7.8	6.7	2.4	1.7	16.5
30～99人	131	6,458	5,126	543	446	343	120	1	28	91	129	68	8	15	17	7	5	2	7
	100.0	100.0	79.4	8.4	6.9	5.3	100.0	0.8	23.3	75.8	100.0	52.7	6.2	11.6	13.2	5.4	3.9	1.6	5.4
100～299人	22	3,332	2,649	269	254	160	20	1	2	17	21	13	0	3	2	0	3	0	0
	100.0	100.0	79.5	8.1	7.6	4.8	100.0	5.0	10.0	85.0	100.0	61.9	0.0	14.3	9.5	0.0	14.3	0.0	0.0
300人以上	4	1,516	1,208	173	104	31	4	1	0	3	4	2	0	0	2	0	0	0	0
	100.0	100.0	79.7	11.4	6.9	2.0	100.0	25.0	0.0	75.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	83	1,505	1,186	118	107	94	62	8	11	43	82	59	3	3	4	4	2	1	6
	100.0	100.0	78.8	7.8	7.1	6.2	100.0	12.9	17.7	69.4	100.0	72.0	3.7	3.7	4.9	4.9	2.4	1.2	7.3
製造業	60	1,704	1,392	144	119	49	49	1	7	41	59	41	3	4	5	3	1	0	2
	100.0	100.0	81.7	8.5	7.0	2.9	100.0	2.0	14.3	83.7	100.0	69.5	5.1	6.8	8.5	5.1	1.7	0.0	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	494	479	8	7	0	6	0	0	6	7	1	0	0	0	3	0	1	2
	100.0	100.0	97.0	1.6	1.4	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	14.3	0.0	0.0	0.0	42.9	0.0	14.3	28.6
運輸業,郵便業	31	946	720	89	67	70	26	0	11	15	29	14	1	5	2	4	0	0	3
	100.0	100.0	76.1	9.4	7.1	7.4	100.0	0.0	42.3	57.7	100.0	48.3	3.4	17.2	6.9	13.8	0.0	0.0	10.3
卸売業,小売業	162	3,528	2,802	286	262	178	133	18	17	98	157	67	8	10	21	11	6	3	31
	100.0	100.0	79.4	8.1	7.4	5.0	100.0	13.5	12.8	73.7	100.0	42.7	5.1	6.4	13.4	7.0	3.8	1.9	19.7
金融業,保険業	21	361	330	19	3	9	21	0	5	16	21	8	2	4	1	2	0	2	2
	100.0	100.0	91.4	5.3	0.8	2.5	100.0	0.0	23.8	76.2	100.0	38.1	9.5	19.0	4.8	9.5	0.0	9.5	9.5
不動産業,物品賃貸業	12	157	104	17	20	16	10	1	3	6	12	5	1	1	0	1	2	0	2
	100.0	100.0	66.2	10.8	12.7	10.2	100.0	10.0	30.0	60.0	100.0	41.7	8.3	8.3	0.0	8.3	16.7	0.0	16.7
学術研究,専門・技術サービス業	16	310	248	30	24	8	13	0	1	12	15	7	1	0	0	2	0	0	5
	100.0	100.0	80.0	9.7	7.7	2.6	100.0	0.0	7.7	92.3	100.0	46.7	6.7	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	33.3
宿泊業,飲食サービス業	47	1,146	915	81	88	62	31	6	10	15	46	37	2	0	2	0	0	0	5
	100.0	100.0	79.8	7.1	7.7	5.4	100.0	19.4	32.3	48.4	100.0	80.4	4.3	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	10.9
生活関連サービス業,娯楽業	20	409	309	48	32	20	14	1	4	9	20	8	1	1	2	3	2	0	3
	100.0	100.0	75.6	11.7	7.8	4.9	100.0	7.1	28.6	64.3	100.0	40.0	5.0	5.0	10.0	15.0	10.0	0.0	15.0
教育,学習支援業	18	485	411	29	31	14	17	2	2	13	18	6	0	1	5	2	2	0	2
	100.0	100.0	84.7	6.0	6.4	2.9	100.0	11.8	11.8	76.5	100.0	33.3	0.0	5.6	27.8	11.1	11.1	0.0	11.1
医療,福祉	183	5,779	4,552	555	381	291	151	11	30	110	180	111	7	16	11	2	4	0	29
	100.0	100.0	78.8	9.6	6.6	5.0	100.0	7.3	19.9	72.8	100.0	61.7	3.9	8.9	6.1	1.1	2.2	0.0	16.1
複合サービス事業	11	124	114	7	2	1	11	0	1	10	11	0	0	0	4	3	1	2	1
	100.0	100.0	91.9	5.6	1.6	0.8	100.0	0.0	9.1	90.9	100.0	0.0	0.0	0.0	36.4	27.3	9.1	18.2	9.1
サービス業(他に分類されないもの)	37	1,376	563	250	293	270	29	5	8	16	35	17	1	2	6	3	1	2	3
	100.0	100.0	40.9	18.2	21.3	19.6	100.0	17.2	27.6	55.2	100.0	48.6	2.9	5.7	17.1	8.6	2.9	5.7	8.6



事業所規模別産業別	高齢者の雇用状況																			
	改正高齢者雇用安定法への対応																			
	賃金引下げ時の変更内容(複数回答)						雇用維持評価						メリットが大きい理由(複数回答)							
	事業所数	勤務日数、勤務時間の短縮	仕事量の軽減	職務責任の軽減	その他	現行のまま変更していない	事業所数	メリットが大きい	ややメリットが大きい	デメリットが大きい	ややデメリットが大きい	どちらともいえない	事業所数	熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから	労働力の安定確保ができるから	若手の教育・育成負担を軽減できるから	技術の社外流出を防止できるから	若年・壮年従業員の士気があがるから	その他	
計	244	65	91	150	8	64	693	228	234	6	35	190	465	347	401	135	21	61	6	
	100.0	26.6	37.3	61.5	3.3	26.2	100.0	32.9	33.8	0.9	5.1	27.4	100.0	74.6	86.2	29.0	4.5	13.1	1.3	
5～29人	174	45	67	100	3	52	539	173	175	5	31	155	351	266	299	107	16	50	4	
	100.0	25.9	38.5	57.5	1.7	29.9	100.0	32.1	32.5	0.9	5.8	28.8	100.0	75.8	85.2	30.5	4.6	14.2	1.1	
30～99人	59	15	20	40	3	12	128	44	49	1	3	31	93	65	82	25	5	11	1	
	100.0	25.4	33.9	67.8	5.1	20.3	100.0	34.4	38.3	0.8	2.3	24.2	100.0	69.9	88.2	26.9	5.4	11.8	1.1	
100～299人	8	4	3	7	2	0	22	8	10	0	1	3	18	13	17	3	0	0	1	
	100.0	50.0	37.5	87.5	25.0	0.0	100.0	36.4	45.5	0.0	4.5	13.6	100.0	72.2	94.4	16.7	0.0	0.0	5.6	
300人以上	3	1	1	3	0	0	4	3	0	0	0	1	3	3	3	0	0	0	0	
	100.0	33.3	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
建設業	22	4	9	13	2	7	82	31	25	2	8	16	56	51	45	19	6	11	0	
	100.0	18.2	40.9	59.1	9.1	31.8	100.0	37.8	30.5	2.4	9.8	19.5	100.0	91.1	80.4	33.9	10.7	19.6	0.0	
製造業	19	5	8	13	0	5	59	20	22	0	3	14	42	36	34	15	4	8	1	
	100.0	26.3	42.1	68.4	0.0	26.3	100.0	33.9	37.3	0.0	5.1	23.7	100.0	85.7	81.0	35.7	9.5	19.0	2.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
情報通信業	4	0	3	4	0	0	7	1	2	0	1	3	3	3	3	0	0	1	0	
	100.0	0.0	75.0	100.0	0.0	0.0	100.0	14.3	28.6	0.0	14.3	42.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	
運輸業,郵便業	15	2	3	5	0	9	29	10	12	1	0	6	22	14	18	5	0	2	0	
	100.0	13.3	20.0	33.3	0.0	60.0	100.0	34.5	41.4	3.4	0.0	20.7	100.0	63.6	81.8	22.7	0.0	9.1	0.0	
卸売業,小売業	63	13	27	46	2	12	157	52	52	0	6	47	105	74	92	37	4	13	1	
	100.0	20.6	42.9	73.0	3.2	19.0	100.0	33.1	33.1	0.0	3.8	29.9	100.0	70.5	87.6	35.2	3.8	12.4	1.0	
金融業,保険業	11	6	1	7	0	1	21	5	8	0	0	8	13	9	10	1	1	4	0	
	100.0	54.5	9.1	63.6	0.0	9.1	100.0	23.8	38.1	0.0	0.0	38.1	100.0	69.2	76.9	7.7	7.7	30.8	0.0	
不動産業,物品賃貸業	6	1	3	4	0	2	12	6	1	1	1	3	7	5	6	1	1	0	0	
	100.0	16.7	50.0	66.7	0.0	33.3	100.0	50.0	8.3	8.3	8.3	25.0	100.0	71.4	85.7	14.3	14.3	0.0	0.0	
学術研究,専門・技術サービス業	4	2	1	3	0	0	15	7	2	1	1	4	9	7	7	5	0	2	0	
	100.0	50.0	25.0	75.0	0.0	0.0	100.0	46.7	13.3	6.7	6.7	26.7	100.0	77.8	77.8	55.6	0.0	22.2	0.0	
宿泊業,飲食サービス業	7	1	3	1	0	3	45	16	15	0	3	11	31	22	29	5	1	1	1	
	100.0	14.3	42.9	14.3	0.0	42.9	100.0	35.6	33.3	0.0	6.7	24.4	100.0	71.0	93.5	16.1	3.2	3.2	3.2	
生活関連サービス業,娯楽業	9	1	3	7	0	1	20	3	7	0	0	10	10	10	9	3	0	0	0	
	100.0	11.1	33.3	77.8	0.0	11.1	100.0	15.0	35.0	0.0	0.0	50.0	100.0	100.0	90.0	30.0	0.0	0.0	0.0	
教育,学習支援業	10	5	4	5	1	3	18	7	3	0	1	7	10	9	9	3	0	3	0	
	100.0	50.0	40.0	50.0	10.0	30.0	100.0	38.9	16.7	0.0	5.6	38.9	100.0	90.0	90.0	30.0	0.0	30.0	0.0	
医療,福祉	47	16	16	25	1	13	181	53	67	1	9	51	121	85	109	30	3	12	1	
	100.0	34.0	34.0	53.2	2.1	27.7	100.0	29.3	37.0	0.6	5.0	28.2	100.0	70.2	90.1	24.8	2.5	9.9	0.8	
複合サービス事業	10	2	3	5	0	5	11	1	8	0	0	2	9	3	9	3	0	0	0	
	100.0	20.0	30.0	50.0	0.0	50.0	100.0	9.1	72.7	0.0	0.0	18.2	100.0	33.3	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	17	7	7	12	2	3	36	16	10	0	2	8	27	19	21	8	1	4	2	
	100.0	41.2	41.2	70.6	11.8	17.6	100.0	44.4	27.8	0.0	5.6	22.2	100.0	70.4	77.8	29.6	3.7	14.8	7.4	

事業所規模別産業別	高齢者の雇用状況																	
	改正高齢者雇用安定法への対応 デメリットが大きい理由（複数回答）							導入済・導入予定制度等について 導入済・導入予定制度（複数回答）										
	事業所数	人件費等のコストが増加するから	若手の採用抑制により組織の活力が低下するから	営業・販売などの戦力が低下するから	身体的な衰えにより作業能力が低下するから	職種転換が困難であるから	その他	事業所数	60歳以後の人件費を抑制	ワークシェアリングの実施	新卒者の採用抑制	中途採用の抑制	再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定	福利厚生の見直し	各種手当の廃止・縮小	60歳までの人件費を削減	その他	制度変更を行っていない
計	48	7	9	6	34	18	4	494	124	74	8	11	124	13	33	2	9	235
	100.0	14.6	18.8	12.5	70.8	37.5	8.3	100.0	25.1	15.0	1.6	2.2	25.1	2.6	6.7	0.4	1.8	47.6
5～29人	41	7	8	6	30	15	4	381	91	62	7	8	89	10	21	2	7	186
	100.0	17.1	19.5	14.6	73.2	36.6	9.8	100.0	23.9	16.3	1.8	2.1	23.4	2.6	5.5	0.5	1.8	48.8
30～99人	6	0	1	0	3	3	0	93	28	11	1	3	28	3	9	0	2	39
	100.0	0.0	16.7	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0	30.1	11.8	1.1	3.2	30.1	3.2	9.7	0.0	2.2	41.9
100～299人	1	0	0	0	1	0	0	17	3	1	0	0	6	0	3	0	0	10
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	17.6	5.9	0.0	0.0	35.3	0.0	17.6	0.0	0.0	58.8
300人以上	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	10	0	2	1	9	5	0	58	12	8	1	3	10	1	4	0	0	34
	100.0	0.0	20.0	10.0	90.0	50.0	0.0	100.0	20.7	13.8	1.7	5.2	17.2	1.7	6.9	0.0	0.0	58.6
製造業	3	1	0	0	1	2	0	46	6	6	0	1	11	0	3	1	2	26
	100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	100.0	13.0	13.0	0.0	2.2	23.9	0.0	6.5	2.2	4.3	56.5
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	1	0	0	0	1	0	0	4	4	1	1	0	1	0	1	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	1	0	0	0	1	1	0	24	9	3	0	0	5	1	4	0	1	9
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	37.5	12.5	0.0	0.0	20.8	4.2	16.7	0.0	4.2	37.5
卸売業,小売業	8	1	2	3	4	5	1	111	26	12	1	1	31	7	8	0	3	53
	100.0	12.5	25.0	37.5	50.0	62.5	12.5	100.0	23.4	10.8	0.9	0.9	27.9	6.3	7.2	0.0	2.7	47.7
金融業,保険業	0	0	0	0	0	0	0	17	5	0	0	0	6	2	0	0	0	7
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	29.4	0.0	0.0	0.0	35.3	11.8	0.0	0.0	0.0	41.2
不動産業,物品賃貸業	2	1	1	1	2	0	0	9	4	1	1	1	2	0	1	0	0	2
	100.0	50.0	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0	44.4	11.1	11.1	11.1	22.2	0.0	11.1	0.0	0.0	22.2
学術研究,専門・技術サービス業	2	0	0	0	1	2	0	10	5	2	0	0	2	0	0	0	0	3
	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	100.0	0.0	100.0	50.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0
宿泊業,飲食サービス業	3	0	1	0	3	0	0	36	2	6	0	0	5	0	1	0	0	26
	100.0	0.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	5.6	16.7	0.0	0.0	13.9	0.0	2.8	0.0	0.0	72.2
生活関連サービス業,娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	10	5	2	0	0	3	0	0	0	0	4
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	20.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0
教育,学習支援業	1	1	0	0	1	0	0	15	5	0	1	0	5	0	1	0	0	7
	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	33.3	0.0	6.7	0.0	33.3	0.0	6.7	0.0	0.0	46.7
医療,福祉	14	3	3	0	9	3	2	121	26	26	3	4	35	1	9	0	2	53
	100.0	21.4	21.4	0.0	64.3	21.4	14.3	100.0	21.5	21.5	2.5	3.3	28.9	0.8	7.4	0.0	1.7	43.8
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	8	6	2	0	0	3	0	1	1	0	2
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	37.5	0.0	12.5	12.5	0.0	25.0
サービス業(他に分類されないもの)	3	0	0	1	2	0	1	25	9	5	0	1	5	1	0	0	1	9
	100.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	100.0	36.0	20.0	0.0	4.0	20.0	4.0	0.0	0.0	4.0	36.0

事業所規模別産業別	高年齢者の雇用状況													
	導入済・導入予定制度等について													
	雇用維持のための必要な支援（複数回答）													
	事業所数	事業所向けの アドバイス機能の充 実	高年齢者活 用モデル企 業の情報発 信	職場環境の 整備に関す る支援	働きやすい 機械や設備 の開発や導 入支援	高年齢者の 活用を進め るための人 件費等の経 費助成	求人情報等 の提供	職業相談・ 職業紹介	職業訓練の 充実	職業訓練受 講のための 給付金等の 充実	個人向け職 業生活の相 談・アドバイ ス機能の充 実	年齢に関わ りなく働ける 社会の実現 に向けた啓 発活動	その他	現状は 必要ない
計	519	37	68	149	140	263	70	62	32	32	31	160	8	76
	100.0	7.1	13.1	28.7	27.0	50.7	13.5	11.9	6.2	6.2	6.0	30.8	1.5	14.6
5～29人	392	29	53	108	98	194	48	48	27	24	22	122	7	62
	100.0	7.4	13.5	27.6	25.0	49.5	12.2	12.2	6.9	6.1	5.6	31.1	1.8	15.8
30～99人	107	7	13	33	34	58	18	12	3	6	8	32	1	12
	100.0	6.5	12.1	30.8	31.8	54.2	16.8	11.2	2.8	5.6	7.5	29.9	0.9	11.2
100～299人	17	0	1	7	6	8	3	1	1	1	0	4	0	2
	100.0	0.0	5.9	41.2	35.3	47.1	17.6	5.9	5.9	5.9	0.0	23.5	0.0	11.8
300人以上	3	1	1	1	2	3	1	1	1	1	1	2	0	0
	100.0	33.3	33.3	33.3	66.7	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0
建設業	59	4	9	22	14	40	8	5	3	7	3	12	0	9
	100.0	6.8	15.3	37.3	23.7	67.8	13.6	8.5	5.1	11.9	5.1	20.3	0.0	15.3
製造業	45	3	5	17	18	19	8	5	0	0	2	15	1	5
	100.0	6.7	11.1	37.8	40.0	42.2	17.8	11.1	0.0	0.0	4.4	33.3	2.2	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	5	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	1
	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0
運輸業,郵便業	24	1	2	9	5	12	3	2	1	1	0	8	1	2
	100.0	4.2	8.3	37.5	20.8	50.0	12.5	8.3	4.2	4.2	0.0	33.3	4.2	8.3
卸売業,小売業	115	13	19	26	28	52	16	8	10	6	9	43	0	21
	100.0	11.3	16.5	22.6	24.3	45.2	13.9	7.0	8.7	5.2	7.8	37.4	0.0	18.3
金融業,保険業	17	2	9	3	2	8	0	4	1	4	1	4	0	0
	100.0	11.8	52.9	17.6	11.8	47.1	0.0	23.5	5.9	23.5	5.9	23.5	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	10	0	2	1	0	5	2	1	1	2	0	2	0	2
	100.0	0.0	20.0	10.0	0.0	50.0	20.0	10.0	10.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0
学術研究,専門・技術サービス業	10	1	3	2	2	3	1	2	2	1	1	4	1	2
	100.0	10.0	30.0	20.0	20.0	30.0	10.0	20.0	20.0	10.0	10.0	40.0	10.0	20.0
宿泊業,飲食サービス業	39	1	2	15	19	12	8	9	6	2	0	10	2	3
	100.0	2.6	5.1	38.5	48.7	30.8	20.5	23.1	15.4	5.1	0.0	25.6	5.1	7.7
生活関連サービス業,娯楽業	14	0	2	3	2	6	3	1	0	0	0	3	0	2
	100.0	0.0	14.3	21.4	14.3	42.9	21.4	7.1	0.0	0.0	0.0	21.4	0.0	14.3
教育,学習支援業	13	1	1	1	2	7	1	1	1	2	1	4	0	4
	100.0	7.7	7.7	7.7	15.4	53.8	7.7	7.7	7.7	15.4	7.7	30.8	0.0	30.8
医療,福祉	133	7	12	33	35	75	14	20	7	7	11	38	3	20
	100.0	5.3	9.0	24.8	26.3	56.4	10.5	15.0	5.3	5.3	8.3	28.6	2.3	15.0
複合サービス事業	9	1	0	5	4	6	2	2	0	0	1	6	0	0
	100.0	11.1	0.0	55.6	44.4	66.7	22.2	22.2	0.0	0.0	11.1	66.7	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	26	2	2	12	9	14	4	2	0	0	2	10	0	5
	100.0	7.7	7.7	46.2	34.6	53.8	15.4	7.7	0.0	0.0	7.7	38.5	0.0	19.2

事業所規模別産業別	労働条件の明示			
	事業所数	対応できていない	対応済み	その他
計	708	181	461	36
	100.0	25.6	65.1	5.1
5～29人	551	159	332	32
	100.0	28.9	60.3	5.8
30～99人	131	21	105	3
	100.0	16.0	80.2	2.3
100～299人	22	1	20	1
	100.0	4.5	90.9	4.5
300人以上	4	0	4	0
	100.0	0.0	100.0	0.0
建設業	83	36	38	3
	100.0	43.4	45.8	3.6
製造業	60	23	30	3
	100.0	38.3	50.0	5.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	1	6	0
	100.0	14.3	85.7	0.0
運輸業,郵便業	31	5	23	1
	100.0	16.1	74.2	3.2
卸売業,小売業	162	42	108	7
	100.0	25.9	66.7	4.3
金融業,保険業	21	1	19	1
	100.0	4.8	90.5	4.8
不動産業,物品賃貸業	12	2	6	1
	100.0	16.7	50.0	8.3
学術研究,専門・技術サービス業	16	3	11	1
	100.0	18.8	68.8	6.3
宿泊業,飲食サービス業	47	18	25	3
	100.0	38.3	53.2	6.4
生活関連サービス業,娯楽業	20	3	14	3
	100.0	15.0	70.0	15.0
教育,学習支援業	18	6	11	0
	100.0	33.3	61.1	0.0
医療,福祉	183	33	135	10
	100.0	18.0	73.8	5.5
複合サービス事業	11	0	11	0
	100.0	0.0	100.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	37	8	24	3
	100.0	21.6	64.9	8.1

事業所規模別産業別	賃上げ						事業所規模別産業別	上昇率（定期昇給＋ペースアップ）						上昇率（賞与）									
	事業所数		定期昇給		事業所数			ペースアップ		事業所数	～1%	～2%	～3%	～4%	～5%	5%～	事業所数	～1%	～2%	～3%	～4%	～5%	5%～
	有	無	有	無	有	無																	
計	688	516	172	686	439	247	計	531	104	105	101	52	64	105	559	240	89	61	23	45	101		
	100.0	75.0	25.0	100.0	64.0	36.0		100.0	19.6	19.8	19.0	9.8	12.1	19.8	100.0	42.9	15.9	10.9	4.1	8.1	18.1		
5～29人	535	391	144	533	350	183	5～29人	406	81	80	73	36	50	86	421	179	62	44	15	38	83		
	100.0	73.1	26.9	100.0	65.7	34.3		100.0	20.0	19.7	18.0	8.9	12.3	21.2	100.0	42.5	14.7	10.5	3.6	9.0	19.7		
30～99人	127	105	22	127	77	50	30～99人	104	18	20	26	15	11	14	114	52	21	17	7	4	13		
	100.0	82.7	17.3	100.0	60.6	39.4		100.0	17.3	19.2	25.0	14.4	10.6	13.5	100.0	45.6	18.4	14.9	6.1	3.5	11.4		
100～299人	22	17	5	22	11	11	100～299人	18	5	3	2	1	3	4	20	9	3	0	1	3	4		
	100.0	77.3	22.7	100.0	50.0	50.0		100.0	27.8	16.7	11.1	5.6	16.7	22.2	100.0	45.0	15.0	0.0	5.0	15.0	20.0		
300人以上	4	3	1	4	1	3	300人以上	3	0	2	0	0	0	1	4	0	3	0	0	0	1		
	100.0	75.0	25.0	100.0	25.0	75.0		100.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	100.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0		
建設業	81	50	31	81	48	33	建設業	57	11	6	10	6	9	15	64	27	8	6	3	8	12		
	100.0	61.7	38.3	100.0	59.3	40.7		100.0	19.3	10.5	17.5	10.5	15.8	26.3	100.0	42.2	12.5	9.4	4.7	12.5	18.8		
製造業	60	42	18	58	40	18	製造業	46	4	12	6	3	10	11	46	19	6	5	2	5	9		
	100.0	70.0	30.0	100.0	69.0	31.0		100.0	8.7	26.1	13.0	6.5	21.7	23.9	100.0	41.3	13.0	10.9	4.3	10.9	19.6		
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
情報通信業	7	7	0	7	4	3	情報通信業	7	1	0	1	1	2	2	5	1	0	1	1	0	2		
	100.0	100.0	0.0	100.0	57.1	42.9		100.0	14.3	0.0	14.3	14.3	28.6	28.6	100.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	40.0		
運輸業,郵便業	29	22	7	29	18	11	運輸業,郵便業	23	4	4	3	2	6	4	23	10	2	0	2	3	6		
	100.0	75.9	24.1	100.0	62.1	37.9		100.0	17.4	17.4	13.0	8.7	26.1	17.4	100.0	43.5	8.7	0.0	8.7	13.0	26.1		
卸売業,小売業	157	116	41	158	99	59	卸売業,小売業	116	25	23	24	7	12	25	124	43	25	17	4	9	26		
	100.0	73.9	26.1	100.0	62.7	37.3		100.0	21.6	19.8	20.7	6.0	10.3	21.6	100.0	34.7	20.2	13.7	3.2	7.3	21.0		
金融業,保険業	21	15	6	21	14	7	金融業,保険業	16	4	0	3	8	1	0	17	12	0	3	0	1	1		
	100.0	71.4	28.6	100.0	66.7	33.3		100.0	25.0	0.0	18.8	50.0	6.3	0.0	100.0	70.6	0.0	17.6	0.0	5.9	5.9		
不動産業,物品賃貸業	12	8	4	12	7	5	不動産業,物品賃貸業	6	2	2	0	1	0	1	9	4	1	0	1	1	2		
	100.0	66.7	33.3	100.0	58.3	41.7		100.0	33.3	33.3	0.0	16.7	0.0	16.7	100.0	44.4	11.1	0.0	11.1	11.1	22.2		
学術研究,専門・技術サービス業	15	13	2	15	9	6	学術研究,専門・技術サービス業	12	0	1	3	2	1	5	14	4	1	1	2	2	4		
	100.0	86.7	13.3	100.0	60.0	40.0		100.0	0.0	8.3	25.0	16.7	8.3	41.7	100.0	28.6	7.1	7.1	14.3	14.3	28.6		
宿泊業,飲食サービス業	44	29	15	46	23	23	宿泊業,飲食サービス業	30	3	5	7	7	0	8	34	17	2	5	0	3	7		
	100.0	65.9	34.1	100.0	50.0	50.0		100.0	10.0	16.7	23.3	23.3	0.0	26.7	100.0	50.0	5.9	14.7	0.0	8.8	20.6		
生活関連サービス業,娯楽業	20	12	8	19	10	9	生活関連サービス業,娯楽業	14	2	2	0	1	3	6	14	6	4	0	0	0	4		
	100.0	60.0	40.0	100.0	52.6	47.4		100.0	14.3	14.3	0.0	7.1	21.4	42.9	100.0	42.9	28.6	0.0	0.0	0.0	28.6		
教育,学習支援業	16	15	1	16	11	5	教育,学習支援業	14	1	2	4	2	1	4	11	4	1	2	1	2	1		
	100.0	93.8	6.3	100.0	68.8	31.3		100.0	7.1	14.3	28.6	14.3	7.1	28.6	100.0	36.4	9.1	18.2	9.1	18.2	9.1		
医療,福祉	180	154	26	177	124	53	医療,福祉	153	35	41	32	11	14	20	160	75	31	17	7	9	21		
	100.0	85.6	14.4	100.0	70.1	29.9		100.0	22.9	26.8	20.9	7.2	9.2	13.1	100.0	46.9	19.4	10.6	4.4	5.6	13.1		
複合サービス事業	11	10	1	11	8	3	複合サービス事業	10	4	2	4	0	0	0	10	3	3	2	0	0	2		
	100.0	90.9	9.1	100.0	72.7	27.3		100.0	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0	30.0	30.0	20.0	0.0	0.0	20.0		
サービス業(他に分類されないもの)	35	23	12	36	24	12	サービス業(他に分類されないもの)	27	8	5	4	1	5	4	28	15	5	2	0	2	4		
	100.0	65.7	34.3	100.0	66.7	33.3		100.0	29.6	18.5	14.8	3.7	18.5	14.8	100.0	53.6	17.9	7.1	0.0	7.1	14.3		

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	賃上げに必要な要素							来春賃上げ				
	事業所数	受注拡大	単価引き上げ	生産性向上	設備投資	他社賃上げ	その他	事業所数	実施予定	実施を検討中	実施しない	不明
計	659	278	320	294	42	59	88	680	197	201	26	256
	100.0	42.2	48.6	44.6	6.4	9.0	13.4	100.0	29.0	29.6	3.8	37.6
5～29人	508	209	248	220	34	44	68	529	153	156	24	196
	100.0	41.1	48.8	43.3	6.7	8.7	13.4	100.0	28.9	29.5	4.5	37.1
30～99人	126	55	62	61	6	14	18	127	36	38	2	51
	100.0	43.7	49.2	48.4	4.8	11.1	14.3	100.0	28.3	29.9	1.6	40.2
100～299人	22	13	10	10	2	1	2	21	8	7	0	6
	100.0	59.1	45.5	45.5	9.1	4.5	9.1	100.0	38.1	33.3	0.0	28.6
300人以上	3	1	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
建設業	80	46	49	43	7	5	1	80	19	28	5	28
	100.0	57.5	61.3	53.8	8.8	6.3	1.3	100.0	23.8	35.0	6.3	35.0
製造業	59	40	39	29	5	4	2	60	19	20	2	19
	100.0	67.8	66.1	49.2	8.5	6.8	3.4	100.0	31.7	33.3	3.3	31.7
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	7	5	3	3	1	2	0	7	2	2	0	3
	100.0	71.4	42.9	42.9	14.3	28.6	0.0	100.0	28.6	28.6	0.0	42.9
運輸業,郵便業	28	11	19	5	3	7	1	29	7	8	1	13
	100.0	39.3	67.9	17.9	10.7	25.0	3.6	100.0	24.1	27.6	3.4	44.8
卸売業,小売業	148	75	67	77	8	15	13	155	42	47	6	60
	100.0	50.7	45.3	52.0	5.4	10.1	8.8	100.0	27.1	30.3	3.9	38.7
金融業,保険業	20	5	3	13	0	5	2	21	0	3	2	16
	100.0	25.0	15.0	65.0	0.0	25.0	10.0	100.0	0.0	14.3	9.5	76.2
不動産業,物品賃貸業	12	9	6	5	0	0	0	12	2	4	1	5
	100.0	75.0	50.0	41.7	0.0	0.0	0.0	100.0	16.7	33.3	8.3	41.7
学術研究,専門・技術サービス業	15	10	8	6	3	1	0	15	8	3	0	4
	100.0	66.7	53.3	40.0	20.0	6.7	0.0	100.0	53.3	20.0	0.0	26.7
宿泊業,飲食サービス業	44	14	26	21	2	1	6	44	14	13	0	17
	100.0	31.8	59.1	47.7	4.5	2.3	13.6	100.0	31.8	29.5	0.0	38.6
生活関連サービス業,娯楽業	20	6	8	12	2	3	3	19	5	6	1	7
	100.0	30.0	40.0	60.0	10.0	15.0	15.0	100.0	26.3	31.6	5.3	36.8
教育,学習支援業	15	6	3	1	1	1	6	16	3	5	0	8
	100.0	40.0	20.0	6.7	6.7	6.7	40.0	100.0	18.8	31.3	0.0	50.0
医療,福祉	167	33	73	64	7	7	47	177	63	55	3	56
	100.0	19.8	43.7	38.3	4.2	4.2	28.1	100.0	35.6	31.1	1.7	31.6
複合サービス事業	10	3	2	5	0	2	0	10	1	1	0	8
	100.0	30.0	20.0	50.0	0.0	20.0	0.0	100.0	10.0	10.0	0.0	80.0
サービス業(他に分類されないもの)	34	15	14	10	3	6	7	35	12	6	5	12
	100.0	44.1	41.2	29.4	8.8	17.6	20.6	100.0	34.3	17.1	14.3	34.3

## 4. 調 査 票

(※この欄には記入しないでください)

調査年数	規模	事業所番号	市町村番号	産業分類番号
2024				

**秘** 令和6年度長崎県労働条件等実態調査 調査票

「常用労働者5人未満」・「休業」「廃業」の事業所は、回答の必要はありません。お手数ですが、右のチェック欄に☑を記入して、同封の返信用封筒で返送していただくか、その旨をお問い合わせ先までお電話にてご連絡ください。

5人未満	休業	廃業

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）第24条に基づき総務大臣に届け出を行っている統計調査です。統計以外の目的に使用されたり、貴事業所を特定できる事業所名など固有情報が公表されたりすることは一切ありませんので、事実をありのまま記入してください。

**I 事業所の現況**

**問1 事業所の現況について**

調査事業所名 (調査票を記入した事業所名)					
調査事業所の所在地	〒				
記入担当者	所属部署名	電話番号 ( )			
	氏名	FAX番号 ( )			
事業分類 (○で囲んでください)	① 建設業 ② 製造業 ③ 電気・ガス・熱供給・水道業 ④ 情報通信業 ⑤ 運輸業、郵便業 ⑥ 卸売業、小売業 ⑦ 金融業、保険業 ⑧ 不動産業、物品賃貸業 ⑨ 学術研究、専門・技術サービス業 ⑩ 宿泊業、飲食サービス業 ⑪ 生活関連サービス業、娯楽業 ⑫ 教育、学習支援業 ⑬ 医療、福祉 ⑭ 複合サービス事業 ⑮ サービス業（他に分類されないもの）				
調査事業所の事業内容					
調査事業所の 雇用者数（人） (R6.6.30 現在)		男性（人）	女性（人）	計（人）	
	役員	07	08		
	正規の職員・従業員	09	10		
	非正規雇用	パート	11	12	
		アルバイト	13	14	
		派遣社員	15	16	
		契約社員	17	18	
		嘱託	19	20	
その他	21	22			
合計					
就業規則の有無 (○で囲んでください)	23	有 ・ 無			

※上記には、臨時、日雇いを除く雇用者数を記入してください。  
 (注) 1. 「役員」とは、一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者（役員報酬のみを受けている者は除く）  
 2. 「正規の職員・従業員」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者  
 3. 「パート」とは、就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者  
 4. 「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者  
 5. 「派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者  
 6. 「契約社員」とは、専門的職種に従事されることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者  
 7. 「嘱託」とは、労働条件や契約期間に関係なく、嘱託職員又はそれに近い名称で呼ばれている者  
 8. 「その他」とは、上記以外の呼称の場合



## Ⅱ 雇用と取組

### 問2 採用状況について

貴事業所における令和6年4月の採用者数を表の区分に沿って記入してください。

- \* 「**新規学卒者**」とは令和6年3月に学校等を卒業した者、「**中途採用者**」とは新規学卒者以外の者をさします。  
\* 記入漏れと区別するため、該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

令和6年4月の採用者数		男性(人)			女性(人)			
		うち高卒(人)			うち高卒(人)			
新規学卒者	正規の職員・従業員	24		25		26		27
	非正規雇用	28		29		30		31
中途採用者	正規の職員・従業員	32		33		34		35
	非正規雇用	36		37		38		39

### 問3 配置状況について

- ① 貴事業所では現在、女性労働者の配置がない部署がありますか。【○印は必ず1つ】

40	1 有 →②へ	2 無 →問4へ
----	---------	----------

- ② ①で「1 有」とされた事業所に伺います。その部門で男性のみ配置している理由に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

41	技能や資格を持つ女性がないため	1
	女性の適任者がいないため	2
	当該部門が女性の配置を希望しないため	3
	女性が配置を希望しないため	4
	出張・転勤があることに配慮するため	5
	家事・保育などのため就業時間に制約があるため	6
	深夜業や時間外労働が多いため	7
	重量物を取り扱う業務 <sup>(注)</sup> や有害物を発散する場所での業務 <sup>(注)</sup> があるため	8
	労働基準法上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため	9
	その他(具体的に )	10

(注) **重量物を取り扱う業務**とは、断続作業30kg、継続作業20kg以上の重量物を取り扱う業務をいいます。

**有害物を発散する場所での業務**とは、鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄りん、フッ素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務をいいます。

#### 問4 管理職等について

- ① 貴事業所には係長以上の管理職及び女性管理職は何人いますか。  
 \* 記入漏れと区別するため、該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

管理職区分	管理職の人数 (人)		うち女性の 人数(人)	
部長相当職	42		43	
課長相当職	44		45	
係長相当職	46		47	

※ここでの「管理職等」とは、  
 ・企業の組織系統の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。  
 ・部長・課長等の役職名を採用していない場合など、貴事業所の実態によりどの管理職区分に該当するか適宜判断してください。

- ② ①で、女性の管理職が全体で1割未満、あるいは管理職区分ごとに全くいない場合、該当する理由に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

48	必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいらないため	1
	将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がいらないため	2
	勤続年数が短く、管理職になるまでに退職してしまう女性が多いため	3
	時間外労働が多い、または深夜業を敬遠する女性が多いため	4
	出張・転勤等に対応できない女性が多いため	5
	女性にとって仕事内容が体力的・精神的にきついため	6
	女性が希望しないため	7
	女性従業員が少ない又はいないから	8
	その他(具体的に )	9

#### 問5 女性の活躍の推進状況について

- ① 女性の活躍推進のために取り組んでいるものはありますか。  
 取組事項ごとに該当番号に○をつけてください。【各々○印は必ず1つ】

取組事項	取組状況		
	実施している	実施なし、今後の実施を検討	実施なし、実施予定なし
性別により評価することがないよう人事評価基準を明確に定める	1	2	3
育児休業制度等の仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する	1	2	3
女性の能力発揮に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整備する	1	2	3
女性がいらない又は少ない職務・役職に女性が従事するための教育訓練を行って女性の登用を推進する	1	2	3
女性の体面での差を補う器具・設備の導入(例:作業用の踏み台を設置するなど)	1	2	3
女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析	1	2	3
管理職や同僚の男性に女性の能力発揮の重要性についての啓発を行う	1	2	3
女性従業員の活躍をホームページや社内報で紹介する	1	2	3
その他(具体的に )			

② 貴事業所における女性の活躍推進のための取組の目的を選んでください。

【○印は2つ以内】 \* 該当項目がない場合、ご記入不要です。

50	従業員の職業意識や価値観の多様化に対応するため	1
	企業イメージ向上、企業戦略として商品、事業の性質から売上増が見込めるため	2
	商品開発やマーケティング等、顧客のニーズに対応するため	3
	企業の社会的責任であるから	4
	人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため	5
	職場風土の改善により組織を活性化させるため	6
	その他（具体的に _____）	7

③ 貴事業所では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していますか。

51	1 策定している	2 策定していない
----	----------	-----------

(注) **一般事業主行動計画**とは、女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、(1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出、周知・公表、(3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません(100人以下の企業は努力義務)。

④ 101人以上の企業で策定していない理由に○印をつけてください。

52	対象が101人以上の企業に拡大されたことを熟知していなかった	1
	「女性社員がほとんどいない」、「子育て層の社員がいない」などで「女性活躍の進め方がわからない」	2
	仕事と生活の両立がしやすい職場環境を整備することは経営の負担になっている	3
	その他（具体的に _____）	4

## 問6 ハラスメント防止について

① 貴事業所では、職場における各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント<sup>(注)</sup>、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなど）の防止対策に何らかり取り組んでいますか。【○印は必ず1つ】

53	1 取り組んでいる →②へ	2 取り組んでいない →問7へ
----	---------------	-----------------

(注) 労働施策総合推進法の改正において、令和4年4月1日より職場におけるパワーハラスメントの防止措置が全企業に義務化されました。

② ①で「1 取り組んでいる」とした事業所に伺います。職場におけるハラスメント防止対策の取組内容について、○印をつけてください。【該当するもの全てに○】

54	ハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発	1
	管理職・従業員に対する研修を行う	2
	被害を受けた労働者へのケアや再発防止、不利益の排除	3
	相談窓口や担当部署など、苦情処理機関を設置する	4
	その他（具体的に _____）	5

### Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

#### 問7 ワーク・ライフ・バランスについて

- ① ワーク・ライフ・バランスという言葉をご存知ですか。  
（経営者・管理者・人事担当者などなたがお答えになっても構いません）

【○印は必ず1つ】

55	言葉も内容も知っている	1
	聞いたことはあるが、内容は知らない	2
	言葉も内容も知らない	3

（注）ワーク・ライフ・バランスとは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できることをいいます。企業が、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、優秀な人材の確保と定着、生産性、顧客満足度、業績、社員のやる気の向上など様々なメリットをもたらします。

- ② 貴事業所ではワーク・ライフ・バランスの推進につながる育児・介護休業制度や休暇取得の促進、残業の削減などに取り組んでいますか。【○印は必ず1つ】 ※③に記載の取り組みが該当します。

56	1 取り組んでいる →③へ	2 取り組んでいない →④へ
----	---------------	----------------

- ③ ②で「1. 取り組んでいる」とした事業所に伺います。ワーク・ライフ・バランスに関して、導入もしくは実施している制度等に○をつけてください。

また、項目1～4で法定を上回る内容の規定がある場合は、上乘せして実施している取組の内容を記入してください。【該当するもの全てに○】

57	育児休業制度 <sup>(注1)</sup> (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 : )	1
	介護休業制度 <sup>(注2)</sup> (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 : )	2
	子の看護休暇制度 <sup>(注3)</sup> (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 : )	3
	介護休暇制度 <sup>(注4)</sup> (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 : )	4
	事業所内託児施設の設置	5
	育児に関する経済的支援（保育料の補助等）	6
	介護に関する経済的支援（介護サービス費用の補助等）	7
	復職への支援（社内報等による休業中の情報提供、復職後の研修等）	8
	所定外労働の免除	9
	育児介護など事情に応じた短時間勤務制度 <sup>(注5)</sup> （労基法に基づく育児時間を除く）	10
	テレワーク（ICT <sup>(注6)</sup> を活用するなどの在宅勤務制度） 顧客先や移動中にパソコン等を活用して働くモバイルワークや勤務先以外のオフィススペースでパソコン等を活用して働くサテライトオフィス勤務	11
	フレックスタイム制度 <sup>(注7)</sup>	12
	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ <sup>(注8)</sup>	13
	業務体制・分担の見直しによる仕事の効率化	14
	休暇取得の促進（特別休暇制度の拡充等）	15
	残業の削減（ノー残業デーの設置等）	16
	産業医によるカウンセリング機会の設定	17
	従業員の健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援 <sup>(注9)</sup>	18
	その他（具体的に )	19

（注1）**（法定）育児休業制度**とは、労働者がその事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで（両親ともに取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間）の間、育児休業をすることができる制度。子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで（再延長で2歳まで）育児休業をすることができます。

（注2）**（法定）介護休業制度**とは、労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算して93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得することができる制度。

（注3）**（法定）子の看護休暇制度**とは、小学校入学までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができる制度。

- (注4) **(法定) 介護休暇制度**とは、要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために、休暇を取得することができる制度。
- (注5) **短時間勤務制度**とは、所定労働時間を通常より短くする制度。育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者が希望する場合、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む制度を設けることを事業主に義務付けています。
- (注6) **ICT**とは、情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称です。
- (注7) **フレックスタイム制**とは、一日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつでも出社または退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねる制度です。
- (注8) **始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ**とは、一日の所定労働時間を変更することなく、始業又は終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度です。
- (注9) **従業員の健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援**とは、法定の健康診断は除きます。

④ ②で「2. 取り組んでいない」とされた事業所に伺います。ワーク・ライフ・バランスに取り組まない(取り組めない)理由の該当番号に○をつけてください。【○印は3つまで】

58	従業員からの要望がないから	1
	人手不足だから	2
	労務管理が複雑になるから	3
	育児休業などによる代替要員の確保が困難だから	4
	従業員の負担や不公平感が増大するから	5
	業務の特性上、残業や休日出勤が多くなることが避けられないから	6
	コストがかかるから	7
	生産性や売上げが減少するから	8
	ワーク・ライフ・バランスを推進することに、どのようなメリットがあるかわからないから	9
	そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから	10
	行政の支援が不足しているから	11
	その他(具体的に )	12

⑤ 長崎県では、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認証制度(誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度「Nぴか」)を推進しています。この「Nぴか」を知っていますか。

【○印は必ず1つ】

59	1 知っている	2 知らない
----	---------	--------

## IV 労働時間

### 問8 年次有給休暇について

① 令和5年(又は直近の区切り期間)1年間での年次有給休暇<sup>(注2)</sup>について記入してください。(期間については、貴事業所における年次有給休暇付与の区切りとなる期間でも構いません。)

令和5年(又は直近の区切り期間)中に 取得資格のある常用労働者数	60	計	人
	61	うち 女性	人
年間合計付与日数 <sup>(注3)</sup> (前年繰越日数を除く) (取得資格のある常用労働者全員の合計日数)	62	計	日
	63	うち 女性	日
年間合計取得(消化)日数 <sup>(注4)</sup> (取得資格のある常用労働者全員の合計日数)	64	計	日
	65	うち 女性	日

(注1) **常用労働者**とは、事業所に常時雇用されている者で、期間を定めずに雇用されている者または1か月以上の期間を定めて雇用されている者です。

(注2) **年次有給休暇**とは、労働者が休日以外に賃金をもらいながら希望する日に休みを取ることができる労働基準法で定められた制度です。

(注3) **年間合計付与日数**とは、1年間に新たに付与された年次有給休暇の日数の合計です。(前年繰越分は除きます)

(注4) **年間合計取得日数**とは、1年間に実際に取得(消化)した年次有給休暇の日数の合計です。

\* 時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入

- ② 貴事業所では従業員がためらいを感じることなく有給休暇を取得できるよう年次有給休暇の休暇取得日を割り振ることができる制度（計画的付与制度<sup>(注)</sup>）がありますか。【○印は必ず1つ】

66	制度がある	1	→ 問10③の4に○印
	制度がない	2	

(注) 計画的付与制度とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(例) お盆、年末年始、飛び石の連休化、一斉付与（事業場休業）、班別の交代制付与、年次有給休暇取得計画表による個人別付与など。

- ③ 貴事業所では年次有給休暇を半日または時間単位で取得できますか。【○印は必ず1つ】

67	取得できる	1	年間を通じて、半日または時間単位で取得できる年次有給休暇は一人当たり何日ですか。	→ 68	日 → ⑤へ
	取得できない	2			

- ④ ③で「取得できない」とされた事業所に伺います。半日または時間単位で取得できる制度に取り組まない（取り組めない）理由の該当番号に○をつけてください。【○印は必ず1つ】

69	半日または時間単位の取得は可能であるが、従業員からの要望がないため行っていない	1
	その他（具体的に）	2

- ⑤ 貴事業所では年次有給休暇の取得を促進していますか。実施している取組について、○をつけてください。【該当するもの全てに○】

70	年(月)初めの計画書の提出	1
	計画的付与制度（一斉、班別、個人）	2
	時間単位の分割付与	3
	半日単位の分割付与	4
	管理・監督者の率先取得	5
	年次有給休暇の残日数を社員に通知	6
	その他（具体的に）	7
	実施していない	8

- ⑥ 年次有給休暇の取得日数が年5日に満たない従業員には時季指定について意見を聞いたうえで年次休暇を取得させていますか。

(時季指定義務)

年次有給休暇の取得を促進するため、平成31年4月から全ての企業において年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年5日については使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。

71	実施している	1	→ ⑦へ
	未実施	2	→ 問9へ

- ⑦ ⑥で「実施している」の場合、従業員が希望したときは、半日単位での時季指定は可能ですか。なお、時間単位での時季指定はできません。

72	可能	1
	認めていない	2

## 問9 週休制について

貴事業所における**常用労働者**(注1)の週休形態を記入してください。

※シフト制の場合は、条件に近い形態に記入してください。

週休制の形態		適用労働者数(人)
週休1日制又は週休1日半制		73
何らかの週休2日制	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度(注2)	74
	完全週休2日制	75
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度(月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等)		76
計		

(注1) **常用労働者**とは、事業所に常時雇用されている者で、期間を定めずに雇用されている者または1か月以上の期間を定めて雇用されている者です。

(注2) **完全週休2日制より少ない**とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制のほか、3勤1休、4勤1休等をいいます。

## 問10 労働時間について

① 貴事業所では週所定労働時間は何時間ですか。【○印は必ず1つ】

\* 複数該当する場合は、最も多い項目を選択してください。

77	38時間以下	1
	38時間超40時間未満	2
	40時間	3
	40時間超44時間以下(注)	4

(注) 労働基準法施行規則第25条の2第1項で定める特例措置対象事業場(※1)のみ適用。但し1年単位又は1週間単位の変形労働時間制を採用している場合は3の40時間を選択してください。

※1 常時使用する労働者が10人未満で以下の業種に該当する事業場(労働基準法別表第1 8号、10号、13号、14号の事業)

- ・商業(卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、不動産管理業、出版業(印刷部門を除く)、その他の商業)
- ・映画・演劇業(映画の映写(映画の製作の事業を除く)、演劇、その他興行の事業)
- ・保健衛生業(病院、診療所、保育園、社会福祉施設、浴場業、その他の保健衛生業)
- ・接客娯楽業(旅館業、飲食店、ゴルフ場、公園・遊園地、その他の接客娯楽業)

② 貴事業所では労働時間短縮のための取組を実施していますか。【○印は必ず1つ】

78	1 実施している →③、④へ	2 実施していない →④へ
----	----------------	---------------

③ ②で「1 実施している」とした事業所に伺います。労働時間短縮のために実施している取組に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

79	所定外労働時間の削減	1
	変形労働時間制の導入・活用	2
	週休制の改善	3
	年次有給休暇の計画的付与制度の実施(注1)	4
	連続休暇制度の導入・拡大	5
	ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定(注2)	6
	従業員の増員	7
	その他(具体的に )	8

→ 問8②の1に○印

(注1) 選択項目4に○をつけた場合、問8②にも該当します。

④ 貴事業所において所定外（時間外）労働時間が長くなる要因について、○をつけてください。

\* 該当項目がない場合、ご記入不要です。

【該当するもの全てに○】

80	人手不足だから	1
	所定内労働時間では対応できない仕事量だから	2
	一部の人に仕事が偏ることがあるため	3
	事業活動の繁閑の差が大きい	4
	仕事の性質上、残業や休日出勤などでないといけない仕事であるから	5
	取引先の都合に時間を合わせる必要があるから	6
	従業員が残業手当や休日手当を当てにしているから	7
	従業員が上司や同僚等の残業に付き合う雰囲気があるから	8
	長い時間働くことで評価されると考えている従業員がいるから	9
	突発的な業務が発生するから	10
	その他（具体的に )	11

## V 育児休業・子の看護休暇制度

### 問 1 1 育児休業制度・子の看護休暇制度の規定について

① 貴事業所では育児休業や子の看護休暇制度がありますか。該当番号に○をつけてください。【育児休業・子の看護休暇各々○印は必ず1つ】

81	育児休業制度	1 就業規則に規定あり → ②へ	2 就業規則に規定なし → 問 1 2
82	子の看護休暇制度	1 就業規則に規定あり → ③へ	2 就業規則に規定なし → 問 1 2

\* 制度内容については問 7 ③参照。

なお、「1 規定あり」と回答した場合、問 7 ③の項目番号「1 育児休業制度」、「3 子の看護休暇制度」にも該当します。

② 育児休業の規定がある事業所に伺います。

貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業を取得することができますか。【○印は必ず1つ】

83	法定期間	法定を超える期間				期間に限度はなく、必要日数を取得できる
	原則は1歳だが、一定の場合は満2歳まで	無条件に1歳6か月	無条件に満2歳まで	満3歳まで	それ以上	
	1	2	3	4	5	6

③ 子の看護休暇制度の規定がある事業所に伺います。

ア 子の看護休暇制度について、取得日数の限度・子の年齢の限度はありますか。

【それぞれ○印は必ず1つ】

84	取得日数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なく必要日数を取得できる
		5日まで (2人以上は10日まで)	5日を超え14日まで	14日を超える期間	
	1	2	3	4	

85	子の年齢	法定年齢	法定を超える年齢		年齢制限なく取得できる
		小学校就学前の子	小学生まで	中学生以上	
	1	2	3	4	

イ 半日または時間単位での取得はできますか。

86	時間単位の取得	1 できる	2 できない
87	半日単位の取得	1 できる	2 できない



**問 1 2 育児休業制度の利用状況について**

\* 問 1 1 ①の「就業規則に規定あり」「就業規則に規定なし」にかかわらず、育児休業の利用状況についてお答えください。

- ① 貴事業所における、**令和4年7月1日から令和5年6月30日**までの出産者数は何名ですか。  
 (男性の場合は配偶者が出産した男性労働者の数)

\* 記入もれと区別するため、該当者がいない場合は「0」をご記入ください。 →問 1 3へ

出 産 者 数															
女 性 (人)					男 性 (配偶者が出産した男性) (人)										
出産者計		うち、 有期契約労働者数 (注1)			うち、 育児休業制度の対象となる有期 契約労働者数 (注2)			配偶者 出産者計		うち、 有期契約労働者数 (注1)			うち、 育児休業制度の対象となる有期 契約労働者数 (注2)		
88		90		92		89		91		93					

(注1) **有期契約労働者**とは、一定の期間を定めて使用者から直接雇用されている労働者です。

(注2) **育児休業制度の対象となる有期契約労働者**とは、子が1歳6か月になる日(再延長した場合は2歳になる日)の前日までに、労働契約の期間が満了することが明らかでない労働者です。

- ② ①のうち、**令和6年6月30日**までに育児休業を利用した労働者は何名ですか。(育児休業開始予定の申出をしている者を含む)

育 児 休 業 者					
女 性 (人)			男 性 (人)		
女性育児休業者 計		うち有期契約労働者数	男性育児休業者 計		うち有期契約労働者数
94		96		95	97

- ③ ア ②の育児休業を利用した者は、利用期間別では何名ですか。(取得中の場合は利用予定期間)  
 イ 利用者のうち、利用期間中及び利用後の退職者数は何名ですか。

期間 性別	1 週 間 未 満		1 週 間 ~ 1 か 月 未 満		1 か 月 ~ 3 か 月 未 満		3 か 月 ~ 6 か 月 未 満		6 か 月 ~ 1 年 未 満		1 年 ~ 1 年 半 未 満		1 年 半 ~ 2 年 未 満		2 年 ~ 3 年 未 満		3 年 以 上		合 計		うち利用期間中及び利用後の退職者数	
女性 (人)	98		100		102		104		106		108		110		112		114		116		118	
男性 (人)	99		101		103		105		107		109		111		113		115		117		119	

\* 該当者のあった欄のみ記入してください。

\* 同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は、2人としてそれぞれの取得期間に計上してください。ただし同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。

\* 育児休業の「利用期間」とは、子の月齢ではなく実際に育児休業を利用した期間をいい、労働基準法に規定する産前産後休業期間は含みません。

- ④ ③で育児休業の利用者があった際にどのような対応をされましたか。【○印は必ず1つ】

\* 複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したものをご回答ください。

120	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	1
	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	2
	新たに正社員を雇用した	3
	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	4
	その他(具体的に )	5

- ⑤ ③で育児休業終了後に復職した(する)場合、どのような対応をされましたか。【○印は必ず1つ】  
 \* 複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したもの、育児休業・介護休業が終了していない場合は、対応予定でご回答ください。

121	原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた	1
	本人の希望を考慮し他部門に配置した	2
	会社の人事管理等の都合により他部門に配置した	3

### 問 1 3 男性の育児休業取得について

本県の男性の育児休業取得率は女性に比べると非常に低い状況となっています。  
**男性 16.2%、女性 87.4%** (令和 5 年度長崎県労働条件等実態調査)

- ① 貴事業所では男性の育児休業の取得促進に取り組んでいますか。【○は必ず1つ】  
 令和 4 年 4 月 1 日より、出産・育児等による離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに育児休業が取得できるよう法律の改正<sup>(注)</sup>が行われました。

122	1 取り組んでいる →②へ	2 取り組んでいない →③へ
-----	---------------	----------------

- (注) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の改正
1. 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み「産後パパ育休」の創設【育児・介護休業法】
  2. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
  3. 育児休業の分割取得  
 育児休業(1の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することを可能とする。
  4. 育児休業の取得の状況の公表の義務付け  
 常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。
  5. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
  6. 育児休業給付に関する所要の規定の整備【雇用保険法】

- ② ①で「1 取り組んでいる」事業所ではどのような取組をしていますか。【該当するもの全てに○】

123	面談や書面等による労働者による育児休業制度周知・休業取得の意向確認	1
	育児休業に関する研修の実施	2
	育児休業に関する相談窓口の設置	3
	自社の労働者の育児休業取得事例の収集・提供	4
	自社の育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知	5
	出生時育児休業(産後パパ育休) <sup>(注)</sup> の整備	6
	その他(具体的に )	7

(注) 出生時育児休業(産後パパ育休)とは、産後休業をしていない労働者が、原則出生後8週間以内の子を養育するためにする休業する制度。

- ③ 男性の育児休業の取得が進まない理由について該当するものに○をつけてください。【該当するもの全てに○】

124	男性に対する育児支援は、会社として行う必要はないと考える	1
	仕事が滞ったり取引先に迷惑がかかるなど、業務に影響するため積極的には取得を勧めない	2
	同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう	3
	育児休業をすれば個人のキャリアに空白が生じるため、男性従業員が取得をためらう	4
	育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう	5
	その他(具体的に )	6

④ 男性が育児休業を取りやすくするために必要なことは何ですか。【該当するもの全てに○】

125	育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい	1
	男性の取得が一般的なこととなるよう、法律などで取得を義務付ける等の制度化が必要である	2
	育児休業取得者の代替要員人件費等の負担について、会社に対する公的支援 <sup>(注)</sup> を充実してほしい	3
	特にそういうことをする必要はない(現状のままでよい)	4
	その他(具体的に )	5

(注) 厚生労働省：両立支援等助成金(育児休業等支援コース【業務代替支援】)・・・育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた場合、要件を満たせば助成を受けることができます。

## VI 介護休業・介護休暇制度

### 問 1 4 介護休業制度・介護休暇制度の規定について

① 貴事業所では介護休業制度や介護休暇制度はありますか。該当番号に○をつけてください。【介護休業・介護休暇各々○印は必ず1つ】

126	介護休業制度	1 就業規則に規定あり → ②へ	2 就業規則に規定なし → 問15へ
127	介護休暇制度	1 就業規則に規定あり → ③へ	2 就業規則に規定なし → 問15へ

\* 制度内容については、問7③参照。

なお、「1 規定あり」と回答した場合、問7③の項目番号「2 介護休業制度」、「4 介護休暇制度」も該当します。

② ①で介護休業の規定がある事業所では、対象家族1人につきどのくらいの介護休業を取得することができますか。【○印は必ず1つ】

128	法定期間	法定を超える期間			期間に限度はなく、必要日数を取得できる
	93日まで	6か月まで	1年まで	1年超以上	
	1	2	3	4	5

③ ①で介護休暇制度の規定がある事業所では、対象家族1人につき1回あたり取得できる期間は何日ありますか。【それぞれ○印は必ず1つ】

129	取得日数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なく必要日数を取得できる
		5日まで (2人以上は10日まで)	5日を超え14日まで	14日を超える期間	
	1	2	3	4	

④ ①で介護休暇制度の規定がある事業所では、半日または時間単位での取得はできますか。

130	時間単位の取得	1 できる	2 できない
131	半日単位の取得	1 できる	2 できない

### 問 1 5 介護休業制度の利用状況について

\* 問 1 1 ①の「就業規則に規定あり」「就業規則に規定なし」にかかわらず、介護休業の利用状況についてお答えください。

- ① ア 貴事業所での令和5年7月1日から令和6年6月30日までで介護休業を利用した者は利用期間別ではそれぞれ何名ですか。(取得中の場合は利用予定期間)  
 イ 利用者のうち、利用期間中及び利用後の退職者数は何名ですか。

\* 記入もれと区別するため、該当者がいない場合は「0」をご記入ください。→問16へ

性別	1 週 間 未 満		1 週 間 ~ 1 か 月 未 満		1 か 月 ~ 3 か 月 未 満		3 か 月 ~ 6 か 月 未 満		6 か 月 ~ 1 年 未 満		1 年 以 上		合 計		うち利用期間中及び利用後の退職者数	
女性 (人)	132		134		136		138		140		142		144		146	
男性 (人)	133		135		137		139		141		143		145		147	

\* 同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は、2人としてそれぞれの取得期間に計上してください。ただし同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。

- ② ①で介護休業の利用者があった際にどのような対応をされましたか。【○印は必ず1つ】

\* 複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したものをご回答ください。

148	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	1
	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	2
	新たに正社員を雇用した	3
	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	4
	その他(具体的に )	5

- ③ ①で介護休業終了後に復職した(する)場合、どのような対応をされましたか。【○印は必ず1つ】

\* 複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したものを、介護休業が終了していない場合は、対応予定でご回答ください。

149	原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた	1
	本人の希望を考慮し他部門に配置した	2
	会社の人事管理等の都合により他部門に配置した	3

### 問 1 6 従業員へのケアラー支援にかかる取組内容について

- ① 貴事業所では仕事をしながら家族等の介護をしている従業員に対する支援に取り組んでいますか。【○は必ず1つ】

150	1 取り組んでいる →②へ	2 取り組んでいない →問17へ
-----	---------------	------------------

(長崎県ケアラー支援条例)

ケアラー(注)に関する社会問題が表面化している中、令和5年4月1日より、「長崎県ケアラー支援条例」が施行されました。本条例では、事業者においては従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、その就労と介護等との両立に資する環境の整備に努め、ケアラーが勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めることとされています。

(注) 高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助(以下「介護等」という。)を提供する者

- ② ①で「1 取り組んでいる」とされた事業所で、導入または実施している取組に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

151	面談や書面等による対象者の把握、介護休業制度周知・休業取得の意向確認	1
	自社の労働者の介護休業取得事例の収集・提供	2
	自社の介護休業制度と介護休業取得促進に関する方針の周知	3
	短時間勤務制度の導入	4
	フレックスタイム制の導入	5
	介護サービス費用等の助成	6
	その他（具体的に )	7

## Ⅶ 高年齢者の雇用状況

### 問 1 7 改正高年齢者雇用安定法<sup>(注)</sup>への対応について

\* 記入漏れと区別するために、該当者がいない場合は「0」と記入ください。

- ① 貴事業所における高年齢者の雇用者数を年齢別に記入してください。

152	60～64歳（人）	
153	65～69歳（人）	
154	70歳以上（人）	

(注)改正高年齢者雇用安定法とは、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日より施行されました。

主な改正点は次のとおりです。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組の廃止
  2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
  3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
  4. 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定
- さらに令和3年4月1日からは、70歳までの就業機会の確保が努力義務となりました。

- ② 貴事業所では、改正高年齢者雇用安定法への対応として、どのような対応をされていますか。

\* 複数該当する場合は、最も多くの雇用者へ適用しているもの。【○印は必ず1つ】

155	定年廃止	定年引上げ	継続雇用制度導入	未実施
	1	2	3	4

- ③ 貴事業所における60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べてどの程度となっていますか。

※複数の割合を適用している場合は、平均でご回答ください。【○印は必ず1つ】

156	同水準	1	→ ⑤へ
	90%台	2	
	80%台	3	④へ
	70%台	4	
	60%台	5	
	50%台	6	
	50%未満	7	→ ⑤へ
	該当者なし	8	

- ④ ③で2から7の回答をされた事業所では60歳以降の賃金の引き下げに併せてどの労働条件等を変更しましたか。【該当するもの全てに○】

157	勤務日数、勤務時間の短縮	1
	仕事量の軽減	2
	職務責任の軽減	3
	その他（具体的に )	4
	現行のまま変更していない	5

- ⑤ 貴事業所では、高年齢者の雇用維持を評価しますか。【○印は必ず1つ】

158	メリットが大きい	1	⑥へ
	ややメリットが大きい	2	
	デメリットが大きい	3	⑦へ
	ややデメリットが大きい	4	
	どちらともいえない	5	問18へ

- ⑥ ⑤で、「1 メリットが大きい」、「2 ややメリットが大きい」とした事業所での具体的な理由は何ですか。【該当するもの全てに○】

159	熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから	1
	労働力の安定確保ができるから	2
	若手の教育・育成負担を軽減できるから	3
	技術の社外流出を防止できるから	4
	雇用制度が充実することで若年・壮年従業員の士気があがるから	5
	その他（具体的に )	6

- ⑦ ⑤で、「3 デメリットが大きい」、「4 ややデメリットが大きい」とした事業所での具体的な理由は何ですか。【該当するもの全てに○】

160	人件費等のコストが増加するから	1
	若手の採用抑制により組織の活力が低下するから	2
	営業・販売などの戦力が低下するから	3
	身体的（視力・記憶力・持久力など）な衰えにより作業能率が低下するから	4
	職種（配置）転換が困難であるから	5
	その他（具体的に )	6

## 問 1 8 高年齢者雇用に関して導入済または導入予定の制度等について

- ① 貴事業所では、60歳以上の高年齢者を雇用するうえで、どのような制度等を導入していますか。【該当するもの全てに○】\* 該当項目がない場合、ご記入不要です。

161	60歳以後の人件費を抑制	1
	短時間や週2回勤務などによるワークシェアリング <sup>(注)</sup> の実施	2
	新卒者の採用抑制	3
	中途採用の抑制	4
	再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定	5
	福利厚生の見直し	6
	各種手当の廃止・縮小	7
	60歳までの人件費を削減	8
	その他(具体的に )	9
	制度変更を行っていない	10

(注) ワークシェアリングとは、従業員一人当たりの労働時間を短くし、その分従業員を増やすことで全体の仕事量を変化させることなく雇用を増大、あるいは維持するという雇用調整の方法です。

- ② 社会全体で60歳以上の高年齢者の雇用を維持するためには、どのような支援が必要ですか。【該当するもの全てに○】\* 該当項目がない場合、ご記入不要です。

162	事業所向けのアドバイス機能の充実	1
	高年齢者活用モデル企業の情報発信	2
	職場環境の整備に関する支援	3
	働きやすい機械や設備の開発や導入支援	4
	高年齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成	5
	求人情報等の提供	6
	職業相談・職業紹介	7
	職業訓練の充実	8
	職業訓練受講のための給付金等の充実	9
	個人向け職業生活の相談・アドバイス機能の充実	10
	年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動	11
	その他(具体的に )	12
	現状は必要ない	13

## 問 1 9 労働条件の明示事項の追加について

令和 6 年 4 月 1 日以降に締結される労働契約については、労働条件明示のルールが変わり、明示事項が追加されました。

次の新たなルールに対応していますか。

163	対応できていない	1
	対応済み	2
	その他（具体的に )	3

### ア 就業場所・業務の変更の範囲

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、雇い入れ直後の就業場所、業務の内容に加え、これらの変更の範囲についても明示が必要となります。

将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

### イ 有期労働契約の締結と契約更新タイミングごとに更新回数上限の有無と内容

次の場合、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ（更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）説明することが必要となります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

### ウ 有期契約労働者について、無期転換申込権が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）

無期転換ルールは、同一の利用者との間で、有期労働契約が通算 5 年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

### エ 有期契約労働者について、無期転換申込権が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件明示

無期転換申込権が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するにあたって他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等をおこなうことは労働契約法第 18 条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 問 2 0 今年及び今後の賃上げについて

今年の春闘賃上げ率は平均 5.2%と、例年以上の高い水準となりましたが、中小企業では厳しいともいわれており、今年及び今後の賃上げについて伺います。

### ① 今年度の定期昇給はありましたか？

164	有	1
	無	2

### ② 今年度のベースアップはありましたか？

165	有	1
	無	2

### ③ ①、②で「有」の場合、合計して前年に比べてどのくらい上がりましたか。

166	～1%	1
	～2%	2
	～3%	3
	～4%	4
	～5%	5
	5%～	6



④ 直近年度の賞与はどのくらい増えましたか？

167	～1%	1
	～2%	2
	～3%	3
	～4%	4
	～5%	5
	5%～	6

⑤ 賃上げに必要なことは何ですか？

168	受注拡大	1
	単価の引き上げ	2
	従業員の生産性向上	3
	設備投資	4
	他社の賃上げ状況	5
	その他	6

⑥ 来春の賃上げの見込みについてどのように考えますか。

169	実施する予定	1
	実施する方向で検討中	2
	当面実施しない	3
	わからない	4

—質問はこれで終わりです。ご回答いただき誠にありがとうございました。—

同封の返信用封筒をご使用になり、9月2日（月）までに投函くださいますようお願いいたします。

## 第2章 労働事情の全国比較

# I. 労働力人口

## 1. 労働力状態の推移

(単位:人、%)

男女、年次		15歳以上人口総数		労働力人口				非労働力人口	労働力率	就業率	完全失業率
				総数		就業者	完全失業者				
		(a)	増減数	(b)	増減数			(c)	(d)	(b)÷(a)'	(c)÷(a)
総数	平成12	1,272,563	5,445	737,915	△19,872	702,091	35,824	530,772	58.2	55.2	4.9
	17	1,262,044	△10,519	726,965	△10,950	679,847	47,118	525,208	57.6	53.9	6.5
	22	1,226,706	△35,338	697,279	△29,686	650,972	46,307	516,248	57.5	53.1	6.6
	27	1,189,548	△37,158	684,038	△13,241	653,800	30,238	505,510	57.5	55.0	4.4
	令和2	1,136,430	△53,118	673,938	△10,100	648,138	25,800	462,492	59.3	57.0	3.8
令和2年全国総数 (単位:千人)		(108,259)	(△1,495)	(68,121)	(△1,461)	(65,468)	(2,653)	(40,137)	62.9	60.5	3.9
男	平成12	587,194	2,779	418,945	△18,003	396,804	22,141	165,584	71.7	67.6	5.3
	17	580,434	△6,760	407,844	△11,101	377,529	30,315	166,078	70.3	65.0	7.4
	22	563,269	△17,165	388,635	△19,209	357,622	31,013	168,653	69.7	63.5	8.0
	27	549,090	△14,179	374,166	△14,469	354,780	19,386	174,924	68.1	64.6	5.2
	令和2	525,634	△23,456	360,695	△13,471	344,722	15,973	164,939	68.6	65.6	4.4
令和2年全国総数 (単位:千人)		(52,098)	(△781)	(37,708)	(△110)	(36,064)	(1,645)	(14,390)	72.4	69.2	4.4
女	平成12	685,369	2,666	318,970	△1,869	305,287	13,683	365,188	46.6	44.5	4.3
	17	681,610	△3,759	319,121	151	302,318	16,803	359,130	47.1	44.4	5.3
	22	663,437	△18,173	308,644	△10,477	293,350	15,294	347,595	47.0	44.2	5.0
	27	640,458	△22,979	309,872	1,228	299,020	10,852	330,586	48.4	46.7	3.5
	令和2	610,796	△29,662	313,243	3,371	303,416	9,827	297,553	51.3	49.7	3.1
令和2年全国総数 (単位:千人)		(56,160)	(△714)	(30,413)	(1,571)	(29,405)	(1,008)	(25,747)	54.2	52.4	3.3

(出典:令和2年国勢調査)

注 1)労働力率は、15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合をいう。

2)平成27年及び令和2年の実数及び労働力率は不詳補完値による。

3)平成22年以前は原数値による。15歳以上人口には労働力状態「不詳」を含む。

## 2. 年齢別労働力人口

①長崎県の年齢別労働力人口

(単位:人)

年齢階層区分	15歳以上人口総数(A) 注1)	労働力人口			非労働力人口(無業者数)(E)	労働力率(G) B/A(※) ×100 注2)	就業率(H) C/A ×100	完全失業率(I) D/B ×100
		(B)	就業者数(C)	完全失業者数(D)				
15～19	57,928	7,893	7,319	574	47,513	13.6%	12.6%	7.3%
20～24	47,667	34,509	32,483	2,026	9,775	72.4%	68.1%	5.9%
25～29	50,428	42,173	40,083	2,090	4,369	83.6%	79.5%	5.0%
30～34	59,347	48,901	46,906	1,995	6,280	82.4%	79.0%	4.1%
35～39	69,179	57,959	55,886	2,073	7,081	83.8%	80.8%	3.6%
40～44	77,086	65,751	63,501	2,250	7,327	85.3%	82.4%	3.4%
45～49	86,994	74,324	71,736	2,588	8,503	85.4%	82.5%	3.5%
50～54	80,890	68,224	65,692	2,532	9,339	84.3%	81.2%	3.7%
55～59	84,157	68,826	66,376	2,450	12,670	81.8%	78.9%	3.6%
60～64	92,401	66,062	63,220	2,842	23,853	71.5%	68.4%	4.3%
65～69	105,939	52,570	50,584	1,986	50,314	49.6%	47.7%	3.8%
70～74	104,328	33,741	32,981	760	67,431	32.3%	31.6%	2.3%
75～79	73,804	12,521	12,328	193	58,672	17.0%	16.7%	1.5%
80～84	64,209	5,921	5,849	72	56,022	9.2%	9.1%	1.2%
85～	82,073	2,795	2,763	32	77,222	3.4%	3.4%	1.1%
合計	1,136,430	642,170	617,707	24,463	446,371	56.5%	54.4%	3.8%

(出典:令和2年国勢調査)

②全国の年齢別労働力人口

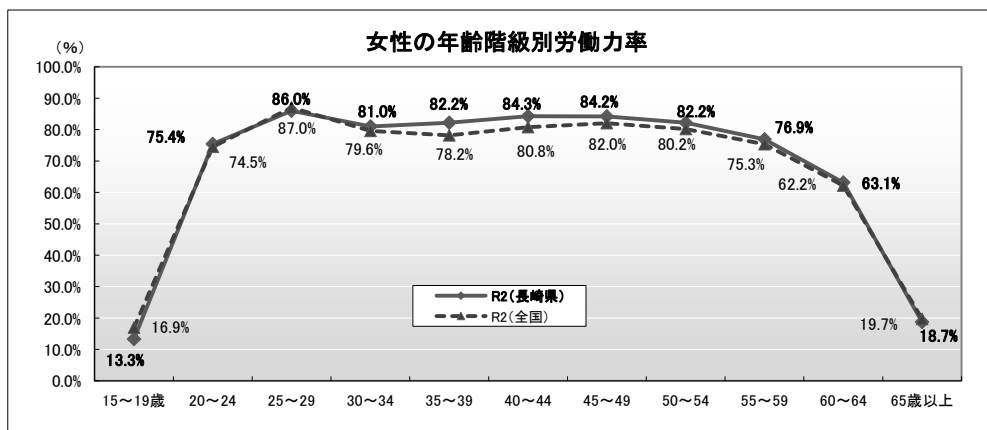
(単位:人)

年齢階層区分	15歳以上人口総数(A) 注1)	労働力人口			非労働力人口(無業者数)(E)	労働力率(G) B/A(※) ×100 注2)	就業率(H) C/A ×100	完全失業率(I) D/B ×100
		(B)	就業者数(C)	完全失業者数(D)				
15～19	5,617,440	842,919	786,795	56,124	4,183,450	15.0%	14.0%	6.7%
20～24	5,931,306	3,708,537	3,489,163	219,374	1,297,464	62.5%	58.8%	5.9%
25～29	6,031,964	4,517,617	4,287,963	229,654	446,700	74.9%	71.1%	5.1%
30～34	6,484,594	4,784,174	4,577,146	207,028	654,031	73.8%	70.6%	4.3%
35～39	7,311,567	5,433,673	5,228,646	205,027	778,299	74.3%	71.5%	3.8%
40～44	8,291,077	6,363,568	6,146,340	217,228	804,226	76.8%	74.1%	3.4%
45～49	9,650,293	7,544,543	7,287,886	256,657	920,847	78.2%	75.5%	3.4%
50～54	8,539,851	6,666,782	6,434,140	232,642	929,364	78.1%	75.3%	3.5%
55～59	7,767,482	6,019,933	5,815,244	204,689	1,094,571	77.5%	74.9%	3.4%
60～64	7,297,190	5,070,946	4,865,428	205,518	1,780,924	69.5%	66.7%	4.1%
65～69	8,075,268	3,968,068	3,814,699	153,369	3,664,263	49.1%	47.2%	3.9%
70～74	9,011,795	2,961,710	2,882,904	78,806	5,450,599	32.9%	32.0%	2.7%
75～79	6,930,928	1,273,749	1,246,049	27,700	5,047,089	18.4%	18.0%	2.2%
80～84	5,296,728	539,734	530,752	8,982	4,236,891	10.2%	10.0%	1.7%
85～	6,021,086	253,814	250,070	3,744	5,315,250	4.2%	4.2%	1.5%
合計	108,258,569	59,949,767	57,643,225	2,306,542	36,603,968	55.4%	53.2%	3.8%

(出典:令和2年国勢調査)

注 1) 15歳以上人口総数には労働力状態「不詳」が含まれるため、15歳以上人口総数(A)は労働力人口(B)と非労働力人口(E)を足した合計とは一致しない。

2) 労働力率とは、15才以上人口総数に占める労働力人口の割合。分母から労働力状態「不詳」を除いて集計している。



### 3. 産業大分類別就業者数

①産業大分類別就業者数の比較(長崎県・全国)

(単位:人、%)

項目	長崎県	全国	前回からの増減率		構成比		全国との 構成比差
			長崎県	全国	長崎県	全国	
産業大分類別就業者数	648,138	65,468,436	△0.9	2.6	100.0	100.0	-
第一次産業 1)	43,201	2,127,521	△12.1	△9.0	6.7	3.2	3.4
A 農業、林業	33,227	1,986,273	△11.8	△8.8	5.1	3.0	2.1
うち農業	32,556	1,921,957	△12.2	△9.0	5.0	2.9	2.1
B 漁業	9,974	141,248	△12.8	△11.9	1.5	0.2	1.3
第二次産業 1)	125,402	15,317,297	△4.9	△2.4	19.3	23.4	△4.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	265	20,456	△7.0	△14.2	0.0	0.0	0.0
D 建設業	55,016	4,857,375	△1.3	△1.0	8.5	7.4	1.1
E 製造業	70,121	10,439,466	△7.5	△3.0	10.8	15.9	△5.1
第三次産業 1)	479,535	48,023,618	1.4	4.9	74.0	73.4	0.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,676	317,856	6.9	△0.5	0.6	0.5	0.1
G 情報通信業	6,786	2,518,801	2.1	17.4	1.0	3.8	△2.8
H 運輸業、郵便業	28,739	3,680,454	1.3	4.9	4.4	5.6	△1.2
I 卸売・小売業	98,710	10,319,934	△2.4	0.2	15.2	15.8	△0.5
J 金融・保険業	15,392	1,616,884	△3.0	△3.6	2.4	2.5	△0.1
K 不動産業、物品賃貸業	8,926	1,520,345	3.4	6.3	1.4	2.3	△0.9
L 学術研究、専門・技術サービス業	16,794	2,561,028	△3.4	11.4	2.6	3.9	△1.3
M 宿泊業、飲食サービス業	37,915	3,670,432	△5.6	△2.8	5.8	5.6	0.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	22,524	2,318,199	△5.9	△2.2	3.5	3.5	△0.1
O 教育、学習支援業	34,190	3,310,184	6.2	8.1	5.3	5.1	0.2
P 医療、福祉	119,689	8,818,261	6.7	11.1	18.5	13.5	5.0
Q 複合サービス事業	7,285	489,988	△11.7	△6.4	1.1	0.7	0.4
R サービス業(他に分類されないもの)	41,131	4,539,980	12.8	9.6	6.3	6.9	△0.6
S 公務(他に分類されるものを除く)	37,778	2,341,272	△0.9	2.1	5.8	3.6	2.3

注1) 不詳補完値による

(出典: 令和2年国勢調査)

②長崎県の産業大分類別就業者数の動き

(単位:人、%)

項目	令和2年	平成27年	前回との比較		構成比		
			実数	増減率	令和2年	平成27年	増減ポイント
産業大分類別就業者数	648,138	653,800	△5,662	△0.9	100.0	100.0	-
第一次産業 1)	43,201	49,124	△5,923	△12.1	6.7	7.5	△0.8
A 農業、林業	33,227	37,682	△4,455	△11.8	5.1	5.8	△0.7
うち農業	32,556	37,077	△4,521	△12.2	5.0	5.7	△0.7
B 漁業	9,974	11,442	△1,468	△12.8	1.5	1.8	△0.3
第二次産業 1)	125,402	131,834	△6,432	△4.9	19.3	20.2	△0.9
C 鉱業、採石業、砂利採取業	265	285	△20	△7.0	0.0	0.0	0.0
D 建設業	55,016	55,749	△733	△1.3	8.5	8.5	0.0
E 製造業	70,121	75,800	△5,679	△7.5	10.8	11.6	△0.8
第三次産業 1)	479,535	472,842	6,693	1.4	74.0	72.3	1.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,676	3,439	237	6.9	0.6	0.5	0.1
G 情報通信業	6,786	6,644	142	2.1	1.0	1.0	0.0
H 運輸業、郵便業	28,739	28,369	370	1.3	4.4	4.3	0.1
I 卸売・小売業	98,710	101,165	△2,455	△2.4	15.2	15.5	△0.3
J 金融・保険業	15,392	15,876	△484	△3.0	2.4	2.4	0.0
K 不動産業、物品賃貸業	8,926	8,635	291	3.4	1.4	1.3	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	16,794	17,379	△585	△3.4	2.6	2.7	△0.1
M 宿泊業、飲食サービス業	37,915	40,144	△2,229	△5.6	5.8	6.1	△0.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	22,524	23,925	△1,401	△5.9	3.5	3.7	△0.2
O 教育、学習支援業	34,190	32,204	1,986	6.2	5.3	4.9	0.4
P 医療、福祉	119,689	112,211	7,478	6.7	18.5	17.2	1.3
Q 複合サービス事業	7,285	8,247	△962	△11.7	1.1	1.3	△0.2
R サービス業(他に分類されないもの)	41,131	36,466	4,665	12.8	6.3	5.6	0.7
S 公務(他に分類されるものを除く)	37,778	38,138	△360	△0.9	5.8	5.8	0.0

注 1) 不詳補完値による。

(出典: 令和2年国勢調査)

#### 4. 就業状態・雇用形態別就業者数

##### ①就業内訳

(単位:人、%)

	長崎県		全国		全国比較
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
雇人のある事業主	16,368	2.5	1,199,852	1.8	0.7
雇人のない事業主	51,932	8.0	4,361,034	6.7	1.3
会社役員	29,498	4.6	3,624,338	5.5	▲ 0.9
雇用者	521,428	80.5	54,544,201	83.3	▲ 2.8
正規	349,200	53.9	35,988,688	55.0	▲ 1.1
非正規	172,228	26.6	18,555,513	28.3	▲ 1.7
家族従業者	28,407	4.4	1,739,011	2.7	1.7
家庭内職者	505	0.1	0	0.0	0.1
合計	648,138	100.0	65,468,436	100.0	-

注)不詳補完値による。

(出典:令和2年国勢調査)

##### ②非正規の内訳

(単位:人、%)

	長崎県		全国		全国比較
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
パート・アルバイト・その他	162,783	94.5	16,774,814	90.4	4.1
派遣	9,445	5.5	1,780,699	9.6	▲ 4.1
合計	172,228	100.0	18,555,513	100.0	-

注)不詳補完値による。

(出典:令和2年国勢調査)

##### ③男女別非正規割合(雇用者)

(単位:人、%)

男女別	長崎県			全国			全国比較
	雇用者数	非正規数	非正規割合	雇用者数	非正規数	非正規割合	
男	262,916	45,442	17.3	28,848,523	5,339,518	18.5	▲ 1.2
女	258,512	126,786	49.0	25,695,678	13,215,995	51.4	▲ 2.4
合計	521,428	172,228	33.0	54,544,201	18,555,513	34.0	▲ 1.0

注)不詳補完値による。

(出典:令和2年国勢調査)

## 5. 市町別労働力人口

(単位:人、%)

市 町	15歳以上 人口総数 ※	労働力人口			完全 失業率	非労働力 人口
		総数	就業者	完全失業者		
県 計	1,136,430	673,938	648,138	25,800	3.8	462,492
長 崎 市	356,139	204,940	196,240	8,700	4.2	151,199
佐 世 保 市	208,883	124,649	119,595	5,054	4.1	84,234
島 原 市	37,717	22,320	21,484	836	3.7	15,397
諫 早 市	115,913	70,878	68,266	2,612	3.7	45,035
大 村 市	79,168	49,825	48,004	1,821	3.7	29,343
平 戸 市	25,929	15,063	14,569	494	3.3	10,866
松 浦 市	18,416	11,527	11,113	414	3.6	6,889
対 馬 市	25,155	14,826	14,288	538	3.6	10,329
壱 岐 市	21,702	12,541	12,035	506	4.0	9,161
五 島 市	30,679	16,525	15,948	577	3.5	14,154
西 海 市	23,266	13,997	13,565	432	3.1	9,269
雲 仙 市	36,114	22,871	22,182	689	3.0	13,243
南 島 原 市	37,578	21,930	21,168	762	3.5	15,648
市 計	1,016,659	601,892	578,457	23,435	3.9	414,767
長 与 町	34,712	21,096	20,417	679	3.2	13,616
時 津 町	24,742	15,134	14,598	536	3.5	9,608
東 彼 杵 町	6,846	4,232	4,124	108	2.6	2,614
川 棚 町	11,606	7,000	6,774	226	3.2	4,606
波 佐 見 町	12,274	8,006	7,782	224	2.8	4,268
小 値 賀 町	2,092	1,148	1,120	28	2.4	944
佐 々 町	11,572	7,386	7,150	236	3.2	4,186
新上五島町	15,927	8,044	7,716	328	4.1	7,883
町 計	119,771	72,046	69,681	2,365	3.3	47,725

※労働力状態「不詳補完値」を含む。

(資料:令和2年国勢調査)

## Ⅱ. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数

(単位:歳、年)

		平均年齢				平均勤続年数			
		長崎県		全国		長崎県		全国	
		R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4
労働者	計	44.6	45.3	43.9	43.7	11.8	12.5	12.4	12.3
	男性	45.4	46.0	44.6	44.5	12.9	13.6	13.8	13.7
	女性	43.7	44.2	42.6	42.3	10.5	10.9	9.9	9.8
労働者間	計	48.7	49.7	45.2	46.3	6.8	7.1	6.3	6.5
	男性	48.7	46.8	41.9	43.9	5.2	5.8	5.2	5.6
	女性	48.6	50.6	46.6	47.2	7.3	7.5	6.7	6.9

(出典:賃金構造基本統計調査)

- 注 1) 「**一般労働者**」とは、常用労働者のうち、短時間労働者以外の労働者をいう。
- 2) 「**短時間労働者**」とは、1日の所定労働時間が一般労働者よりも短い、又は1日の所定労働時間が一般労働者と同じでも1週の所定労働時間が一般労働者よりも少ない労働者をいう。
- 3) 「**平均勤続年数**」とは、労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数。  
(全産業、全年代の平均)



### Ⅲ. 賃金・労働時間

#### 1. 賃金

##### (1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移

(単位:円、%)

			現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5人以上	長崎県	令和元年	278,279	5.1	231,402	4.6	216,387	5.2	46,877
		2年	272,284	△ 2.1	227,562	△ 1.6	210,994	△ 2.6	44,722
		3年	270,911	△ 0.5	226,153	△ 0.6	210,966	0.0	44,758
		4年	264,913	△ 2.3	223,673	△ 1.1	209,808	△ 0.6	41,240
		5年	265,921	0.4	224,509	0.4	209,839	0.0	41,412
	全国	令和元年	322,552	-0.4	264,180	△ 0.2	244,432	△ 0.1	58,372
		2年	318,405	△ 1.2	262,325	△ 0.7	244,968	0.2	56,080
		3年	319,461	0.3	263,739	0.5	245,709	0.3	55,722
		4年	325,817	2.0	267,461	1.4	248,529	1.1	58,356
		5年	329,777	1.2	270,229	1.0	251,257	1.1	59,548
30人以上	長崎県	令和元年	304,884	1.6	248,751	1.9	228,959	2.3	56,133
		2年	311,574	2.4	256,406	3.1	234,788	2.6	55,168
		3年	301,895	-3.1	249,372	-2.7	228,108	-2.8	52,523
		4年	293,076	△ 3.0	243,289	△ 2.5	224,663	△ 1.5	49,787
		5年	295,002	0.7	244,121	0.3	224,923	1.2	50,881
	全国	令和元年	371,408	△ 0.2	296,064	0.1	270,847	0.1	75,344
		2年	365,100	△ 1.7	293,056	△ 1.1	271,025	0.1	72,044
		3年	368,493	1.0	296,652	1.2	273,186	0.8	71,841
		4年	379,732	3.1	303,496	2.4	278,687	2.0	76,236
		5年	386,982	1.9	308,436	1.6	283,594	1.8	78,546

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「現金給与総額」とは、「定期給与」と「特別給与」との合計額である。  
 2) 「定期給与」とは、労働協約、給与規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって「超過労働給与」を含む。  
 3) 「所定内給与」とは、「定期給与」から「超過労働給与」を差し引いた額である。  
 4) 「特別給与」とは、調査期間内に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められている契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであって、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給があったり、支給事由の発生が不確定であるものも含まれる。  
 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

## (2)就業形態別令和5年平均の月間現金給与額

①長崎県 一事業所規模5人以上

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)	
一般労働者	調査産業計	344,516	1.9	285,377	1.9	264,828	1.4	59,139	1,639
	製造業	355,748	△ 0.3	286,317	△ 1.4	255,047	△ 1.3	69,431	4,117
	卸売業, 小売業	318,072	3.6	260,041	1.5	247,460	0.7	58,031	7,183
	医療, 福祉	322,597	△ 1.3	273,084	1.2	257,877	0.4	49,513	△ 6,740
パートタイム労働者	調査産業計	95,299	1.1	92,372	1.3	90,464	1.0	2,927	△ 213
	製造業	118,728	2.7	115,675	3.5	111,072	1.7	3,053	△ 1,172
	卸売業, 小売業	96,614	2.1	93,898	0.5	92,235	0.2	2,716	1,536
	医療, 福祉	109,248	△ 5.7	104,484	△ 3.4	103,084	△ 3.7	4,764	△ 2,921

②全国 一事業所規模5人以上

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)	
一般労働者	調査産業計	436,804	1.8	350,430	1.5	323,807	1.6	86,374	2,533
	製造業	439,740	1.7	343,656	0.5	310,678	0.2	96,084	3,363
	卸売業, 小売業	441,811	1.8	351,888	1.4	331,895	1.0	89,923	1,168
	医療, 福祉	393,338	1.6	328,814	1.8	308,364	1.3	64,524	△ 28
パートタイム労働者	調査産業計	104,567	2.6	101,468	2.5	98,596	2.3	3,099	△ 23
	製造業	131,561	2.8	126,576	2.8	120,184	2.3	4,985	127
	卸売業, 小売業	100,881	1.3	98,630	1.3	96,593	1.3	2,251	△ 43
	医療, 福祉	127,841	2.9	122,095	2.6	119,534	2.5	5,746	44

③長崎県 一事業所規模30人以上

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)	
一般労働者	調査産業計	368,195	2.9	298,951	2.1	273,150	1.7	69,244	3,583
	製造業	387,104	△ 0.9	305,471	△ 1.6	270,979	△ 1.4	81,633	1,833
	卸売業, 小売業	355,169	10.2	279,801	6.0	262,671	5.0	75,368	15,817
	医療, 福祉	346,166	2.6	285,236	1.9	267,574	0.6	60,930	2,658
パートタイム労働者	調査産業計	106,921	8.8	103,226	7.9	100,996	7.7	3,695	1,062
	製造業	121,592	0.8	118,687	1.9	111,940	△ 0.8	2,905	△ 1,413
	卸売業, 小売業	113,594	11.6	109,317	8.5	108,460	9.6	4,277	3,149
	医療, 福祉	116,116	5.3	111,158	5.0	109,799	4.9	4,958	578

④全国 一事業所規模30人以上

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減(円)	
一般労働者	調査産業計	474,350	2.4	371,355	1.6	339,686	1.4	102,995	3,285
	製造業	467,572	1.6	357,447	0.4	320,045	0.2	110,125	4,607
	卸売業, 小売業	505,644	1.6	388,998	1.6	365,472	1.0	116,646	572
	医療, 福祉	425,464	1.5	350,825	1.6	324,755	1.0	74,639	329
パートタイム労働者	調査産業計	120,236	4.0	116,337	3.9	112,338	3.6	3,899	△ 82
	製造業	146,691	3.3	141,000	3.4	131,470	3.0	5,691	173
	卸売業, 小売業	111,523	0.9	108,698	1.0	106,757	1.1	2,825	△ 207
	医療, 福祉	146,867	3.0	140,245	2.9	136,525	2.7	6,622	243

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。
- 2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
  - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。
- ※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
- ① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。
  - ② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。
- 3) 全国、長崎県の就業形態別超過労働給与、特別給与の賃金指数は作成していないため、「対前年増減率」は、実数をもとに算定している。

(3) 産業別令和5年平均の月間定期給与額

(単位:円)

事業所規模 産 業	5人以上			30人以上		
	長崎県		全 国	長崎県		全 国
	実 額	格 差 全国=100	実 額	実 額	格 差 全国=100	実 額
調 査 産 業 計	224,509	83.1	270,229	244,121	79.1	308,436
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	331,545	X	X	424,215
建 設 業	298,761	84.9	351,903	314,391	79.8	393,815
製 造 業	264,811	84.2	314,430	285,979	85.5	334,414
電気・ガス・熱供給・水道業	424,166	95.9	442,275	424,166	89.7	472,941
情 報 通 信 業	288,470	73.8	390,802	290,638	71.9	404,430
運 輸 業 , 郵 便 業	251,571	79.2	317,703	261,281	80.1	326,043
卸 売 業 , 小 売 業	181,565	75.0	242,193	168,726	60.1	280,872
金 融 業 , 保 険 業	302,743	79.8	379,533	291,304	70.5	413,198
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	226,090	69.0	327,903	206,925	56.6	365,885
学術研究,専門・技術サービス業	283,811	74.3	382,231	286,726	67.2	426,382
宿泊業,飲食サービス業	110,801	89.7	123,468	133,608	83.1	160,855
生活関連サービス業,娯楽業	192,345	96.7	199,002	188,097	87.6	214,663
教 育 , 学 習 支 援 業	278,457	94.9	293,359	288,456	85.0	339,173
医 療 , 福 祉	221,085	85.4	259,026	242,526	82.0	295,713
複 合 サ ー ビ ス 事 業	277,124	92.8	298,624	282,841	94.0	301,019
サービス業(他に分類されないもの)	216,795	89.6	241,990	208,621	88.6	235,514

「X」…調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

#### (4) 男女別令和5年平均の月間定期給与額

##### ①事業所規模5人以上

(単位:円)

項目 産業	長崎県			全国		
	男性	女性	格差 男性=100	男性	女性	格差 男性=100
調査産業計	277,368	174,264	62.8	339,164	195,400	57.6
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	338,959	270,309	79.7
建設業	319,915	199,082	62.2	377,060	241,387	64.0
製造業	311,547	166,079	53.3	361,377	204,524	56.6
電気・ガス・熱供給・水道業	434,989	261,682	60.2	462,348	325,711	70.4
情報通信業	350,990	216,649	61.7	432,595	298,804	69.1
運輸業,郵便業	265,754	183,390	69.0	346,249	217,012	62.7
卸売業,小売業	236,459	136,566	57.8	326,075	165,970	50.9
金融業,保険業	410,877	239,914	58.4	507,304	282,102	55.6
不動産業,物品賃貸業	260,866	185,031	70.9	381,033	238,593	62.6
学術研究,専門・技術サービス業	324,718	223,921	69.0	435,676	281,357	64.6
宿泊業,飲食サービス業	140,562	90,913	64.7	162,081	100,048	61.7
生活関連サービス業,娯楽業	210,329	174,379	82.9	249,582	160,230	64.2
教育,学習支援業	317,118	239,803	75.6	343,966	247,640	72.0
医療,福祉	283,094	199,800	70.6	357,303	226,414	63.4
複合サービス事業	322,376	216,130	67.0	351,362	223,679	63.7
サービス業(他に分類されないもの)	263,551	147,528	56.0	287,829	185,591	64.5

「X」…調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

##### ②事業所規模30人以上

(単位:円)

項目 産業	長崎県			全国		
	男性	女性	格差 男性=100	男性	女性	格差 男性=100
調査産業計	305,039	186,517	61.1	373,996	226,191	60.5
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	433,756	356,340	82.2
建設業	331,826	215,224	64.9	421,098	274,092	65.1
製造業	331,117	179,211	54.1	377,529	220,822	58.5
電気・ガス・熱供給・水道業	434,989	261,682	60.2	491,602	358,288	72.9
情報通信業	351,938	219,140	62.3	445,892	308,830	69.3
運輸業,郵便業	269,533	172,341	63.9	359,238	220,571	61.4
卸売業,小売業	253,975	130,835	51.5	381,358	187,588	49.2
金融業,保険業	433,613	228,777	52.8	551,351	302,588	54.9
不動産業,物品賃貸業	240,342	182,617	76.0	419,617	271,642	64.7
学術研究,専門・技術サービス業	306,933	240,143	78.2	464,848	328,223	70.6
宿泊業,飲食サービス業	165,344	113,724	68.8	210,469	124,976	59.4
生活関連サービス業,娯楽業	227,815	150,712	66.2	276,609	162,207	58.6
教育,学習支援業	343,734	228,172	66.4	385,546	287,076	74.5
医療,福祉	316,023	215,497	68.2	388,978	257,316	66.2
複合サービス事業	325,739	182,262	56.0	343,128	204,813	59.7
サービス業(他に分類されないもの)	255,036	143,616	56.3	282,471	185,890	65.8

(出典:毎月勤労統計調査)

## 2. 労働時間

### (1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移

(単位: 時間、日)

			総実労働時間			所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		
5 人 以 上	長 崎 県	令和元年	146.6	△ 1.1	136.5	△ 1.3	10.1	1.5	19.2	
		2年	141.9	△ 3.1	132.2	△ 3.1	9.7	△ 3.5	19.0	
		3年	141.4	△ 0.3	132.0	△ 0.1	9.4	△ 2.9	18.9	
		4年	140.6	△ 0.7	131.6	△ 0.4	9.0	△ 4.5	18.7	
		5年	139.7	△ 0.6	130.5	△ 0.8	9.2	1.8	18.4	
	全 国	令和元年	139.1	△ 2.2	128.5	△ 2.2	10.6	△ 1.9	18.0	
		2年	135.1	△ 2.8	125.9	△ 2.0	9.2	△ 13.2	17.7	
		3年	136.1	0.6	126.4	0.4	9.7	5.1	17.7	
		4年	136.1	0.1	126	△ 0.3	10.1	4.6	17.6	
		5年	136.3	0.1	126.3	0.2	10.0	△ 0.9	17.6	
3 0 人 以 上	長 崎 県	令和元年	149.3	△ 1.0	138.4	△ 0.8	10.9	△ 3.3	19.1	
		2年	148.2	△ 0.7	137.4	△ 0.6	10.8	△ 1.3	18.9	
		3年	147.2	△ 0.6	136.2	△ 1.0	11.0	1.9	18.7	
		4年	145.7	△ 1.0	134.5	△ 1.3	11.2	2.1	18.7	
		5年	145.6	△ 0.1	134.6	0.1	11.0	△ 1.6	18.7	
	全 国	令和元年	144.4	△ 2.0	132	△ 2.1	12.4	△ 1.0	18.2	
		2年	140.4	△ 2.8	129.6	△ 1.7	10.8	△ 13.1	17.9	
		3年	142.4	1.4	130.8	0.9	11.6	7.4	18.0	
		4年	143.2	0.6	131	0.2	12.2	5.2	17.9	
		5年	143.8	0.4	131.7	0.5	12.1	△ 1.2	18.0	

(出典: 毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。
- 2) 「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と就業時刻との間の実労働時間のことである。
- 3) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤の労働時間のことである。
- 4) 「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば出勤日となる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

## (2) 就業形態別令和5年平均の月間労働時間

①長崎県 一事業所規模5人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)
一般労働者	調査産業計	166.3	0.6	153.7	0.3	12.6	3.8	20.1	0.1
	製造業	169.8	△ 1.5	151.0	△ 0.5	18.8	△ 8.4	19.8	0.1
	卸売業、小売業	168.0	△ 0.8	158.5	△ 0.6	9.5	△ 4.0	20.5	0.1
	医療、福祉	158.3	0.9	153.5	0.6	4.8	14.9	20.0	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	81.9	△ 0.7	80.2	△ 0.9	1.7	9.1	14.9	△ 0.6
	製造業	112.3	11.9	108.2	10.3	4.1	70.3	17.4	1.7
	卸売業、小売業	89.7	△ 4.9	88.3	△ 4.7	1.4	△ 14.7	16.9	△ 1.2
	医療、福祉	82.0	△ 5.7	80.8	△ 6.4	1.2	70.5	15.2	△ 0.7

②全国 一事業所規模5人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)
一般労働者	調査産業計	163.5	0.7	149.7	0.8	13.8	△ 0.4	19.5	0.1
	製造業	164.5	0.1	149.5	0.8	15.0	△ 5.6	19.3	0.1
	卸売業、小売業	163.4	0.5	152.1	0.6	11.3	△ 0.8	19.7	0.1
	医療、福祉	156.5	0.3	149.5	0.3	7.0	△ 0.5	19.5	0.1
パートタイム労働者	調査産業計	79.3	△ 0.4	77.1	△ 0.5	2.2	1.6	13.6	△ 0.2
	製造業	108.8	0.9	104.1	1.3	4.7	△ 7.1	16.6	0.1
	卸売業、小売業	85.1	△ 1.9	83.4	△ 1.7	1.7	△ 8.7	14.9	△ 0.4
	医療、福祉	78.3	1.5	76.9	1.3	1.4	14.0	13.6	0.2

③長崎県 一事業所規模30人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)
一般労働者	調査産業計	166.9	0.6	152.3	0.6	14.6	0.9	19.8	0.1
	製造業	169.9	△ 2.0	149.6	△ 1.3	20.3	△ 6.9	19.5	△ 0.1
	卸売業、小売業	172.9	0.7	158.9	0.2	14.0	7.1	20.2	0.4
	医療、福祉	157.5	0.5	153.2	0.3	4.3	10.3	19.6	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	91.3	5.6	89.3	5.5	2.0	8.5	15.9	0.4
	製造業	118.9	4.0	112.9	1.7	6.0	79.3	18.2	△ 0.1
	卸売業、小売業	101.6	1.2	100.7	2.4	0.9	△ 56.8	17.6	△ 0.1
	医療、福祉	87.3	△ 1.4	86.5	△ 1.6	0.8	26.3	16.2	△ 0.3

④全国 事業所規模30人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年差(日)
一般労働者	調査産業計	162.4	0.5	147.3	0.6	15.1	△ 1.0	19.2	0.1
	製造業	164.3	△ 0.1	148.1	0.4	16.2	△ 5.3	19.0	0.0
	卸売業、小売業	160.9	0.3	148.8	0.4	12.1	△ 0.6	19.2	0.1
	医療、福祉	156.7	△ 0.1	149.0	0.0	7.7	0.1	19.4	0.1
パートタイム労働者	調査産業計	86.9	0.4	84.0	0.4	2.9	0.3	14.4	△ 0.1
	製造業	118.5	2.0	111.5	2.3	7.0	△ 3.0	16.8	0.1
	卸売業、小売業	92.7	△ 1.5	90.9	△ 1.4	1.8	△ 9.1	16.2	△ 0.3
	医療、福祉	84.9	2.4	83.2	2.1	1.7	18.7	14.0	0.3

(出典:毎月勤労統計調査)

注 1 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

2 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

### (3)産業別令和5年平均の月間労働時間

①事業所規模5人以上

(単位:時間)

項目 産業	長崎県			全国		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	139.7	130.5	9.2	136.3	126.3	10.0
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	161.9	148.5	13.4
建設業	165.6	154.2	11.4	164.3	150.6	13.7
製造業	162.6	145.6	17.0	157.0	143.4	13.6
電気・ガス・熱供給・水道業	155.8	145.4	10.4	154.9	140.1	14.8
情報通信業	143.3	134.6	8.7	157.3	141.8	15.5
運輸業,郵便業	177.6	154.3	23.3	167.7	145.0	22.7
卸売業,小売業	131.0	125.3	5.7	129.5	122.4	7.1
金融業,保険業	141.9	130.8	11.1	147.1	135.0	12.1
不動産業,物品賃貸業	142.0	138.8	3.2	150.8	138.6	12.2
学術研究,専門・技術サービス業	166.8	151.6	15.2	154.1	140.3	13.8
宿泊業,飲食サービス業	94.5	88.8	5.7	88.5	83.4	5.1
生活関連サービス業,娯楽業	137.9	129.6	8.3	122.2	116.1	6.1
教育,学習支援業	130.0	116.0	14.0	124.3	114.0	10.3
医療,福祉	134.8	131.1	3.7	130.1	125.0	5.1
複合サービス事業	151.7	142.5	9.2	148.2	139.0	9.2
サービス業(他に分類されないもの)	143.4	133.2	10.2	139.3	128.4	10.9

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:時間)

項目 産業	長崎県			全国		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	145.6	134.6	11.0	143.8	131.7	12.1
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	158.8	144.2	14.6
建設業	159.0	143.4	15.6	164.8	147.0	17.8
製造業	164.6	145.8	18.8	159.4	144.2	15.2
電気・ガス・熱供給・水道業	155.8	145.4	10.4	156.5	140.1	16.4
情報通信業	145.3	136.2	9.1	157.4	141.0	16.4
運輸業,郵便業	185.4	155.6	29.8	162.9	141.0	21.9
卸売業,小売業	126.5	121.0	5.5	134.5	126.4	8.1
金融業,保険業	138.9	127.4	11.5	148.3	133.6	14.7
不動産業,物品賃貸業	140.6	136.2	4.4	151.5	138.1	13.4
学術研究,専門・技術サービス業	174.9	156.4	18.5	157.9	141.9	16.0
宿泊業,飲食サービス業	106.3	98.2	8.1	101.7	94.8	6.9
生活関連サービス業,娯楽業	138.4	128.1	10.3	121.7	114.4	7.3
教育,学習支援業	137.9	125.3	12.6	131.5	119.4	12.1
医療,福祉	140.3	136.9	3.4	137.9	131.7	6.2
複合サービス事業	154.8	140.1	14.7	151.6	138.8	12.8
サービス業(他に分類されないもの)	143.0	131.0	12.0	137.6	126.4	11.2

「X」…調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

#### (4)労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

##### ①長崎県

企業規模	付与日数 <sup>1)</sup> (日)	取得日数 <sup>2)</sup> (日)	取得率 <sup>3)</sup> (%)
計(5人以上)	14.7	9.9	67.2
計(30人以上)	15.9	10.6	66.7
5～29人	12.6	8.6	67.9
30～99人	16.0	10.6	66.5
100～299人	15.1	10.8	71.6
300人以上	17.3	10.3	59.3

(出典: 県雇用労働政策課「令和6年度労働条件等実態調査」)

##### ②全国

企業規模	付与日数 <sup>1)</sup> (日)	取得日数 <sup>2)</sup> (日)	取得率 <sup>3)</sup> (%)
計	16.9	11.0	65.3
30～99人	16.6	10.6	63.7
100～299人	16.5	10.4	62.8
300～999人	17.3	11.5	66.6
1,000人以上	17.1	11.5	67.0

(出典: 厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」)

注 1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得日数」は、令和5年(又は令和4会計年度)1年間に実施に取得した日数である。

3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

4) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。



## (5) 主な週休制<sup>1)</sup>の形態別企業割合

### ①長崎県

(単位:%)

企業規模	全企業 <sup>2)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>4)</sup>
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>3)</sup>	完全週休 2日制	
計(5人以上)	[100.0]	100.0	13.0	76.4	26.7	49.7	10.6
計(30人以上)	[22.6]	100.0	6.7	83.9	28.2	55.7	9.4
5～29人	[77.4]	100.0	14.9	74.2	26.2	47.9	11.0
30～99人	[18.6]	100.0	7.3	83.7	31.7	52.0	8.9
100～299人	[3.3]	100.0	4.5	86.4	13.6	72.7	9.1
300人以上	[0.6]	100.0	0.0	75.0	0.0	75.0	25.0

(出典:県雇用労働政策課「令和6年度労働条件等実態調査」)

### ②全国

(単位:%)

企業規模	全企業 <sup>2)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>4)</sup>
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>3)</sup>	完全週休 2日制	
計	100.0	100.0	7.5	90.9	34.2	56.7	1.6
30～99人	100.0	100.0	9.4	89.0	35.4	53.6	1.5
100～299人	100.0	100.0	3.5	95.1	33.7	61.4	1.4
300～999人	100.0	100.0	2.0	95.8	28.8	66.9	2.3
1,000人以上	100.0	100.0	2.8	93.7	21.4	72.3	3.5

(出典:厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」)

注 1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) [ ]内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。(全国数値は非公開)

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

5) 調査対象は、県:常用労働者5人以上の事業所、全国:常用労働者30人以上の事業所である。

## (6) 週休制の適用労働者割合

### ①長崎県

(単位:%)

企業規模	全企業 <sup>1)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>3)</sup>
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>2)</sup>	完全週休 2日制	
計(5人以上)	[100.0]	100.0	7.1	80.4	26.3	54.1	12.5
計(30人以上)	[62.1]	100.0	4.8	83.3	20.5	62.8	12.0
5～29人	[37.9]	100.0	10.9	75.7	35.9	39.8	13.3
30～99人	[33.4]	100.0	6.8	80.6	30.0	50.5	12.6
100～299人	[19.2]	100.0	3.7	87.6	11.5	76.1	8.7
300人以上	[9.6]	100.0	0.0	83.9	5.1	78.8	16.1

(出典: 県雇用労働政策課「令和6年度労働条件等実態調査」)

### ②全国

(単位:%)

企業規模	全企業 <sup>1)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>3)</sup>
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>2)</sup>	完全週休 2日制	
計	100.0	100.0	3.6	93.3	28.1	65.2	3.2
30～99人	100.0	100.0	8.0	90.1	36.7	53.4	1.8
100～299人	100.0	100.0	3.2	94.9	32.6	62.3	1.9
300～999人	100.0	100.0	1.6	95.4	27.2	68.2	3.0
1,000人以上	100.0	100.0	2.1	93.1	20.3	72.8	4.9

(出典: 厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」)

- 注 1) [ ]内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。(全国数値は非公開)
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。
- 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。
- 4) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。

## IV. 労使関係

### 1. 労働組合組織状況(令和6年6月30日現在)

#### ①県内の組合数及び組合員数の推移

	組合数			組合員数		
		対前年増減数	増減率		対前年増減数	増減率
	組合	組合	%	人	人	%
平成19	586	△ 21	△ 3.5	77,126	△ 145	△ 0.2
20	580	△ 6	△ 1.0	75,960	△ 1,166	△ 1.5
21	548	△ 32	△ 5.5	75,541	△ 419	△ 0.6
22	541	△ 7	△ 1.3	74,328	△ 1,213	△ 1.6
23	535	△ 6	△ 1.1	73,076	△ 1,252	△ 1.7
24	522	△ 13	△ 2.4	71,812	△ 1,264	△ 1.7
25	510	△ 12	△ 2.3	69,629	△ 2,183	△ 3.0
26	508	△ 2	△ 0.4	68,314	△ 1,315	△ 1.9
27	500	△ 8	△ 1.6	66,899	△ 1,415	△ 2.1
28	493	△ 7	△ 1.4	65,977	△ 922	△ 1.4
29	487	△ 6	△ 1.2	65,706	△ 271	△ 0.4
30	482	△ 5	△ 1.0	65,395	△ 311	△ 0.5
令和元年	474	△ 8	△ 1.7	64,540	△ 855	△ 1.3
2	468	△ 6	△ 1.3	63,358	△ 1,182	△ 1.9
3	444	△ 24	△ 5.1	61,752	△ 1,606	△ 2.5
4	435	△ 9	△ 2.0	59,853	△ 1,899	△ 3.1
5	427	△ 17	△ 3.9	58,273	△ 3,479	△ 5.8
6	413	△ 14	△ 3.3	57,173	△ 1,100	△ 1.9

#### ②産業別組合数・組合員数

区分	組合数			組合員数	
		対前年増減数	構成比		構成比
	組合	組合	%	人	%
農業, 林業	1	0	0.2	24	0.0
漁業	2	0	0.5	24	0.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0	0.2	9	0.0
建設業	22	0	5.3	7,183	12.6
製造業	61	△ 1	14.8	10,187	17.8
電気・ガス・熱供給・水道業	20	0	4.8	1,213	2.1
情報通信業	13	△ 2	3.1	765	1.3
運輸業, 郵便業	76	△ 3	18.4	4,661	8.2
卸売業, 小売業	33	△ 1	8.0	6,431	11.2
金融業, 保険業	23	1	5.6	4,946	8.7
不動産業, 物品賃貸業	2	0	0.5	7	0.0
学術研究, 専門・技術サービス業	7	△ 1	1.7	505	0.9
宿泊業, 飲食サービス業	2	0	0.5	7	0.0
生活関連サービス業, 娯楽業	8	0	1.9	2,136	3.7
教育, 学習支援業	31	△ 2	7.5	810	1.4
医療, 福祉	23	△ 1	5.6	4,380	7.7
複合サービス事業	16	0	3.9	3,400	5.9
サービス業	9	0	2.2	967	1.7
公務	57	△ 4	13.8	9,215	16.1
分類不能	6	0	1.5	303	0.5

(出典: 県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」)

## V. 高齢者雇用確保措置実施状況

※R6. 6. 1現在（長崎労働局調べ）

（集計結果は、雇用状況を報告した従業員21人以上の企業の状況をまとめたもの）

### 1. 雇用確保措置実施状況（21人以上規模企業）

#### 1-1 雇用確保措置実施状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(21人以上規模)	2,604	100.0%	237,052	100.0%
定年制の廃止	92	3.5%	9,247	3.9%
定年の引上げ	802	30.8%	68,099	28.7%
継続雇用制度の導入	1,704	65.4%	159,574	67.3%
雇用確保措置済み計	2,598	99.8%	236,920	99.9%

#### 1-2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
雇用確保措置計	2,598 (2,654)	99.8% (99.7%)	236,920 (176,239)	99.9% (99.9%)

※（）内は、令和5年6月1日現在の数値

#### ■雇用確保措置義務化について（段階的な年齢の引き上げ）

- I 平成18年4月1日から平成19年3月31日・・・62歳
- II 平成19年4月1日から平成22年3月31日・・・63歳
- III 平成22年4月1日から平成25年3月31日・・・63歳
- IV 平成25年4月1日以降・・・65歳

### 2. 65歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移

（単位：社）

	県		全国	
	企業数	割合	企業数	割合
10年(基準)	142	15.9%	—	—
27年	1,592	96.4%	143,179	98.1%
28年	1,649	97.8%	147,740	99.2%
29年	1,700	98.6%	152,275	99.5%
30年	1,663	98.9%	155,638	99.7%
令和元年	1,763	99.7%	156,607	99.8%
2年	1,759	99.1%	161,117	99.8%
3年	1,798	99.7%	164,033	99.9%
4年	1,875	99.7%	175,452	99.9%
5年	1,859	99.8%	176,239	99.9%
6年	2,598	99.8%	236,920	99.9%

※平成18年以降は、常用労働者51人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業

※平成21年以降は、常用労働者31人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業

※令和6年以降は、常用労働者21人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業

### 3. 70歳以上まで働ける企業の状況（21人以上規模企業）

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(21人以上規模)	2,604	100.0%	237,052	100.0%
①定年制の廃止	92	3.5%	9,247	3.9%
②定年の引上げ	74	2.8%	5,690	2.4%
③継続雇用制度の導入	568	21.8%	60,570	25.6%
④創業支援等措置の導入	2	0.0%	136	0.1%
70歳以上雇用確保措置実施企業計(①+②+③+④+⑤)	736	28.3%	75,643	31.9%

### 4. 企業における定年制の状況（21人以上規模企業）

（単位：人）

確保措置区分	県		全国	
	人数	割合	人数	割合
報告した全ての企業	2,604	100.0%	237,052	100.0%
①定年制の廃止	92	3.5%	9,247	3.9%
②定年制あり(60歳)	1,619	62.2%	152,776	64.4%
③定年制あり(61～64歳)	91	3.5%	6,930	2.9%
④定年制あり(65歳)	705	27.1%	59,693	25.2%
⑤定年制あり(65～69歳)	23	0.9%	2,716	1.1%
⑥定年制あり(70歳～)	74	2.8%	5,690	2.4%

### 5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況（21人以上規模企業）

（単位：人）

確保措置区分	県		全国	
	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合
基準適用年齢(64歳)到達者	500	100.0%	49,584	100.0%
うち、	-	-	-	-
・継続雇用者(基準に該当し、継続雇用)	469	93.8%	45,844	92.5%
・継続雇用を希望しない者	30	6.0%	3,199	6.5%
・基準に該当せず離職した者	1	0.2%	541	1.1%

※令和5年6月1日から令和5年6月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計。